

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成23年第2回幕別町議会定例会  
(平成23年6月2日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
1 小川 純文      2 寺林 俊幸      3 東口 隆弘
- 日程第2 会期の決定  
(諸般の報告)
- 日程第3 行政執行方針（町長、教育委員長）
- 日程第4 報告第4号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第5 議案第37号 幕別町税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第38号 幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第41号 帯広市との定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第8 陳情第3号 幕別町議会議員の定数削減を求める陳情書
- 日程第9 陳情第4号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第10 陳情第5号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第11 陳情第6号 「泊原発の防災対策強化と自然エネルギーへの計画的転換等を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第12 陳情第7号 「原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書」の提出を求める陳情書

# 会議録

平成23年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年6月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月2日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 小川純文      2 寺林俊幸      3 東口隆弘      4 藤谷謹至      5 小島智恵  
6 岡本眞利子    7 藤原 孟      8 乾 邦廣      9 牧野茂敏      10 谷口和弥  
11 芳滝 仁      12 田口廣之    13 前川雅志    14 成田年雄      15 中橋友子  
16 野原恵子      17 増田武夫    18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
教 育 長 金子隆司      教 育 委 員 長 沖田道子  
代 表 監 査 委 員 柏本和成      農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満  
総 務 部 長 増子一馬      経 済 部 長 飯田晴義  
会 計 管 理 者 新屋敷清志      企 画 室 長 堂前芳昭  
民 生 部 長 菅 好弘      建 設 部 長 高橋政雄  
札 内 支 所 長 飛田 栄      忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一  
教 育 部 長 佐藤昌親      総 務 課 長 田村修一  
地 域 振 興 課 長 佐藤和良      企 画 室 参 事 伊藤博明  
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄      税 務 課 長 姉崎二三男  
経 済 建 設 課 長 細澤正典
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 米川伸宜      課長 仲上雄治      係長 金田恭之
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
1 小川 純文      2 寺林 俊幸      3 東口 隆弘

# 議事の経過

(平成23年6月2日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） ただいまから、平成23年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。  
これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、1番小川議員、2番寺林議員、3番東口議員を指名いたします。

## [会期の決定]

○議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から22日までの21日間といたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から22日までの21日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

○議長（古川 稔） ここで、諸般の報告をいたします。  
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告書が議長あてに提出されていますので、お手元に配付してあります。  
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第5号、幕別町土地開発公社、報告第6号、幕別町農業振興公社、報告第7号、忠類振興公社に係る平成23年度事業計画書及び平成22年度決算に関する書類がそれぞれ提出されております。お手元に配付してあります。  
後刻ごらんいただきたいと思います。  
これで諸般の報告を終わります。

## [人事異動による職員の紹介]

○議長（古川 稔） 次に、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。  
高橋副町長。  
○副町長（高橋平明） 本年5月20日付で人事異動を行いましたので、管理職職員の異動について紹介をさせていただきます。  
まず、部長職であります。  
札内支所長、飛田栄であります。  
消防長、久保雅昭であります。  
続いて、課長職であります。  
経済部参事、須田明彦であります。  
以上であります。

どうぞよろしくお願いをいたします。

[行政執行方針]

○議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成23年第2回町議会定例会が開会されるに当たり、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、さきの選挙におきまして、町民の皆様からの温かいご支援をいただき、4期目の当選をさせていただき、引き続き幕別町長として町政を担わせていただくこととなりました。

町民の皆様からのご期待と、私に課せられた責任の重さを改めて痛感しているところであります。

平成11年に幕別町長に就任して以来、私は、常に町政の主役は町民であり、町民目線を忘れることなく、活力ある経済、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、町民とともに考え、行動する町政の展開に努めてまいりました。

いま一度、初心に立ち返り、町民各層の声に真摯に耳を傾け、町民の皆様のみちづくりに寄せる思いや期待をしっかりと受けとめて、「まくべつの躍進」に向け全力を尽くしてまいる決意であります。

ここに、今後、4年間にわたって町政を担当するに当たりまして、私の基本的な考え方を申し上げます。

初めに、町政に臨む私の基本姿勢であります。

平成18年2月6日、「住民の融和、新町の一体感の醸成、並びに新町全体の均衡ある発展」を新町建設の理念に掲げ、幕別町と忠類村は合併をいたしました。

これからの4年間は、合併10年に向け、それぞれの地域の力を高め、地域の特性を生かしつつ、調和のとれた「新しくたくましい幕別町づくり」に向け、次の四つを基本として、今後の町政を進めてまいりたいと考えております。

その第1は、「安心・安全」な地域社会の実現であります。

本町の経済・雇用は依然厳しい状況が続いており、将来に向け着実な歩みを継続していくためには、町民の皆様の不安を払拭できるよう、景気・経済の回復と安心できる暮らしを確保していかなければなりません。

このため、本町の基幹産業である農業の体質強化を図り、足腰の強い経済基盤の構築に努めるとともに、雇用の確保・創出に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

また、超高齢社会の現在にあつて、地域で生き生きと暮らすことのできるよう、子育て支援や地域福祉の充実、交通の確保など、安心・安全な地域づくりに取り組んでまいります。

第2は、「公正・公平」な行政運営の推進であります。

2万7,000人を超える町民の方々が、この町に住んでいてよかった、これからも住み続けたいと感じていただくことができるよう、行政の各分野でしっかりと町民ニーズを把握し、限りある財源を最も効果的に活用し、施策の選択と集中によって、将来に向かって持続的に発展できるよう町政を進めてまいります。

そのためにも、職員力を一層向上させ、町民のための役場、町民から頼られる役場づくりに努めるとともに、コンパクトで機動性の高い組織・機構の構築、行政改革の推進により、行政サービスの向上に取り組んでまいります。

第3は、「一体感の醸成と均衡ある発展」の実現であります。

忠類村と幕別町とが合併し、6年目に入りました。

新・幕別町の誕生以来、幕別と忠類、それぞれの地域特性を生かしつつ地域の力を高めるとともに、機能分担を図り、創造性あふれる調和のとれたまちづくりを進めてまいりました。

「合併は決してゴールではなく、新しいまちづくりのスタート」との思いは変わるものではなく、今後におきましても、地域の主役となる町民が、町に愛着を感じるという意識の基礎となる「一体感の

醸成」と「均衡ある発展」を推進してまいります。

第4は、「協働のまちづくり」の推進であります。

住民の皆さんと行政の相互信頼によるまちづくりの推進は、「公正で公平な行政」の実現とともに、私が平成11年に町長に就任して以来、変わらぬ政治姿勢であり、これまでも、町民の方々や、公区、企業、NPOなど、さまざまな形でまちづくりに積極的な参加をいただいております。

今後も多様化、高度化する住民ニーズや地域の抱える課題に的確にこたえていくため、多くの方々の参加をいただき、協働のまちづくりを一層確かなものとするよう努めてまいりたいと考えております。

次に、地方財政対策について申し上げます。

国の平成23年度の地方財政対策に関しましては、3月の第1回定例会におきましてご説明させていただいておりますので、概要について申し上げます。

国の予算は、基本的には「経済成長」「財政健全化」「社会保障改革」を一体的に実現し、元気な日本を復活させるための礎を築くことを最重要課題としながらも、社会保障関係経費が大幅にふえることや公債費も依然として高い水準にあることから、地方交付税の増額などに配慮されたところであります。

しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災による今後の復旧・復興に向けた財源手当がいまだ不透明な状況にある中、地方財政対策におきましても大きな影響があるものと懸念いたしているところであります。

こうした状況の中、編成いたしました補正予算の概要について申し上げます。

平成23年度の当初予算につきましては、骨格編成を基本としながらも、昨今の経済動向や雇用状況、また工事の完成時期などに配慮し、できる限り当初予算に計上させていただいたところでありますが、さらに多様化する住民ニーズにこたえるべく、今回の一般会計におきましては、5億4,740万5,000円の補正予算を編成いたしました。

この結果、補正後の一般会計予算総額は137億979万1,000円となり、前年度の当初予算と比較し、9億9,353万5,000円、7.8%の増となるものであります。

次に、補正予算編成時における一般会計の主な財源見通しについて申し上げます。

主要な財源である普通交付税につきましては、事業費補正などの特殊要素を除き、前年度交付額と同程度と推計をいたしておりますが、最近の新聞報道にもありますように、東日本大震災の復興財源を捻出するため、地方交付税を削減する案も浮上しており、現時点では交付額の見込みについては予断を許さない状況であります。

町税につきましては、本年度は大きな税制改正はなかったものの、法人町民税では1.9%の増、固定資産税では土地の下落などにより0.1%の減を、町税全体では前年度当初予算に対して1%増を見込んだところであり、加えて、財源調整のために財政調整基金から2億円の繰り入れを計上いたしましたところであります。

次に、今回の補正予算の歳出につきまして、主なものを申し上げますと、忠類コミュニティセンター耐震化に係る実施設計、小学校卒業までの医療費無料化の拡大、緊急雇用対策事業、農業ゆとりみらい総合資金貸付金の増額、商工会プレミアム商品券発行事業、道路・公園整備事業、糠内小学校改築事業、糠内公民館、いわゆる糠内コミセンの改修など、町民要望の高い事業について予算計上させていただいております。

以上、予算概要について申し上げますが、地方交付税の削減など引き続き厳しい財政運営が想定されておりますことから、限られた財源の有効かつ効率的な配分に配意いたし、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第5期幕別町総合計画に掲げる五つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の第1、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」についてであります。

コミュニティ意識の低下が、活力のある地域社会を形成する上での大きな妨げとなっており、その改善には、行政と住民とが、ともに考え、ともに行動するパートナーシップの社会が肝要であり、今、

その実現が強く求められていると考えております。

今年度におきましては、地域の方々の活動拠点である糠内公民館の大規模改修と札内青葉町近隣センターの改築を手がけるほか、まちづくり町民見学会につきましても、従来の募集参加型に加え、公区単位での申し込み制を取り入れ、コミュニティ活動の一層の推進を図ってまいります。

次に、住民参加のまちづくりについてであります。

その基盤とも言える協働のまちづくり支援事業につきましては、公区長の代表による検討委員会において、制度のあり方をご協議いただいているところでありますが、高齢化の進展に伴い公園の管理が困難となってきた状況に対処するため、今年度から大幅な支援額の増額を行うとともに、近隣センター管理運営交付金の増額もあわせて行うことといたしました。

本町が将来にわたり自立した地域として活力を維持していくためには、それぞれの地域が目標を持ち、その達成に向け、みずからの知恵と行動力で積極的に挑むことのできる環境づくりが必要であります。

忠類地域におきましては、合併後において、多くの方々が「何とかしよう」との思いのもとでさまざまな活動が展開されてきたところでありますが、昨年定めました忠類地域活性化計画に基づき、住民の取り組みや関係団体などの結びつきをより強固なものとするための連携組織として、「忠類魅力づくり会議」が設立されたところであります。

町といたしましても、これまでそれらの活動に対して忠類総合支所が中心となって側面的に支援してきたところでありますが、今年度におきましては、一層の活動の活性化に資するよう、財政支援に取り組んでまいることといたしました。

次に、わかりやすい行政の推進についてであります。より親しまれる広報紙を目指し、その充実を図るため、今年度から高校生の広報モニターへの委嘱、印刷インクの色の変更、わかりやすく間違いにくい字体であるユニバーサルフォントの採用を行い、だれも読みやすく親しみの持てる広報誌づくりに取り組むとともに、出前講座などを通じて町民の皆様の声を行政に反映できるよう広聴活動にも努めてまいります。

次に、行財政の運営についてであります。

役場が、時代の変化に機敏に対応しながら、知恵と行動力を持った組織として、真に必要な施策を効果的に実施することができるよう、スクラップ・アンド・ビルドの考えのもと、常に行政改革を着実に推進し、事務の効率化に取り組むとともに、組織・機構の改革に着手し、平成24年度を目途にコンパクトで機動性の高い体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、広域行政の推進についてであります。

現在、定住自立圏構想や消防広域化など、十勝圏が一丸となって「オール十勝」を進めております取り組みにつきましても、十勝圏における住民サービスの向上の観点などから、実現に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、定住対策についてであります。

昨年为国勢調査におきましては、本町におきましても、人口減の結果となったところであり、これ以上の人口流出を食い止めるための定住促進策は、喫緊の課題であるととらえております。雇用対策、住宅対策を初め町として、でき得る限りの効果的な対策を展開するべく、庁内に検討委員会を設置し、速やかな施策の実施に取り組んでまいります。

次に、基本目標の第2、「農業を核に競争力のある産業のまちづくり」についてであります。

初めに、農業の振興について申し上げます。

昨今の農業を取り巻く環境は、本年度から畑作を含めて本格実施されます戸別所得補償制度への移行など大きな転換期にある中、原油価格や穀物相場の高騰、さらには肥料原料の国際的な需要増大などによる農業生産資材の高どまりが農業経営に重大な影響を及ぼしております。

国際農業情勢におきましては、東日本大震災の影響で、日豪EPA交渉は延期されており、TPP交渉についても、6月に予定されておりました参加・不参加の判断が先送りされたところでありますが、今後

も国の動向を注視していかなければならないものと考えております。

こうした状況下にあつて、本町におきましては、先般設立されました「幕別町農業再生協議会」を中心に、戸別所得補償制度への円滑な移行を図り、より安定的で持続可能な農業経営の確立に向けた取り組みを推進するとともに、既存の「ふるさと土づくり支援事業」を実施し、生産性の向上に向けた取り組みを支援してまいります。

また、幕別町農業振興公社で実施いたしております「まくべつ農村アカデミー」を初めとする各事業につきましても、農協等関係機関と一体となって推進し、担い手の育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

さらに、近年、全国的な問題となっております有害鳥獣対策といたしまして、猟友会幕別部会の協力によります銃による駆除に加え、昨年度から実施しております「わな」による捕獲を強化し、農協等関係機関や生産者の方々と連携を図りながら、町内一丸となって農作物被害の軽減を図ってまいります。

次に、酪農・畜産振興についてであります。昨年度に着手した幕別・忠類両地区での道営草地整備事業に加えて、本年度からの新たな施策として、草地更新に要する費用の一部を助成する「粗飼料生産基盤向上対策事業」を実施し、自給飼料基盤に立脚した酪農・畜産経営の確立を図ってまいります。

また、後継牛としての育成牛の確保を図ることを目的とした「雌雄判別精液購入助成事業」を延長するほか、肉牛経営に対する支援策である「優良和牛繁殖雌牛保留対策事業」を実施してまいります。

次に、土地改良事業であります。道営事業では、畑総事業として継続の3地区と新規計画樹立を行う中里地区を、経営体事業として新規に忠類東宝地区を、また、団体営事業では駒島地区を新規着工してまいります。

なお、いわゆる、「パワーアップ事業」と称して、北海道が実施しておりました「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」が平成22年度をもって終了し、北海道は本年度から5カ年を対象期間として、新たに「食料供給基盤強化特別対策事業」を実施することとしたところであります。本町といたしましても、土地改良事業の重要性にかんがみ、当該事業を導入し、受益者負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、昨年同様に12の活動組織が、約1万2,500ヘクタールの農地保全に取り組む予定となっております。

さらに、国営事業や道営事業の対象とならない小規模な農用地の排水対策に支援を行う「農用地排水改善対策事業」につきましては、近年の湿害等の影響から、その必要性が高まってきておりますことから、対象範囲の拡大など拡充を図ってまいります。

次に、林業の振興について申し上げます。

近年の林業を取り巻く環境は、長期にわたる木材価格の低迷に加え、森林所有者の高齢化や担い手不足など厳しい状況が続いております。しかしながら、地球温暖化が地球的規模の課題となっている中で、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、町有林の整備はもとより、国や北海道、あるいは森林組合と連携を図りながら、「公費造林推進事業」や「除間伐推進事業」などを引き続き実施し、民有林の振興にも努めてまいります。

また、森林が持つ機能や効果についての理解促進の場として取り組んでおります「まくべつ元気の森植樹事業」につきましては、学校教育との連携を深めながら、充実に努めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

本町の商工業を取り巻く環境は、農産物に関連した食品加工分野などでは、安定した動向も伝えられておりますものの、長引く不況に加え、東日本大震災の影響などもあり、依然厳しい状況が続いております。

このため、商工会との連携を図りながら、経営改善普及事業を初め、プレミアム商品券発行事業などの活性化事業に対し必要な支援を行うとともに、引き続き、中心市街地商店街空き店舗対策事業や住宅新築リフォーム助成事業などを実施することにより、商店街の活性化や商工業の振興に努めてまいります。

また、中小企業融資につきましては、金融機関、商工会との連携のもと、本年度創設いたしました小口資金や貸付枠を拡大した運転資金の活用促進などにより、商工業者の資金需要に応じた迅速な対応に努めるとともに、創業資金も含めた融資に係る保証料助成や利子補給を行ってまいります。

次に、企業誘致対策についてであります。企業の生産拠点の分散化の動きなどをとらえ、幕別町の豊富な農産物など地域資源を生かせる企業の誘致に努めるとともに、「帯広十勝地域産業活性化協議会」の一員として、企業立地促進法に基づく国の支援などを活用し、十勝の特性を生かした産業の集積と活性化が図られる企業の誘致に取り組んでまいります。また、企業誘致優遇制度について、進出企業にとってより魅力ある制度となるよう見直しを進めてまいります。

次に、雇用対策についてであります。厳しい雇用情勢を踏まえ、企業誘致による雇用の創出に努めるとともに、ハローワークと連携した雇用相談業務の強化、緊急雇用対策を推進してまいります。

雇用対策事業といたしましては、未就職の新卒者対策のほか、季節労働者の通年雇用促進支援事業や、町単独で実施してきました市街地通学路の除雪、主要街路の清掃や町道支障木伐採業務に加え、国の交付金を活用した町道等の環境美化や介護員を養成する人材育成、学校や保育所での補助職員の配置など雇用対策事業を実施してまいります。

次に、観光振興についてであります。豊かな自然にはぐくまれた多様な観光資源を活用した地域性あふれる観光地づくりを、観光物産協会など関係機関と連携して取り組んでまいります。

また、今年秋に予定されております道東道全線開通に合わせ、広域的な連携・協力による道央圏をターゲットとした観光客誘致活動を推進するとともに、町内に点在する観光資源の多元的な連携による体験型・滞在型観光ルートの確立や、「夏フェスタ」「産業まつり」「ナウマン全道そり大会」など季節感あふれる地域に根ざしたイベントの拡充により、交流人口の拡大や幕別の魅力のPRに努めてまいります。

なお、これら観光の振興、とりわけ体験型・滞在型観光ルートの確立に向けましては、北海道からの派遣職員を含めた職員を配置し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、基本目標の第3、「笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」についてであります。

初めに、子育て支援についてであります。

未来を託す子供たちをはぐくむ環境を整え、子供の心身の健やかな育ちを社会全体で支えるまちを実現するため、子供の医療費につきまして、「本年10月から、小学校卒業までの無料化」を実施し、子育て世代の経済的な負担を軽減してまいります。

常設保育所やへき地保育所、学童保育所におきましては、保育内容のさらなる充実に努めるとともに、屋外遊具などを更新し、保育環境の整備を進めてまいります。

こうした安心して子供を産み、育てることができる環境づくりへの取り組みが、定住面におきましても波及効果として現れてくれるものと期待をいたしているところであります。

次に、保育所の民営化について申し上げます。

現在、五つの常設保育所のうち札内青葉保育所につきましては、平成22年度から指定管理者制度に基づき、社会福祉法人温真会に運営いただいておりますが、保護者の方々からの評価も高く、充実した保育業務が行われていると認識をいたしているところであります。

今年度は、「幕別町立保育所民営化計画」に基づき、札内南保育所の民営化に向けての準備作業に着手してまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉の推進についてであります。

本年度は、平成20年度に策定いたしました「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2009」の最終年に当たりますことから、平成24年度から平成26年度までの新たな3カ年計画の策定に取り組んでまいります。

高齢者の方々が、住みなれた家庭や地域において安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉が連携したサービス提供体制の整備に努めるとともに、多様化・個別化する福祉需要に柔軟に対応することができるよう、地域ケアシステムの充実に努めてまいります。

次に、障害者福祉の推進について申し上げます。

障害のある方々が、それぞれの地域で生き生きと輝き、心豊かに安全で安心して暮らしていける社



会を実現するためには、人々の心が通い合い、支え合う地域づくりを柱に据えながら、医療や福祉といったセーフティネットを構築していくことが大切であると考えております。

平成21年3月に策定いたしました「第2期幕別町障害福祉計画」は、今年度で最終年を迎えますことから、平成24年度からの3カ年計画、第3期計画の策定に取り組み、障害のある方々が地域において自立した生活を営むことができるよう取り組んでまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

高齢者保健福祉ビジョンや次世代育成支援行動計画などの個別計画との整合性を図り、これらの計画を地域において総合的に推進し、豊かな福祉社会の実現を目指していくための取り組みなどに関する「幕別町地域福祉計画」を、本年3月に策定いたしました。

住みなれた地域でいつまでも安心して生活を送ることができるよう、地域内活動への参加を促進し、地域社会の基礎となる住民同士の円滑な関係を維持・向上していくため、地域のだれもが集える「サロン」づくりを積極的に支援してまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

施設整備に関する総量規制が廃止となって、初めて策定することとなります平成24年度を始期とする「第5期介護保険事業計画」におきましては、現在の施設サービスの整備状況、入所の実態、待機者の状況、事業者の参加意向等を総合的に勘案し、介護保険運営等協議会でのご審議をいただきながら、今後のあるべき介護基盤の整備などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、保健事業についてであります。安心して子供を産み育てるための支援として、妊婦健診を継続するとともに、不妊治療費への助成の拡大や各種健診、育児相談、家庭訪問などの母子保健事業を実施いたします。

成人保健につきましては、特定検診における受診率の向上など、「まくべつ健康21」に掲げる、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病対策とライフステージに対応した食育対策の充実に取り組んでまいります。

次に、消防の広域化についてであります。十勝圏複合事務組合において、平成25年1月の運用開始を目指して、現在、広域消防運営計画案を初め、合意形成に向けた具体的な検討が進められております。

本町といたしましても、十勝圏における住民サービスの向上と市町村の財政健全化の観点から、実現に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

去る3月11日に発生いたしました「東日本大震災」は、福島第1原子力発電所の事故も含め、日本全国にさまざまな形で甚大な被害をもたらしました。

今なお、被災地においてご苦勞されている皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、町としてもでき得る限りの支援を今後も続けてまいりたいと考えているところであります。

今回の災害を受け、平成19年に策定をいたしました「幕別町地域防災計画」に定める災害予防計画、災害応急対策計画などが、適正かつ的確で有効性が十分であるのかを含め、計画全般の見直しに着手いたしましたと考えております。

地域における防災対策につきましては、協働のまちづくり支援事業において実施している防災活動の支援を進めるとともに、町民生活を災害から守り、安全・安心な生活を営むことができるよう、消防・防災に対する町民意識の啓発を行うなど、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、消費者対策につきましては、消費者協会を初め関係機関と連携を図りながら、相談員の育成を進めるとともに、消費者が安全で安心して暮らせるよう、必要な情報の提供や啓発活動、消費生活相談業務などにより、被害の防止に努めてまいります。

次に、本格的な超高齢社会における地域公共交通システムの検討についてであります。

高齢者や障害のある方々などが、住みなれた地域で生活を続けていくためには、「食」と「移動手段」、とりわけ生活交通手段の確保は、今後の地域社会のあり方にとって、大きな課題であると認識をいたし

ております。

このことから、今年度、庁内に地域公共交通確保に係る検討委員会を設置し、本格的な協議に向けての調査、検討を進め、年度内に、関係する交通事業者や住民の代表などで組織する「地域公共交通確保維持改善協議会」を設立し、地域公共交通のあり方について一定の方向性を見出してまいりたいと考えております。

次に、基本目標の第4、「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」についてであります。

未来を担う子供たちは、あらゆる可能性を秘めた幕別町の宝であり、大きな希望であります。

子供の心身の成長と学力の向上を目指して、学校施設の整備を初め、健やかに成長できる教育環境の整備に取り組んでまいります。

町民が生涯にわたり、いつでも、どこでも、みずからの意思で学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を地域社会の中で生かせるような生涯学習社会の構築に向けた環境づくりに、教育委員会とともに取り組んでまいります。

学校教育、社会教育はもとより、福祉、保健、医療、産業などあらゆる分野の関係機関や団体が連携し、すべての町民がみずから学び続けることを支援してまいります。

このほか、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

次に、基本目標の第5、「自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり」についてであります。

初めに、省エネルギー・新エネルギーの推進についてであります。

本町では、平成15年度に「幕別町地域省エネルギービジョン」を、平成17年度に「幕別町地域新エネルギービジョン」を策定し、太陽光発電の導入、防犯灯のLED化などの地球温暖化対策を推進してまいりましたが、引き続き、各種施策を確実に推進することにより、二酸化炭素排出抑制、地球温暖化防止に向けて取り組んでまいります。

次に、道路・交通環境の整備について申し上げます。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道につきましては、現在、帯広ジャンクションから中札内までの36キロメートルが供用されており、その先であります中札内―更別間6.5キロメートルが平成24年度に、さらに忠類地域を含む更別―大樹間16.7キロが、平成26年度の供用開始に向けて事業が進められております。

忠類地域におきましては、更別村界から町道協徳北8線までの用地買収等の協議がほぼ終了し、本年度は、大樹町との境界であります町道西当北4線までの用地測量や物件調査を行うとともに、一部本工事に着手される予定と伺っているところであります。今後とも早期建設とともに、大樹―広尾間の事業採択に向けて関係市町村と連携を図り、要請活動を続けてまいりたいと考えております。

また、一般国道38号線、東13号までの4車線拡幅整備につきましては、順次、4車線化の全面供用に向けた整備が進められると伺っているところであります。

次に、道道整備についてであります。懸案でありました幕別大樹線の五位・中里地区の拡幅整備が昨年度で完了となり、今後は、幕別跨線橋から糠内方面に向かいます軍岡地区0.6キロメートルの歩道整備に向けた用地の地権者協議を進めるとともに、忠類地域の生花大樹線の整備につきましても引き続き整備が進められると伺っております。

次に、町道の整備についてであります。

現在、町道延長878.9キロメートルに対しまして、改良率69.6%、舗装率59.7%という状況にありますが、引き続き、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、本年度は幕別地区で11路線、忠類地区で2路線の整備を、街路事業では札内北小学校に接する札内西大通と札内北町本通の整備に向けて調査設計を行う予定であります。

また、町道における除雪、草刈り、支障木の除去などの維持管理につきましては、道路パトロールなどの充実やきめ細かな対応によりまして、良好な道路環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、住環境の整備、公営住宅の整備についてであります。

平成19年度から工事が進められております「道営あかしや南団地」の全面的改善工事は、昨年7月までに1号棟から4号棟までが完了しており、現在、5号棟、6号棟の工事が進められ、今年度末には完成し入居の見込みと伺っているところであります。

一方、町営住宅の整備につきましては、平成21年度から桂町東団地と忠類白銀町団地の全面的改善事業に着手しておりますが、本年度は、昨年度と同様、それぞれの団地において1棟4戸の改善工事を行うこととしており、本年11月ごろには入居いただけるものと考えているところであります。

改善事業に当たりましては、バリアフリーやユニバーサルデザインを採用するほか、無落雪屋根やオール電化住宅対応とすることにより、高齢者の方々にとりまして安心して快適な生活を送っていただけるものと考えているところであります。

次に公園整備について申し上げます。

公園事業といたしましては、平成21年度に策定いたしました「幕別町公園施設長寿命化計画」に基づき、公園遊具等の計画的な改築更新を順次進めておりますが、本年度は、7カ所の街区公園の遊具等の改築更新工事を予定しております。

また、本年度は公園内の建築物や土木構造物の長寿命化計画を策定する予定であり、これら建築物等についても計画的な改築更新を進めてまいりたいと考えております。

なお、街区公園の維持管理につきましては、各公区に「協働のまちづくり」の一環として管理をお願いしているところでありますが、支援事業の充実を図るとともに、公園里親制度による「公園見守り隊」などの住民活動を支援し、安全でだれもが利用しやすく、親しみの持てる公園となるよう適切な維持管理に努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

上水道整備につきましては、高い安全性と安定した水道水の供給に努め、今年度は配水管の新設3路線の整備を予定いたしております。

また、簡易水道事業では、忠類東部地区道営畑総事業が昨年で完了いたしました。関連する町施工分の整備を予定しているほか、幕別地区では幕別簡水送水ポンプ場等の整備を進め、安定的な水道水の供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、下水道事業について申し上げます。

今年度の事業といたしましては、幕別浄化センターの受電設備の更新と札内中継ポンプ場の機械設備の更新のほか、汚水管新設2路線、雨水管新設2路線の整備を予定いたしております。

また、個別排水処理事業では、毎年約20戸の合併浄化槽の整備を進めてきたところでありますが、本年度におきましても要望に沿って整備を進めてまいります。

次に、土地利用についてであります。

平成15年から進められております組合施工の札内北栄土地区画整理事業は、すべての工事が完了したところでありますが、保留地につきましては、一般保留地221区画すべての販売契約が完了し、今後は清算業務完了後に組合解散に向けた手続が進められると伺っているところであります。

また、平成22年4月に市街化区域に編入されました桂町西地区につきましては、去る4月に、地権者から開発行為の手続協議に入りたい旨の申し出があり、本年秋には一部宅地分譲を開始する計画であると聞きしているところであります。

最後に、役場庁舎の耐震化について申し上げます。

平成15年度に実施した耐震診断におきまして、大規模な地震が発生した場合の安全性が確保されていない結果でありましたことから、昨年度、耐震化のあり方の検討を行う基礎資料の作成を委託し、その結果を受けて、庁内で検討を進めてまいりましたが、現庁舎の状況、耐震改修に要する経費などの観点から総合的に判断し、新庁舎を建設する方向で、現在、内部で検討を続けているところであります。

今後におきましては、新庁舎建設の基本的な考え方を取りまとめ、議員の皆様とも協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、第2回町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきます。

今、時代は、震災復興、TPP交渉や社会保障と税の一体改革など、国民の痛みと負担を伴う大変重い課題を初め、停滞する景気や雇用の改善など切実な問題に直面する大きな変革期にあります。

行政需要が多様化、複雑化していく中、先行きが不透明で町政のかじ取りが難しい時期にあります。町民の皆さんとの協働によるまちづくりを実践していく中で、前例にとらわれることなく、新たな発想や多角的な視点にたつて、勇気を持って施策を進め、住んでよかつたと思われるまちづくりに向けて、職員と一丸となって全力を尽くす決意であります。

議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。町政執行方針とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 次に、教育委員長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

沖田教育委員長。

○教育委員長（沖田道子） 平成23年第2回幕別町議会定例会の開会に当たり、本年度の教育行政執行方針について申し上げます。

国がことし発表いたしました「人口動態統計」によりますと、日本の平成22年の出生数は推計で約107万人とのことで、10年前の平成12年の119万人と比べますと12万人の減少となるなど、長きにわたり少子化の傾向が続いている状況にあります。

この傾向は本町においても同様で、本年5月の小中学校の児童生徒数は2,532人で、10年前の幕別町と忠類村を合わせた児童生徒数2,665人と比べますと、人数では133人、率では5.0%の減少となっております。

少子化の進行により、子供同士の切磋琢磨する機会の減少、子育ての経験や知恵の伝承・共有の困難さなど、教育面での懸念がある一方、時代や社会の背景からすべての子供に質の高い教育を受ける機会の保障や、さまざまな分野において厚みのある人材層の形成が求められております。

このような中、国は本年度から小学1年生の35人以下学級の実現を図るなど、将来の日本、世界を支える人材を育成する姿勢を打ち出しました。これにより、子供たち一人一人にきめ細かな指導ができ、学習意欲が向上するといった効果とともに、入学したばかりの小学校1年生が席に着いても落ち着いたなどの、いわゆる「小1プロブレム」への対応や教職員の負担軽減に効果があるものと期待しているところです。

ご承知のとおり、小学校は本年度から、中学校は平成24年度から全面実施となります。新学習指導要領における「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」の理念を実現するため、教育委員会といたしましても、これまで学力や体力向上、いじめ等の学校教育の課題に対応するなど、円滑な実施に向けて取り組んでまいりました。

今後も質の高い教育の実現のため、学校・家庭・地域が果たすべき役割を再認識するとともに、相互の連携を図りながら、対策を進めていかなければならないものと考えております。

また、生涯学習の面においては、「第5期幕別町総合計画」における基本目標や「第4次幕別町生涯学習中期計画」の教育目標にあります「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人」の育成に向けた学習環境の整備と向上に努めてまいります。

子供たちが夢の実現を目指し、健やかに成長できるよう全力で取り組むこととし、以下、「第5期幕別町総合計画」の基本計画、第4章「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」の項目に従い、本年度の主な施策について申し上げます。

初めに、「生涯にわたる学習社会の形成」についてであります。

IT化、グローバル化の進展など、社会・経済情勢が急激に変化しており、これに対応するため、いつでも自由に選択し学習することができる生涯学習社会の構築が求められております。

教育委員会としましては、これまでも多様化する町民ニーズにこたえるため、関係団体や地域との

連携・協力を図りながら、学習機会の充実に取り組んでまいりましたが、今後も百年記念ホールや忠類コミュニティセンターなどの生涯学習施設で開催しております各種事業の内容充実など、さらなる魅力アップに努めてまいります。

また、南幕別地域における生涯学習の拠点施設であります糠内公民館につきましては、本年度、大規模なリニューアルを行うことで、地域の人々が従来にも増して利用しやすい施設へと改修を図ってまいります。

本年4月にオープンいたしました幕別町集団研修施設「こまはた」につきましては、現在、延べ人数で1,400人を超える利用申し込みをいただいております。今後、教育委員会の主催によります各種プログラムもあわせて展開することで、さらなる利用者の増加を図ってまいります。

図書館につきましては、平成22年度で終了となりました「幕別町子どもの読書活動推進計画」を見直し、第2期計画を策定いたしました。本年度からは、特に学校図書との連携に重点を置き、子供の読書環境の充実に向けた方策を展開するとともに、貴重な郷土資料を将来にわたり保存していくため、映像資料のデジタル化にも取り組んでまいります。

二つ目は、「健やかな子どもを育てる学校教育の推進」についてであります。

初めに、「幼児教育の充実」についてであります。

幼児期は、親との関係を軸に愛情としつけを通して、人間としての基礎を形成する大変重要な時期であります。このため「幼稚園教育要領」の趣旨を踏まえ、発達や学びの連続性、幼稚園生活と家庭生活との連続性を確保し、健やかな成長を促すとともに、小学校との連携も図ることで、幼・小の一貫した発達や学びができるよう取り組んでまいります。

次に、「小中学校教育の充実」についてであります。

新学習指導要領が小学校においては本年度から全面实施され、学校においては、「生きる力」の理念実現のため、これまで以上に確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくむ質の高い教育活動を展開し、教育の専門機関としての役割を明確に果たすことが重要と考えております。

教育委員会としましては、家庭や地域、校長先生を初めとする教職員とのさらなる連携を図り、一人一人の教育にかける熱い思いをしっかりと受けとめ、教育環境の整備に努めるとともに、可能な限りの支援を通して、質の高い教育活動の推進に努めてまいります。

以下、学校教育の主な施策について申し上げます。

新学習指導要領への対応につきましては、ただいま申し上げましたように、小学校においては本年度から全面实施されましたが、大きな混乱もなく移行したところです。

今後も適切に実施されるよう、教育課程など専門的な指導を行う学校教育推進員や小学校の外国語活動をサポートする英語活動支援員を継続して配置してまいります。

中学校につきましては、平成24年度の新学習指導要領の全面实施に向けて、本年度は体育の武道必修化への対応として、柔道着や剣道防具などの用具を整備いたします。

また、学力の面では、基礎的・基本的な知識は身につけているものの、活用する力に課題があることから、ティーム・ティーチング等による学習方法の工夫改善や、教材等の整備をさらに進めてまいります。

次に、特別支援教育についてであります。

特別支援学級に在籍する児童生徒や通常学級で特別な配慮を必要とする児童生徒は、年々増加傾向にあります。このため、支援を必要とする子供たち一人一人の教育的ニーズを把握し、個に応じた適切な支援に努めるため、特別支援教育支援員を増員するとともに、支援員の資質向上を図るための研修会を開催するなど、内容の充実を図ってまいります。

次に、いじめや不登校などの対策についてであります。

いじめや不登校問題は、相談体制の充実や家庭・地域との連携を図ることで、これら問題の未然防止、早期対応に努めることが重要と考えております。本年度は、昨年度から配置しております「子どもサポーター」を1名増員したところですが、今後も北海道の事業であります「スクールカウンセラー」

を初め、学校、関係機関との連携を図り、個別相談や面談を行うなどして早期対応に努めてまいります。

また、不登校問題については、子どもサポーター、学校、保護者との連携のもと、「まっく・ざ・まっく」を活用した学校復帰の取り組みを今後も進めてまいります。

次に、学校給食についてであります。

学校給食における地産地消の推進につきましては、これまでもできるだけ地場の野菜を使用し、児童生徒に地産地消の意義について理解していただいているところであります。

平成20年6月からは、幕別町と町内3農協で締結いたしました「地産地消及び食育の推進に関する協定」により、幕別と忠類の両給食センターで使用するジャガイモはすべて町内産とし、好評を得ているところでありますが、本年度は給食での使用量が多いタマネギについても、幕別町農協の協力をいただきながら使用することとしたところです。

なお、幕別町農協としては、年間を通してのタマネギの提供は、保管の問題もあるため難しいとのことでありますので、秋の収穫時期から半年程度の利用とし、それ以外の時期については、できる限り十勝産あるいは道内産の利用に努めたいと考えております。

今後とも、給食を生きた教材として活用するとともに、国が定める「学校給食衛生管理基準」に基づいた給食センターの危機管理マニュアルを必要に応じて見直すなど、より一層安心・安全な給食の充実に努めてまいります。

次に、「教育施設の整備」についてであります。

学校施設の耐震化につきましては、平成20年度の札内中学校校舎の耐震化に始まり、国の交付金の活用により、これまで補強工事に取り組んできたところであります。

今後は、改築による耐震化が必要とされております糠内小学校の東側校舎など、計画的に耐震化に取り組んでまいりますとともに、小学校の遊具の更新、教員住宅の浴室改修などにつきましても整備に努めてまいります。

また、子供たちにとって、最も重要な教育環境は先生であるとも言われておりますが、教職員の多忙化が指摘されているところであり、退職教員など外部人材や学校事務補助員の活用などにより、教職員の負担軽減を図り、教師が子供たちと向き合う時間の確保に努めてまいります。

次に、「高等学校教育の充実」についてであります。

公立高等学校の配置計画につきましては、本年5月に開催された「公立高校配置計画地域別協議会」において、北海道教育委員会は中学校卒業生の減少により、平成26年度からの4年間で、十勝管内で6から7学級の削減が必要との見通しを示しました。

本年度の幕別高校の出願及び入学状況につきましては、募集定員80人に対し78人の出願で、入試倍率は1.0倍でありましたが、結果的に入学者は60人とどまり、20人の欠員となりました。十勝管内の他の公立高校におきましても、少なからず欠員を抱えている状況にはありますが、欠員がふえることは再編となる可能性がより高まるおそれがあることから、危機感を持って間口確保や高校存続に向け、取り組んでまいりたいと考えているところであります。

三つ目は、「青少年の健全育成の推進」についてであります。

青少年の凶悪犯罪、いじめ、不登校、引きこもりなど、青少年をめぐる問題は大変憂慮すべきもので、その背景には家庭における教育力の衰退や地域コミュニティの空洞化と深い関係があるとも言われております。

このため関係機関との連携による各種研修会の開催や、「交通安全見回り隊」などの学校支援地域本部事業の充実、さらには地域子ども会との連携の強化を図り、多くの子供たちが子ども会の事業に参加するなどして、地域で子供を守り、育てるという体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

四つ目は、「優れた芸術・文化活動の推進」についてであります。

芸術・文化は、生活に豊かさと潤いを与え、充実した人生を送るために、その果たす役割は大変大きなものがあります。

指定管理者による運営となつてから4年目を迎えます百年記念ホールは、これまでも積極的に事業

を展開しており、幕別町はもとより十勝を代表する文化の拠点施設となっております。

今後も町民の要望を取り入れた各種講座を開催するなどして、芸術・文化活動の中心的な牽引役を果たすとともに、必要な整備に努めてまいります。

また、文化協会や町民芸術劇場と協力し、芸能発表会や芸術鑑賞会の開催など芸術活動の充実を図るとともに、若い世代の育成と確保にも努めてまいります。

五つ目は、「歴史的文化の継承」についてであります。

幕別町に開拓のくわがおろされて110年以上がたちますが、先人が代々残してくれた文化遺産を正しく理解し、継承していくことは、きわめて重要なことであると認識しております。

このため、ふるさと館、蝦夷文化考古館、ナウマン象記念館それぞれの特徴を生かしながら、郷土の歴史、自然史を学ぶ場としての活用を今後も進めてまいります。また、本年度は、新たに「幕別町埋蔵文化財研究員」を配置することとし、これまで町内で発掘された遺物を整理・研究し、学校や講演会などを通して広く町民に周知するとともに、糠内獅子舞保存会やナウマン太鼓保存会に対する活動支援も行うなどして、伝統文化の継承に努めます。

最後に、「健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進」についてであります。

スポーツ・レクリエーションは、町民が生涯にわたり、心身ともに健康で活力ある生活を送るために必要不可欠なものであります。

福島千里さん、山本幸平さん、高木美帆さんなど幕別町出身のアスリートが、日本国内はもとより世界で活躍し、多くの町民に夢と希望を与えていただきました。

彼らに続く若い人材を育成するためにも、今後も体育施設の充実を図り、年齢や体力に応じたスポーツ、レクリエーションの提供に努めるとともに、体育連盟及び体育指導委員会と連携して、総合型地域スポーツクラブの支援を図り、スポーツ団体組織の育成と指導者の養成にも努めてまいります。

また、パークゴルフの情報発信基地でありますクマガラハウスにつきましては、より利用しやすい施設整備を図ってまいります。

以上、平成23年度の教育行政執行に当たっての基本方針を申し述べさせていただきました。

教育委員会といたしましては、本町の美しい自然や地域の優れた伝統や文化など、恵まれた風土や環境の中で、ふるさと幕別の未来を担う子供たちの健やかな成長と、創造性豊かで調和のとれた生涯学習社会の実現のため、今後とも町民と協働して、教育行政を積極的に推進してまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、所信といたします。

○議長（古川 稔） これで行政執行方針は、終わりました。

この際、11時20分まで休憩いたします。

11：10 休憩

11：20 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[報告]

○議長（古川 稔） 日程第4、報告第4号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第4号、専決処分した事件の報告につきましてご説明させていただきます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、報告するものであります。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第7号、議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に

ついて、平成23年5月11日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成23年1月24日午後4時ごろ、幕別町忠類東宝84番地1の白銀台スキー場において、リフトが非常停止した際、被害者を救助用ロープによりつり下げ救助しようとしたが、降下途中にロープから抜け落ち落下転倒し、右肩に負傷を与える事故が発生したことから、これに対する損害を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。15万8,670円とするものであります。

4ページをごらんいただきたいと思っております。

損害賠償及び和解の相手方であり、幕別町忠類栄町343番地に住んでおられます千葉勝善氏であります。

損害賠償及び和解の内容であります。損害賠償といたしまして千葉氏に支払う額は、通院、慰謝料、治療費、交通費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、この事故につきましては、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、施設管理担当職員に対しましては、故意または重大な過失はないと認めるところではあります。厳重注意とした上で、救助訓練の徹底を心がけ、事故の再発防止に努めるよう指導したところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号を終わります。

〔付託省略〕

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第5、議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第37号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

〔議案審議〕

○議長（古川 稔） 日程第5、議案第37号、幕別町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第37号、幕別町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は5ページ、議案説明資料につきましては、1ページからになります。

お手元に配付してございます議案説明資料のほかに、改正概要の資料をお配りしてございますので、この概要の資料で説明をさせていただきたいと思っております。

本条例につきましては、本年3月11日に発生をいたしました東日本大震災による被害が未曾有のものであり、現行税制をそのまま適用することが被災者の実態に照らして適当でないと考えられるものにつきまして、被災者等の負担の軽減を図る必要があることから、個人町民税の課税の特例措置を定めるため、幕別町税条例の一部を改正しようとするものであります。



概要をごらんいただきたいと思います。

改正項目の1点目、雑損控除の特例についてであります。

東日本大震災により、住宅や家財等の資産について受けた損失の金額につきましては、納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度分以後の個人の町民税の雑損控除として適用することを可能とするものであります。

なお、このことに伴い、雑損控除額の控除を適用して総所得金額から控除しても控除し切れない金額についての繰越期間を従来の3年間から5年間に延長するものであります。

改正項目の2点目、住宅借入金等特別税額控除の特例についてであります。

住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住できなくなった場合においても、控除期間の残りの期間につきまして、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することを可能とするものであります。

なお、今回の改正の適用を受けられるケースにつきましては、一般的には、被災地から本町へ転入される被災者の方がいる場合に適用となるものであります。

議案書にお戻りいただき、7ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を、公布の日から施行し、平成23年度以後の年度分の個人の町民税について適用するものであります。

ただし、附則第28条につきましては、平成24年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第38号、幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

○副町長（高橋平明） 議案第38号、幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は8ページ、議案説明資料は3ページからとなります。

乳幼児等医療費助成事業につきましては、現在、町独自の子育て支援策として、未就学児の医療費無料化、また小学生の入院及び指定訪問看護に係る医療費助成を行っているところでありますが、子育て環境の一層の支援を図り、平成23年10月から小学生までの医療費無料化を実施すべく、幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正しようとするものであります。

現在、住民税非課税世帯に属する小学生につきましては、入院に係る医療費は無料、指定訪問看護に係る医療費は自己負担を1割、通院に係る医療費は自己負担を3割負担いただいております。また住民税課税世帯に属する小学生につきましては、入院、指定訪問看護ともに自己負担を1割、通院に係る医療費の自己負担が3割となっておりますが、入院時の食事自己負担額を除き、本改正によりまして、すべての医療費が無料化されることにより、子育て世帯に係る経済的負担の軽減につながるものと考えております。

以下、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

まず、題名であります。小学校卒業までの子供に係る医療費の無料化を実施いたしますことから、「乳幼児等」を「子ども」に改めるとともに、以下第1条、第2条及び、次の4ページになりますが、第3条、第4条、第5条におきましても同様に、「乳幼児等」の字句をすべて「子ども」に改めるもので

あります。

3ページにお戻りをいただき、第2条は、用語の意義について規定したものでありますが、現行第5項につきまして、指定訪問看護に係る基本利用料、いわゆる自己負担額について規定するものでありますが、無料化に伴いまして削除するものであります。なお、これによりまして第6項が第5項に、第7項が第6項に繰り上がるものであります。

4ページになります。

第4条は助成の範囲について規定したものでありますが、現行第1項におきまして、小学生の医療費助成が、現在、入院及び指定訪問看護に限定されていることから、無料化に伴いまして、ただし書き以降を削除するものであります。

第2項は重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費における自己負担額の助成について規定したものでありますが、現在、住民税非課税世帯に属する小学生につきまして、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成事業で負担していただく初診時一部負担金に限り、助成の対象とする旨の規定を、無料化に伴いまして削除するものであります。

第5条は受給者証の交付について規定したものでありますが、現在、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成対象者は、医療機関の窓口において、自己負担額を立て替えていただき、後で町に請求をしていただく償還給付の方法としておりますが、医療機関の窓口負担が発生しないよう現物給付の方法とすることから、当該条文を削除するものであります。

議案書にお戻りいただき、8ページをごらんいただきたいと思っております。

附則についてでございますが、第1項で本条例の施行期日を、平成23年10月1日からとし、第2項で適用区分の規定によりまして、施行日前の医療に係る医療費の助成につきましては、従前の例によることとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第38号、幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

日程第7、議案第41号、帯広市との定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

○副町長（高橋平明） 議案第41号、帯広市との定住自立圏形成協定の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページをお開きいただきたいと思っております。

定住自立圏構想は、国において「都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく、お互いが連携・協力しながら住民生活の機能向上を目指すこと」を目的に検討が進められ、平成20年12月に「定住自立圏構想推進要綱」が定められたところであります。

十勝圏におきましては、平成21年11月から十勝圏広域連携推進検討会議などにおいて調査・研究を進め、この取り組みが広域連携の一層の推進に資すると考えられますことから、「オール十勝」で定住自立圏の形成を目指すこととし、この協議を進めてまいりました。

このたび、十勝19市町村において定住自立圏形成に向けた協定書案がまとまりましたことから、本年3月に議決をいただきました「幕別町議会の議決すべき事件に関する条例」の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以下、協定条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

13ページをごらんいただきたいと思います。

第1条は、目的を規定したものでありまして、帯広市と幕別町が相互に役割分担をしながら、十勝に暮らす住民の豊かな生活の確保と十勝のさらなる発展と魅力の向上を図るために、定住自立圏を形成することに関しまして必要な事項を定めるとした目的規定であります。

第2条は、基本方針を規定したものでありまして、この協定に基づいて帯広市と幕別町が定住圏を形成するために、第3条に定める政策分野において、相互に役割分担をしながら連携し、または協力することを定めたものであります。

第3条は、定住自立圏構想推進要綱に定めております三つの視点に沿いまして、「生活機能の強化に係る政策分野」「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」を掲げ、別表において19の取り組み項目について、連携する取り組み内容と役割分担を規定するものでございます。

議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

別表第1になりますが、一つ目といたしましては、「生活機能の強化に係る政策分野」として医療などの六つの分類について、それぞれの取り組み内容と相互の役割を定めたものであります。

1、医療の分類につきましては、救急医療体制の確保と地域医療体制の充実における取り組み項目を、2、福祉につきましては、地域活動支援センターの広域利用の促進と、次の16ページ上段にあります保育所の広域入所の充実、3、教育につきましては、図書館の広域利用の促進と生涯学習の推進、17ページになりますけれども、4、産業振興につきましては、農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進、フードバレーとかちの推進、企業誘致の推進、18ページになりますが、中小企業勤労者の福祉向上、広域観光の推進、農業振興と担い手の育成、次の19ページ上段にあります鳥獣害防止対策の推進の七つの取り組み項目を、5、環境につきましては、地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築を、6、防災につきましては、地域防災体制の構築についてでありまして、6分類、15の取り組み項目の内容と相互の役割を定めたものであります。

次に20ページになりますが、別表第2であります。

二つ目といたしまして、「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」では、地域公共交通、地産地消の推進と移住・交流の促進の三つの分類について定めたものであります。

1、地域公共交通の分類につきましては、生活交通路線の維持確保と利用促進を、2、地産地消の推進につきましては、消費者が圏域の地産地消情報を入手できる環境整備など、また、3、移住・交流の促進につきましては、圏域の移住関連情報を一体的に発信し、移住・交流を促進することとしており、全部で三つの取り組み項目の内容と相互の連携の役割を定めたものであります。

次に21ページとなりますが、別表第3であります。

三つ目といたしまして、「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」では、1、人材の育成の分類として、圏域内市町村職員の資質向上や人事交流を行うための取り組み項目の内容と相互の役割を定めたものであります。

なお、この協定で締結する政策分野の各項目は、あくまでも基本的事項でありまして、具体的な事業につきましては、本協定に基づき策定する実施計画とも言える共生ビジョンで定めることとなっております。

この共生ビジョンの策定に当たりましては、地域の関係者などを構成員といたしまして、帯広市が開催する共生ビジョン懇談会の検討を経て策定されるものであります。

議案書の13ページにお戻りをいただきたいと思います。

第4条は、事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担を規定しているものであります。

第1項は、定住自立圏を形成する取り組みを推進するため、帯広市と幕別町とが相互に役割を分担して連携し、または協力して事務の執行に当たることを定めているものであります。

第2項、第3項は、取り組みを推進するための必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘

案し、費用負担することと定めたものであります。取り組みに必要となる手続や人員の確保に係る費用負担についても、帯広市と幕別町が協議して定めるとしたものであります。

第5条は、協定変更の手続について規定しているものであります。協定を変更しようとする場合には、当事者間で協議の上、議会の議決をあらかじめ経て変更することと定めたものであります。

14ページとなりますが、第6条は、協定の廃止の手続について規定したものでありまして、第1項におきまして、協定を廃止しようとする場合には、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告すると定めたものであります。

第2項は、通告は書面によるものとし、議会の議決の写しを添付することと定めており、第3項は、通告があった日から起算して2年間を経過した日に、その効力を失うことと定めたものであります。

第7条は、この協定に定めのない事項等の処理について規定したものであります。定めのない事項または疑義が生じた場合については、当事者間で協議して定めるとしたものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、帯広市との定住自立圏形成協定の締結については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第41号、帯広市との定住自立圏形成協定の締結については、総務文教常任委員会に付託いたします。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第8、陳情第3号、幕別町議会議員の定数削減を求める陳情書から日程第12、陳情第7号、「原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書」の提出を求める陳情書までの5議件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております、陳情第3号、幕別町議会議員の定数削減を求める陳情書は、議会運営委員会に付託いたします。

次に、陳情第4号、「地方財政の充実強化を求める意見書」の提出を求める陳情書及び陳情第5号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

次に、陳情第6号、「泊原発の防災対策強化と自然エネルギーへの計画的転換等を求める意見書」の提出を求める陳情書及び陳情第7号、「原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書」の提出を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明3日から6月15日までの13日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、6月3日から6月15日までの13日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日は、これをもって散会いたします。  
なお、議会再開は6月16日午前10時からであります。

11：38 散会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成23年第2回幕別町議会定例会  
(平成23年6月16日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

4 藤谷 謹至            5 小島 智恵            6 岡本 眞利子

(諸般の報告)

日程第2 庁舎建設に関する調査特別委員会の設置

日程第3 陳情第8号 役場庁舎の分散設置を求める陳情書

日程第4 一般質問

# 会議録

平成23年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年6月16日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月16日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 小川純文      2 寺林俊幸      3 東口隆弘      4 藤谷謹至      5 小島智恵  
6 岡本眞利子    7 藤原 孟      8 乾 邦廣      9 牧野茂敏      10 谷口和弥  
11 芳滝 仁      12 田口廣之    13 前川雅志    14 成田年雄      15 中橋友子  
16 野原恵子      17 増田武夫      18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
教 育 長 金子隆司      教 育 委 員 長 沖田道子  
代表監査委員 柏本和成      農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満  
総 務 部 長 増子一馬      経 済 部 長 飯田晴義  
会 計 管 理 者 新屋敷清志      企 画 室 長 堂前芳昭  
民 生 部 長 菅 好弘      建 設 部 長 高橋政雄  
札 内 支 所 長 飛田 栄      忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一  
教 育 部 長 佐藤昌親      総 務 課 長 田村修一  
地 域 振 興 課 長 佐藤和良      企 画 室 参 事 伊藤博明  
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄      学 校 教 育 課 長 羽磨知成  
農 林 課 長 菅野勇次      町 民 課 長 川瀬俊彦  
商 工 観 光 課 長 八代芳雄      経 済 部 参 事 須田明彦  
こ ども 課 長 森 範康      経 済 建 設 課 長 細澤正典
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 米川伸宜      課長 仲上雄治      係長 金田恭之
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
4 藤谷 謹至      5 小島 智恵      6 岡本 眞利子

# 議事の経過

(平成23年6月16日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

- 議長(古川 稔) おはようございます。  
これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

- 議長(古川 稔) 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、4番藤谷議員、5番小島議員、6番岡本議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

- 議長(古川 稔) 次に、諸般の報告をいたします。  
6月10日、第62回北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。  
この議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後刻ごらんいただきたいと思います。  
これで、諸般の報告を終わります。

## [委員会設置]

- 議長(古川 稔) 日程第2、庁舎建設に関する調査特別委員会の設置を議題といたします。  
お諮りいたします。  
役場庁舎の耐震化検討業務につきましては、6月2日の全員協議会において報告を受けたところでありますが、今後、議会として、庁舎の耐震改修及び新庁舎の建設等に関する調査を行うため、議長を除く議員の全員で構成する「庁舎建設に関する調査特別委員会」を設置し、閉会中も調査できることにいたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長(古川 稔) 異議なしと認めます。  
したがって、庁舎の耐震改修及び新庁舎の建設等に関する調査を行うため、「庁舎建設に関する調査特別委員会」を設置し、閉会中も調査できるものとするに決定いたしました。

## [委員会付託・一括議題]

- 議長(古川 稔) 日程第3、陳情第8号、役場庁舎の分散設置を求める陳情書を議題といたします。  
お諮りいたします。  
議題となっております陳情第8号は、ただいま設置いたしました庁舎建設に関する調査特別委員会に付託して、審査することにいたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長(古川 稔) 異議なしと認めます。  
したがって、陳情第8号は、庁舎建設に関する調査特別委員会に付託して、審査することに決定いたしました。



[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、牧野茂議員の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 通告に従いまして、次の質問をいたします。

4期目に向けた町政運営についてであります。

初めに、4期目に向けた町長の決意についてであります。

このたびの町長選挙において、岡田町長は1万1,000票という圧倒的多数の町民の支持を得て再選を果たされました。今後4年間、幕別町のトップリーダーとして、しっかりとしたかじ取りをお願いいたします。

町長は、まちづくりの基本理念として、町民が主役となり、信頼関係のもと町民と役場が役割を分担し、町民目線でまちづくりに取り組むとともに、四つの基本姿勢として「安心・安全」「公正・公平」「一体感の醸成と均衡ある発展」「協働のまちづくり」を掲げておりますが、改めて4期目に向けた町政運営に対する決意をお伺いいたします。

町長は、公約の基本政策として、自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり、農業を核に競争力のある産業のまちづくり、笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり、文化の香る心豊かな学びのまちづくり、ともに考えともに創る活力あるまちづくりの五つの大きな政策目標を掲げられておりますが、その中で具体的な政策について伺います。

一つ目は人口減対策としての定住促進、二つ目は子供の医療費無料化の拡大、三つ目はコミュニティバスの運行、四つ目は安心・安全なまちづくり・役場庁舎の安全性についてであります。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 牧野議員のご質問にお答えいたします。

「4期目に向けた町政運営について」であります。

私は、多くの町民の皆様からの温かいご支援を受け、4期目の町政を担当させていただくこととなりました。

これまで、公区長の皆さんを初めとし、町内で働く方々や福祉活動に携わる方々など、多くの町民の皆さんの声を直接お聞きし、この幕別町を「住みよい安全・安心な町にしたい」という思いを、私は今、新たにいたしているところであります。

同時に、町民の皆さんからの期待と私に課せられた責任の重さを、改めて痛感しているところでもあります。

平成11年に幕別町長に就任して以来、私は常に、町政の主役は町民であり、町民目線を忘れることなく、活力ある経済、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、町民とともに考え、行動する町政の展開に努めてまいりました。

町民の皆さんが、その暮らしに満足しているか、暮らしていることに幸せを感じているか、そして、そのことを誇りに思えるか、常にこのようなことを心にとめながら、いま一度、初心に立ち返り、町民の皆さんのまちづくりに寄せる思いや期待をしっかりと受けとめ、「まくべつの躍進」に向け全力を尽くしてまいりたい決意であります。

ご質問の1点目、「人口減対策としての定住促進について」であります。

我が国は、本格的な人口減少社会へ移行し、国内市場の縮小や労働力の減少に加え、急速な高齢化に伴う社会保障費の増加など、国や地方の活力低下が強く懸念されております。

こうした社会経済環境の中、国におきましては、人口減少が一層深刻な地方圏を対象に、都市機能を有する中心市と周辺自治体とがスクラムを組み、地域全体の活性化や魅力づくりを進めることにより、大都市圏への人口流出を食い止め、地域が持続的に発展していくための方策として「定住自立圏構想」が提起されましたが、現在、十勝 19 市町村が実現に向け、取り組んでいるところであります。

昨年の国勢調査における幕別町の人口は、5 年前に比べ 326 人、1.2%の減少となったところでありますが、殊に旧幕別町地域におきましては、昭和 40 年以来続いてきた人口増が減少へと転じ、これ以上の人口流出を食い止めるための定住促進策は、喫緊の課題であると認識いたしております。

企業誘致の推進を初め、雇用対策、住宅対策、生活交通対策など、町としてでき得る限りの効果的な対策を複合的に展開していくため、庁舎内に検討委員会を設置し、速やかな施策の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「子供の医療費無料化の拡大について」であります。

「1.39、2 年ぶりに上昇」と今月 2 日の朝刊各紙は一斉に報じました。厚生労働省は、「平成 22 年の合計特殊出生率は、前年の 1.37 に比べて 0.02 ポイント上昇はしたが、4 年連続で人口は減少し、今後も人口減は続く」との見込みを示したところであり、少子化対策は国を挙げての最重要課題に位置づけられております。

若い世代が、将来に不安を抱くことなく、毎日の生活を安心して過ごすことのできる社会をつくっていくことは、我々の世代に課せられた責務でもと考えております。

今、子供を育てていく上で、さまざまな不安が子育て世代を包み込んでおり、その解消のためには、安心して子供を預けられる保育所などの整備や気軽に子育てについて相談できる体制を提供するなど、これまで本町といたしましても、子育て支援に積極的に取り組んでまいりました。

私が公約に掲げました「暮らしてみたい・暮らしていたいまち・まくべつ」の実現に向け、未来を託す子供たちのはぐくむ環境を整え、子供の心身の健やかな育ちを社会全体で支える町を実現していくため、特に住民要望や親からの助成拡大を求める声が大きかった子供の医療費につきまして、「本年 10 月から、小学校卒業までの無料化」を実施し、子育て世代の経済的な負担を軽減してまいりたいといたしました。

ご質問の 3 点目、「コミュニティバスの運行について」であります。

急速な高齢化は、本町においても例外でなく、本年 3 月末現在におきましては、65 歳以上の人口の割合であります高齢化率がついに 25.03%と 25%を超え、人口の 4 分の 1、4 人に 1 人が 65 歳以上という本格的な超高齢社会を迎えました。

高齢者や障害のある方々などが、住みなれた地域で生活を続けていくためには、「食」と「移動手段」、とりわけ生活交通手段の確保は「食」の確保にも影響を及ぼすものであり、今後の地域社会が活力を持ちつつ成り立っていくためには、大きな課題であると認識いたしております。

このことから、今年度、庁舎内に地域公共交通確保に係る検討委員会を設置し、本格的な協議に向けての調査、検討を進め、年度内には、北海道を初め、関係する交通事業者、運輸局や住民の代表等で組織する「地域公共交通確保維持改善協議会」を設立し、ご協議をいただきたいと思います。

また、協議会での検討をいただきながら、コミュニティバスの運行のあり方などについての住民アンケートやコミュニティバスの実証運行での利用者意向調査などを行った後に、本町におけるコミュニティバスを含めた地域公共交通のあり方について一定の方向性を見出してまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「役場庁舎の安全性について」であります。

平成 15 年度に実施した耐震診断におきまして、大規模な地震が発生した場合の安全性が確保されていないという結果でありましたことから、昨年度、耐震化のあり方の検討を行う基礎資料の作成を委託し、その結果を受けて、庁舎内で検討を進めてまいりました。

既に耐用年数の 8 割近くを経過し構造体が劣化していること、老朽化により給排水設備、暖房設備の機能低下が著しく更新が必要な状況であること、バリアフリーに対応できていないことなど現庁舎

の抱えている問題点と、耐震改修と設備更新に多額の費用を要すること、改修工事に見合った効果が見込めないことなどの観点から総合的に判断し、新庁舎を建設する方向で、現在、内部で検討を続けているところであります。

建設に当たりましては、起債償還に係る交付税措置が70%と有利な起債であります合併特例債の充当を見込み、平成27年度中の完成を目標とすることを基本に、新庁舎建設の基本的な考え方を取りまとめ、議員の皆さんとも協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

地方自治体を取り巻く現状は、行政需要が多様化、複雑化していく中、先行きが不透明で町政のかじ取りが大変難しい時期にあります。町民の皆さんとの協働によるまちづくりを実践していく中で、前例にとらわれることなく、新たな発想や多角的な視点に立って、勇気を持って施策を進め、住んでよかったと思われるまちづくりに向けて、職員と一丸となって、さらに努力をいたしてまいりたいと考えております。

以上で、牧野議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） それでは、再質問をさせていただきます。

12年ぶりの町長選挙というように、岡田町政3期の町民の評価をはかるためには、私は選挙戦があつてよかったかなと、そんなふうに思っております。

今回の選挙で、町長、先ほど私が質問書に書いたとおり、1万1,000票余りの得票で圧倒的な支持を得たわけですが、一方で不支持も3,000票余りありました。率直な感想を求めたい、お考えをいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 選挙結果については、いろんな見方があるのだろうというふうに思いますが、私は特にどれだけが目標であったわけでもありませんし、相手に何ぼ票が入ったから、それが私のこれからのまちづくりにどう影響するということではない。ただ、現実には現実としてしっかり押さえながら、批判票もあつた、そして投票率も随分下がつたなど、そんなような思いもしておりますので、現実を受けとめながら、これからの町政に当たっていきたく、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 町長、広報まくべつの6月号の中で、多選批判もあつたのかなと、こういうような感想も書かれていますけれども、この辺については、町長、多選とは、どれぐらいを多選と思われているのか。この批判ということをご自身で書かれていますので、その辺のことはどう思われますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 多選が何ぼか、何選以上が多選か、決まったものはもちろんないわけですが、人それぞれいろんな状況の中で判断されるのだろうと思っておりますけれども、通常言われているのは大体3期12年が一区切りだというようなことを言われております。私としては、4期目というのは多選に当たるのかなという思いもしておりますけれども、選挙中も申し上げましたように、初心に戻って、いま一度町政に臨む姿勢を改めていくこと、決意を新たにして頑張ることがそういった批判に対応していくことになるのかなと、そういう思いではあります。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 先ほどの決意表明ということで答弁いただいたのですが、選挙戦での町民との公約、「まくべつ躍進プラン」を町長つくられていますけれども、これに沿って始動、始めたのが、そんなふうに力強い表明だと思っております。岡田町政3期は合併という大事業は成し遂げましたけれども、町民の間では守りの町政であつたのかなと、そんな話も出ております。4期目のスタートに当たっては、これ私も今見えていますけれども、岡田町政いよいよ攻めに転じたのかな、そんなふうに、岡田カラーが出てくるのかなと、そんな期待もしております。

1 点目の人口減についての質問に入らせていただきます。

人口減については音更町、芽室町、近隣3町、幕別町も含めてですけれども、幕別町が一番伸びが悪い、悪いというより減少したというようなこともありますけれども、この辺の要因についてはどうお考えになっていますでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先般の国勢調査の中で、人口がふえたのが音更、芽室、中札、更別と、あとは軒並み減少ということですが、その中でも私どもの町はそう大きな減少率にはなっていないだろうというふうに思っております。

これは減少になった理由というのは、いろんなことが言われますけれども、もちろんそれは逆を返せば、増やすためには何が必要なのかということもこれまた特効薬というのはなかなかないのだろうということ、私は今までも言っていました。先ほども申し上げましたように、企業誘致もそうでしょうし、あるいは住宅政策もそうでしょうし、あるいは福祉施策を充実することもそうでしょうし、いろんなものが重なって定住促進につながり、人口増につながっていくのだろうという思いであります。逆に言うと、先ほども言いましたように、昭和40年以来、幕別町はずっと右肩上がり人口が増えてきたわけでありまして、他町村の、音更はちょっと別かもしれませんが、他町村では例がないぐらいの伸びを示してきたと。それがいわば団地造成等も一段落をした中で、今回の結果が出たのかなというふうに思っております。

したがって、私はこれからも今までやってきたこと、さらにそれらを続けていくこと、そして、総合的に対策を講じていくことが定住促進につながっていくのだろうという思いをしておりますので、先ほども言いましたように、これをやればすぐ人口が増えるとか、これをやらないから人口が減っていくのだと、そういう特別的なもの、特効薬的なものは私はないのかなと、そういう思いではおりません。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 人口というのは、やはり町の元気のパロメーターだと私は思っていますので、さらに定住促進についてはご努力をしていただきたいと思っております。

先ほど答弁の中で、企業誘致あるいは雇用対策、住宅対策、生活交通対策で町として検討委員会を設置しようというお話がありましたけれども、これはどのような組織、どのような内容で行われる予定でしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 庁舎内で職員が集まってこれから検討委員会を設置したいということですが、特に幕別地区においては、例えば旭町地域あたりの土地利用をどうこれから進めていくのか、あるいは町全体の中でも人口増、いわゆる定住促進していくための土地利用、さらには先ほど言いました企業誘致も、この後の質問にも出てまいりますけれども、いわゆる企業誘致のための施策、そういったことも当然のことながら定住促進に結びつくわけでありまして、雇用も含め、土地利用等も含めながら、何とか町を活性化するための施策を委員会の中で検討していきたい。これも早急に立ち上げて検討していかなければならない問題だろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 企業誘致については、もう何度も質問したことあるわけですが、やはり今道路網といえますか、高速道路がすぐあるかないかというのは大きな問題点に私はなると思っています。音更、芽室、帯広はすぐ横が高速道路が通っているというようなことで、工場誘致というのは幕別町よりはやりやすいのかなと、そんなふうに思っておりますけれども、町長、方針の中で、執行方針で述べられていますように、食品関連に関してはこれはまた別な角度だと思っておりますので、この辺を重点的に進めていただければありがたいのかなと、そんなふうに思いますし、また今は首都圏の工場がリスク分散ということで、北海道あたりに工場をというようなお話もあるやに聞いておりますけれども、この辺でこういったことも視野に入れて、本町に工場誘致というか、企業誘致を進めていただければと思

いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 企業誘致については、いろんな条件があるわけで、一つ何があればこれで決まりということにはならないのだらうと思いますし、確かに今は高速道路の関連する市町村に企業が多く張りついている、これも現実だらうというふうに思っております。私どもの町はそういったことはありませんから、それに対応できるような何らかの施策もまた講じていかなければならないと思いますし、もう一つはリスク予防の問題で新たな、この後に質問もありますけれども、そういったところに対して、町として、あるいは十勝全体としてこれからもそういった取り組みが進められるであろうということでもありますので、町としてもそれらにも参加しながら、企業誘致に当たっていきいたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） それでは、二つ目の子供の医療費の無料化であります。

今回、補正で半年分2,300万円予定されておりますけれども、半年分でありますので4,600万円、5,000万円近くこれが恒常的にかかってくるということでもありますので、継続して行う場合、この予算はかなり負担になると思いますが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当然のことながら、こうした施策は1年で終わるものではありませんから、継続していくわけでありまして、その財源確保については、いろんな角度から見て、例えば今まで莫大な起債の償還に充てていた一般財源が減ってきたですとか、いわゆる一定の交付税の伸びが最近になって見られてきたとか、人件費なんかも今はどんどん本町の場合は下がってきていますから、そういったこと、町財政全体の中でこれら財源を確保していけるもの、そういう見込みの中で今回この施策を取り入れたところでもあります。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） これ、4,600万円、年間かかるであらうということですが、これは町長の公約の予防医療というのがありますけれども、これは子供さん、小学生までの場合、歯科とか眼科あるいは風邪だとかインフルエンザ、予防すれば防げるというようなものもかなりあると思います。

それで、子供たちも予防すればそれなりに病気にもかからないことでもありますので、教育委員会あたりは、ぜひともこういったことの対応をしていただいで、子供さんは健康であり、町の予算は余り要らないと、こういう対策をとっていただければと思うのですが、教育委員会としてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今、ご案内、ご指摘のとおりだと思います。委員会としても校長会等を通して、あるいは養護部会等もありますので、今の意向についての反映をさせていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 子供の歯磨きであるとか、ゲームを多くすれば目が悪くなるとか、そういうことはちょっとわからないわけですが、予防できる部分については、ぜひとも予防に力を入れていただきたい、そんなふうに思います。

それで、3番目のコミバスでありますけれども、コミュニティバスですね。これ、いろいろ答弁いただいたのですが、かなり実際に走らすまでというのは、これ時間がかかってくるような気がいたしますが、予定としてどれぐらいのときにどうできるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど答弁でも申し上げましたように、内部での検討会、さらには町民を含め関係者の皆さんに集まってもらう協議会、それらで方向性を出して、来年24年度には実証運行に入りたい。それらを踏まえてどういうことになっていくかということですので、とりあえずことしは言葉で

言えば調査・研究、そして来年、実証運行という予定であります。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） ことし、来年、今年度こういう形で進めれば、2年後にはよければ取り組めるということでもありますけれども、スピーディーにやっていただきたいと思います。

もう一つ、こういったことの場合、民業圧迫というのですか、民業と重なってくるところもあると思いますので、この辺のことについてはぜひそれも考えながらやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁で申し上げましたように、協議会を設置する。この中に民間の業者の方あるいは運輸局の方、そういった方たちも協議に参加していただいて、ご意見をいただくというようなことでもありますので、当然今おっしゃられたように、既定の路線と同じところを走らすようなことは難しいのかもしれませんが、いろんなことを考えながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 私は音更町だけしかちょっと見ていなかったわけですがけれども、これについても予算がくっついてくるわけでありまして。音更町の場合1,000万円ぐらいというお話だったのでけれども、仮にというか、コミバスを運行した場合、どれぐらいの予算が必要かと、予算的な計画はお持ちでしょうか。

○議長（古川 稔） 堂前企画室長。

○企画室長（堂前芳昭） 今のご質問にお答えいたします。

まだ積算につきましては、検討段階でございますが、おおむね1,000万円から2,000万円程度の幅かなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） わかりました。2,000万円、おおむねでしょうけれども、かなり大きな額だと思いますけれども、これもたしか町が補助するような格好で出ていくと思われまので、予算措置もしっかりとしていただきたいと思います。

それでは、4番目の新庁舎の安全性についてでありますけれども、執行方針等、今の答弁等にありましたように、町長は一貫して改築ではなく新築という方向に進みたいというお話ですけれども、これは新築ということで押さえておいてよろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議会の皆さんにお示ししたのは、診断結果に基づいてこのような結果が出たことについて報告という形でお知らせをしたわけでありまして。その中で、改修した場合にはこの程度かかる、新築した場合はこの程度かかるということですので、これからそれらについて当然検討いただき、協議いただき、また我々も内部でさらに検討を進める中で、今後皆さんとご相談しながら方向性を見出していきたい、そういうふうに思います。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 庁舎の特別委員会をつくることになっておりますので、これ以上はお話はいたしませんけれども、震度6強で危ないというようなことなのですからけれども、仮に万が一ですよ、建てる前に震度6強以上のものが来てということも考えられないわけでもないわけですがけれども、他町村では対策本部など別なところに用意してあるというようなお話も聞くわけですがけれども、本町の場合はそういうことはまだ考えられていないのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 隣に町民会館ありますけれども、町民会館もどちらかという危ないほうのあれなものですから、正直今の中でどこということは決めていませんけれども、そういう災害があったときには、これはどうしてもやらなければならないことではあるから、状況を見て判断させていただき

たいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） もう一つ、これだけ危険と言われると、職務についている職員も大変不安な面もあると思うわけですが、大地震を想定して避難訓練なんかということも考えられてはいないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これも質問がどこか重複するかもしれませんが、当然さきの震災のときも職員みんな庁舎の中で震えていましたので、これからもそういう可能性はないわけではありません。当然避難訓練もそうですし、実は5階と4階には避難袋のようなものもありますけれども、ここ数年ちょっとそういったことをやっていませんので、早急にといいますか、今年度やるように、今、計画は立てているところであります。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） ぜひ対策をとっていただきたいと思います。

それと、合併特例債についてでありますけれども、70%、これは総額の70%ではないわけですか。この辺のことについてはちょっと詳しく。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 合併特例債、例えば庁舎が20億円かかれば20億円100%まで起債を借りることは可能であると。そして、その借りた起債は当然元利償還していくわけですが、その元利償還する70%が地方交付税で参入されるということでもあります。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 結局、総額ということ、借りた分のお金の70%ということによろしいですね。

それで、最後の質問になろうかと思いますが、先ほど来コミバス、さらには子供の医療費無料化と、高齢化社会になってくると合わせて少子化を防がなければならないという。そんな中で、福祉的な予算が相当これから増大してくると思います。事業見直しではないのですけれども、こういったことで予算編成のとき、新たに事業見直しなどをして、しっかりした予算を組んでいただければと思うのが一つであります。

もう一つ、合併の交付税の算定がえが、もうあと5年、4年ですか、もう終わろうとしておりますけれども、交付税も減額されるというようなことで、財政的にはかなり厳しくなってくるのかなと、そんなふうに思っております。

私が12月に財政質問をしたとき、総務部長、17.9%の実質公債費比率を目指すというようなお話もありました。これから新庁舎、仮に建設されたり、こういった福祉的な予算が増えてくるようなことになると、実質公債費比率がどれぐらいになってくるのか、そういった面も予測していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろんな数値については、この後のご質問もまだ出ておりますので、詳細は略させていただきますけれども、ご指摘ありましたように、私どもといたしましては、あくまでもやっぱり効率的な財政運営、健全財政を目指すということには変わらないわけでありまして、今いろんな要望があり、そしていろんな課題があるわけです。これらを一つでも二つでも解決しながら、住民の皆さんの期待にこたえるためにも、十分内容を精査した中で予算あるいは施策の積み上げをしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 答弁書の最後の結びに、町長、前例にとらわれることなく新たな発想や多角的な視点に立って勇気を持って施策を進め、住んでよかったと思われるまちづくりに向けて努力していきたいと、このように結んでいますけれども、町長4期目のこういった、勇気ある前例にとらわれないような、そんな発想も含めて期待を申し上げたいと思いますので、ひとつ岡田カラーを十分出してい

ただきたい、そんなふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、牧野茂敏議員の質問を終わります。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○18番（斉藤喜志雄） 私は、被災地の一日も早い復興を願って、防災教育と学校の危機管理の見直しについて質問をいたします。

今回の東日本大震災を経験して、改めて防災教育の重要性が、今、注目されております。「児童搜索の心情涙ながらに語る～消防士が講演～」、これは4月27日付けの北海道新聞の朝刊の見出しであります。翌28日には、十勝毎日新聞でも報道されたところであります。

その記事によりますと、「被災地で何が起きているかを知り、自分たちに何ができるかを考えてもらおう」という、町内のある小学校の企画にこたえて、緊急消防援助隊北海道隊に参加をした幕別消防署員2名が被災地の状況や搜索活動などについて質問したと言われるものであります。参加したお二人は、全校児童108人のうち74人が死亡あるいは行方不明となっている石巻市立大川小学校付近で、我が子を探す親たちが見守る中で、搜索活動に当たったそうではありますが、「子供たちをもっと早く見つけてあげたかった。もっと生きたかったと思う。」と涙ながらに語り、「友達を大事にして、しっかり生きてください。」と呼びかけたと言われておりますが、これに対して、児童会長からは「貴重な話を聞いた。今ある命と幸せに感謝し、歩んでいく。」とお礼と感想が述べられたと、その記事は伝えております。既に皆さんもお読みのことかと存じます。

私は、こうした地域の関係機関と連携し、子供たちの心の琴線に触れる体験談やパワーポイントを使っての現地撮影の映像を駆使して、この取り組みをなされたことは、単に「防災教育」だけでなく「生徒指導」や「道徳教育」の充実という観点からも極めて教育的価値の高い取り組みであったと考えるところであります。

そこで、つきましては、1点目の質問であります。

子供たちの防災意識をはぐくむ「防災教育」の充実と、その重要性について所見をお伺いいたします。

次に、今回の大震災では未曾有、想定外云々とよく使われておりますが、だから仕方がなかったのではなく、今、私たちは「想定外を想定した危機管理マニュアルの見直し」が求められているものと考えているところであります。言いかえますと、重大な危機に初めて遭遇することを想定して、準備をしておくことが必要とも言えます。その際、仮に想定を超えたとしても、それが生かされます。現に、被災地のある学校では、数日前に津波の避難訓練を実施していたことで、大きな揺れの後、粛々と高台に避難したと聞いているところでもあります。

つきましては、2点目の質問であります。

町内各学校の「危機管理マニュアル」や「防災マニュアル」の作成状況と、それらに基づく各種訓練と防災教育などの実施状況はどのようになっているか、お伺いをいたします。

最後に、地震から子供たちを守るために、建物の構造体の耐震化が道内各地はもとより、本町にあっても急速に進められておりますが、大きな揺れによって天井や照明器具などが落下したり壁がはがれたり、いわゆる「非構造部材」、具体的に申し上げますと、放送器具や窓ガラス、書棚、ロッカー、体育器具、テレビ、ピアノ等々であります。の被害や事故が相変わらず震災等々もあって多発しております。

そこで、三つ目のご質問をお伺いいたします。

これらの落下や転倒事故を防止するために、施設、設備の点検と修理や補強などの対策はどのようになされているかお伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。



「防災教育と学校の危機管理の見直しについて」であります。

3月11日に発生した東日本大震災は、死者、行方不明者を合わせて2万3,000人を超え、今なお10万人を超える方々が避難生活を強いられるなど、甚大な被害をもたらしました。

今回の震災は、地震そのものよりも津波による被害が大きく、一瞬の判断の違いが生死の境目になった例も新聞、テレビ等で報道されているところであります。この的確な判断を下すことができた源は、学校や地域、家庭で日ごろから教えはぐくまれた知恵や力であり、日常的な教育の成果があらわれた一つの事例でもあると考えております。

ご質問の1点目、「防災教育の充実とその重要性についての所見について」であります。

今回の震災は、子供たちの下校時刻に発生いたしました。ある地域では、三陸地方で古くから言い伝えられてきた教えにより、小中学生全員が無事避難できたという報道がありました。その教えとは、「津波が来たら、てんでんばらばら、たとえ自分一人でも高台に逃げる」というもので、今では、「指示されなくても、とにかく早く、自分の判断でできるだけ高いところに逃げるように」という指導が定着しているということでもあります。

また、学校での防災教育と年3回の避難訓練に加えて、お年寄りなど地域の人たちが、日ごろから、子供たちに言い聞かせていたことも、適切に対処できた大きな要因だったのではと考えております。まさに、日常的に学校、家庭、地域で教え、導いてきたことが、尊い命を救ったことにつながったものであり、防災教育を推進するに当たっては、家庭や地域社会と連携しながら取り組むことが極めて重要であることを改めて確認いたしましたところでもあります。

このため、各学校において防災教育を推進するに当たっては、家庭や地域と密接な連携協力を図りつつ、児童生徒の発達段階と地域の歴史や自然など特性に応じて重点的に行うことが大切であると考えております。

また、防災教育を効果的に進めるためには、教育活動全体を通じて、体系的に指導することも必要であります。具体的に申し上げますと、社会科では、今回のように消防士の話を聞くなど「安全を守る体制とそこに従事する人々の工夫や努力」を学ぶ取り組みを、理科では「水の流れから洪水の危険性」を学んだり、道徳では、「自他の生命を尊重する心や社会に奉仕する心を育てる」など、学校教育活動全体を通じて防災教育を行うことが重要であると考えているところであります。

ご質問の2点目、「『危機管理・防災マニュアルの作成状況と各種訓練・防災教育などの実施状況について』」であります。

まず、危機管理マニュアルや防災マニュアルについてであります。平成11年の京都市、13年の大阪府の児童殺傷事件を契機に、全国的に各学校において危機管理マニュアルの作成が進められ、本町におきましても町内すべての学校において作成されているところであります。

その内容は各学校において多少の差異はありますが、大きくは事故・事件の防止、被害を最低限に食い止めるための措置、被害が生じた場合の対応策が盛り込まれ、対象となる危機を「一般事故」、「いじめ・不登校」「不審者侵入」「災害」などに分類し、その対象ごとに対応マニュアルを定めているのが一般的であります。

特に「災害」につきましては、「地震」への対応マニュアルが別立てとされており、中には、地震の発生が授業中の場合、休憩時間中の場合、放課後の場合、登下校中の場合など細かく設定されたマニュアルもあるなど、各学校において、学校の特徴、地域の実情に合わせたマニュアルが作成されているところであります。

次に、各種訓練、防災教育の実施状況についてであります。ただいま申し上げました危機管理・防災マニュアルに基づきまして、各学校におきましては、火災、地震、不審者侵入などを想定して、年間3回程程度の避難訓練が行われております。

訓練の際には、形式的に実施されることのないよう、消防署の協力のもと緊迫感やあるいは臨場感を持たせたり、さまざまな可能性を想定するなど実践的な訓練となるよう創意工夫しているところであります。

さらには、地域の防災意識の高まりに応じて各公区単位で避難訓練が実施されておりますが、これらの避難訓練への児童生徒の積極的な参加を促進してまいります。

また、今回の震災では、マニュアルどおりの対応をしたが、結果として被災した例も多く見られております。

このことから、教職員はもとより、児童生徒一人一人が、状況に応じて、場合によってはマニュアルには記載のない対応が瞬時にして求められる場合もあることを想定するなどして、みずからの安全を確保する行動ができるよう、教育活動全体を通して「生きる力」をはぐくむことが重要と考えているところであります。

防災教育についてであります。各学校において明確に「防災教育」と称する授業時間は設定されておきませんが、朝や下校の際に「安全教育」として「安全指導」を実施したり、先ほども申し上げました社会や道徳など教科全体や避難訓練を通して、防災意識の醸成や防災知識の習得を図っているところであります。

次に、ご質問の3点目、「施設・設備の点検と修理や補強などの対策について」であります。

ご質問にもありましたとおり、今回の震災でも建物の躯体自体に問題はないが、天井や壁などからの落下物により負傷した、あるいは建物の使用ができないという状況がクローズアップされております。

このため、文部科学省においては、このたび「学校施設の整備に関する基本方針・基本計画」の見直しを行い、学校施設の耐震化を平成27年度までに完了させるとともに、建物自体のみならず、天井材や外装材等の非構造部材の耐震化を図ると明記されたところであります。

非構造部材としては、天井材、照明機器、窓ガラス、設備機器等が挙げられますが、各学校においては、毎月1回、各教職員が分担をし、校内の設備等の安全点検を実施しており、設備等に不備あるいは危険がある場合は校長を通して教育委員会に報告され、必要な対応がなされることとなっております。

これまで、白人小学校のガラスブロックの撤去あるいは町立幼稚園のコンクリートブロック間仕切り壁の撤去などが、多額の費用を要した非構造部材の補修として対応してきたところであります。

現在は特に、大きな不備は報告されておきませんが、いま一度、学校長を通して、共通したチェックリストに基づいて点検をし、安全確保の観点から必要と判断した場合には、適切な対応を講じてまいりたいと考えているところであります。

以上で、斉藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中でありますが、この際、11時10分まで休憩いたしたいと思っております。

10:57 休憩

11:10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） 先ほどご答弁をいただきましたけれども、大枠で教育長の思いと私が考えていたこととは一致をしておりますので、細かくは3点質問いたしましたけれども、いずれも関連することですので、トータルとして質問をさせていただきたいと、こんなふうに思います。

そこで、私も現場を体験してきた人間として、この防災教育だとか、防災計画だとか、とりわけ地震だとか風水害だとかというものに対する教育現場の取り組みというのは、非常にややもすると時数がなくて、先ほどおっしゃったように、防災教育のいわゆるこまどりがないというところがとられています。私どもが現場にいるときは、まさにそのとおり、こまどりがなくて大変だったのでありますが、現状私は、工夫をする場面はあるなというふうに考えているのであります。

それはどう言われるかといったら、総合学習の時間というのがあります。総合学習の時間というの

は、これは取り立てて何をしなさいというふうに定められておりません。子供たちがそれぞれが課題意識を持って、その自己の課題解決に向けて取り組んでいく学習と、そういう中から生きる力を学んでいくということでもあります。そういう観点からいいますと、ぜひ例えば今回の町内の小学校で消防署の現地の中で救済活動、救助活動や捜索活動に当たった人たちを呼んで、僕は新聞記事ではありませんが、現地その場にいたわけではありませんけれども、あの記事を見て、先ほども言いましたが、いいお話が聞けた、いい映像が見られた、今僕たちがこうやって生きていられることに幸せを感じ、これからしっかり生きていこう。ああやって子供たちの中にしっかりと防災に対する思いが植えつけられる、植えつけられてきたという点では、あの子どもたちは大人になっても恐らく忘れないであろう、私はそんな思いもしながら、あの記事を読ませていただきました。

そういう意味では、あの小学校だけで終わらせるのは私ほもったいないなど。教育委員会の権限として云々ということは、教育課程の編成権は教育現場にあるなんていうことは百も承知で私はあえて言いたいところでもありますけれども、ぜひあいつたタイムリー性を持った取り組みが実践されたものは町内1校に残しておくだけでももったいない。できれば、皆さん、どうかこんなチャンスであれば、教育委員会も積極的にそこを協力をいたしますから、町内の学校さん、必要に応じて設けていただけませんかということ呼びかけていってはいかがなものかなという思いを持って、1番目の中で出させていただきます。いま一度教育長の思いをお聞かせいただきたい。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今、ご案内がありました、まさに白人小学校の実践でありました。被災地に派遣をされました私どもの町の二人の消防士が、まさにタイムリーに現地の捜索活動の状況、映像を駆使するなどして、子供たちに講話を行った。高く評価されるものと私も理解しております。

議員ご指摘のとおり、臨場感あふれるものでなければやはりお撮りになっても心の底に残っていないというようなことありまして、そこに視点を当てた学校の視点は、私は非常に高く評価するものであります。あわせて自他ともお互いの生命を尊重する心あるいは社会に奉仕する心、それなども含めた教育活動の内容でありますから、各学校にも多く広くそういうことが伝わっていくように、そして実践されるように呼びかけを行ってまいりたい。

それを受けて、6月の28日だったかと思いますが、東中においても同じように行われるというふうに聞いておりますし、さらには聴講生、地域の方々にも呼びかけて参加をしていただくと、こういうような教育実践も行われようとしております。これらを参考にしながら全学校がそういう方向で取り組むように、私どもも呼びかけてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） ぜひ、子供たちが大人になっても忘れない防災意識を養うための実効性のあるそういう防災取り組みの見直しと充実は今後も努めていただきたいものだ、こんなふうに思うところがあります。

とりわけ、十勝はご案内のとおり、十勝沖震源地、それから根室沖震源地、さらには内陸部での活断層を抱えての直下型地震が周期的にやってくると。先ほども言いましたとおり、自然災害がいつやってくるのかは、来ないのが一番いいのですけれども、ややもすると、1回起こってからしばらく時間がたつと緊張感がなくなっていって、なかなか本当の意味での避難訓練等々も、なおざりになりがちであります。そういう意味では、ぜひとも子供たちの中にしっかりと、今までもやってきたのですよ。私ども現場にいたときにやってきたのですが、防災意識を冷静に取り組んできたのですけれども、今回の教訓をあれしながら、より子供たちの心の中に踏み込むような、そういうものということで、重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

もう一点は、実は全国的にはそんな話をお伺いしているところではありますが、緊急地震速報への対応ということで、学校によっては規模等があったり、あるいは責任者である校長、教頭が諸会議なんかで抜けていたりとかということがあったりなんかして、なかなか情報の共有ができないという点で、しかし一刻を争う情報の共有ということで、こんなことが考えられているのですが、この辺の検討に

ついてちょっとお伺いをしたいと思いますが、校内放送、これはどこの学校も校内放送というのはセッティングされております。その校内放送の中に、緊急地震速報から流れるシステム、そんな難しくないし、そんなに大きな費用もかからないわけです。もう既に設置されておりますから。

したがって、そういった地震対策の一つとしてそういうシステム、緊急地震速報を校内放送を使って、さっと切りかわる装置をつければすぐ入るのだそうですが、そういったものが将来的に検討いただければと。そうすると、より早い情報の収集ができるということで、一刻を争うことでありますので、そんな方法も考えてみてはと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 校内放送につきましては、通常の放送と、それからどこの学校でもそうですが、緊急放送用と二つのシステムが分かれています。全校、全館に放送しようという場合については、緊急ボタンを一発押せばすべてに放送されるということですが、今ご案内にありましたように、緊急の地震速報との連動についてはまだ私もそこまで至っておりませんが、ご案内のとおり緊急性を要する、それが瞬時に伝わるという仕組みについては、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） そこで、もう一点、これ一番最後の質問の中でもあったところでありますが、施設設備の点検、日常的な点検、整備活動にかかわってありますが、ご存じのとおり、学校も例えばピアノだとか目に見えるもので体育用具だとか、あるいはテレビの設置にかかっているもの、ストッパーがかかっているだとか、きちっと設置されているだとか、あるいはピアノが倒れないようにするための、あっちやこっちに走っていかないためのストッパーがきちっとかかっているかとかというのは、これは学校の中で点検するのです。

ところが、天井、これはご案内のとおり、あの東京の九段会館が今回の地震で天井落下して亡くなりましたよね。それから、昭和27年の十勝沖地震、これは私が小学生のとき、今でも心の中にしっかりあれしているのですけれども、十勝沖で大きな被害がありました。ぼろぼろの学校で最後、子供たちが全部逃げたかなとって最後に校舎を点検して歩いていった先生が実は上からどさっと落ちてきた天井の下敷きになって、その方が殉職されたと、こういうケースがございます。

しょせん学校が、学校がと言ったら怒られますね。しょせん先生方というのは素人です。したがって、目に見えるところはわかるけれども、例えば天井だとか壁だとか壁がはがれたとかというのはあくまでも目視の範疇なのです。目視の範疇であり、なかなかそのところをしっかりと把握して教育委員会に、ここのところを修正してください、あるいは直してください、修理してくださいというのには限界がある。

そこで、これもまた対応であり恐縮なのではありますけれども、今言ったように直下型の地震がなっていくことになったときには、これは津波とかなんとかではなくて、今度建物そのものが耐震化をしても、今度は天井等々の落下ということが非常に心配であります。そういう視点でぜひ定期的に教育委員会として学校設置者として専門家をぜひ入れて、僕たちがやれるのは目視だけ。しかし、当然、津波もあつたり、あるいは打診をしたりとか、いろんな方法が専門家を伴ってのあれというのはあるというふうに思いますので、ぜひそういったところを含めた点検活動を定期的にやっていただけないものかなと、そんなふうに思っているところでもあります。

とりわけ天井、天井ぐらい残ってなんて、38年間私も学校現場の経験を持っていますけれども、残っている学校はないような気がしまして、そういう意味では、今回いいチャンスを今回の地震が与えてくれたということで、町内にそういう危険なところがないのかなということも含めて、今後の点検も含めて、教育長の思いなり方策をお聞かせいただければと、こんなふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 実は昨年3月に文科省から学校施設の非構造部材の点検、対応マニュアルというものが示されました。それに基づきまして、天井材あるいは同仕上げボードに破損等がないかに

ついて点検をさせていただきましたが、ご案内のとおり目視の範疇であります。このマニュアルでは、打診も含め、触診あるいは図面等で確認をなささいということでもありますから、私どもとしては、やはり学校現場の目視だけでは不足するところがあるだろうということから、年内中には技術者さんも含めて学校を回ってみたいと。必要があれば、それなりの予算化も進めていきたいというふうに思っております。

ただ、今一番問題なのは、棚等々のストッパーがあるのかないのか。ピアノなんかは非常に災害時に大変問題になりますが、固定するということが必ずしもいいということにならないそうでもあります。非常に難しいこともありますので、それらは技術者さんとも十分相談をしながら進めていきたいと思いますが、従前どおり学校が毎月1回程度定期的な実施をいたしておりますが、教育委員会としても設置者の責任の上において、年に最低1回は定期点検をするように今後とも努めさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○18番（齊藤喜志雄） ぜひ、そのあたりを含めて、安全・安心な学校づくりにご努力をいただきたいなというふうに思っております。

最後ですが、やっぱり先ほど前段でも言いましたように、今、防災マニュアルなどやそれから防災計画の見直しが確実に各学校でも迫られております。これは後ほど、きょう、同僚議員であります芳滝議員も町の防災計画についての質問があるので、そのときのかかわりでもお答えがいただけるだろうというふうに思っておりますが、いずれにしても学校にもひとつ再度見直しをという指示を発していただきたいと。そして、当然防災計画を策定したら、教育委員会に届けることになるのかというふうに思いますので、届けられたらその防災計画に今回の教訓も含めて、しっかり点検していただいていく気はないか。とりわけ、町も当然防災計画の見直しに係って専門家を含めた検討がなされていくのだというふうに思いますので、例えばこのあたり、もう少しだよなと思うところであったり、そういったところとも相談していただきながら、私は一番理想的なのはそういう、町に研究所というのがございますから、ある意味では幕別町が抱える共通課題というのはいっぱいあるような気がするのです、この防災教育の中の防災計画についての。

したがって、学校として、例えば町の研究所あたりからプロジェクトをつくって、ひとつ幕別町はこういうふうにして防災計画ができましたよ。町内の防災計画を共有し合いましたというところができると、これはいわゆる管内にも先駆けて素晴らしいものができるのではないかと。僕はそういう意味では、ぜひとも町の研究所、十勝の研究所はいろんな事業を抱えていますけれども、そもそも研究所あたりが一定のプロジェクトチームをつくって、何年かかかってそういうものをつくっていくのも一つの知恵でないかなと、こんなふうにも思っているところであります。本当に何年間に1回しか来ないものですから、ついついなおざりになりがちでありますけれども、子供の命にかえられないということを含めて、今後ともぜひ万全の配慮をいただければと、こんなふうをお願いをして、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、齊藤喜志雄議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

防災計画の見直しと自然エネルギーの普及についてであります。

最初に、3月11日発生した東日本大震災において被災された多くの方々に心よりお見舞いを申し上げますこととさせていただきます。

今回は、1000年に一度と言われる地震と津波による自然災害に、福島第一原発事故の人災が重なり、まことに悲惨で深刻な状況の中にあります。私たち日本国民は、力を合わせて、この深刻な状況を乗り切り、復興のために力を尽くしていかねばなりません。マグニチュード9を超える地震と30メートル

ルを超える大津波により、多くの人々の尊い命が奪われ、また多くの町が壊滅的な被害を受け、多くの人々の生活そのものが奪われた状態にあります。自然災害に対する防災の考え方の根本的な見直しが急がれるところであります。

福島第一原発の事故は人災であります。その被害は多方面にわたり深刻で、今後なお被害の拡大が懸念されています。これは人が原子力を利用したがゆえに起こした災害であり、人類だけでなく地球全体の将来を考えると、エネルギー利用についての考え方を転換していかなければなりません。

日本の電力においては、総電力の90%以上を原子力と化石燃料に依存しており、自然エネルギーの割合は現状で水力を含め9%と言われております。今後はいかに自然エネルギーの普及を促進していくかが国としての大きな課題となっております。

平成23年2月、経済産業省では「地域新エネルギー等導入促進対策事業」及び「新エネルギー等事業者支援対策事業」で新エネルギー等導入の加速化対策を示していますが、今後は地域において地方公共団体が中心的な役割を担い、官民一体となって自然エネルギーの普及を促進してゆく必要があります。

質問を2項目させていただきます。

幕別町の防災計画の見直しが急がれるが、どうでしょうか。

2、幕別町における今後の自然エネルギーの普及についてお伺いいたします。

また、それにかかわり、「メガソーラー発電」が今回の災害を受けて注目をされているが、幕別町も取り組むべきだと考えますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「防災計画の見直しと自然エネルギーの普及について」であります。

ご質問の1点目、「防災計画の見直しについて」であります。

平成18年2月に幕別町と忠類村が合併したことや水防法、土砂災害防止法などの関係法令の改正があったこと、さらには日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画が策定されたことなどにより、本町では、防災計画の見直しに取り組み、平成19年8月に現在の「幕別町地域防災計画」を定めたとところであります。

本計画では、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために必要な事項として、防災組織、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画、防災訓練計画などに関する具体的な取り組み内容を定めており、防災対策の基本となるものであります。

また、平成21年3月に「防災対応マニュアル」を策定し、防災計画の内容を補完するとともに災害対応に直面したときの現実的な対応の留意点などにつきましても定めているところであり、具体的な行動の指針となるものであります。

このマニュアルに基づく行動は、町職員が主体となりますことから、職員に対しては説明会などを通じて内容を周知しているところであります。

また、避難所の設置及び管理運営に関しましては、住民の皆さんに関係が深いことから、平成21年度におきまして、公区長等を対象にして説明会を開催し、周知を図っているところであります。

しかしながら、このたびの東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故が、未曾有の規模であることに鑑みますと、町の現計画の見直しに着手しなければならないものと考えているところであります。

町といたしましては、まずは現計画の課題点などの洗い出しに着手し、今後、国及び道におきまして、地震、津波、原子力発電などに係るより高度な対策指針等が示されるものと思われまので、それらとも整合性を図りながら、現計画の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「自然エネルギーの普及について」であります。

初めに、幕別町における今後の自然エネルギーの普及についてであります。

本町におけるこれまでの取り組み実績といたしましては、幕別中学校などの公共施設への太陽光発

電システムの導入が3件、一般住宅の太陽光発電システム導入に対する助成実績が平成22年度末の累計で52件、ペレットストーブ導入に対する助成実績が平成22年度末の累計で4件、さらに町の公用車としてハイブリッド車への更新が6台となっております。

先般、菅首相は、経済協力開発機構の記念行事の演説で、日本で太陽光パネルを1,000万戸の住宅に設置する目標を表明いたしました。再生可能エネルギーをエネルギー政策の柱とし、環境分野の産業育成も目指すねらいがあるとされております。

本町といたしましては、今後も、国が自然エネルギーの普及に向けた政策を強化していくことを期待するとともに、町としての先導的な役割や一般町民の導入促進につながるような施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

次に、メガソーラー発電の取り組みについてであります。

メガソーラーシステムは、大規模太陽光発電システムのことであり、発電容量1メガワットで一般家庭の約340世帯分の電気が賄えると言われており、自然エネルギーの活用ということにおきましては、大変有望な取り組みであると認識いたしております。

北海道内では、稚内市に5メガワットのシステムが導入されたという実績がありますが、システム導入に当たりましては、1メガワット当たり約3ヘクタールの用地が必要であり、投資額は4億円程度になると言われておりますことから、事業者は設備投資に当たりまして、日照時間、用地の確保、送電設備など、もろもろの条件を考慮しながら検討されるものと思われま。

本町といたしましては、平成20年12月に北海道電力株式会社に出向き、計画の有無などのお話をお伺いした経緯がありますが、北電は当面、自社所有地での整備を優先したいとのことでありました。伊達火力発電所内で整備をしておりました施設が、つい最近でしょうか、新聞を見ますと供用開始になったということでもあります。

今後は、国の動向や事業者の投資計画などの情報収集等に努めるなど、さらに調査・研究に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） では、再質問させていただきます。

今回の大震災におきまして、よく当初使われた言葉に、先ほど斉藤議員がおっしゃっていらっしゃった想定外というふうな言葉がよく使われてありました。このご答弁の中で防災計画を見直されるといふ答弁がありましたので、早急に進めていただきたいなと思うことでもあります。

それには、いろんな課題のいわゆる見直し、点検も必要でありますけれども、一番最初に基本的な一つの防災計画に当たる、そういう指針と申しますか、そういうものを置いていかなければならないのではないかと、こう思うことでもあります。これはご答弁にありましたように、国や道から、国はもう根本的に見直していくというふうな報告がされておりますし、それに従いまして、道も見直されていくのだと思います。

そういう連携をしながら、それと照らし合っしながら、また防災計画の見直しが進められていくのだろうと思うのでありますが、よく防災のことと言われますのは、一つは想像力だと。そして、次は注意力だと、そして次は、これは行動力だと、この三つのことがよく言われてあります。想像力、どれほどの災害が起こるのか、どれほどの災害が想定されるのか。幕別は幕別町で見直しを進めていくに当たり、道、国と整合性をとっていくのでしょうかけれども、そのところで、どれほどの幕別町で想定外を超えたいわゆる災害が想定できるのかというふうなことをまず一番最初に議論されなければならないのではないかと、こう思うわけではありますが、今例えば先ほど話ありました昭和27年のときは8.1、先日の十勝沖地震は8.0であります。たしか幕別町のいわゆる想定のマグニチュード8.2ということとして私は聞かせていただいておりますのでありますが、その地震に対してのマグニチュードの設定と申しますか、想定と申しますか、そういうことをどのように今後お考えなされていかれるのだろうか、まずそのことをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 防災計画の見直しに当たって、最初に想定力、想像力というお話がありました。ご案内のとおり、今本町の防災計画、地震についてはマグニチュード8.25、震度6弱というようなことが想定されているわけですが、それらは今回の地震で間違いなくそれ以上の地震が来たわけですから、今後の見直しの中では今回のマグニチュード9.何ぼ以上の想定をしていかなければならぬのだろうというふうに思いますけれども、それらも含めて、先ほど申し上げましたように全道あるいは国、そういったところとの整合性をとりながら、その想定力、想像力といいますか、そういったことを高めていくために、十分内部で協議検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 十勝沖の地震、釧路・根室沖の地震、また足寄、幕別、忠類と84キロでありますね、活断層があると。そういう地震に囲まれて、その地震の上にあるというふうな町でありますので、ぜひそういうことも想定をしていただきたいと思うことであります。

あと、災害では記録に残っておりますのは、地震は昭和27年から5回の地震が防災計画の中に今出されてあります。水害は、大正9年より36回の水害の記録が防災計画の中にあります。大正11年の十勝川本支流の大洪水で死者が出たというふうな記録もあります。こういうのを見るときに、例えばダムが決壊、中札内のダム、あとトムラウシのダム、あと糠平のダム、本町には稲士別のダムがあります。そういうダムが決壊等も想定に入れたというふうな、例えば水害に対しても想定外を超えたところのそういうことも検討されればなというふうに申し添えておきたいと思うことであります。

注意力というふうなことを申し上げましたが、今回の震災でさまざまなことを学ばせていただいております。いかに災害についての備え、あと情報収集、そして近隣のよその市町村との連携、そして関係各機関との連携等を本当に緊密にしておく。また、その公共施設の点検等、耐震化等も問われてきておると。そのほかに私のはっと思ったのは、一つの町でありましたが、古い方の言い伝えを守って、ここから下には家は建てたらだめだよというふうなことを守って、そこから下には家を建てないで、町全体が大きな被害に遭わなかったというふうな自治体があったのだというふうなことも報道の中で聞かせていただいたことがあります。そういういわゆる注意力、例えば衛星携帯ということが言われました。これはレンタルなのだそうでもありますけれども、普通の携帯は使えないけれども、衛星携帯が使えて、すぐにどういふけが人がいて、そういうふうな救急体制が必要なのか、薬が必要なのかということを連絡をとることができるというふうなことも言われております。また、今は震度5を超えたら、自動的にブレーカーが落ちるような機械があるのだそうです。昔は安心玉と申しまして、ブレーカーに玉をつけて置いておいたということがあるのですけれども、そういうふうな、震災が起きましたら火災が恐ろしいわけですから、その火災に備えるような、そういう注意力も必要なのだと思うことであります。

最後の行動力というところで、いわゆる防災計画の具体的な形になってくるのだと思う。これから取りかかれるということでもありますから、その内容をご期待申し上げたいのでありますけれども、何点かその平成19年の防災計画の中身を見て、少しこのところが見直したほうが良いなというふうなところにつきまして、概要をお伺いさせていただければと思います。

一つは、自主防衛組織の育成ということでもあります。協働のまちづくり支援事業の中で取り組まれております防災訓練だとか、いわゆる地域におきます、公区におきます防災に対する自主活動であります。その地域における防災訓練の状況、どのような状況であるのかお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今、幕別町内には15の自主防災組織が組織されているというような状況でございます。毎年5カ所から6カ所ぐらい必ず防災訓練を行っているというようなことでもございますので、今後、各公区などには自主防災組織の設立だとか、または日ごろからの防災訓練、そういったところに関心を持っていただけるような活動はしていきたいというふうに考えております。



○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） これは今あります防災の育成に関する計画のところ、避難所地域ごとに地域防災連絡協議会を設置するというふうなことが書かれてあります。これは今設置されているところはあるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 正式に自主防災の連絡協議会というのは設置されているところはありません。ただ、これまでの経過の中で、例えば札内の西幕別ですけれども、鉄南 13 公区、こういったところが常に連携をとって協力して活動しているという部分もありますので、今後、自主防災組織がつけられていく中でその連携組織であります連絡協議会、こういったものの設立に向けても検討していきたいという考えであります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 公区、公区その訓練は必要だと思うのでありますが、やはり相互連絡網をつかって、ともに近隣の公区が助け合って情報を交換し合いながら、その災害に対応していくということが大変重要なことであろうかと思えます。ぜひそういうことも大きなポイントとして具体的ないわゆる自主防衛組織の育成というところでは踏まえるべきであろうかなと思うことでもあります。

今行われているのですけれども、なかなか公区のところ、例えば防災訓練ですね、具体的に避難場所、避難所に行くと、いろんな援護者の問題も含めて、そして避難通路も含めて、各公区で確認をしていくことがなかなか、やっちはいるのですけれども、多く普及しない。これにはいろんな公区の事情もあるでしょうし、高齢化している公区ということもあるでしょうし、こういう状況の中で、やっぱり一番大切なのは、その地域の自主防衛組織がきちっと育成をされていくということが一番大切であり、各公区の公区長さん等で一番考えられていらっしゃることであります。このことにつきましては、今は協働のまちづくり支援事業の中で位置づけられてあるのでありますけれども、町主導でそういう地域の自主防災組織を育成していくというふうな方向で防災訓練を実施していくというふうな方向性を出すべきであろうかなというふうな思いがあるわけではありますが、どうでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今まで経過の中で何年前でしょうか、例えば学校単位、校下単位で、札内地区では3カ所、幕別ではたしか2カ所だったと思えますけれども、町主催の防災訓練を実施しておりました。後ほどの質問にもあるのですけれども、今は公区長さんにお集まりいただいて、昨年忠類地区でしたけれども、図面上での防災にかかわる訓練といいますか、そういったことを今やっております。今回の地震を契機に、町としても新たな訓練を考えていく必要があるのかなと、そういう思いもありますし、何といたっても、そのためには地域の公区長さんを初め、地域の皆さんの協力をいただかなければならない問題でもありますので、十分協議をさせていただいた中でこれから考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 一つは、これは私の思いなのですが、今協働のまちづくり事業のところの予算化をしておると。この防災訓練、防災に関しては、総務の交通防災費という予算項目があるかどうかと思うのでありますが、そういうところできちっと予算づけをして、そういう地域の自主防衛組織についての訓練をしていくというふうな形はどうかののだろうか。きちっと町主導で責任を果たしていくというふうな事業にしていくということが必要なのではなかろうかなという思いをしていますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 地域防災組織については、あくまでもこれはまちづくり支援事業の中で言えば、公区のほうの負担もお願いしているというようなことで、町の分とあわせて活動しているわけですが、先ほど言いましたように、町が主体となって実施されるような防災訓練等がこれから出てまいりましたら、当然これは予算は町の防災の予算を組んでいかなければならないのだろうというふ

うに思いますけれども、今の組織はあくまでも地域の防災組織への訓練に対する町の支援というような形が来ておりますので、この辺もどの程度それぞれの組織によって訓練あるいはその中身、そして予算の使い方もまた変わっておりますので、それらを踏まえた中でこれからどういう方法がいいのかも検討してまいりたいと思いますけれども、当面は支援の体制の中でやっていくことでいいのかなという思いはしております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） できるだけ自主防災組織についても、ある程度町のほうで力を入れて指導できるような、いわゆる見直しと申しますか、体制づくりに取り組んでいただければと思うことであります。

次に、要援護者の対策であります。今その実態の把握だとか、対応についてどのような状況にありますでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 災害時の要援護者支援ということでは、5月30日現在で登録をいただいているのが180人の状況でございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） それらに対する対応についてのマニュアルと申しますか、あとそして避難施設の確保と申しますか、そういうことはどういう状況でありますでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 避難施設につきましては、避難計画に基づきまして、第1次避難場所、第2次避難場所と、それぞれ町内の公共施設、学校だとか、またはコミュニティセンターだとかそういったところを対応するというようになっておりまして、それぞれの施設における要援護者の例えば障害を持っている方たちのトイレだとか、そういったところについては、順次整備をしていっているというような状況であります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） これも自主防災組織に係ることであろうかと思っておりますので、それも恐らく広く議論されるのだと思います。

あと、今避難所につきましては37カ所、避難場所につきましては28カ所ですか、設置をされてあります。この前、新聞でその避難所の耐震のことが一覧表が出まして、幕別町は75.7%の耐震改修率だというふうなことが出ました。この避難所、避難場所について、それで十分なのか、その耐震につきまして、どういうお考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 避難所の耐震化等については、この間、新聞報道にも出ておりますけれども、ある程度の調査については進んでおりまして、まだ若干調査が進んでいない部分等については、早急に調査をしていくというような状況になっております。

また、先ほどちょっと申しおくれましたけれども、答弁がちょっと漏れましたけれども、災害時の要援護者、これにつきましては、町内の特別養護老人ホームだとか、または老健施設だとか、そういったようなところとの協定も交わしておりますので、そういったところでの支援もいただけるような形になっておりますので、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） さまざまな備蓄の管理の見直しだとか、備蓄の見直しだとかもあろうかと思うことであります。

大きな見直しとして考えていかなければならないと思っておりますのは、いわゆる防災組織、特に本部組織の見直しが必要なのではないのかと。今、この本部組織の図でありますけれども、本部会議というのがありまして、そして本部情報連絡室というのがあります。そして、もう一つは忠類地域情報連絡室、これは現地本部という格好だと思っておりますが、ここにいわゆる札内の地域の情報連絡室というふう

なのがないわけでありまして。8を超える9近い地震が起こったときに10キロを超える距離があります、この本町と。そうしたら、道もどうなるかわからんし、橋もあります。いわゆるある程度の札内地域における現地本部のようなものがつくれるような形の一つの体制というのが必要になってくるのではないのかというふうに考えますけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 災害が起きた場合に、局地的な災害とそれから全町的な災害というふうに分けられるというふうには思っております。当然全町的な被害に関しては、対策本部、設置場所、今は庁舎にしておるのですけれども、対策本部を設置して、その中で対応に当たっております。

現実的に過去にも地震があった際に、札内は札内支所において支所長が必ず駐在をいたしまして、札内地区の情報収集に当たる。それから、当然本部からパトロール要員あるいは情報収集として札内の消防、これらも同意をいたしまして情報収集等に当たっております。ただ、現実的にそれを防災計画の中で表記をしておりますので、そういったことについても今後の検討課題としてとらえております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 防災活動なのですけれども、理想的な状況と申しますのが、10分から30分に防災対策本部が立ち上がり、概括的な被害情報が把握され、市区町村長として住民の生命、身体の保護のために意思決定がなされていると。やっぱり迅速な対応、迅速な情報収集と迅速な対応ということが一番の防災計画の中では求められることであろうかと思えます。その防災の組織につきましても、今の現行であるいは本部班、消防班、保健医療班、福祉班、文教対策班、建設班、避難所班、水道班、環境衛生班、食料物資班というふうな形で班に分けられて職員がそれぞれの対応をするというふうな形になっておりまして、それがすべて10分、災害時10分から始まるような形の想定に今この防災計画のところではなっております。

私も札内に住んでおるのでありますが、大きな災害になったときに、月曜日から金曜日まで日中、いわゆる消防を除きまして、札内署にいらっしゃる職員が七、八名でありますか、そういう人数であります。大きな災害が起こったときに、それでその対応できるのだろうか。札内地区には1万9,000人を超える人がいます。そういう方々の生命、身体、そして財産を守ることに、それでそういう体制がとれるのかどうかということが大きな防災計画の見直しの問題としてであろうかと思えます。本町地区のいわゆる現地本部、札内地区の現地本部、忠類地区の現地本部と、きちっとそこそこがその班を構成して即座に対応できるような形のいわゆる職員配置なり、そういう形の体制づくりというものが一番のその次の防災計画見直しの大切なところではなかるかと思うことであります。そのところを申し上げておきたいと思うことであります。

もう一つは、危機管理室的なそういう部署をどこか一つ置いておくところが必要なのではないかというふうなことも思うことであります。先ほどもありましたけれども、防災計画があつて、マニュアルがあつて、しかしそれが先生方にも職員の方々にも地域の住民にも、それがすり込まれていく、きちっと訓練をしてすり込まなければならないわけでありまして、それにつきましては、いわゆる防災思想の普及、啓発活動、防災思想普及、啓発の計画がまだ不十分ではなかるか。自分が町民が私はどういう形で逃げていく、どういうことをしなければならないか。一人一人の職員がこのときはこういうことをしなければならないという、そういう災害時のいわゆる防災思想、そしてその啓発計画と申しますか、そういうことも力を入れていただければなと思うことであります。

防災対策基本法第5条にあります住民の生命、身体、財産を保護するため、防災計画の見直し、その責務を全うしていただきたいと思うことであります。

次に、自然エネルギーのことに移らせていただきたいと思えます。

現況につきましては、ご答弁いただきました。結構、太陽光パネル、その住宅につきましては、要望があり、そして対応していらっしゃるということをうれしく思っております。

これは神奈川に、パナソニックがやるのですけれども、1,000戸規模のエコタウンというのがつく

られるという構想が出ております。すべての家にパネルが置かれて備蓄をして、そしてそういうエコタウンという構想があります。ある意味では、春日町の西にこれから、ことし何か造成がされるというふうなことを聞かせていただいておりますけれども、太陽光の普及につかまえて、エコタウン的な発想で一つの町のカラーを出して、そういう施策を進めていくというふうなことも町のエネルギーに取り組んでいく一つの踏み出しになっていくのではないのかと、そういう発想も必要ではないのかというふうに思うことではあります、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今のお話ありましたようなこと、そういう実例もあるようではありますが、果たして私どもの町でそういったことがどこまで理解されて進められていくのか、なかなか難しい問題もあるのだろうというふうに思っております。今、私ども町として団地の開発というのは、これそれぞれ地域で事業者の方、そして地権者の方がそこをなされるわけでありまして、町のほうから全体にエコタウンだからここはパネルソーラーをしてつけてくださいというようなことまではなかなか言いづらいものは私はあるのだろうというふうに思っています。今までのとおり、何とか助成事業を活用していただいて、希望者についてはぜひ活用していただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 年間枠が 20 件でありましたか。その枠についてどのようにお考えでありますでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これも毎年いろいろ波がありますので、当初予算ではその数を見てはいますが、年によっては多かたり少なかりしますので、当然補正予算で対応したときもありますし、これからも状況を見ながら、それで対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） メガソーラーのことは質問状を出しましてから、帯広市と苫東がソフトバンクの選定市に考えられたというふうなことがありまして、大変広い土地が必要で、非常にまたそれが自治体にどのようなメリットがあるのかということもなかなか難しいことがあろうかと思うのでありますが、先ほど町長がご答弁でいらっしゃいました情報収集等に努めると。これは前向きに稚内は国でつくって稚内にもう移譲しましたものですから、その市の運営をされておまして、3月、4月で 900 万円ぐらいの黒字が出て、売電できるものですから、そういうふうなことになったというふうなことがあります。

しかし、北電は先ほどご答弁にありましたが、発電所の中でしかつからないよというふうな決めごとがあるようであります。まだまだ民間でさまざまな形でこれからその太陽光についてのそういうメガソーラー的な発想で民間の事業が展開をされてくるのだろうと思うことではあります。どうぞその情報収集に努めて、前向きに取り組んでいただければとご期待申し上げまして、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、13 時 10 分まで休憩いたします。

12 : 11 休憩

13 : 10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場内が暑くなってきておりますので、上着を外せる方は外していただいて結構かと思っております。

では次に、田口廣之議員の発言を許します。

田口廣之議員。

○12 番（田口廣之） 通告に従いまして、質問させていただきます。

野生鳥獣との共生についてです。

近年、野生鳥獣の農作物の被害が取りざたされています。その中でシカは銃、くくりわな等で駆除されており、キツネは場合によっては銃等で駆除されていますが、野生鳥獣の生態系はふえ過ぎによるもの、被害があつてのもの等、理由はさまざまだと思います。特に野生のキツネの被害は牛等家畜を襲う事態になっています。

エキノコックス等、違う面でも人、家畜に影響を及ぼすことが懸念されています。しかし、どうして人里に来て被害が起きているのか、これは生態系が狂ってきていることが原因と考えているのですが、何点か伺います。

- 1、町として野生鳥獣の被害に対する取り組みと対応、対策、状況把握について。
- 2、町、民間のヘリコプターによる殺鼠剤散布状況について。
- 3、エキノコックスに対する取り組みについて。

質問の2番目です。

ライフラインの整備状況についてお伺いいたします。

近年、生活の質、利便性の向上に伴い、インターネット等、情報の把握、収集にはスピード、確実性が求められています。

その中で、農村地帯では、いまだにパソコン等の使用に際して、ダウンロードに時間がかかったり、非常に不便さを強いられています。

また、水道の利用にしても、利用したくても自宅の引き込みに多額の費用負担になる等、利用を躊躇している状況が見られます。

今、安心・安全等、生活に直結している中で、利用を希望している人の利便性向上に向けて、町の考え方、今後の取り組みを含め所見を伺います。

- 1、光通信の普及状況と今後の見通し、町としての対応。
- 2、水道の普及状況等、これから新たに利用したい住民に対する対応について。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 田口議員のご質問にお答えいたします。

「野生鳥獣との共生について」であります。

近年、野生鳥獣による農林業被害は増加している傾向にあり、北海道では、ふえ続けるエゾシカの駆除などを強化することを目的に、エゾシカ対策室を新設するなど、有害鳥獣対策が大きく注目されているところでありますが、生産者の皆さんにおかれましても大変なご苦勞があるものと推察いたしております。

ご質問の1点目、「野性鳥獣の被害に対する取り組みと対応、対策、状況把握について」であります。

本町における有害鳥獣に対する対応といたしましては、従来から、シカについては、猟友会幕別部会の協力や町の有害鳥獣駆除作業員により銃による駆除、キツネについては、銃と箱わなによる駆除を実施してきたところでありますが、昨年度からは、国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、シカに対するくくりわなによる捕獲を開始するとともに、キツネに対する箱わなの増強を図っているところであります。

また、被害状況の把握につきましては、平成20年と平成22年にアンケート調査を実施しており、平成22年の調査結果の概略を申し上げますと、総体の被害額につきましては、平成20年とほぼ横ばいの7,000万円程度でありましたが、回答数が増加したこともあり、被害面積につきましては27%程度の増加、被害家畜の牛の頭数についても23頭から39頭と、増加傾向となっております。

ご質問の要旨にありますキツネにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、銃と箱わなによる駆除を行っているところであり、年間60匹程度の駆除実績となっております。しかしながら、民家周辺や市街地に出没するキツネにつきましては、箱わなを仕掛けるしか方法がなく、対応に苦慮しているのが現状であり、今後におきましても、住民の皆さんのご協力をいただきながら、きめ細かな駆除に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「殺鼠剤の散布状況について」であります。

本町の殺鼠剤の散布につきましては、植栽して間もない幼木を野ネズミによる被害から守るために、過去から実施しているものであり、年に1度、11月中旬ころに十勝管内の道有林などの散布にあわせて、ヘリコプターによる散布を行っているところであります。

薬剤につきましては、燐化亜鉛剤という直径6.5ミリメートルの粒状のもので、土壌や河川など環境に対する負荷の少ないものを使用しており、散布面積につきましては、町有林、民有林合わせまして1,100ヘクタール、1ヘクタール当たり0.8キログラム、4,800粒の散布を実施しているところであります。

また、野ネズミの防除は、北海道防除実施基準に基づき、殺鼠剤の散布前に野ネズミの発生予察調査を行い、その結果を踏まえ、実施をいたしているところであります。

ご質問の3点目、「エキノコックスに対する取り組みについて」であります。

エキノコックス症は、エキノコックスと呼ばれる寄生虫の卵が口から体内に入り、幼虫となって肝臓などに寄生し、肝機能障害などを起こす病気であります。エキノコックスが人間の体内に入るの、エキノコックスが寄生したキツネやそのふんに直接さわるなどの場合やキツネのふんで汚染された山菜を生で食べたり、沢水やわき水を飲んだりした場合が考えられます。

本町におきましては、小学3年生及び中学2年生には無料で、一般の希望者には一部自己負担をいただきまして、血液検査を実施いたしております。

エキノコックス症は、手洗いの慣行、山菜や野菜の水洗いの徹底、沢水やわき水を飲まないことなどにより確実に予防することができる感染症でありますことから、今後とも検査対象者とその家族への検査案内にあわせてのパンフレットの送付、一般町民対象のスマイル検診の案内にあわせての啓発、さらにはHPの活用、広報紙による啓発など、多くの機会を利用し、その予防についての注意、意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、家畜にかかわりますエキノコックスの関係についてであります。昭和41年から北海道で実施しております疫学調査によりますと、過去45年間で豚では0.1%、馬では0.2%、エキノコックスの寄生が確認されており、本町においても、豚からエキノコックスが検出されたとお話をお聞きいたしております。

このため、対策に関し、農協とも協議をさせていただきましたが、対象農家が極めて限定的であることから、ネットの設置や駆虫薬の散布などの防止等については、営農の範疇で対応していただくべきであることを確認いたしたところであります。

次に、「ライフラインの整備状況について」であります。

ご質問の1点目、「光通信の普及状況と今後の見通し、町としての対応について」であります。

インターネットなどの情報通信技術の進展に伴い、農畜産物のネット販売の拡大や、農作物市況、営農情報、気象情報等がスムーズに受けられるようになり、また人工衛星等の活用による土壌や栽培管理等の情報提供が行われるなど、他産業と連携した取り組みも進められております。

一方で、都市部に比べ農村部の情報通信網の整備はおくれがみられ、今後、生産性の向上や経営の効率化を進めるに当たり、情報通信技術のさらなる活用とともに、農村部における快適な生活環境づくりのため、情報通信網の整備の必要性について認識いたしているところであります。

ご質問の光ファイバーを用いて光信号で情報の送受信を最高速で行う光通信の普及状況についてであります。東日本電信電話株式会社、NTT東日本によりますと、現在のところ、幕別町におきましては、幕別本町市街地と札内市街地に限定されており、今後におきましても、当分の間、光通信エリアを拡張していく考えを持ち合わせていないとのことあります。

一方、光通信に比べ通信速度は劣りますが、ブロードバンドの一形態でありますADSLにつきましては、幕別、札内、糠内、忠類の各市街地の中心からおよそ半径4ないし5キロメートル以内におきましては提供されております。

インターネット環境の整備は、これまで基本的には通信事業者によって展開されてまいりましたが、

光ファイバー網を整備するには多額の費用を必要といたしますので、事業者にとって利用者数が見込めない地域におきましては、採算性の問題から未整備となっている状況にあるものと承知いたしております。

光通信は、現在のブロードバンドの最高水準ではありますが、本町では、そうした地域に光ファイバー網を独自に整備した場合には数十億円程度の費用が見込まれるところであり、町独自で光回線網を整備することは極めて困難であろうと考えております。

これまでも十勝圏活性化推進期成会を通じ、光ファイバー網の整備が進まない地域に高速インターネットの利用環境の整備を促進いただくよう、国に要望いたしておりますが、町といたしましても、他市町村で取り組まれている事例、ADSL並みの通信速度を確保できる無線LANによる整備や通信衛星を利用した衛星ブロードバンドサービス等の研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

ご質問の2点目、「水道の普及状況と新規利用者への対応について」であります。

水道事業は、町民の生活に最も身近なライフラインとして、その生活や健康を守るためには欠かすことのできないものであり、高い安全性と安定した水道水の供給が基本的使命であると認識いたしているところであります。

初めに、水道の普及状況についてであります。

本町の水道給水区域は町が管理運営しております幕別、札内の両市街を含む上水道区域が1区域と南幕別と忠類を含みます簡易水道区域が5区域であります。また、その他の給水区域としては、明野・新川水道利用組合で運営されております専用水道区域と忠類地域の一部区域が大樹町及び更別村の給水区域となっており、幕別町のほぼ全域が水道水の供給区域であり、その区域内での水道普及率は96.85%となっております。

次に、新たに利用される方への対応についてであります。水道事業施設は、町の施設であります取水・浄水施設や配水池、配水管と利用者個人の施設となります給水施設を利用者みずから設置することで給水を行っております。

新たに給水を行う場合の内容におきましては、「幕別町水道事業給水条例」において、給水施設の用途や使用者のほか施工業者や使用材料など施工計画を明記して申請をしていただくよう定めております。

また、それらに要する費用負担につきましては、使用者の負担と定めているところであります。

給水施設の状況によっては多額の費用負担が生じるとのことではありますが、特に農村部では配水本管からの距離が長い場合に費用が多額となることは、承知をいたしているところであります。ただ、水道法の中でも利用者相互間の公平性と、地方公営企業法に基づく水道事業としての経済性を発揮し、経営環境の変化にも適切に対応しなければならないとの考えから、利用者の財産である給水管等への町の負担等は難しいものと考えております。

以上で、田口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） まず、殺鼠剤の散布状況について何点かお伺いしたいと思います。

この薬剤まいています燐化亜鉛剤という薬なのですが、野ネズミだけ駆除している薬なのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 野ネズミを対象にしたものでありますけれども、必ずしも野ネズミ以外の動物が食べるかどうかについては、これ必ず食べないということは言えないかと思えます。といいますのは、この大きさが直径6.5ミリということで野ネズミが一番食べやすい大きさにしてあるわけでありまして、それより大きいシカでありますとか、キツネはなかなか食べにくいということがあって、野ネズミ向きの大きさに工夫して散布しているというのが実態でございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12 番（田口廣之）　そこで、野ネズミはキツネのえさとかにもなっていると思うのです。その中で、ネズミをえさとしているキツネが山にネズミがいなくなると、やっぱり人里に出てきて、えさをあさったり、家畜を襲うというような状況も考えられると思うのですけれども、その辺の考え方はどう思われていますか。

○議長（古川　稔）　経済部長。

○経済部長（飯田晴義）　殺鼠剤につきましては、もともと森林被害を防ぐという観点から散布させていただいているところであります。町におきましては、カラマツにつきましては、植栽時、それとトドマツにつきましては特にネズミの食害に弱いというようなこともありまして、15年生までの期間において3年に1回をめどにまかせていただいております。過度に散布しているという状況にはないというふうに認識をしておりますので、あくまでも森林被害を防ぐという観点から散布させていただいているということでもあります。

○議長（古川　稔）　田口議員。

○12 番（田口廣之）　そこで、対策として、これ先ほど町長、駆虫薬とかと言われていましたけれども、農家に限らず、一般家庭の付近にもキツネ出没するわけですし、その中で、民家とか農家周辺にその駆虫薬入りのえさを使ってエキノコックスの虫下しというのですけれども、そういう方法を住民に周知徹底、指導をお願いしたいと思います。自分たちの周りはだれが困っているか困っていないかということはあると思うのですけれども、そういうやっぱり農家でない一般の家庭のそばにもやっぱりキツネ出没していますので、それで不安がある町民に対して、そういう駆虫薬があるということをもう少し広くお知らせしていただきたいのですけれども、どうですか。

○議長（古川　稔）　経済部長。

○経済部長（飯田晴義）　動物被害というよりは人体に対する影響の防止ということだと思います。

　駆虫薬につきましては、北海道からガイドラインが出ておりまして、極端な話、町であっても、個人であっても、みずからつくって散布することは可能であります。こういった方法について、周知を図ることでキツネの感染率の低下につながればというふうに思いますので、その辺についてはPRさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川　稔）　田口議員。

○12 番（田口廣之）　もう一つ、エキノコックスのことなのですけれども、検査、小学3年生、中学2年生は無料で、一般の希望者には一部負担をお願いしていると答弁ありましたけれども、その辺の昨年検査した人数等含めまして、一般の希望者に一部自己負担という部分の説明、お願いしたいのですけれども。

○議長（古川　稔）　民生部長。

○民生部長（菅　好弘）　まず、料金の関係でございますけれども、一部ご負担いただいている方については、65歳以下の方、この方については300円のご負担をいただくと。70歳以上の方については、100円の自己負担をいただくということで、お願いをいたしているところでございます。

　過去5年間の検査実施状況ということでありますけれども、過去5年間で一般の方は745人ということで、大体これを平均いたしますと、1年間に200人ぐらいが受けられているというような状況でございます。

○議長（古川　稔）　田口議員。

○12 番（田口廣之）　そこで、小学3年生、中学2年生、一般の人に一部自己負担というふうになっているのですけれども、きょうのある新聞の朝刊によると、1次産業に従事する人は1年に一度検診を受けたほうがいいという道エキノコックス対策協議会の会長という人が言うておられるのです。特に、一次産業の方には、エキノコックスの検査の重要性をもう少し周知されまして、実施していただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（古川　稔）　民生部長。

○民生部長（菅　好弘）　ただいまのご意見につきましては、PRなどを通しまして、住民の方に広く



ご理解をいただくとともに、このような関心が高まっていく中では、また一定の方向性を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 続きまして、光通信の普及状況と今後の見通しということをお伺いしたいと思います。

町長、答弁の中で、無線 LAN と衛星ブロードバンドサービスの研究を進めてまいりたいというふうにお伺いいたしましたが、その場合、通信開始できるまでにどのぐらいの開始できる時期の見通しとかがあればお伺いしたいのですが。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） まだいつ開始できるかということについては今の時点では不明であるということでもありますけれども、ただ、衛星ブロードバンドにつきましては、これは受信設備ですか、それさえあれば現在でももう既に利用できる状況になっております。ただ、これはある程度の金額がかかるわけでありまして、過去に JA さんとも農業者さんが速い速度のブロードバンドを使いたいということであれば、農協さんと町とで何とかこういうことができないでしょうかという過去に農協さんとも相談させていただいたことはございますけれども、現在まで、その過去に手を挙げた農業者さんがいなかったということもありまして、また今後も引き続き農協さんとも相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 幕別町の議会も今現在ネットで配信されている中で、やはり画像が飛んでしまったり、そういう不便を強いられていますので、できるだけ早く整備をしていただきたいと思います。

最後に、水道の普及状況と新規利用者への対応ということなのですが、町の水道の給水能力、余裕を含めてどのぐらいの能力があるか教えていただきたいのですが。

○議長（古川 稔） 水道部長。

○水道部長 答弁でも申し上げましたけれども、浄水道、簡易水道、それぞれの区域がありまして、浄水を行って給水をしているという状況でございまして、それぞれの能力、今手持ちが、持っておりますけれども、現在の中でこの四、五年の中で給水、水の施設が足りないという状況にはない状況になっております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） それで、町の財政負担が難しいという答弁ありましたけれども、平成 23 年度の町政執行方針の中で、定住施策の推進の中で、住宅対策を初め、町としてできる限りの効果的な対策を展開するというふうな一文あります。その中で、農家だけでなく、今、農家、農村景観ですか、環境とか景観を求めて町外からも住みたい、定住したいという人、結構来ておりますので、そういうところも含めまして、対策の中で給水を引くということも含めまして考えていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 定住促進については先ほどもご答弁させていただきましたように、いろんな角度から考えていかなければならないということで、環境もいい、景観もいい、特に日新地域なんかは日高山脈が一番きれいに見えるところでないかとかというようなことも言われております。

ただ、もちろんこれ住むのには、だれでも無条件に住めるということではないわけでありまして、特に今の水道の問題も本管自体は当然日新にも入っているわけですから、問題はそこから自分のところへ引っ張る経費を、これを町が負担することはどうなのか、難しいのではないかと。これは市街地に住んでいらっしゃる方も、たまたま距離は短いかもしれませんが、自分で引いて水道をつけていると、そういう現状でありますので、今の段階では確かに負担が大きいというようなこともあって大変なのかもしれませんが、何とかご理解をいただければというふうに思いますし、定住あるいは環境整備、景観に向けての施策については、これからも十分検討をさせていただきたいという

ふうに思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 以上で、質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、田口廣之議員の質問を終わります。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、ご質問させていただきます。

1番、地元商店街の活性化に向けた取り組みや対策について。

長引く景気低迷が影響し、大型店の低価格路線による価格競争の激化も手伝って地元商店街への客足が伸び悩んでいる。また、3月11日の大震災があり、我が町への影響についても心配しているところであります。

地元商店街と一口に言いましても、一商店は一経営者でありますから、本来でありましたら、各商店が智恵を出し、自助努力の精神で経営力を発揮していくことが望まれるところですが、このような経済不況下において、商店個々の経営努力に依拠した現状打破には限界があるものと考えております。

本町は、かつて平成22年度11月に、地元商店街の活性化に向け、プレミアム商品券を発行し、地元商店の支援に取り組んでいたとお聞きしております。ついては、地元商店街の活性化の観点から2点についてお伺いします。

1点目は、地元商店街の活性化や町内消費を喚起するために、プレミアム商品券は一時的な効果しか見込めないと思っているのですけれども、町として持続的に効果を生むような支援策や活力に満ちた商店街づくりへの今後の展望についてお伺いします。

2点目ですが、今申し上げたようなことに関してですが、提案事項としまして、町職員の給与や手当の一部を商工会の商品券で支給してはどうかと考えております。こうした取り組みは商店街と町職員の信頼関係という点でも有効と考えていますが、その是非についてお伺いします。

2番目ですが、いじめの現状とその対応について。

「いじめ」問題の対応については、平成22年度12月定例会質問におきまして、「命を大切にする教育の推進」におきまして、教職員が子供のサイン、異変にいち早く気づくことや保護者と教職員の信頼関係が大事などの答弁がなされております。したがって、学校を通じて教職員にこのような指導がなされているものと思います。

一方、「幕別町子どもの権利に関する条例」が平成22年度7月1日施行となっておりますけれども、第19条には、いじめ等の防止が制定されており、スクールカウンセラーや心の相談員も配置されているという現状であります。

こうした「いじめ」に対する取り組みを踏まえ、3点についてお伺いいたします。

1、いじめの現状、報告数。

2、いじめが発生した場合、教育現場は具体的にどのような対応をしているかお伺いします。

3、いじめ防止、そして教育の原点回帰として、善悪の判断基準を明確にし、けじめのある教育、子供のときに善悪の分別を身につけていけるような教育が大事であることを踏まえ、「いじめ防止条例」の制定が必要と考えておりますが、これについてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からはご質問の1につきまして、答弁させていただきます。

「地元商店街の活性化に向けた取り組みや対策について」であります。

リーマンショック以降の長引く景気低迷により、本町にあっても依然、厳しい経済状況が続いており、加えて東日本大震災の影響もあらわれており、中小企業や商店街の経営者のご苦労は、いかばかりかと、ご推察申し上げます。

このように経済活動が縮小傾向にある状況下におきましては、経済効果を極力町内に波及させること、経済を循環させることが、今まで以上に重要になってくるものと認識いたしております。

ご質問の1点目、「商店街の活性化支援策や魅力に満ちた商店街づくりへの展望について」であります。

商店街の活性化には、購買力の流出を防ぎ、消費者ニーズに応じた商業展開を図り、多くの消費者に地元の商店を利用してもらうことが重要であり、個々の商店が連携、協力して大型店に劣らない魅力ある商店街を形成することや、地元消費者の購買意欲を高めるための各種イベントやポイント事業などを活用した全町的な商業展開を図ることが重要であろうと認識いたしております。

商工会や「まくべつパークカード協同組合」におきましても、このような観点からさまざまな事業を実施していただいております、町といたしましても、これら団体を初め、幕別本町地区商店街振興会や金融機関など関係機関・団体等と協議の上、事業への直接的な補助や地域循環型経済形成に向けた基盤づくり、環境づくりなどを通して支援をさせていただいているところであります。

具体的には、リーマンショック以降、従来からの商工振興補助に加え、平成21年度には「プレミアム商品券事業」への支援、空き店舗の活用に改装費用や家賃の一部を補助する「空き店舗対策事業」と創業資金に対する保証料・利子補給制度の創設、平成22年度には商工会発行の商品券を活用した「新築リフォーム助成事業」の創設、平成23年度には運転資金と小口資金の拡充を図ったところであります。

また、北海道の「どさんこ・子育て特典制度」につきましても、その導入について、商工振興策の面から商工会に提言をさせていただいたところであります。

さきに申し上げましたように、商店街の活性化には、個店の魅力アップ、個店間の協力、連携によるモール化の演出、イベントやソフト事業の実施など、さまざまな要素が相まって消費者の流れを創出することが重要でありますことから、町といたしましては、引き続き、活性化の推進母体となる商工会や商店街振興会を初め、金融機関、関係機関・団体と議論を深めながら、振興策や支援策を見出していきたいと思いますと考えております。

ご質問の2点目、「町職員給与の商品券での支給について」であります。

本町の職員など地方公務員の給与につきましては、水道事業など労働基準法が適用される一部の公営企業職員を除いては、地方公務員法に規定されており、本町の大部分の職員が地方公務員法の適用を受けるものであります。

したがいまして、地方公務員法第25条の規定により、給与は全額通貨で直接職員に支払わなければならないものと定められており、商品券などで給与を支給することは法律上認められておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、新聞なんかで見ますが、沖縄県的那覇市や同じ十勝管内足寄町など他の自治体においては、給与の一定割合分を地元商工会の商品券の購入に充てている例も見受けられますが、これらは、給与の一部として商品券を支給しているものではなく、職員団体などが給与から負担金を徴収して、独自に商品券の購入に充てているものと伺っておりますので、今後につきまして、職員の互助組織である職員交友会などともご相談させていただきたいと考えています。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 小島議員のご質問にお答えをいたします。

「いじめの現状とその対策について」であります。

国は、いじめを「児童生徒が一定の人間関係にある者から心理的・物理的攻撃を受けることにより精神的苦痛を感じているもの」と定義をし、毎年、いじめ問題等について調査をいたしているところであります。

調査結果は翌年8月に公表されますが、それによりますと、平成21年度の全国の小中学校、高等学校、さらには特別支援学校も合わせたいじめの認知件数は約7万3,000件で、平成20年度の約8万

5,000件と比べ1万2,000件減少したものの、依然として多くのいじめが発生している状況にあります。

いじめをなくすためには、日ごろから、児童生徒一人一人に応じたわかりやすい授業を行うとともに、児童生徒への深い理解や生徒指導の充実を図ることで、楽しく学び、生き生きとした学校生活を送れるようにすることが重要であります。また、万が一、いじめが発生した場合には、すべての教職員がみずからの問題として切実に受けとめ、徹底してその対応に取り組む必要があると認識しており、日ごろから校長会等を初め、機会あるごとに指導しているところでもあります。

ご質問の1点目、「いじめの現状、報告数について」であります。

初めに、平成22年度における本町のいじめの認知件数についてであります。町内の小中学校合わせて5校、13件で、前年に比べ3校、10件の増加となっております。

いじめの内容は、「冷やかしの、からかい、悪口」が大半を占め、「軽くぶつ」などのほか、「嫌なことや恥づかしいことの強要」なども挙げられております。

ご質問の2点目、「いじめが発生した場合の教育現場の具体的対処について」であります。

いじめ問題の解決は早期発見・早期対応が大変重要でありますことから、いじめの事実を確認した段階から、学級担任や他の教職員が連携、協力を図る中で、状況を聞きとり、問題を抱える児童生徒一人一人に応じた指導、支援を行っているところであります。

具体的には、職員会議等を通じていじめ問題について教職員間の共通理解を図るほか、道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げての指導や、児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせるなど対応しております。また、保護者への報告や被害者への謝罪、「子どもサポーター」や「心の教室相談員」「スクールカウンセラー」の活用など、関係機関との連携も図るなどの対応もあわせて行っているところであります。

ご質問の3点目、「いじめ防止条例の制定について」であります。

ただいまも申し上げましたように、児童生徒に対するいじめの認知件数は全国ベースでは減少傾向となつてはいるものの、依然、高い水準となっております。

国内では兵庫県小野市が、全国初の「いじめ等防止条例」を平成20年4月に施行し、「いじめこそあらゆる人権侵害の根底」ととらえ、学校ばかりではなく、家庭、企業、地域社会などでの虐待、DVなどの問題を解決することが、人権侵害そのものの解決につながるとの考えから取り組んでいるものであります。

本町におきましては、子供に視点を当て、「すべての子供が持てる力を発揮し、次代を担う存在になっていくことがすべての町民の願い」であることを押さえ、昨年7月に「幕別町子どもの権利に関する条例」が施行となったところであります。

本条例では、子供にとって大切な権利として、命が守られ、安全な環境のもとで暮らせること、あらゆる虐待、暴力、犯罪から守られること、差別や不当な扱いを受けないことなどをうたい、子供をいじめから守ることも意識したものとなっております。

小野市の条例は、いじめの防止を前面に押し出し、その実現のために学校、企業、地域社会のほか、家庭や市の責務を規定しておりますが、本町の条例も子供の心身の健やかな育ちを社会全体で支援するため、施設関係者、地域住民のほか、事業者や町の責務を規定するなど、社会全体での支援という観点では多くの共通点があるものと認識しております。

このようなことから、いじめ防止条例の制定についての意義については理解いたすものの、当面は、間もなく施行1年を迎えようとする「幕別町子どもの権利に関する条例」のさらなる浸透を図るため、学校での特別活動や出前講座などのほか、あらゆる機会をとらえて児童生徒や保護者などへ啓蒙することが必要と認識しているところであります。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） まず、1番目の地元商店街の活性化に向けた取り組みや対策についてですけれど

も、幕別町の独自の事業や制度について教えていただき、商店街の活性化に向け、取り組んでいられるということがわかりました。今後とも商店街に思いを向けていただきたいと思います。

また、この2番目の提案事項ですが、町の財政が厳しいということで、財源に負担がかからない形で商店街を活性できないか、何かできないことはないかということで私なりにご提案をさせていただきました。

それで、地方公務員法25条の規定によって、ご答弁のとおり法律上認められていないということですが、十勝管内におきましては足寄町で実施されているということで、私のほうも足寄町にお伺いしまして、お話を聞きましたところ、ご答弁があったことと同じことになるかと思いますが、労働組合の特別組合費を控除して商工会商品券を購入しているというお答えをいただいております。ただ、これを実際に実現するに当たっては、もちろん町職員の皆様のご協力をいただかないと実現できないことですので、ぜひ町職員の皆様にはご協力いただきますようお願い申し上げたいと思います。

あとは、町職員という対象者を挙げたのですけれども、私議員としても、そういった商品券で支給をしたりだとか、あと鹿追町のケースだと、被組合員におきまして、期末手当等の一部で支給したということも新聞に載っておりましたので、本当に町全体としても、こういった取り組みを考えていただきたいなと、前向きに考えていただきたいなと考えております。

また、商店街と町職員の信頼関係というふうに一言で書いてしまったのですけれども、商店街と町職員をつないでいく、こういった事業を通してつないでいくかけ橋になっていけばいいなと思えました。町職員が実際に商店のほうでお買い物をしていただいたり、お話をさせていただいて、本当に商店街が厳しいのだなという、そういう現状を肌身で感じていただいて、現状把握に努めていただきたいなと思いますし、また現状を知った上で今後、商店街のあり方、商店街をどうしていったらいいのかということ町職員一人一人が考えたりアイデアを出していけるような形に、そういった期待も込めてご提案させていただきました。

2番目のいじめの現状と対応についてなのですが、まず、いじめの現状報告数なのですけれども、平成22年度はいじめの報告数13件、21年度は3件ということになっておりますけれども、21年度から22年度にかけて10件もふえているのではないのかというふうな形で、これはだめではないかというふうに言う方もいらっしゃるかもしれないのですけれども、私はそういう考えではなくて、よくぞ報告してくれましたということで、本当に評価に値するなと感じております。

逆に、前年度のいじめの報告数3件に関しては、逆にこれは本当の数字なのかという疑わしい面も感じております。小さいいじめも見逃さないという心構えがあれば、ちょっと少ない数字ではないかと私は感じております。

このいじめの報告数について挙げられているのですけれども、報告するのは勇気の要ることだとは思いますが、そういった隠さずに報告した教師を評価していけるような教育委員会であってほしいと思っているのですけれども、教育委員会としては、こちらの数字どのお考えになるか、お答えいただきたいのですけれども。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 特にご指名はなかったのですけれども、お答えさせていただきたいと思いますけれども、職員と商工会の信頼関係を結ぶ、強める、そういった意味で、私も絶えず職員には地元にも、もちろん商店街だけではありませんけれども、やはり地元を気遣う、地元を目を向けた中でいろんな問題点を探り出す。そしてまた、それを行政の中でよりよい方向に改善していくように反映していく、そういうことは私も申し上げておりますし、職員もそういう思いでいるものだというふうに思っております。もちろん、愛町購買運動と昔言われましたけれども、地元で賄えるものはすべて地元の商店街で物をそろえるといったことは、これは職員としても当然であろうと思いますし、町としても、さらにそういったことを進めてまいりたいというふうに思います。

それと、先ほどの答弁で申し上げましたように、足寄等でやっている労働組合、うちの場合は町長以下全職員で幕別町役場職員交友会という組織があります。これは労働組合とは全く別の交友会、親

睦組織でありますから、そういった中でも今言ったようなご提案のありましたようなことができるかどうかとも検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） いじめの実態から 21 年度、22 年度と比較した場合に、10 件ほどの増加をいたしました。これらについては、21 年、22 年のいじめの定義というのは変わっておりません。22 年度で見ますと 1,000 人当たりの認知件数は 5.1 人、これは全国ベースであります。失礼しました。幕別が 5.1 人ですが、全国ベースで 5.1 人、全道ベースでは 6.0 人ということですので、さほどの差異はないというふうに思いますが、21 年度が極端に低い、教職員の隠ぺい体質みたいなものはないように、教育委員会として、これは私はないと思っております。数字が増減しますのは、それぞれ受け取る側の感じ方の問題でもありますので、当然そういうことがあってもしかるべきなのだろうと。いずれにしても、実態を隠さず、当然のことではありますが、私ども認識をしながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5 番（小島智恵） いじめが発生した場合の現場の対処についてご答弁いただいたのですけれども、いじめに対しての予防は何かされていますでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） いじめに対する要望が教育委員会にないかというようなことでお答えしてよろしいですか。いじめにかかわりましては。予防。予防、これは学校教育、それから社会教育含めまして、学校、地域、家庭が一体となって取り組む必要があります。このいじめというものには、反社会性がある、これは絶対にあってはいけないというのについては家庭あるいは学校、地域が一体になって、そこに導いていくということが基本であろうと思います。

予防対策として、まず早期発見、早期に解決することが必要でありますので、現場といたしましては、まずアンケート調査などを常時行うというようなことになっていこうかと思っておりますけれども、予防対策としては極めて教科上の関係もありますし、いろんな観点から努めていかなければならないというふうに理解をいたしております。

○議長（古川 稔） 小島議員、もう少しゆっくり大きい声でお願いいたします。

小島議員。

○5 番（小島智恵） そういう予防の観点も含めて私、いじめ防止条例を制定したいなというふうには考えているのですけれども、ご答弁としましては、まず幕別町子どもの権利に関する条例が施行 1 年と日が浅いので、そちらのほうを優先的に浸透を図りたいというようなことだったと思うのですけれども、どのぐらいの期間をかけて、その浸透を図っていくのか、またいじめ防止条例と併用していくといった考え方は、考えとしてはどう思っていますでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほどもご答弁申し上げましたが、否定するものではありません。子ども権利条例が施行されて間もなく 1 年になりますので、それらの経過も踏まえて考えなければなりません。幕別町の歴史といたしましては、幕別町の町民憲章というのがあります。まず、一番上にある町民憲章では、「未来をつくる子どものしあわせな町」とうたっております。昭和 60 年には「児童生徒健全育成の推進の町」というのを議会の決議をもって採択されました。町内 3 カ所に看板が設置されておりますが、その後、いじめ問題の協議会だとか、あるいは児童生徒健全育成委員会等々、それぞれの立場で意見を具申できるような仕組みが社会教育関係だけでも七つ、八つぐらいあるわけです。そういう仕組みの中で、今回子どもの権利に関する条例というところに至ったわけでありまして。

いじめ等の防止条例にかかわる条例、小野市のものを見させていただきますと、私どもの子ども権利条例とほとんど変わらない。変わるところは若干あります。ありますが、幕別町には補完する委員会、いわゆる行動計画等をつくる仕組みが過去からずっとありまして、機能いたしております。子ども権利条例があり、なおいじめ等の防止条例をつくるということについては、屋上屋になるのではな

いかが一つです。同じような趣旨で、同じようなものをつくるについての条例の矛盾、いわゆる法制執務上そういった整合性がとれているのかということを考えますと、私どもの子ども権利条例については、道内で4カ所目であります。奈井江があり、芽室があり、そして札幌市があり、私どもの町だけですが。いろんな各町村の置かれている状況、仕組みが違いますので、私どもは子ども権利条例に至りましたけれども、なかなか道内でもそここのところは増えてこない。その先を行くいじめ等の防止条例については、いろんな町の条例あるいは法律の関係、いろいろ整理をしていかなければならないということですし、前段申し上げましたように、その仕組み、条例が目的とするところについては、既に幕別町においては仕組み的にでき上がっている、町条例もあるというふうに理解をいたしておりますので、検討はさせていただきますけれども、それらとの整合性を図りながら、関係団体等々の意見も聞きながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 最近の傾向としましては、教職員の方の姿勢なのですけれども、国歌斉唱の際に着席したりして、何が悪いのだということで裁判を起こしたりする先生方もいらっしゃるという状況ではあると思うのですけれども、それに関しては歴史的背景とかありますので、細かいことは……。

○議長（古川 稔） ちょっと、小島議員。

これは通告に入っていますか。通告に入っていないですから、それは受けられませんので。

○5番（小島智恵） ただ、そういった姿をとにかく子供たちは見ているということですね。先生の姿を常に見て育っていると。ですから、校則や規則等々、学校であると思うのですけれども、そういったものを守ろうという姿勢も見ていると思うのですけれども、要はそういった先生方、いろんな個性の強い方もいらっしゃると思うのですけれども、価値観や考え方の違う先生方、いらっしゃった場合、教育方針がまた変わってくるのではないかという心配もあるのですけれども、そういった先生方への対応について教えていただければと思います。

○議長（古川 稔） 暫時休憩します。

14：10 休憩

14：11 再開

○議長（古川 稔） 再開します。

いじめに関する教職員の態度とか、そういう部分については通告分と合致しますけれども、そのほかの件につきましては、ちょっと通告に入っていないということで、これはあくまでも通告に従って質問いたしますということでやっていますので、そこら辺は、最初からつくる時点から考えていただかなければならないと思いますので、これは議長権限でその部分は削除させていただきたいと思います。

教育長からその部分について、教職員の対応とかそういった部分についての答弁をお願いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私も前段申し上げたかと思いますが、教職員はいじめ等防止のために常日ごろよりいろんな意味で私は力を尽くしているというふうに思っております。

先生の中にはそういう人もいるのではないかというようなこともありましたけれども、そんなことは決してありません。チームをつくって一丸となって対応していくことをお伝えしたいというふうに思います。

それと、子供たちにとっては先生も先生ですけれども、やっぱり親を見ている、大人を見ているということだと思っております。私たちも大人です。そういう意味では恥じないような、少なくともみずからがいじめをするようなことがないように日々気をつけていきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 実はいじめ問題について私も、全校ではないですけれども、町内の学校にちょっ

とヒアリングもしたりしたのですけれども、いじめる側がやっぱり 100%悪いということで、いじめる、いじめられる側には非がないということ、そういう善悪の部分ですね、その部分をきちっとしていただきたいということもお話をしたのですけれども、前向きにこのいじめ防止条例制定を考えていただきますようお願いしたいと思います。

以上で、終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、14時25分まで休憩いたします。

14:13 休憩

14:25 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○13番（前川雅志） 町長の行政執行方針や先ほど来の質問とも重複することがありますが、通告のとおり町政の課題と取り組みについてお伺いいたします。

厚生労働省の集計によると、ことし3月時点で202万2,333人が生活保護を受給していることがわかりました。受給者が急増する背景として、年金の不足や雇用情勢の悪化による失業者の増加など、多岐にわたり挙げられています。これらのことから社会保障が増加し、それを補うための増税議論が活発化しています。国民にばらまく増税ではなく、国民が健全に働き、生活できる仕組みづくりに力を注いでほしいものですし、幕別町としても生活困窮者が一人でも少なくなるよう、4期目の岡田町政のこれからの4年間に大きな期待を込めて、町政の課題と取り組みについてお伺いいたします。

岡田町長は、改選前、改選後に街頭演説や報道等を通し、まちづくりの課題として、合併10年へ向けさらなる一体感の醸成と均衡ある発展、定住促進策、子供の医療費の全額助成の拡充、高齢者などの交通弱者の足の確保、地域経済の活性化、地域福祉の基盤強化、人づくりやコンパクトで機動性の高い地方自治体制の充実などを挙げています。

これらの課題解決に向け、町民との約束とも言える「まくべつ躍進プラン」の中に、今後4年間の姿勢が示されています。町政に取り組もうとする姿勢は、十分理解するものであります。

また、今定例会に提出されている補正予算のそれぞれの事業は、町民生活の向上と地域経済の活性化にとって効果が期待できるものと高く評価いたします。

しかしながら、岡田町長が町政にける姿勢や思いは、町民には十分に伝わっていないと思われる。町民目線でまちづくりに取り組むために、町民と行政が共通の認識を持ち、ともに元気出して頑張っていこうという気持ちが大切であります。そこで、今後の町政の課題と取り組みについてお伺いいたします。

一つ目に、今後4年間のまちづくりの目標を伺います。

次に、行政執行方針の中でも述べられていましたが、町政の課題を改めてお伺いいたします。

次に、「まくべつ躍進プラン」では、一体感の醸成と均衡ある発展について、「地域力を高め、郷土意識の共有を図ります」と基本姿勢が示されています。これまでも質疑を行ってききましたが、このことの重要性と課題、合併10年へ向けての町の取り組みを改めて伺います。

次に、「まくべつ躍進プラン」では、「町民とともに暮らしてみたいまちの実現に努めます」と示し、報道では「増加策より今の人口をどう維持していくかだ」と答えています。定住促進に向けての取り組みを伺います。

次に、子供の医療費の全額助成を行っていくとする背景には、長引く景気の低迷などが挙げられます。一定程度の所得があれば、必要のない事業であります。子供の医療費の全額助成と同時に所得の底上げや新たな雇用、労働意欲の向上を図るなど、行政の役割は大きいと思いますが、所見をお伺



いたします。

次に、高齢者などの足の確保は、大きな課題と認識を同じくしています。コミュニティバスの運行を具体的に検討する補正予算も計上されていますが、以前、試行にかかわった関係者からは、不満の声が大きいものがあります。どのように利用者や町民に理解が得られるよう検討されていく考えかお伺いいたします。

最後にお伺いいたします。人づくりやコンパクトで機動性の高い地方自治体制の充実は、「まくべつ躍進プラン」の基本政策の5番目に示された「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」の考えのもと進められると思いますが、なかなか実現が難しそうな課題であります。役場の職員力を高め、わかりやすい行政、スリムで効果的な組織体制の整備、財政健全化のための行政改革の進め方をお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川議員のご質問にお答えいたします。

さきの牧野議員の一般質問への答弁におきましてもお答えをさせていただきましたが、これまでも公区長の皆さんを初めとして、町内で働く方々や福祉活動に携わる方々など、多くの町民の皆さんの声を直接お聞きし、この幕別町を「住みよい安全・安心な町にしたい」という思いのもと、町政運営に精励してまいりました。

その思いは、4期目の今日も変わるものではなく、思いを新たにしているところでありますが、同時に、町民の皆さんからのご期待と私に課せられた責任の重さを、改めて痛感しているところであります。

ご質問の1点目、「今後の4年間のまちづくりの目標について」であります。

平成11年に幕別町長に就任して以来、私は常に、町政の主役は町民であり、町民目線を忘れることなく、活力ある経済、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、町民とともに考え、行動する町政の展開に努めてまいりました。

町民の皆さんが、その暮らしに満足しているか、暮らしていることに幸せを感じているか、そして、そのことを誇りに思えるか、常にこのようなことを心にとどめながら、いま一度、初心に立ち返り、町民の皆さんのまちづくりに寄せる思いや期待をしっかりと受けとめ、五つの基本政策を着実に推進することによって、「まくべつの躍進」を成し遂げなければならないものと考えております。

ご質問の2点目、「町政の課題について」であります。

今なお続く経済の低迷や雇用情勢の不安定の中にあって、基幹産業である農業の体質強化を図り、足腰の強い経済基盤を築いていくことと、子育て世代が抱えている生活への不安、また、障害を持った方々や高齢者の方々が安心して安定した生活を送っていく上での困難さなどを改善していくことが課題であり、こういった課題を解決し、将来にわたって持続可能な地域づくりを進めるためには、地域経済の活性化、地域福祉の基盤強化、人づくりやコンパクトで機動性の高い地方自治体制の充実に向けた取り組みを進めていくことが求められているものと考えております。

私は、今後、4年間にわたって町政を担当するに当たりまして、まちづくりに取り組む四つの基本姿勢を皆さんに改めてお約束をいたしました。

その第1は、「安心・安全」な地域社会の実現であります。

第2は、「公正・公平」な行政運営の推進であります。

そして、第3は、「一体感の醸成と均衡ある発展」の実現であります。

その第4は、「協働のまちづくり」の推進であります。

これらの基本姿勢を堅持することによって、政策全体のバランスに配慮し、重要性や緊急性を勘案しつつ、社会経済情勢に機敏に対応する姿勢を常に意識しながら、そのときそのときの財政状況の中で、施策を見極めて取り組んでいかなければならないものと考えておりますが、特に、この4年間に おきましては、役場庁舎の建設に皆さんのご理解をいただき、道筋をつけ、新庁舎の建設に着手することが最重要課題であるというふうに認識いたしております。

ご質問の3点目、「一体感の醸成と均衡ある発展の実現と合併10年に向けた取り組み」についてであります。

今までも申し上げました「合併は決してゴールではなく、新たなまちづくりのスタート」との思いのもと、町民の皆さんが町に愛着を感じる意識の基礎となる「一体感の醸成」と、地域特性を生かしつつ地域の力を高め、持続可能な地域の実現を可能とする「均衡ある発展」を重要課題に位置づけ、その推進に積極的に取り組んでまいりました。

この思いは、今に至ってもいささかも変わるものでなく、一層その思いを強くいたしております。

しかしながら、「一体感の醸成」とは、まさしく「言うはやすく行うはがたし」であり、旧行政区域を越えたさまざまな交流、連携などをきっかけに、町民間での地域理解が深まることや役場職員の人事交流などを通じて、時間をかけて徐々に「幕別」「忠類」といった意識が薄まり、まさに「一体感」という言葉が不要となるときが到来するものではないかと感じているところでもあります。

そのため、今後とも、町民の方々の多岐にわたる活動において、交流の場を広めていくことや地域課題を共有することができるよう、行政として最大限の努力を傾注してまいらなければならないものと認識いたしております。

また、幕別と忠類とが均衡ある発展を成し遂げていくためには、それぞれの地域の力を高め、経済を活性化することにより、新たな雇用が生まれ、交流人口の拡大や定住促進が図られるものでありますことから、地域の力を高めるため、効果的な「定住」促進策と企業誘致への手立てを組み立てて、地域経済の活性化に向け、取り組んでいかなければならないものと考えております。

ご質問の4点目、「定住促進に向けた取り組みについて」であります。

ご案内のように、我が国は、本格的な人口減少社会へ移行し、国内市場の縮小や労働力の減少に加え、急速な高齢化に伴う社会保障費の増加など、国や地方の活力低下が強く懸念されております。

先ほども申し上げましたが、こうした社会経済環境の中、国におきましては、人口減少が一層深刻な地方圏を対象に、都市機能を有する中心市と周辺自治体とがスクラムを組み、地域全体の活性化や魅力づくりを進めることにより、大都市圏への人口流出を食い止め、地域が持続的に発展していくための方策として「定住自立圏構想」が提起され、現在、十勝19市町村が実現に取り組んでいるところであります。

また、これもお話しいたしましたように、国勢調査における幕別町の人口が5年前に比べ、326人、1.2%の減少となったところであります。殊に旧幕別町地域におきましては、右肩上がりの人口増が減少へ転じたということで、これ以上の人口流出を食いとめるための定住促進策は、喫緊の課題であると認識をいたしております。

企業誘致の推進を初め、雇用対策、住宅対策、生活交通対策など、町としてでき得る限りの効果的な対策を複合的に展開していくために、庁内に検討委員会を設置し、速やかな施策の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「所得の底上げや新たな雇用、労働意欲の向上について」であります。

初めに、「所得の底上げについて」であります。

長引く景気の低迷により、経済状況は大変厳しい状態が続いておりますが、何よりも全国、北海道レベルでの景気の回復が地域経済の好転、ひいては所得の底上げに寄与してくれるものと考えておりますが、町といたしましても、これまで微力ではありますが、可能な限り切れ目ない経済対策を実施してきたところであります。

また、さきの小島議員のご質問にもお答えいたしましたように、地域循環型の経済形成に向け、プレミアム商品券事業への支援、新築リフォーム助成事業の創設、融資制度の拡充などの商工振興策を展開するとともに、あわせて所得の低い世帯の方々に対しての支援策等も実施させていただいているところであります。

次に、「新たな雇用対策について」であります。また、「所得の底上げ」同様、抜本的には景気回復による雇用増が望まれるところでありますが、町の立場としては、例年実施いたしております新卒者で未

内定者を町の臨時職員として雇用する緊急雇用対策事業などに加え、本年度は、国の「緊急雇用創出事業」を活用いたしまして、各種資料の電子化作業や介護施設での人材育成、学校や保育所での支援員の配置を実施する予定としているところであり、今後におきましても雇用状況を見極めながら、町としてできる限りの雇用対策に努めてまいりたいと考えております。

また、雇用を創出しようとする民間企業に対する町独自の支援策として、工業団地内において新規に進出される企業に対しまして、町民の新たな雇用1人につき20万円の補助金を支給する助成制度を設けておりますが、この制度を含め、企業誘致の優遇制度の大幅な見直しを検討しており、企業進出による新たな雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

次に、労働意欲の向上についてであります。近年、労働意欲、就労意欲に欠けた若年層対策が全国的な課題となっておりますが、求人もパートや派遣社員が多く、正規職員の採用は少ない状況が見受けられ、十勝における4月の有効求人倍率も0.49倍と昨年同期より0.05高いものの、就労希望者数の半数以下の求人数となっている状況にあります。

本年度の新卒者で未内定者を町の臨時職員として雇用するに当たり、面接で状況をお聞きすると、希望する職種に求人がない状態であったり、何社も応募したが採用されなかったなど厳しい状況にあります。こういったことが繰り返されるうちに、労働意欲の低下にもつながっているようにも思われます。

町といたしましては、商工会や中小企業家同友会などの協力を得て、中学生や高校生の職場体験を実施いたしておりますが、このような体験が、職場の雰囲気や仕事の流れ、自分に適している職を見極めるために大変有効であると認識しております。就労意欲の向上にもつながってくれるものと期待をいたしているところでもあります。

ご質問の6点目、「コミュニティバスの検討について」であります。

これもさきの牧野議員のご質問にお答えを申し上げましたが、高齢者や障害のある方などが住みなれた地域で生活を続けていくためには、「食」と「移動手段」、とりわけ生活交通手段の確保は、「食」の確保にも影響を及ぼすものであり、今後の地域社会が活力を持ちつつ成り立っていくためには、大きな課題であると認識をいたしております。

このことから、今年度、庁舎内に地域公共交通確保に係る検討委員会を設置し、本格的な協議に向けての調査、検討を進め、年度内には北海道を初め関係する交通事業者、運輸局や住民の代表等で組織する「地域公共交通確保維持改善協議会」を設立し、ご協議をいただくことを予定いたしております。

協議会の検討をいただきながら、コミュニティバスの運行のあり方などについて住民アンケートやコミュニティバスの実証運行での利用者意向調査などを行った後に、本町におけるコミュニティバスを含めた地域公共交通のあり方について一定の方向性を見出してまいりたいと考えております。

また、協議会での協議内容や住民アンケート、利用者意向調査などの結果を初め、コミュニティバスを運行するとした場合の収支予測なども含めて、町民の皆さんへ情報を提供し、ご理解とご協力をいただけるよう努めてまいります。

ご質問の7点目、「役場職員の職員力を高め、わかりやすい行政、スリムで効率的な組織体制の整備、財政健全化のための行政改革の進め方について」であります。

ご質問にあります事項につきましては、平成18年に策定いたしました第3次幕別町行政改革大綱に沿って進めてきたところであり、この大綱におきましては、行政改革推進事項として項目立てを行い、「自立型組織への転換と組織の再編」「職員の意識改革と人材育成」及び「組織・機構の再編」「健全な財政運営の確保」をそれぞれ掲げて取り組んできたところであり、

さらに、この行政改革大綱を具現化するために、具体的な事務事業42の推進項目から成る「行政改革推進計画」を定めているところであり、本年度において、この推進計画の後期分の見直し作業に取り組むとともに、新たな課題などについても検討する予定をしているところであり、庁舎内に推進本部を立ち上げて、素案策定作業を行い、その後、町民の皆さんの参画を得て開催する行政改革

推進委員会においてご審議いただくこととしております。

現在、これまでの進捗状況の分析、とりわけ未実施の事務事業の分析と今後の方向性について検討を行っているほか、市町村行政に関連する国の施策の方向性などについて調査を行っている段階であります。

「職員力を高め、わかりやすい行政を進める」という事項については、職員が地域と行政のパイプ役を担い、住民と行政とが力を合わせて地域の活力をはぐくんでいくことが重要であると言えますことから、職員のコミュニケーション能力や調整能力の向上を図るとともに、広報広聴活動などを通じて行政活動をわかりやすくお伝えするという、また、町民の皆さんの要望などをお聞かせいただくことを基本として計画策定作業を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、組織機構の再編に関しましては、地方分権の進展などに伴い、住民生活に直結する市町村行政の重要性が増している状況において、限られた人員の中で、多様化する住民ニーズにこたえるために、すべての組織機構の内容を検討し、規模の小さい、また、関連性のある部署の統廃合なども含めて、スリムで効率的な組織体制を整備するという方針で検討してまいりたいと考えているところであります。

さらに、財政の健全化につきましては、引き続き公債費の縮減を柱として、自主財源の確保に重点を置き、安定的な財政構造を確立し、行政サービスの向上や地域経済の活性化と財政健全化とのバランスにも配慮する立場で計画策定作業を進めてまいりたいと考えているところであります。

今後は新たな方向性に向けて本格的に作業を進めることとなりますが、地域主権の時代に対応できる健全で安定した財政基盤を構築し、効率的な行政運営を推進する幕別町を目指す計画の策定に意を用いてまいりたいと考えているところであります。

以上で、前川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 再質問をさせていただきたいと思っております。

町民目線で町民の思いや期待をしっかり受けとめながら、これからの幕別の躍進を成し遂げてまいりたいという町長の基本的な目標というか、姿勢でありました。そういったことを踏まえながら、幾つか質問させていただきたいと思っております。

これからの幕別町の課題については、これまで議論させていただいたものとほぼ変わりなく、これからも継続した課題として、また取り組んでいくというお話でありました。新たに出てきたものは、これまで調査されていまして役場庁舎の耐震化問題というものが新たに出てきたわけですが、先ほど牧野議員の質問と同じところで私もひっかかりまして、幕別町、この役場の庁舎は、建てかえるということが決まったかなと思うような最近の報道等がありました。

先ほど来の答弁では、新庁舎を建設する方向でというようなお話でありましたので、先ほどからの町長の町民の目線ととか、そういった声を聞きながらというお話でありました。住民の皆さんや議会やそういった方々の意見、行政執行方針を述べた後に記事にも行政、マスコミ等でも報道されておりますので、町民の皆様も建てかえに向かって検討していくのだなということの意識が今まさにあると思っております。そういったことで、町の行政に対してもそうでしょうし、我々議員にもそうではありますが、そういった建てかえがいいとか悪いとか、場所がどうしたとかという話を多く聞かれていることと思っております。そういったことを十分に踏まえながら、行政として慎重にこの方向性を見出していくよう、進めていってほしいものだと思いますが、この進め方についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど陳情も出されて、議会の特別委員会でもこれからご審議をいただくということですので、私ども、この後、機会を持って、また基本的な考え方について委員会で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、私どもも皆さんに協議をお願いするということでもありますので、全く何もなく白紙でお任せしますということにはならないのだろうと思っておりますので、当然町としてはこういう考えでありますけ

れども、これについてまた議会の皆さん方のご意見をということで出していきたいと、説明させていただきたいというふうに思いますし、それらを踏まえた中で、いわゆる町民の皆さんとどういった意見の吸い上げをしていくかといったことなども、今後、十分協議をしながら、また私ども内部でも引き続き検討をしながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 役場庁舎の耐震化につきましては、本日特別委員会も設置されますので、そういった場面でまた議論がされていかれるかなと思いますので、この辺にさせていただきたいと思います。

次に、乳幼児、そして小学生の医療費の無償化ということで、いよいよ始まりますが、こういった問題も質問で話をさせていただきましたが、ある程度所得があれば必要のない事業というか、給料をいっぱいもらっている方だとそれほど医療費に困るということもありませんが、今のこの時代背景では、こういったものが必要なのだろうということで町長も判断されて、事業化をされてきているかと思えます。

その一方、所得が上がるような施策、町として何らかの取り組みをしていくことも同時に必要なのではないかと思いますので、このような質問をさせていただきました。

ここに行き着くと、先ほどからずっと皆さんの質問にもあったように、定住の促進、企業の誘致、さまざまそういったことが絡まって、所得の底上げや雇用の拡大などにつながってくるということになってくると思います。企業進出などもなかなか厳しい時代でありますので、先ほどからもメガソーラーやエコタウンなど新しい試みなどもありましたが、この先進地の事例を見てということではなくて、我が町が先進地になっていくのだという気概を持ちながら、これからの行政執行に当たっていただきたいと強く感じているところであります。

また、一人で考えていてもなかなか妙案というものも浮かばないわけでありますので、職員の皆様からこの町にとって経済対策はどのようなものがあるのか、職員や住民、そして民間団体などにも幅広く公募をかけるなど、そういったことで、どのような方法があるか、考えていく必要もあるのではないかと思います。この予算がどのように配分されるかということもありますから、ここは町長が思い切って旗を振っていただいて、行政として精いっぱいバックアップするので、民間の皆さんも頑張ってくださいという、こういった決意を示していただければ、民間の皆様も頑張ってくださいという、そして給与の底上げなど頑張っていただけるものではないかと思えますが、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 所得の底上げ、所得をアップさせる、これは正直言って、一つの町だけではなかなか難しい問題だというふうに思っております。先ほども言いましたように、国に、あるいは北海道全体の景気がよくなって、そして所得が伸びていく、これが一番望まれるところではありますが、現実にはなかなかそうはいっていない。かえって今回の大震災あたりの影響で、厳しい状況になってきているのが現実かというふうに思われます。

私どもは何とかまずはその企業誘致、これも言葉は簡単なのですが、なかなか現実には難しい。ただ、今せっぱ詰まらされているのは、ご案内のように、幕別町の土地開発公社もやがては今、終息を迎え、町がこれらを全部債権を引き取るということになったときに、少しでも負債を減らす。要するに、資産を売却していくことが望まれているわけですので、これらも含めて何とか町内、町外あるいは道内外の企業に工業団地を買っていただけるような、将来に進出いただけるような、それらについて今まで以上に力を入れていかなければならない。そのために実は、新聞にも出しましたが、経済部に観光を含め、対策室を設けたということもありますし、道も盛んに今、企業誘致ということで力を入れているわけであります。メガソーラーのことは、これはまだ十勝全体的な取り組みでもありまして、幕別町も全く黙っているわけではなくてお話もさせていただいておりますけれども、そういったいろんなことを通じながら、まずは企業誘致、そして雇用拡大、これも町だけでやる雇用というのは、大体限界がある。何とか民間企業の皆さんの努力もいただいた中で、企業雇用を促進し

ていただきたいと、この思いもあります。

私どもも町としてもできる限りのことはやりたいというふうに思っておりますけれども、引き続き職員も含め、多くの町民の皆さんのご意見等もいただく中で、さらにこれらも意を用いてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 具体的なメガソーラーの話も苦東、帯広あたりに最近報道されておりますが、こういったところも隣町でありますので、何とか食らいついていていただきたいというふうに心から思います。

次に、コミバスについてお伺いします。

以前、試行を行っておりますが、どういった理由から本格的な事業化がされなかったのかお伺いしたいということと、以前も協議会なるものを設置しながら組み立てていったようではありますが、このときの構成員メンバー、どんな形だったのか、今回と同じものなのか、違うものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前回のコミバスの実証で、特に協議会をつくってというようなことはありませんでした。町が实际的にいきなり実証に入ったのですけれども、一つ批判があったのは、幕別、札内を通してコミバスを走らせたということで、非常に時間がかかるといったこと、それと逆に余り早く行くと今度停留所が少なくて、不満だというような声などがありました。ですから、今回恐らくこれから協議会なんかでいろんなご意見を聞くことになるわけですけれども、幕別路線、札内路線、これらが分けてやるのがどうかとか、幕別、札内をつないだ路線を考えるとときには、どのようなルートがいいとか、いろんなことが出てくるのだろうというふうに思います。そういったことを含めながら、前回の反省のもとにいろんなご意見をいただく中で、何とか皆さんの協議会の意見を踏まえた中で、実証運行に入り、やがて本運行に入れればと、そんなふうに思っておりますけれども、いろんなきつとご意見があるのだろうと思いますし、解決しなければならぬ課題もあるのだろうというふうに思いますけれども、最大限これから努力してまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 私もこのコミバスについては、コミバスということではありませんが、高齢者の買い物や病院など、そういった足の確保というものは現在もそうではありますが、将来にわたっては大変な問題になってくるのではないかと以前から思っておりましたので、何らかの解決する方法をもう一度協議会の中で考えていただきたいと思っておりますし、以前施行されました結果を踏まえて、町長も今ほど述べられておりましたが、そういった失敗点なども反省しながら、よりよい計画になっていくように、またこれから協議を進めていていただきたいなと思っております。

最後に、財政の健全化についてお伺いをしたいと思うのですが、財政の健全化というか、職員の能力を高めてとかそういったところにかかわってまいりますが、職員力というのは職員、幕別町役場の職員の皆さんが能力が低いというように思っているわけではないのですけれども、さらに高い力をつけていただきたいというふうに思いますし、これはどこで研修するとか、そういうことではなくて、やはり一番は個々の職員が持つ意識の問題なのではないかなというふうに思います。先ほどから町長がお答えされているような同じような気持ちを職員の皆様も持って職務に精励されることが、この町にとってよいことにつながっていくのではないかと思いますし、先ほどもありましたように、町民との信頼関係も築けると。そして、町民から評価される職員となっていくものだと思いますので、何かあることで町長がお話しされているようではありますが、幕別町のために頑張るぞという職員の気持ちを上げていくようなことに、さらに力を注いでいただきたいと思っております。

財政の健全化ということでは、その質問になるのか、震災などもこの財政に影響してくるのではないかとという質問もありますので、詳しい話はしませんが、一番心配されているのはそういった震災があって、これからの幕別町の財政をこれまでどおり運営していくことができるのかという不安が大き

くあるわけでありませぬ。

それとあわせて、町長も答弁いただきましたが、経済への活性化との財政とのバランスというお話をいただきました。これは本当にバランスが必要というか、大事なのだと思います。あればあるだけ使えばいいということにもなりませんので、できる限りの中で経済、地域経済の活性化につながるような予算に期待をしたいと思ひます。

それと、答弁の中でお話がありました今後は新たな方向性に向けて協議を進めてまいりたいというご答弁をいただきましたが、新たな方向性ということはどういった方向性を目指しているのか、お伺いしたいと思ひます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これからの町が進むべき道というのは、今回の震災を踏まえて、先ほど来言われておりますような安全・安心のまちづくりを初め、いろんなことがこれから出てくるのだろうというふうに思ひますし、特に農業なんかもいろんな施策が次から次出されてきて、本当にこの農業施策が農業者に皆さんにとってよりよい施策なのかどうか、あるいは TPP の問題だって、全く消えてなくなったわけでないわけでありませぬ。こういったことが、これからの町にどんな影響を及ぼすのか。そして、そうした農業者の皆さんのために町がどういったことをやっていたいかなければならないのか。これは農業、商工業あるいは働く人たち、また労働者の問題だって、いろんなことが言われております。人事院勧告がなくなって、今度は直接町と職員団体が交渉して給与を決めていくようなことも言われておりますし、さらには社会保障費がこれは間違いなく今の制度のままにまで伸びていくわけでありませぬが、それらの財源確保が今後どうなっていくかと。今、国でも盛んに論議されておりますけれども、その最大の争点が仮に消費税を 10% にしたら、地方の取り分がほとんどない、全額国の社会保障費に充ててしまうと。そういったことで、国に対して地方六団体が猛烈に反対している。こういったことが、どういう決着を見るのか、これらによって町もいろんなことがこれを新たな課題だとか、新たな問題が出てくるのだろうというふうに思ひますし、少子化が進む、そして高齢化が進む。これらだつて今まで以上に進んでいくわけですから、しかも急速な進展に対して、どうなっていくのか、町としてどうしていかなければならないか。これは負担の問題もありませんし、サービスの充実という問題もあるわけですから、そういったことに対して町として今まで以上な取り組みを進めていくことが求められてくるのだろうと。新たな方向性というのは、これからもいろんな面に出てくるのだろうというふうには思ひております。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、15 時 20 分まで休憩いたします。

15 : 04 休憩

15 : 20 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東口隆弘議員の発言を許します。

東口隆弘議員。

○3 番（東口隆弘） 通告に従ひまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項といたしまして、新たな新規就農支援システムの検討と酪農ヘルパーへの支援についてご質問をさせていただきます。

2010 年世界農林業センサスの結果では、我が国の農業従事者の平均年齢は 65.8 歳となり、65 歳以上の占める割合は 60% を超え、高齢化が進んでおります。また、後継者不足も大きな問題であり、地域農業の崩壊の危機が迫っていると言ひます。

農業の担い手の確保が農家子弟の就農だけでは困難な場合、新規就農者を新たな担い手として受け入れる必要があるが、農業、特に酪農に新規就農するには、技術の習得はもちろぬのこと、資金面に

加え、地域の同意、土地条件、環境問題などさまざまな障壁が存在しております。

北海道では早い時期から、新規就農に対する優遇措置を設け、積極的に誘致するシステムづくりがなされてきたところがございますが、支援対策の核である農場リース事業の利用が前提であり、多くの離農が発生しても受け入れ戸数を増やせないという限界がございます。新たな新規就農支援システムの検討がなければ、後継者不在による遊休農地が発生し、農地の保全が守れなくなるおそれがございます。

また、酪農ヘルパーとして経験を積み、新規就農する人がいるなど、担い手確保の役割も果たしてきた酪農ヘルパー制度は、酪農家における労働負担の軽減や冠婚葬祭、疾病時の対応など酪農経営にとって欠くことのできない制度でございます。しかし、この制度に対する支援措置は縮小傾向にあり、支援が途絶えた場合、酪農経営組織の運営に支障を来し、酪農経営に大きな混乱をもたらすことになります。

そこで、以下5点について質問をお伺いいたします。

一つ、これまでの幕別町における新規就農者の受け入れ実績についてお伺いをいたします。

二つ目、就農後の状況把握と問題分析について。

三つ、新規就農希望者に対する研修体制について。

四つ、「浜中町における分場方式」「居抜き継承」など、新たな新規就農の形態に対する支援の検討について。

五つ、酪農ヘルパー組合に対する国の補助及び町の支援の状況、並びにヘルパーの稼働状況、職員体制についてお伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 東口議員のご質問にお答えいたします。

「新たな新規就農支援システムの検討と酪農ヘルパーへの支援について」であります。

幕別町の基幹産業であります農業の持続的、安定的な基盤を構築し、農業生産力や農村地域のコミュニティを維持していくためには、生産性の高い農地の確保とともに、農業生産に携わる農業の担い手の確保が必要となるところであります。しかし、近年、農業後継者の減や農業従事者の高齢化などによりまして、農業の担い手不足が問題となっております。

このため、幕別町におきましては、農業後継者の育成や新規参入希望者への研修及び受け入れ、経営規模の拡大や農作業効率の向上に対応した農地の集積・集団化を図るため、農地流動化対策、さらには気象情報や農地情報などの農業情報の提供などを一体的、総合的に行うため、平成14年に財団法人幕別町農業振興公社を設立し、生産性の向上と地域農業のさらなる発展及び活力ある農村の育成に努めているところであります。

ご質問の1点目、「新規就農者の受け入れ実績について」であります。

幕別町における新規就農実績のうち、農家子弟の新規学卒やUターンを除く、いわゆる新規参入の実績といたしましては、平成9年度からこれまでに、まくべつ農村アカデミーのフロンティアコースを修了した7組8名を含めまして、幕別地域におきましては7件、忠類地域におきましては3件、合わせて10件が新規参入いたしております。

また、現在、忠類地域におきまして1件が新規参入に向け、補助事業の採択決定を待っている状況であり、順調に手続が進めば、本年度中に新規就農が果たせるものと思っております。

ご質問の2点目、「就農後の状況把握と問題分析について」であります。

昨今の農業を取り巻く状況は、農業資材の高どまりや相次ぐ農業政策の転換など、国内事情に加え、TPPやEPA交渉などの国際事情が極めて不透明な状況にあり、新規参入を果たした農業者にとっては不安要素を抱えての営農となっておりますが、新規参入者に対しましては、所属する農業協同組合や農業改良普及センターなどによる経営指導や技術指導を初め、周辺地域の農業者や研修受け入れ先となった農業者の支援・協力など、地域を挙げて安定的な農業経営を行えるように各種支援を行っているところであります。



しかし、残念なことではありますが、新規参入いたしました10件のうち、3件がやむなく農業経営の継続を断念いたしております。

営農を断念した理由といたしましては、畑作・野菜経営で就農した方が、病気により死亡し、農業経営を続けることができなくなったのが1件、花卉栽培で就農した方が、市場の需要に対応した適期の出荷が行えず、計画どおりの販売額が確保できずに3年間の営農をもって断念したのが1件、肉牛経営と削蹄師の兼業で就農した方が、削蹄師の業務が主になり肉牛経営を廃業したのが1件となっております。

新規参入を果たしながら、経営不振により離農せざるを得ないケースが発生いたしましたことから、農業振興公社におきましては、平成17年度に新規参入希望者を対象とした「フロンティアコース」の研修制度の見直しを行いました。

幕別町での農業の実体験をもとに農業に対する認識を深めるため、1年間の農業研修を行った後に新規参入の意思確認とフロンティアコースへの移行の適否について、農業関係機関及び北海道指導農業士による審査を経てフロンティアコースに移行していただくことと改めたところであります。

ご質問の3点目、「新規就農者に対する研修体制について」であります。

将来の幕別町を担う農業者を育成することを目的に、平成7年度に「まくべつ農村アカデミー」を開設し、平成15年度からは関係農業協同組合とともに設立いたしました財団法人幕別町農業振興公社がその事業を引き継ぎ、農業経営者、後継者の育成を図ってきたところであります。

現在行っております研修事業の内容といたしまして、新規参入希望者を対象とする「フロンティアコース」、新規学卒者等を対象とする「ニューファーマーコース」、おおむね30歳から40歳までの中堅後継者を対象とする「リーダーコース」、さらには「フロンティアコース」への移行を前提とする新規参入希望者及び短期農業研修希望者を対象とする「短期農業体験コース」の4コースの農業研修を行っているところであります。

ご質問の4点目、「『浜中町における分場方式』や『居抜き継承』など、新たな新規就農の形態に対する支援の検討について」であります。

ご質問の浜中町における分場方式は、浜中町農業協同組合が所有していた「本場」となる牧場を活用し、浜中町、浜中町農業協同組合、農業者が出資した有限会社浜中町就農者研修牧場が実施してたりしております。新規参入希望者を対象とした新規就農につなぐ研修方式であります。

新規参入希望者は、有限会社から給与を支給されながら、初めに「本場」における作業を通して酪農全般の基礎的研修を行った後、有限会社が離農者から取得した「分場」において、牧場管理、収支管理など実際の農家に近い形で実践的な研修を行い、独立に足りると判断された研修生に分場を新規参入者として取得させるものであります。

本町農業の課題や施策のあり方につきましては、町、農業関係機関・団体で構成しております「ゆとりみらい21推進協議会」の中で研究、検討をさせていただいておりますが、これまで、この分場方式につきましては、話題に上ったことがなく、本町においては認識が薄いものと思われませんが、農場リース事業の枠が限られている中で、より多くの新規参入者の受け入れ可能にする方法であると考えられますことから、「ゆとりみらい21推進協議会」において研究をさせていただきたいと考えております。

一方、「居抜き継承」と言われる農業経営継承事業につきましては、北海道農業担い手センター(財団法人北海道農業開発公社)が事業主体となり、農業後継者がいないため、今後、数年の間にやめる予定の農業経営を新規参入者に譲渡する事業であります。

この事業によります新規参入者に対しましては、農場や施設の整備、導入に関して、公社営農場リース事業の対象になるとともに、幕別町新規就農者の育成に関する条例に基づく農地等の賃料と取得した農地の固定資産税相当額に対する補助、農地取得等に要する資金の借入金の利子補給の対象となっているところであります。

ご質問の5点目、「酪農ヘルパーへの支援について」であります。

酪農ヘルパー制度につきましては、酪農家が定期的に休日をとるときや、急な疾病などにより作業が困難になったときなど、ヘルパーがかわりに作業を行う制度であり、酪農家の生活向上や再生産の活力を養う観点から、不可欠なものになっていると考えております。

本町の畜産農家が加入している酪農ヘルパー組合につきましては、幕別・札内地区の方は「幕別・池田酪農ヘルパー有限責任事業組合」、忠類地区の方は「南十勝酪農ヘルパー有限責任事業組合」と二つの組合にそれぞれ加入しているところであります。

初めに、「幕別・池田酪農ヘルパー有限責任事業組合」の平成22年度の状況について申し上げますと、加入戸数は幕別・池田全体で85戸、職員体制は7名で、そのうち事務局職員を除いた専任ヘルパーが5名、稼働日数は延べ1,278日、ヘルパー1人当たりの稼働日数は256日、1戸当たりの利用日数は12.5日となっております。

また、収入の決算状況といたしましては、収入総額約3,500万円に対しまして、国や北海道などの拠出金で造成した基金からの補助金が約260万円、幕別町・池田町からの助成金が100万円、関係4農協からの負担金が同じく100万円となっております。

次に、「南十勝酪農ヘルパー有限責任事業組合」の状況について申し上げますと、加入戸数は幕別・大樹・広尾全体で247戸、職員体制は19名で、そのうち事務局職員を除いた専任ヘルパーが17名、稼働日数は延べ4,297日、ヘルパー1人当たりの稼働日数は253日、1戸当たりの利用日数は17.2日となっております。

また、収入の決算状況といたしましては、収入総額約1億1,600万円に対しまして、基金からの補助金が約350万円、幕別町・大樹町・広尾町からの助成金が600万円、関係3農協からの負担金が同じく600万円となっております。

ヘルパー組合の収入の大部分は加入農家の負担金や利用料で賄われておりますが、基金からの補助金につきましては、現在、「酪農ヘルパー円滑化対策事業」として、ヘルパー組合の運営費やヘルパーの研修費などに充てられているところであり、ヘルパー組合の運営に大きな役割を果たしていると認識いたしております。

しかしながら、この基金は平成25年度をもって全額取り崩される見込みとなっており、ご質問の要旨にもありますとおり、事業が廃止されれば、ヘルパー組合はもとより、畜産農家の経営にも少なからず影響を及ぼすものと考えております。

そうしたことから、このような有効な支援が継続されますよう、町村会等を通じ、北海道や国に働きかけてまいりたいと考えております。

また、町の支援につきましては、組合の運営状況などを勘案しながら、農協や酪農ヘルパー組合と協議をさせていただきたいと考えております。

以上で、東口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 新規就農に対しての質問とそれから酪農ヘルパーの今後の継続についての質問でございました。

まず、この新規就農につきまして、再質問をさせていただきたいと思っております。

忠類に3名の方が新規就農をされ、また一生懸命頑張って営農されているというお話を伺っております。それで、友人でもあります農場の畜主からお話を新規就農の畜主からお話を伺っております、ここで少しだけ質問させていただきたいというふうに思っております。

彼いわく、この新規就農の農場リースの枠が非常に厳しいと。その友人の中では何年も農場リースのあくのを待っている人もいるというふうに聞いてもおります。

また、農業リース事業の新規就農者の条件の一つに、当該地域における平均規模以上の経営を営むことが確実に認められることとあるように聞いております。これは新規就農者の思いと合致をしない場合があるというふうに思っております。これは資金の関係上公社からそのような枠がはめられるのかとは思っておりますが、町としてはどのように認識をされているかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 1点目の農場リース事業の枠が厳しいというご質問でありますけれども、おっしゃるとおり、農場リース事業につきましては、予算枠が決められておまして、一つの町にとってせいぜい年に1件あるいは多いときで、これは全道的な要望にもよりますので、はっきりは申し上げられませんけれども、多いときで2件当たればもう本当に最高というような状況にあります。

これは予算枠、これ、我々が予算つけるわけではないので、なかなかこれを増やすということではできませんけれども、やはり新規就農していく、あるいは居抜きによって継承していくという場合には非常に有用な事業であるというふうに思っております。特に、離農した後の農場の修繕でありますとか、農地の小規模な改善もこの事業の中でできるというようなこともございますので、非常に有用な負担の少ない事業であるというふうに思いますので、これらについては予算枠については要望してまいりたいというふうに思いますし、平均以上の規模を営まなければならないという要件、これはどうしてもやはり今後の農業を考えた場合に、小規模の農業をたくさん育てるのではなくて、やはり大きな規模の農業を導入していく、そういう経営体を導入していくということが、ひとつこれから先の日本の農業を考えた場合に必要であろうという趣旨から、こういうような形になっているのかと思われまます。これは農業開発公社だけの考え方の中で決まっているとは思われまませんので、趣旨について公社と協議させていただきながら、いい方法がないか、相談をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 今、部長からお話があったことはよく理解をしておるところでございますが、町長からの答弁の中にもございました。今、忠類で一夫婦の方が新規就農に向けて準備をし、認可を待っているというような状況でございます。その方の予算規模というのでしょうか、経営経済が約1億円を優に越すような額に土地を求める、それから乳牛を求める、牛舎の改築をする、その他細かいところ、機械も買う、そこそこの機械を買うというようなことで、総額で1億円は優に越すであろうと。忠類農協の組合長にもお話を伺っても、1億円を越して、さてそれから60頭の乳牛を求めて、搾乳を開始するに当たってもなかなか1億円以上の資金を償還、5年間リース事業では返すというのはなかなか大変だろうということでございます。忠類の平均頭数、飼養平均頭数というのが60は優に越しております、七十二、三頭になるというような状況でございますので、忠類地域の飼養頭数よりは10頭ぐらいは少ない状況ではございますが、それにしても裸一貫の夫婦が1億円を越す借金を背負うということは、なかなか難しいことなのではないだろうか。それで、小さな酪農家を育てるよりも、これからの経営に向けてそこそこの経営体を育てていくというようなことであろうというような部長の回答でございますが、これらについても、1億数千円円の借金を背負う新規就農についてはやはり再度町として何か軽減策等を考えることができるのかどうかということ、まずお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 今回のケースについては、1億円越すというようなことでありましようけれども、これは離農後によってかなりその時々投資額というのは異なってくるのだというふうに思います。これは農地の取得、面積によって変わってまいりますし、施設の状況によっても変わってくるのだというふうに思います。全道的な平均からすると、1億円というのはかなり上回るような金額であるというふうに思いますけれども、どうしても1億円かかるとなれば、本当に30そこそこで将来にわたって払っていけるのかということとは十分懸念されるところでございます。

そういう中で、町としましては、新規就農者に対します条例に基づく支援も行っております。大きくはリース料の2分の1の補助であったり、リース料というのは機械なり農地の2分の1の助成であったり、取得した後の固定資産税の5年間の補助であったり、あるいは農地を取得します、L資金によって取得しますけれども、その後の利子補給、取得後の利子補給もさせていただいております。

今まで多い方では、1,000万円を超える、1,200万円程度の町費補助もさせていただいておりますの

で、この補助制度が他の町村に比べて見劣りしているかといったら、決してそうではございません。浜中町などは、先進的な取り組みをしている町でありますけれども、これは浜中町と全く同じ内容になっておりますので、なかなかこれをさらに手厚くというのは難しいのかなという認識を持っております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 浜中町の先進的なことについては、これからお話は少しだけさせていただこうと思っております。

今、部長からお話があったとおり、浜中町においても新規就農に関しましては、先進的なことをやられているということは承知をいたしております。

そこで、これは私個人的な提案ということで、お答えはできればしていただいても結構でございますが、お聞きをしていただきたいと思っております。

その昔、酪農家に対しまして、酪農を始めたい、もしくは規模拡大をするという酪農家に対しまして、町村から貸付牛というものが、制度がございました。牛を買った、お金を借金をして、それで、2年後もしくは3年後に子返し、子牛分を返すというような、ちょっと理屈にあうかあわないかはよくお考えをいただいて、そういうようなことも要望したいというふうに思っております。

それで、このことにつきましては、また委員会等で、もしお話しすることができれば、お話をさせていただくということでさせていただきたいと思っております。

次に、友人の話の中で出ていたのが、幕別町は農業振興公社というしっかりした組織があつて、そこで新規就農を目指す者が入って、ニューファーマー制度に入って酪農家に入って研修をするということで、環境は整っているという話はしておりましたが、その中でレポート提出があるという話をしておりました。このレポート提出が非常に大変だと。自分の思いを書けば、公社には認められないと。ゆとりみらい21の中でもなかなかそれに向けたようなレポートを書かなければいけない。これがなかなか大変で、それをクリアすることができずに新規就農をあきらめた方もいるというような話も伺っております。この辺について町のお考えを聞きたいと思っております。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 詳細については私も存じ上げてないわけでありましてけれども、この幕別農村アカデミーにつきましては、農業大学校に匹敵するような農業者の研修機関という認定がなされております。ここで研修しながら、コースに入って研修しながら、教育資金という担い手センターから資金の借り入れも受けられるわけでありまして、これただ資金というと、ただの借金かと思われるかもしれませんが、実はこれ、3分の1、限度200万円は償還免除がされると、一定の条件を満たせばということなのですが、言ってみれば、小遣いをもらいながら研修もできると、そういった特典も実はあるわけでありまして、そういう公的な研修機関というふうに認定されている以上、やはりある程度のレベルは必要なのだろうというふうに思っております。

ただ、レポートが通らない、通るといことが変にいじめとはいいいませんが、変にレベルを求めるようなことであつてはならないというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） それぞれの立場の認識の違いというものはあるかと思っております。このレポートの件に関しましては、ちょっときつい言葉になりますが、受け入れる地域としましても、顔も姿も見たことがないような者を受け入れるという不安もございまして、レポートが通る通らないということも認めざるを得ないのではないかなというふうに私も思っております。

これは私の新規就農を実現させた友人の言葉でございまして、その辺も含み置きをいただきたいというふうに思っておりますので、お願いをいたします。

次に、農場リースの件でございまして、農場リース、当然既存の農家が酪農家が酪農が離農しないと公社は買い取り事業も始まらない。当然の話でございまして、それから、スケジュールがどんどん進んでいって、農村アカデミーに既に入校し、ニューファーマーズ事業に乗って農業実習を重ね、数年、3年

もしくは4年とか2年とかいろんなケースがあるようでございますが、そういったこと、それで事業申請をし、9月に事業採択を受け、11月までにおおむね乳牛を何頭、40、60、50、60という頭数をそろえ、12月ころから生乳出荷を始めるということになると思っております。離農が発生をし、それから事業が申請をされて、それで搾乳開始までおおむね20カ月とは一概には言い切れませんが、20カ月、2年近くを要すると。この間、20カ月の間に、手を挙げ、申請が認可をされるのが9月ということで、粗飼料の確保ができないということがまず大きな問題であろうというふうに思っております。つまり、自分が入ろうとする牧草畑が荒廃をします。1年間まるまる利用することができない。今回の忠類に新規就農採択を得た方の場合は、個人といいますか、法人が一切の粗飼料の面倒を見るということでコントラを利用し、1年分のというか該当する農地の牧草を収穫をその法人がすると、それで面倒を見るということでスムーズに新規就農ができるということになるであろうというふうに思っております。

それで、これもなかなか町単独の事業ではないということは十分理解をしておりますが、国、道の公共事業が発注を出るとするのは秋だというのは十分承知もしておりますが、酪農家というのは粗飼料がなければ粗飼料を買えばいいではないかという簡単なことにはなりません、ましてや新規就農については。その辺のことについても無理とはわかっておりますが、町として国に対し、強くこのことについてもご理解をいただけるよう要請をしていただきたいところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） おっしゃるように、確かに離農が発生しまして、新規就農が現場に入ると、就農するというまでの期間、約20カ月現在かかるわけでありまして。おっしゃる話も実は私どももお聞きしております。今回のケースについてはある法人の方が全面的に研修先でもありますから、全面的に面倒を見ていただけるというようなことになったということでありまして。

基本的にはそういうことはあってはならないわけでありまして、まずその前に、やはり新規就農を受け入れるということは、町にとってもそうなのですが、農協にとっても非常に大切なことなのだというふうに思います。将来の農協経営が成り立つかどうかということにかかわってくるわけですから、まずは農協サイドで何ができるのだということをも十分検討していただきたいというふうに思いますし、それはできないとするならば、あとは制度上の問題ということになってまいりますので、迅速に引き継ぎができる、あるいは引き継ぎというか、就農ができる、あるいはその間の掃除刈りぐらいはどこかが責任を持ってやらせてくれとか、そういった方法について相談あるいは要請をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 当農協におきましても、新規就農を迎えるに当たって、一番ネックになったのが、1億数千万円の一気の借金であるということでございます。掃除刈り等々の話もきつと出たのであろうと思っておりますが、それらについても十分今後ご指導していただきたいというふうに思っております。

次に、浜中町の分場方式についてご質問をさせていただきたいと思っております。

まず、私も少しながら勉強させていただいて一般質問させていただいておるわけでございますが、この分場方式についてメリットとして考えられること、三、四つお話をさせていただきたいと思っておりますが、分場ごとの収支を見ることで、経営成果を明確にすることができると。本場と分場、分場というのは、離農された農場ということでございます。経営が安定をしてからその分場に入った独立を希望するものに対して切り離し、つまり独立することが可能であると。分場で赤字が出て、連結決算により、埋め合わせが可能。農業従事経験を十分に積むことができる。これは分場に入って、自分が責任を持ってやるということでございます。地域との密着な関係を築くことができる。離農発生後速やかに生産を開始できる。先ほどもお話をさせていただきましたが、この本場というところが分場、離農した農場を一括買い上げをすることによって、春から秋まで牧草の耕地の管理をすることができる。それから、分場を経営をすることが容易にできるということであろうと思っております。

次に、デメリットにつきまして、農場取得の際、農地保有合理化事業を利用するため、分場を放せば研修牧場としての規模が縮小となり、経営基盤強化法に基づく拡大型の経営改善計画に反することになり、これは大きな問題になるだろうと。だから、次は予定どおり分場を切り離れたときに、例えば60町であれば、60ヘクタールであれば、その切り離すと同時にまた違うところに60ヘクタールの農地を求めなければその本場として非常に大きな問題となるということになるかと思っております。

当忠類農協は、大きそうに見えて、実は大きくないのですが、正組合戸数が100戸を切っております。これは忠類というところは、歴史がありまして、大樹町生花、晩生を含めると、115戸ぐらいになります。その大樹町生花、晩生を抜きますと、正組合員個数が37戸と。そのうち後継者がいない方もおりますので、これからどんどん出てくることになろうと思っておりますが、後継者がいない農家がふえる予定なので、町、JAほか、浜中方式のことをぜひとも設立に向けて町が音頭をとってもらいたいと思っておりますが、本町におきましては、三つの農協がございまして、なかなか現状を見ますと本町に7件の新規就農があるようでございまして、なかなか立場が違うものですから、なかなか難しいと思っておりますが、これらについても考えていただくことはできるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ありましたように、三つの農協があるわけでありまして、私ども定期的に3農協の組合長と町側あるいは農業関係団体との懇談という場を設けておりますので、今お話ありましたように、直感的に受けただけでは、これはまずは農協が対応することが大事なのかなという思いはありますけれども、それにタイアップした中で町としてどんなことができるのかといったことなどは、十分相談をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） そのとおりでございます。話題を上げさせていただいて、町の理事者の方々にお聞きをいただくということが私の使命かと今思っておりますので、よろしくどうぞお願いをしたいと思っております。

最後になります。酪農ヘルパー、町長の答弁のとおりでございまして、非常に酪農をやっていると休みがない。生き物相手、生き物相手は365日休むことを知りません。知りませんというか休ませません。なものですから、この酪農ヘルパーの現状、状況につきましても、国、道に強く要望をさせていただきたいと。基金の造成というのでしょうか、そういうものは強く強く要請をさせていただきたい。また、町に対してもぜひとも今後につきましても、補助助成を変えないことなく、もしくは上乘せを考えるぐらいのことをぜひとも行っていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 正直いって、この基金が平成25年で全部なくなってしまう。その後、どんな対応がされるのかということは今の段階ではまだ明らかではないわけでありまして。ただ、私どもは皆さんと同じ酪農ヘルパー制度をこれからも存続していくことが何より大切なことだと、その思いは変わりませんので、何らかの方法でこれらの基金の造成をさらにお願ひする、あるいは町として、あるいは農協としてこれも同じように関係機関と相談の中で酪農ヘルパーをさらに発展、存続させていくように努力していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） ありがとうございます。

最後に、締めの言葉を町長のようなのですが、させていただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

町長のお言葉にもありましたように、酪農畜産の経営環境は飼料高騰の高どまり、高騰などによる生産コストが上昇している中で昨年度の猛暑による生乳生産の基盤がダメージを受けている大変厳しい状況に加え、東日本大震災に原子力発電所の事故が発生し、先行き大変不安視される中で、将来にわたる畜産物の安定した供給体制が危ぶまれる状況であります。また、TPP、EPA交渉など、我が国の酪農畜産の市場開放をめぐり、危機的な状況にさらされております。我が国の食料供給を支える北海

道の酪農畜産が食料受給率の向上に寄与しながら、持続的に発展するためには、農業者が抱えている将来に向かっての不安を払拭することが重要であります。

町といたしましても、担い手確保対策と経営の安定に向けた幅広い支援を推進くださいますよう強くお願いをし、私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古川 稔） 以上で、東口隆弘議員の質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

16 : 04 延会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成23年第2回幕別町議会定例会  
(平成23年6月17日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

7 藤原 孟      9 牧野 茂敏      10 野原 恵子      11 芳滝 仁  
(諸般の報告)

日程第2 一般質問



# 会議録

平成23年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年6月17日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月17日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 小川純文      2 寺林俊幸      3 東口隆弘      4 藤谷謹至      5 小島智恵  
6 岡本眞利子    9 牧野茂敏      10 谷口和弥    11 芳滝 仁      12 田口廣之  
13 前川雅志      14 成田年雄      15 中橋友子    16 野原恵子    17 増田武夫  
18 齊藤喜志雄
- 6 欠席議員  
8 乾 邦廣
- 7 早退議員  
7 藤原 孟
- 8 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
教 育 長 金子隆司    教 育 委 員 長 沖田道子  
代 表 監 査 委 員 柏本和成    農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満  
総 務 部 長 増子一馬    経 済 部 長 飯田晴義  
会 計 管 理 者 新屋敷清志    企 画 室 長 堂前芳昭  
民 生 部 長 菅 好弘    建 設 部 長 高橋政雄  
札 内 支 所 長 飛田 栄    忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一  
教 育 部 長 佐藤昌親    総 務 課 長 田村修一  
地 域 振 興 課 長 佐藤和良    企 画 室 参 事 伊藤博明  
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄    町 民 課 長 川瀬俊彦  
商 工 観 光 課 長 八代芳雄    施 設 課 長 澤部紀博  
水 道 課 長 田中光夫
- 9 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 米川伸宜      課長 仲上雄治      係長 金田恭之
- 10 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 11 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の4名を指名した。  
7 藤原 孟      9 牧野 茂敏      10 野原 恵子      11 芳滝 仁

# 議事の経過

(平成23年6月16日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） おはようございます。

本日より議場の中で、クールビズということで、施行期間を9月いっぱいまでやらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、本日も暑くなりそうですので、各自、上着を脱がれる方は、ご自由にしていただきたいと思います。

それでは、これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

7番藤原議員、9番牧野議員、10番谷口議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、事務局から諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（米川伸宣） 8番、乾議員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

## [一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、成田年雄議員の発言を許します。

成田年雄議員。

○14番（成田年雄） 通告どおり質問します。

入札制度の改善と仕組みについて。1番目として、地域産業育成にもつながるのですが、幕別町が発注する事業は、町内業者に発注すべきと思うが、雇用対策にもつながるわけです。これについて伺います。

2番目として、不適格業者が参入した場合について伺います。

地域や住民生活に甚大な影響を及ぼすことになることから、幕別町に導入している「競争入札参加資格者格付審査基準」を見直し、早急に事例収集に努め、幕別町として独自の選定・指名審査基準を設け、ランク制の導入を図ることと思うが、いかがなものでしょうか。

3番目として、委託業務の業者選定について、町民の生活に密接にかかわっている業務であることから、委託業者選定には、施設の基礎、規模、人員、過去の実績及び財政基礎の把握を検証し、相応な経験を有するのでは。そこで、幕別町として、今までの取り組みでよかったのか、ランク制に導入があってもよいのではないかと、伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 成田議員のご質問にお答えいたします。

「入札制度の改善と仕組みについて」であります。

ご質問の1点目、町が発注する事業は、町内業者に発注すべきについてであります。

ご質問の要旨にもありますように、町が実施する事業を町内の事業者が発注することは、町内事業者の育成を促すこととなり、地域経済の活性化と雇用の確保、拡大を図り、ひいては町民の暮らしの向上につながるものと認識を同じくするところであります。このことにより、本町では、各種事業の発注に際し、特殊な技術力等が必要で、町内業者では対応できない場合を除いては、副町長を委員長とする指名競争入札参加者指名選考委員会、通称「指名委員会」といっておりますけれども、そこにおいて、経営状況、受注実績及び技術水準などを考慮の上、町内事業者を指名しているところであります。この結果、平成22年度における契約金額のうち町内事業者と契約いたしました割合は、工事に関する契約において95.23%、業務委託に関する契約において73.25%という実績となっております。今後も引き続き、地域経済への影響などを考慮し、これまでと同様の考え方を基本に、指名競争入札を実施してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「独自の選定・指名審査基準とランク制の導入について」であります。

入札参加資格者の資格の審査と格付につきましては、契約の確実な履行を確保するため、指名委員会と同様に副町長を委員長とする入札参加者資格審査会において、事業者から提出されました「競争入札参加資格審査申請書」、いわゆる指名願について、事業者の技術水準などを審査の上、格付を行い、予定価格に応じた指名の等級を決定しているところであります。

現在、本町におきましては、建設業法の対象となる土木工事、建築工事、電気工事及び管工事の事業者につきましては、「建設業法に基づく経営事項審査（いわゆる経審）の項目及び基準の定め」による客観的要素の評定数値をもって、格付を行っているところであります。

本年2月には、2年ごとの指名願の更新を行い、入札参加者資格審査会において厳正な審査を実施するとともに、町が発注する工事等の契約の相手方として適格であると認め入札資格者を選定し、格付を行ったところであります。

なお、比較的規模が大きい都市においては、独自の審査基準を設けている例もあるとお聞きいたしておりますが、管内町村を含め多くの市町村では、本町同様、建設業法に基づく基準を用いているところであります。

今後につきましては、総合評価方式の導入なども含めて研究をしてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「委託業務の業者選定とランク制の導入について」であります。

ご質問の1点目でお答えいたしましたとおり、委託業務につきましても、町内業者が対応できないような特殊な業務を除いて、経営状況などを考慮し、契約業務の適正な履行が確保できる町内業者を指名いたしまして、指名競争入札により契約いたしているところであります。

また、ゼロ円入札などの低価格入札を防止し、業務の質の悪化による住民サービスの低下や業務従事者の賃金水準の低下を招かないよう、本年度からは最低制限価格の見直しを行ったところであります。

委託業務へのランク制の導入についてであります。委託業務につきましては、建設業法の対象とはならず、同法に定める基準は適用することができないため、評定のための独自の基準を設ける必要があります。

帯広市など委託業務の発注件数や業者数が多い都市においては、委託業務に関する独自の審査項目及び基準を設けて格付を行っている例がありますが、業務の内容や業者数の関係から、現段階においては、新たな審査基準を設けることは難しいものと考えております。

なお、今後は、価格競争だけではなく、より質の高いサービス等を提供してもらうために、技術の信頼性などを評価対象に加え、総合的に判断し、選定するための手法として、どういった方法が有効であるのかと、さらに研究を進めることが必要であろうと考えております。

以上で、成田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 1 番目の項目になりますが、1 点目の制度と改善と仕組みがわかりました。工事契約業務委託に関して、さらに町内業者、優先的に望みます。

また、国、道においても、幕別町においての工事に対して、町内業者が何らかのかかわりを持つよう要望すべきではないか、所見を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 開発あるいは、今は土建とは言わないのですが、建設ですけれども、3 年ほど前でしょうか、十勝町村会で、地元業者、十勝管内の業者を指名していただきたい、活用していただきたいというようなことで、要請を行った経緯があります。特に言われますのは、例えば農業基盤整備事業で、幕別町でやる農業基盤整備に本別からの業者が来たり、新得の業者が来たり、あるいはうちの業者が足寄へ行ったり陸別へ行ったり、できる限りこういった雑役と言ったらちょっと語弊があるのかもしれませんが、ロスをなくすように地元業者を指名していただき、利用していただきたいというようなことの申し入れは行った経緯もあります。引き続き、機会がありましたら、そういうことで進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 続いて、2 項目めに移りますが、建設業法の対象としている事業者については、答弁にもありますとおり、経営審査と客観的要素の選定、評定により格付している。また、入札参加資格審査会において、厳正な審査をし、契約の相手方として適格であると認めた上で選定する、ごくごく当たり前のことでありますが、最後に総合評価方式の導入も検討したことはありますか。

公共事業工事の入札では、全国的にも事業費の減少が続く中、競争の激化に伴う低価格の入札が増加しており、この結果として手抜き工事、下請業者への支払い抑え、安全対策費の削減などの弊害が懸念されております。

一般的な総合評価制度は、一般競争入札を実施する建設工事を対象に企業の技術力、信頼性、社会性など総合的に評価して、落札者を決定することを理解しております。幕別町として、公共工事の品質の確保や技術力と価格を総合的に評価した上で、公共工事の一層の品質確保の観点から、早急に調査・研究をし、具体的な取り組み状況、進捗過程を報告するよう要望します。それについてお願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 答弁で申し上げましたように、今の格付は、あくまでも経審の点数によって、それぞれの格付をされております。今までは、この経審以外に町が発注した工事の評点、A、B、C、D というような評価を町独自で実施した経緯もあるわけでありましてけれども、今はそういったことはしておりませんで、経営事項審査でやっている。ただ、お話しありましたように、国の工事発注なんかについては、総合評価方式。例えば、地域貢献度がどのぐらいがあるのか、技術者がどの程度確保されているのか、いろんな角度から審査をなされて、あくまでも安いだけでは落札ができないというような、今、制度になっております。

そういったことで、私どももこれらを今後導入していく必要があるのかというようなことを研究もしているところでありますけれども、なかなかこの工事の額、いわゆるかなり大きな予定価格が、主としてこういったことが取り入れられているというようなことで、本町の場合は、そう何億円というような工事が余りないものですから、現実はこの経審の指名だけでやっているわけでありまして、さらに大きな工事になってきますと、いわゆる町外業者の選考というようなことも出てくるのだらうと思います。いろんなことが考えられますけれども、お話しありましたように総合評価方式については、これから十分研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 続いて、2 番目の、またもう一つお伺いしますが、企業として持てる力のすべて

を工事に注ぎ、高評価されてもランクが上がらず、何も努力しない企業が降格もされないようでは、町内業者の育成や地域経済の活性化や影響、雇用の拡大確保、さらには工事の品質確保のために、技術力の向上のために、地道に精進している企業に目を向けなければ、公平なほど不公平なことはないと考えます。

施工過程における適切な監督や検査を行うが、工事の品質確保ができない業者に対して指導改善ではなく、昔のように即座に指名停止期間などの厳しい措置をとり、官民の相互の緊張感を有し、企業の技術力の向上、努力を託し、それによって公共工事の品質確保の向上につながろうではないかと考えるが、いかがなものでですか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 現在、事業を発注した場合に、工事につきましては、評価、監督員による評価を現在行っております。これ点数づけをしているわけですが、そういったものをこれからも次の指名の中で参考にしていきたいと、参考にする手法はないかと、そういった検討は、現在も続けているところでもあります。

また、今、議員がおっしゃられたように、当然、私どもの町で監督員を配置しておりますので、その工事に関して万が一そういった不手際があったりしたら、監督員からの注意を含めて、私どものほうでさせていただいている。現実的には、過去に何件かそういった注意も行わせているところもありますし、また工事に関しても重大なミスがあった場合については、指名停止も行われている事例がございます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 今、2 項目めに対しては、それなりに努力してやってください。

それで、3 点目に移ります。

町で発注する測量、設計を除く委託業務は、町民の生活に密接にかかわっている業務であり、地域や住民生活に大きな影響を及ぼす業務であると。委託業者選定に当たるには、施設の基礎、人員、財政基礎、機器類保有と専門的な知識と、さらには過去の実績や経験を有することが必要不可欠な条件であり、従業員が安心・安全な環境で働ける場の提供、確保を推進するためにも、どのように確認し、指名に反映させるのか、また対応可能な分野から先進地の事例を参考に、審査基準を設けるなど、指名に反映させる必要があることと考えるが、いかがか伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いわゆる施設管理等の委託業務にかかわりましては、従前は、余り町内に企業といますか、業者の数が少なかったというようなことで、町外からも参入されてきたと。あるいはバスなんかの委託に関しましても、これも町内ではなかなかその数が少ないというようなことであったのですけれども、今、大体管理業務なんかも、警備業法の資格を持った業者というのが、3 社、4 社と増えてきたというようなことで、先ほどの 1 番目のご質問にもあったように、できる限り町内業者を選考していくということになってきますと、また限られてくるわけでありまして。

ただ、そうした中で、わずかの企業の中で、すべてに施設ごとの指名基準、いわゆる委託業者の基準を設けるとなると、なかなか厳しいものがあるのかなというふうに思っております。

ただ、前年来言われておりますように、発注があくまでも価格競争だけで、いわゆる一番安いところに落札すれば、あとは業者任せだというようなことがいろいろ問題になっている中で、私どものは、先ほどの総合評価方式ではありませんけれども、委託の面に関しても、いろいろな角度から考えていかなければならないのではないかと。いわゆる例えば町が積算しているものが、果たしてそのとおり実行されているかというようなことも、今後は当然チェックしていかなければならないのではないかと。これも実は来年に、また長期の契約が来ますので、それらに向けて、今、内部で十分協議を進めているところでもあります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 続いて、一般仕様書とは異なり、特別仕様書を作成し、雇用条件、労災、保険、

年金の加入を義務づけして、遵守しているかどうか不定期に確認するなど、発注者として従業員が安心・安全な環境で働ける場の確保を図る観点で行動すべきと考えるが、また委託業務設計は一元化で統一した幕別町独自の積算根拠と考えるが、経費率については、諸経費として一括計上ではなく、建設業の経費率を分解して、委託業務として必要な分を採用すべきではないか、ちょっと伺います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 今、議員からご指摘あった件につきましては、長期契約において、委託業務の中で、私どもが積算しているその仕様書の中身と実態と合わないというようなことがございました。この昨年度に新たに長期契約を結ばせていただいたのですけれども、その際には、仕様書、今言われる特別仕様書というわけではないのですけれども、例えば常雇の職員を常雇の形で8時間勤務の常雇の職員を必ず雇うことですか、そういった条件をその仕様書の中に盛り込ませていただきまして、その条件どおりに雇用をしているかどうかの確認は、これからも行っていく、そのような手法で、今、契約の中身を変えております。

また、今、町長から答弁ありましたように、来年度に向けてまた新たな長期契約が参りますので、その際には、今現在行っている方法がそのままいいのかどうかという検証も含めて、今後も進めていきたいというように思っております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） これについて、平成22年度の予算審査特別委委員会で、委託業務の入札のあり方を変えることで解決できないか、検討することになっているが、1年以上経過しているが、遅々として進んでいないが、何をどのように検討しているのか、いつの時点で何を根拠に実施するのか伺います。

また、先ほども言っているのですけれども、価格競争ではなく、質の高いサービスの提供ために技術の信頼性など評価対象に加え総合的に判断すると答弁していますが、さきに独自の選定でも提案しました総合評価方式が実績業者の価格別のランク制を導入すべきでないか、いかがなものかちょっと伺います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 昨年度の決算委員会でご指摘をいただいた点につきましては、これは昨年度の末に、今年度から始めている事業に対しての改善をさせていただいたというふうに思っております。それが先ほど説明した仕様書の中身の変更とかでございます。

さらにそれがそのままいいのかどうか検証を進めさせていただいて、今言っていますように次の長期契約というのが来年度行う予定でありますから、それに向けて、その入札方式を含めて、どういったものがうちの町にとって有効なのかということ、今現在、検討させていただいている最中であり、これはすべてを見直すという意味で、入札方法から皆一から見直してやりたいというふうに考えております。

それから、ランク制度の導入についてでありますけれども、帯広市の場合、発注する業務数も多いですし、それを受ける業者数も多いですから、業務数に合わせてランク制を導入しているというふうにはお伺いしております。ただ、私たちの町で、業務数さほど多いわけでもございませんし、またそれを受けていただく業者数、町内業者に限り、数がそれほどないので、ランク分けすることが果たして適切かどうかということも、今、私のほうでは検討させていただいている最中でございます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 今わかりました。

発注者側として、幕別町で発注する公共事業については、町内業者育成のため、受注できる機会を数多く与えるためにも、町内業者間の連携と適正な事業協同組合の推進を図るためにも、町内業者同士の異業種に限り、指名対象となるような考えを持っているのか、また幕別町の公共事業を受注する際の構成員の中に、町外の業者が含まれている場合は、その業種に限り指名できないなどの措置は考

えているのか、伺います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） あくまでも、私どもの町で入札に参加できるかどうかという判断をさせていただくのは、町内に事業所があるかどうか、これがまず第1番目に来ます。

今、議員がおっしゃられたように、事業協同組合も設置されることがままあると思いますけれども、事業協同組合のその参加されている業者の所在地に関係なく、事業協同組合がこの町内に設置されたら、町内にその本所といいますか、事業所を置くということにさせていただければ、それは幕別町内の事業所だというふうに認めざるを得ないという状況でございます。でありますから、いろんな中身で、例えば事業協同組合は町内のものに限るとか、そういう制約はなかなか難しいのかなというふうには思っております。いろんな業務の関係もございまして、そういった制限は、なかなか難しいものがあるかというふうには思っておりますけれども、基本的に町内に住所地を有する事業協同組合があれば、基本的には町内の事業者だというふうにとらえをさせていただいているところであります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 繰り返しになりますが、さらに幕別町の事業協同組合について、また指名参加についても、幕別町においてのどのような実績や評価があったのか、評価があるからといって横並びの入札参加資格は認めるべきではないと思うのですが、速やかに参加資格を取りやめるべきではないですか、ひとつそれも伺います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 事業協同組合が設置されて、当然その入札に参加できるかどうかは、指名委員会の中で判断をさせていただいておりますけれども、その判断の材料の中に、言ってみればそのもともとの会社といいますか、参加されている個々の事業所さんの実績というのは、当然加味をさせていただいております、指名基準の判断の中で。そういった総合的判断の中で、その入札に参加をできるかどうかということは、指名委員会の中で決めさせていただいているところであります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 答弁は要らないのですけれども、これからももっと検証して、もっとよりよい審査基準というか、工事の入札みたいなものを考えてもらったらいいかと思います。

ありがとうございました。

○議長（古川 稔） 以上で、成田年雄議員の質問を終わります。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○6番（岡本眞利子） このたび皆様の負託を受けて、この場に立たせていただくことになりました岡本眞利子でございます。4年間、町民の皆様の声の代弁者として、また議員として、町民のために全力で働かせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、通告に従いまして、ごみの有料化における今後の課題について質問させていただきます。

幕別町において、平成16年10月よりごみの有料化が開始されております。当時の世帯数は7,149世帯、7年たった平成23年4月現在では11,656世帯となっております。しかし、その構成は、高齢化が進み、単身世帯が増加していると考えられております。

その中で、現行のごみ袋が町民のニーズに合っているものなのか、現在、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ、そして大型ごみの5種類に分別されております。7年経過した現在では、町民の皆様もごみ分別の徹底化がされ、ごみの減量化に対する意識も高まり、ごみ袋の使用も最小の10リットルの需要が最も多く、さらに10リットルでは大き過ぎるとの声も伺っております。可燃ごみ袋10リットルをひとり暮らしの町民が使用するには、1袋にまとめるまで1週間以上もかかり、これからの時期には悪臭の原因になり、衛生面にも配慮が必要かと考えられます。その解決策として、さらに小さなごみ袋の作成に取り組むべきではないでしょうか。

既に帯広市では、5リットルのごみ袋が作成され、使用されております。管内の町村においては、

足寄町では5リットル、芽室町では7.5リットルのごみ袋が利用されております。

そこでお伺いいたします。平成23年度、現在の高齢者の単身世帯、5リットルのごみ袋の作成に対し、町の見解をお伺いいたします。

次に、子育て支援事業のごみ袋購入費の助成についてお伺いいたします。

現在、幕別町では、子育て家庭に対し、子育てによって生じるごみを処理するために必要なごみ袋の購入に要する費用を助成しております。対象は、2歳に満たない児童と同居し、扶養している家庭に限られており、児童1人当たり月10枚、2歳までの2年間で240枚のごみ袋が現物支給されております。この2年間という期間の決定理由をお聞かせいただきたいです。

また、子育て世代では、使用済みおむつの処理に、この助成を多く使い、喜ばれていると認識しております。しかし、最近ではトイレトレーニングは、子供のペースに合わせ行われることが多く、2歳でおむつがとれるとは限らず、おむつの処理に当たっては、半透明なごみ袋を使用し、無料で回収することのほうが望まれております。

さらに、高齢者の方のおむつ処理について、現在では、町の取り組みはされておきませんが、大人のおむつは大型で、処理に苦慮されている声も聞いております。高齢者世帯のおむつ無料回収に取り組むつもりはないか、お伺いいたします。

次に、有料指定ごみ袋の企業広告掲載について、お伺いいたします。

恵庭市では、市民サービス向上及び地域経済の活性化並びに自主財源の確保を図るため、有料指定ごみ袋に企業の広告を掲載する事業を展開しております。また本年に入り、千歳市も本事業に取り組むことを決定しております。幕別町において、有料ごみ袋に企業広告を掲載する取り組みをすべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「ごみの有料化における今後の課題について」であります。

ご質問の1点目、平成23年度現在の高齢者の単身世帯数についてであります。

住民基本台帳上における65歳以上の高齢者の単身世帯数につきましては、平成23年4月1日現在で1,528世帯ですが、その中には、家族と同居していても、住民票上は世帯分離している方も含まれていますので、実質的な単身世帯数は1,528世帯よりも少ないものと思われれます。

なお、参考までに申し上げますと、平成17年の国勢調査の結果におきましては、812世帯となっております。

ご質問の2点目、「5リットルのごみ袋の作製について」であります。

平成16年10月から本町ではごみの有料化を実施いたしました。当時のごみ袋は、20リットル、30リットル、40リットルの3種類の容量で、厚さは15ミクロンでありましたが、10リットルの袋の要望が多かったことと袋が裂けやすかったことから、平成17年に10リットルの袋を追加するとともに袋の厚みを増すことにより材質強化を図ったところでありました。さらに、分別の徹底とカラス対策を目的として、ごみ袋の色を可燃ごみは黄色、不燃ごみは若草色にするなどの改善にも取り組んできたところでありました。

また、最近、本町での利用割合が約3割を占める20リットルの袋を、さらに強化してほしいという要望が寄せられておりますことから、平成23年度から20リットルの袋の厚さを増して強化しているところでありました。

5リットルのごみ袋についてであります。お話にありましたように十勝管内の状況といたしましては、帯広市が平成19年8月から導入し、平成20年度以降3年間の実績として平均で12%程度の利用割合になっているとのことでありました。また足寄町では、生ごみ用の袋のみ5リットルの袋を導入していますが、平成20年度以降の3年間平均で約40%の利用割合になっていると伺っております。

ご指摘のように排出するごみの量が少ない方にとりましては、5リットルの袋を導入してほしいと思われることは、十分理解できるところでありますので、今後、導入に向け検討させていただきたい



というふうに考えております。

次に、「子育て生活支援事業のごみ袋購入費の助成について」であります。助成の期間やおむつの無料回収など、ご質問の要旨が関連しておりますので、3、4、5と、まとめてお答えをさせていただきます。

ご質問にもありましたとおり本町では、子育て家庭の経済的な負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的といたしまして、平成18年4月から「幕別町子育て生活支援事業」を実施し、2歳未満の児童と同居し扶養する保護者に10リットルのごみ袋、月10枚分の購入費用を助成しているところであります。

ご質問の助成期間の決定理由についてであります。当時の管内市町村の実施状況や乳幼児健診時や赤ちゃんクラブでおむつの使用期間などを聞き取り調査を行うとともに、おむつの使用量などを考慮し、2歳未満までを助成対象としたところであります。しかしながら、事業開始から5年が経過し、子育てに対する意識の多様化などから、おむつの使用形態に変化が見られると認識もいたしているところでもあります。

また、本町におきましても高齢化の進展に伴い、要介護認定者の増加に伴いおむつや尿とりパットなどの使用も増加の傾向にありますことから、子育て家庭及び高齢者世帯を含め、使用済みおむつの無料回収について検討をしてみたいと考えております。

次に、ごみ袋への企業広告の掲載についてであります。

お話しありましたように道内における先進事例として、恵庭市では平成22年度から取り組んでおり、ごみ袋5枚入りの外袋に企業広告を印刷して掲載することにより、対価として広告掲載料を得ているとお聞きいたしているところであります。ごみの容量ごとに企業広告の掲載枠を設定していることから、恵庭市では八つの広告枠がありますことから、すべての枠に応募があれば、年間で56万円の収入になるとのことです。ただし、袋への印刷経費等がかかりますので、実質的な収益は、必要経費を除いた分になると思われま。

また、千歳市では、平成21年度から取り組まれており、ごみ袋10枚入りの外袋に対して恵庭市と同様のことを行っており、8枠すべてに応募があれば、年間で70万円の収入になるとのことです。

本町は、幕別町行政改革大綱推進計画におきまして、自立可能な財政構造の構築として、広告料収入を得ることの検討を位置づけておりますことから、ごみ袋への広告掲載の取り組みにつきましては、一つのアイデアだというふうに思いますので、今後これら先進事例を参考にしながら、印刷経費などの必要経費のことや応募する企業があるのかなどのもあわせて、研究して検討をしてみたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 前向きに検討していただけるとのことですので、早期に実現することを期待して、質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（古川 稔） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10：43 休憩

11：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○7番(藤原 孟) 通告に従いまして質問いたします。

震災復興を目指す企業の誘致について。

東日本大震災や原発事故は、東北、北関東の地域が担っていた工業、農業製品の供給をとめ、大きな経済損失を生みました。道は、このことから北海道を災害時における生産活動のバックアップ拠点または災害リスク分散化の拠点とするため、オール北海道で企業誘致に動くこととし、6月には工場の分散化などを検討している首都圏や北関東の企業に意向調査に乗り出し、前向きな企業があれば誘致を働きかけていく。同時に、十勝においては、地域産業活性化協議会が6月22日から東京都内で行われる「日本ものづくりワールド」に出店して、専用ブースで十勝管内の工業団地を紹介したり、誘致企業への優遇策などを説明し、特に食品関係の産業集積を目指すとのこと。幕別町も分散化に前向きな企業に対し、積極的に他の町村に負けない刺激策を打ち出し、町の工業団地に形を残すべきであると考え、町長に伺います。

1点目、現状認識のため、地元企業に供給不足による経営への影響調査を行いましたか。

2点目、誘致側の明野、札内東、リバーサイド工業団地の上下水道設備の現状と将来計画について。

3点目、分散化に前向きな企業に対し、震災復興に向けて新しい優遇策を打ち出す考えはないか、以上3点について伺います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 藤原議員のご質問にお答えいたします。

3月11日に、東北地方を中心に発生した東日本大震災は、未曾有の大災害をもたらしました。マグニチュード9の巨大地震に加え、大津波により地域産業が壊滅的な被害を受け、同時に発生した福島原発事故の影響も加わり、製造業においては、部品製造工場の被災や計画停電実施の影響により、部品調達ができないメーカーの現状などが報道されたところであり、生産回復には今後、相当の期間を要するものと推察いたしているところであります。

過去の地震災害においても同様の事態が発生し、製造業や情報産業などでは全国的な影響を懸念し、事業所の分散化についての検討がなされていると伝えられておりました。

ご質問の1点目、「震災による地元企業への影響調査について」であります。

震災後、4月に主な製造業、旅館・ホテル等に聞き取り調査をいたしました。

それによりますと、ホテルではアジアからの観光客のキャンセルが多く、前年比で10%から30%の宿泊客の利用落ち込みがあるとのことでありました。また、製造業では東北地方からの原材料の入手が困難になった企業や、釧路に貯木していた原木が津波で流出した企業もあったとの報告を受けたところであります。

その後、5月の聞き取りによりますと、ホテルではターゲットを国内に向けた結果、修学旅行の受け入れなどにより回復傾向にあること、製造業では原材料を代替品で補い対応したところ、逆に引き合いが殺到し、全国的な品不足などから特需が生まれたことなどを確認したところであります。

震災の影響につきましては、復旧・復興とともに刻々と状況が変化していくものと考えておりますので、引き続き、情報の収集に努めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「明野、札内東、リバーサイド工業団地の上下水道施設の現状と将来計画について」であります。

初めに、上水道施設についてであります。3地区の工業団地は、団地造成時に整備を行い全域が給水区域となっております。

また、下水道施設につきましては、リバーサイド工業団地は、団地造成時に整備を済ませておりますが、明野工業団地は団地造成が下水道の整備以前であったこともあり、現在、総面積31.9ヘクタールに対し2.2ヘクタールが供用区域となっております。

札内東工業団地は公共下水道認可区域外となっており、公共下水道の整備はなされておられません。

なお、明野工業団地の未供用区域と札内東工業団地の両地区の水洗化を希望される方への対応につきましては、町の個別排水処理施設整備により、合併浄化槽を設置し汚水の適切な処理を行っている

ところであります。

今後の計画といたしまして、工業団地を含む市街化区域内は公共下水道として整備を行うことが本来ですが、明野と札内東工業団地は地理的な条件により、多額の整備費を要しますことから、費用対効果を考慮し、公共下水道区域と個別排水処理区域の区域区分を定め、下水道事業の長期的に安定した経営にも取り組んでいくとともに、生活環境の改善や公共水域の水質保全を図っていかねばならないものと考えているところであります。

ご質問の3点目、「震災復興に向けた新たな優遇策について」であります。

北海道は、6月1日に「被災企業等緊急移転事業費補助金交付制度」を創設し、東日本大震災で被災し、あるいは震災の影響による電力不足により事業活動に支障を来した企業が、北海道内に立地する場合に、移転に伴う設備投資に要する経費や事業所賃料の一部を補助金として交付することとしたところであります。

町といたしましても、企業誘致を積極的に進めるべく、北海道の補助金制度に加えまして、独自の支援策を検討中であります。支援策の方向性につきましては、企業進出の移転投資が多額になることが想定されますことから、平成22年度に土地開発公社におきまして創設されました賃貸制度を活用し、賃借料金を当分の間、全額免除して、投資額の抑制を図ることにより、分散化や震災の復興に向けた移転型の企業を受け入れたいと考えているところであります。

加えて、現行の企業誘致優遇制度であります「雇用促進補助金」「工業用地取得補助金」や「企業開発促進融資」についての見直しや、新たな制度について検討しており、被災企業のみならず、一般企業が立地しやすい環境づくりをすることにより、さらに誘致活動を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、幕別町も参画しております帯広十勝地域産業活性化協議会の事業として、毎年実施いたしております企業誘致フェアにつきましては、本年度も担当職員を派遣し、幕別町への企業誘致に努めてまいりたいと思います。

以上で藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、地元企業への影響調査についてまず再質問させていただきます。

町は、4月、5月と定期的に製造業だとかホテルに聞き取り調査を行ったと。震災直後から刻々と、経済状況というのは、変化していく。引き続き、情報の収集に努めるということでした。ぜひこのことも続けていただきたいと思います。

また、供給不足ゆえに特需が生まれたと、うれしい話もありました。最近の報道は、悪い影響ばかりが発表されております。もし、差し支えがなければ、この特需となる業種、または生産特需がありましたら、教え願いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町内の調査の調べた業種の中で、とちかち麺工房というのがあるのですけれども、これ乾めんということですのでけれども、これ一時いわゆる原材料の入手が困難になったのですけれども、それを代替品で対応したところ、4月以降は、カップめんが急にといいますが、非常に伸びたと、いわゆる特需だというようなことを伺ったところであります。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 特需があれば、本当に幕別の経済も発展、またこれもよかったですと思います。ただ、気になりましたのは、最近1市3町の商工会のトップ同士の意見交換がありました。その中で、幕別の商工会長が建設会社の中には資材が入らず、新しい住宅工事を受注できないというところもあると言われております。町として、この聞き取り調査だけでなく、もう少し幅広く業界に資金調達などを含めたアンケート調査をすべきと考えましたが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 町としての役割としては、当然そういったものがあるかと思いますがけれど

も、まず商工会会員、家族を抱えておりますので、私どもとしては、商工会に対して、そういったアンケート調査をやっていただけないかというお願いをしているところでもありますけれども、いかなせんなかなかそういうところにも至っていないということで、先ほどのお話については、商工会がアンケート調査をやって出た話ではなくて、会長が自分の付き合いの中で、そういった例をお聞きしたと、それを3町村の商工会会長の会談の中でお話をされたということも伺っているところあります。なかなか町がこういう刻々と変わる情勢をアンケート調査すると非常に難しいわけで、それよりは、むしろ商工会は一斉に調査できるシステムでやっておりますので、そちらのほうへお願いをして、情報収集したいなと思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 今回の震災の特徴といいますか、非常に身近な業界で被害が出ている。特に東北地区のほうで、私ら想定をしなかったような事態が、生産拠点が集約されている。それは、本当に驚いたということもあります。

また、今回、全国的ないわゆる電力不足ということが起きるのだと。多分北海道は、ある意味で十分足りる地域だと、そう考えますと、企業誘致、これをいわゆる特需といいますか、チャンスといいますか、これを生かさなければならぬ、そう思います。

特に地元の企業から情報を集めて分析する。また、その声というのは、意外と生の声でないかと思えます。ぜひ意外と身近な業種でありますゆえに、誘致がしやすいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、北海道は北海道の独自の優遇施策を講じると。私どもも先ほど言いましたようなことの優遇施策を、さらに道の施策に加えた中で、先ほど言いました今回の帯広十勝の活性化協議会で企業誘致フェアが開催されると、これらにも参加することになっております。そうした機会を通じながら、お話しありましたように積極的な企業誘致に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、2点目に移ります。

工業団地の上下水道の現状と将来計画を伺いました。

まず、3地区とも上水道は完備されていると。では、今後、耐震化について進める考えはないか、まず伺います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 上水道の耐震化ということでございますけれども、町内の上水道の管路につきましては、耐震化があると言われているのは、いわゆる鑄鉄管が入っている区間がそうでございますけれども、それが3割ほどありまして、あと7割ほどは塩ビ管ですとか鉄管とかいうことになっておりますけれども、今後そういったものの耐震化、今回の大震災によりまして、指針等も今後変わってくると思っておりますけれども、この辺は、どういう形でくるのかも見ながら柔軟に対応して、やっていかなければならないものというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 塩ビ管でも、きっと多分耐用年数が過ぎたものもあるのではないかという、いわゆるそういうところから取りかえるだけではなくて、今は耐震性の高い新型のダクタイル鑄鉄管などが研究開発されております。誘致される側にとって耐震化が進んでいる、そのことに対し非常に敏感な反応を示してくれます。ぜひ水道業者の活性化も考え、町の主要幹線管路に対し、耐震化をより進めていただきたい、そう願います。

それでは、3番目の優遇策について伺います。

町として、独自の支援策の検討中であるとのことで、誘致される側の企業にとって刺激策と思えるような制度設定をぜひ進めてほしいと思えます。そう言いながらも、企業誘致なるもの、これほど難

解な道はありません。そこで町長に、震災特需で刺激的な優遇策を持つ企業誘致を雇用等を含めて提案させていただきます。

最近テレビの報道で、津波にのまれる映像から、倒壊した家屋の瓦れきの山、ヘドロの海など災害廃棄物の山積みが放置されたままの物資の山など映し出されております。それに加え、原発事故による汚染物質が1都16道県に集積されている状況が目には焼きつきます。国は、なかなか進まない災害廃棄物の1次処理として、北海道苫小牧工業団地を候補地として検討に入れました。いよいよ広大で安い土地のある北海道でなければ処理処分はできないと認識したのではないかと思います。

そこで、この災害廃棄物の最終処分地の候補地として、現在使用されていない南勢育成牧場の再活用を検討すべきではないかと提案いたします。南勢牧場は、総面積500ヘクタール、草地で400ヘクタール、高低差は、50メートル以上、換算すると2億トンの容積を持っております。現在、被災地4県でヘドロが1,600万トン、倒壊家屋瓦れきが2,390万トン、汚染された下水汚泥が毎日20トン、今月累計で220万トンが山積みされております。それに加え汚染された表土の撤去、また復旧・復興事業が進むにつれて、発生する廃棄物は、恐らく1億トンに達するのではないかと思います。義援金を出したり、ボランティア活動をしたり、「心は一つ、日本頑張れ」と、あらゆる業界の方が声をかけ合い復旧・復興を進めようとしております。

また、これから必ず起きるといふ関東・東海地震への対応のため、日本のため、道民として今できる最大の被災地への贈り物として、2億トンの処分地を提供しますと、国に対し手を挙げる自治体になる、この大英断を町長に期待いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いわゆる瓦れき、産業廃棄物等の処理に当たって、幕別町で、それらの処分地として手を挙げたらどうかということでありまして、私はまずそういうことが住民の皆さんの理解を得られるかということからいきますと、なかなか難しい問題があるのではないかなというふうに思っておりますし、今、南勢牧場があいているということでありまして、現に牛は放牧されておりますので、あいているということにはならないのだろうというふうにも思います。

そういったことで、復興支援に我々が協力しなければならない、その思いは私も同じであります。ただ、今言われたような状況の中で、本町が瓦れき処理あるいは産廃処理の受け皿となることについては、私は今の段階で手を挙げるというようなことは考えてはおりません。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 日本に2億トンの災害廃棄物の処理を含めてあったとしたら、多分現政権もこんなに対策が遅いか手おくれだなんていうことは、言われないで済んだのではないかと思います。

北海道の特性を生かすとなれば、やはり1次、2次リサイクル業界も巻き込んで、企業誘致を行わなければ、恐らく北海道にこれから企業の誘致、これは難しいと私は考えます。「心は一つ、日本は一つ、頑張れ東北、頑張れ日本」という美辞麗句は幾らでも並べることができます。でも、言葉では処理できない災害廃棄物の最終処分地、用地を含めて協力できるそういう町として、国に手を挙げる、そのようなことを率先して協力体制を組める、そうなると町になればと私は町長に切望して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 通告に従いまして、2点にわたって質問をいたします。

まず第1に、災害に強いまちづくりと防災計画、防災対策の見直しについてであります。

3月11日の東日本大震災に被災された多くの方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、政府に対しては、1日も早い復興のため、また人災である福島原発事故の終息のために、全力を挙げることを求めたいと思います。

この東日本大震災は、我々に自然の猛威のすごさを改めて認識させ、防災計画の再点検と常日ごろからの自治体と住民との協力関係を築くことの大切さを考えさせる機会となりました。

本町においても、災害から町民の命と財産を守るための備えをしっかりと築いていかなければなりません。

そのためには、まず第1に、災害に強い地域づくりが大切であります。教育施設の耐震化はほぼ完了しておりますけれども、他の公共施設や一般住宅を含む民間施設の耐震化を視野に入れた計画的な取り組みや水害に強い地域の建設などが課題となります。災害の未然防止対策に力を入れることが求められていると思います。

第2は、地震などの災害に見舞われたときには、行政と地域住民の一体となった取り組みが求められます。そのために必要なのが、自主防災組織の育成と援助、行政との協力・協調体制を築くことであります。

第3は、日ごろからの住民と一体になった訓練によって、いざというときに備えることであります。

第4は、そのかなめとなる町職員の防災教育の徹底の重要性であります。

第5は、これまでも阪神淡路大震災などを経て作り直されてまいりました地域防災計画を、今度の震災の経験を踏まえて、より一層有効なものにするものに見直す必要があります。このような視点に立って、以下の点について伺います。

1、町が指定している避難所は37カ所ありますが、そのうち耐震化されているものは何カ所か。またそれ以外の施設について耐震診断はしているのか。

2、他の公共施設の耐震化、耐震診断の現状はどうか。

3、民間の施設、住宅についても耐震診断を実施し、リフォーム助成制度の拡大などで耐震化を計画的に進める必要があると思うが、どうか。

4、現在、町民に配布されているハザードマップは、わかりにくく不正確と思います。つくり変えるべきと思うが、いかがでしょうか。

5番目、自主防災組織の現状と協力体制は、どのようになっているのか。全町に広げる努力をしているかどうか。また防災に対する住民の意識調査や啓蒙が必要と考えるが、どうか。

6、防災訓練を計画的に行い、いざというときに備える必要があると思うが、どうか。

7、町職員の防災教育はなされているのか、実態はどうなっているか。

8、消防の広域化は、地域防災にとってマイナスとなる危険があると思うが、見直すべきと思うが、どうか。

9、町の地域防災計画の見直しについては、どのように考えているか。

次に、東日本大震災の支援についてであります。

東日本大震災支援は、これまで実施されてきておりますけれども、復興までには長期の支援が必要となります。今後の支援策について伺いたい。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「災害に強いまちづくりと防災計画・防災対策の見直しについて」であります。

本町におきましては、合併後の平成19年8月に住民の生命、財産を災害から守るため、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの災害対策を実施し、本町防災の万全を期することを目的に、幕別町地域防災計画を策定し、計画に沿って防災施策に取り組んでまいりました。

ご質問の1点目、「避難所と耐震診断の状況について」であります。

幕別町地域防災計画におきましては、37カ所の公共施設を避難所として指定しておりますが、このうち新耐震基準により、昭和57年以降に建設されたものは14カ所、昭和56年以前に建設されたものは23カ所であります。

56年以前に建設の避難所23カ所のうち、耐震化済みの学校施設は8カ所で、残りの15カ所のうち、

木造の11の近隣センター等につきましては、町職員による一般診断を進めているところであり、診断を終えた6施設のすべてについて耐震性を有していることを確認いたしております。

以上のことから、現時点におきましては、37カ所の避難所のうち、57年以降建設の14カ所、耐震化済みの8カ所、一般診断で確認できた6カ所の合計28カ所が耐震性を有していると確認できた避難所であります。

また、忠類コミュニティセンターにつきましては、平成22年3月に実施した耐震診断において、大ホールの耐震性が不十分でありましたことから、今年度の実設計を、新年度に耐震補強工事を計画いたしております。

木造以外のまなびや相川、駒島公民館、札内福祉センターにつきましては、現在のところ、耐震診断を実施してはおりませんが、隣接の施設への避難所の変更も含めて、今後、適切に対応してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「他の公共施設の耐震化と耐震診断について」であります。

旧耐震基準によって建設されております避難所以外の公共施設の状況について申し上げます。

初めに、建築物の耐震改修の促進に関する法律の中で、規模及び用途基準により、耐震診断及び耐震改修が努力義務化されております、いわゆる特定公共建築物には、役場庁舎、あかしや南団地公営住宅、糠内中学校、幕別町民会館が該当いたします。いずれも耐震診断は実施済みで、あかしや南団地公営住宅と糠内中学校校舎は耐震性を有しておりましたが、役場庁舎、糠内中学校体育館、町民会館は、十分な耐震性を有してはいない状況にあります。

次に、特定公共建築物以外の建物は、幕別中央会館、札内中央会館、近隣センター6カ所、常設保育所4カ所、あすなろ学童保育所、駒島老人健康増進センター、依田公園、焼肉ガーデン、わかば幼稚園、ふるさと館、蝦夷文化考古館、忠類地域では、趣味の作業所、交通公園資料館、スキー場宿泊ロッジ、歯科診療所、忠類体育館、忠類町民プールがあります。このうち、わかば幼稚園と忠類歯科診療所につきましては、耐震診断を実施済みで、両施設とも十分な耐震性を有していることを確認いたしております。

また、青葉町近隣センターは今年度に改築を実施いたしますが、その他の木造の建物につきましては、現在、町職員による一般診断を実施しております。

ご質問の3点目、「民間の施設、住宅の耐震診断とリフォーム助成制度の拡大で、計画的な耐震化の実施について」であります。

本町では、平成21年3月に幕別町耐震改修促進計画を策定し、民間及び公共の住宅10,860戸のうち9,330戸が耐震性を有し、耐震化率は85.9%であると推計いたしており、耐震化率の目標としては、平成27年度末で90%を掲げているところであります。

ご質問の耐震診断についてであります。施設や住宅の耐震化については、所有者みずから地震に対する安全性を確保し、その向上を図っていただくものと考えておりますが、住宅については、町民の方が生活していく上で基盤となるものでありますことから、平成21年度から木造戸建住宅の無料耐震診断の制度を設けて、ご利用いただいているところであります。

利用状況といたしましては、平成21年度に6件の申し込みがありました。その後は町広報紙等でお知らせしておりますけれども、申し込みがないのが現状であります。

次に、リフォーム工事奨励事業の拡大で耐震化を計画的にとのことですが、平成22年度から地域経済の活性化と消費拡大を目的に、耐震改修を含めリフォーム等の工事を対象にして商品券の交付を行ってまいりましたが、耐震改修を内容とする申し込みは残念ながら利用がなかったところであります。これらの要因といたしましては、一つには、積雪地の住宅は構造が丈夫であり、本州に比べて耐震性が高いとの安心感があること。二つには、耐震改修に要する経費が高額であることから、耐震改修をするのであれば、将来的なことを考えて建てかえをした方がよいと考えていることなどによるものでないかと推測しているところであります。

いずれにいたしましても、本町でも、東日本大震災と同程度の地震が発生する可能性がありますこ

とから、まずは無料耐震診断を皆さんに受けていただき、改修への需要の状況等を精査してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「ハザードマップについて」であります。

町では、さまざまな災害から身を守るということをテーマとして、平成16年3月に「防災のしおり」という冊子を作成し、全戸配布いたしました。内容につきましては、火災対策、地震対策、台風対策、十勝川のはんらんに係るハザードマップなどに関して、町民の皆さんに知っていただきたい基本的な対応策などを掲載したところであります。

その後、平成21年度に内容の見直しを行いました。具体的には、一時避難場所及び避難所をわかりやすくしたこと、地震対策として揺れやすさマップ及び建物被害想定マップを加えたこと、洪水ハザードマップに途別川のはんらんに係る浸水想定区域も加えたこと、そして災害への備えや被災した場合の基本的な行動のあり方などについて、さらにわかりやすく改訂し、平成22年4月に全戸配布したところであります。

町といたしましては、この「防災のしおり」が有効に活用されるように、見やすく、わかりやすく、保管しやすいものを作成したところであり、町民の皆さんが、防災の概要を理解し、防災意識を持ち続けていただくことが大切であると考えているところであります。

ご指摘のように、洪水ハザードマップにつきましては、縮尺が小さいことから細部に至ってはわかりにくい面もありますが、十勝川及び途別川の流域全体に係る浸水想定区域をマクロな視点で概要を知っていただきたいということ及び保管しやすい大きさのものということで作成しているということで、ご理解いただきたいと思います。

ご質問の5点目、「自主防災組織の現状と協力体制、防災に対する住民への意識調査や啓蒙について」であります。

本町といたしましては、行政区ごとに自主防災組織を設立していただくよう公区長会議などを通じお願いしているところでありますが、平成23年に入って、二つの公区で新たな自主防災組織が設立されたことにより、平成23年3月末時点での防災組織は、15ということになっております。

町民の皆さんの防災に対する意識につきましては、このたびの東日本大震災により、個々人におきまして相当高まっていることと思っておりますが、住民みずからが主体的に地域の中で具体的に行動していくという段階には、なかなか結びつかないのが現状であると考えているところであります。

町といたしましては、平成22年度におきまして、公区の住民の方などを対象とした防災講座などを5回実施してきたところであり、今後も防災に係る出前講座などにも取り組んでいくことにより、啓蒙活動に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「計画的な防災訓練の実施について」であります。

町が実施いたしております防災訓練といたしましては、最近の取り組みとして、平成20年度から3年間かけて、北海道十勝総合振興局や気象庁などの協力のもと、公区長及び公区の生活安全推進担当者などを対象にして、防災図上訓練を実施しております。内容につきましては、大規模な地震災害が発生したという想定のもと、自分たちの住んでいる地域内での具体的な行動のあり方などについて、図上で模擬的な訓練をするというものであり、155名の方の参加をいただいたところであります。今後も、このような訓練を計画的に行うよう検討を進めているところでもあります。

また、自主防災組織が設立されている公区では、例年、独自に防災訓練を実施されておきまして、町といたしましては、実施面における側面的な協力をさせていただいているところであります。

今年度は、あかしや南2公区におきまして、避難所である札内南小学校を会場にして、防災訓練を実施する予定で準備を進めておりますことから、町といたしましては、この取り組みを支援するとともに、他の公区長にも周知を図り、このような動きがさらに広まるよう努めてまいりたいと思っております。

ご質問の7点目、「町職員の防災教育について」であります。

ご質問の要旨にもありますように、地方自治体には住民の生命及び財産を守るという責務があり、町職員はその責務を果たすため、地震など災害時におきましては、町民の先頭に立って行動しなければ



ばならないものと考えております。本町におきましては、幕別町地域防災計画に基づきまして、災害発生時の町職員の具体的な行動を示した防災マニュアルを策定しているところでありますが、平常時からこの防災マニュアルを習熟するよう指導しており、平成 21 年度には、職員に対しまして、このマニュアルの徹底を図り、迅速かつ組織的な災害対策を実行するための説明会を 3 回実施し、124 名の職員が参加したところであります。

また、平成 22 年度には、職員研修の一環として、平成 7 年に発生いたしました阪神淡路大震災時に、芦屋市役所建設部長として救助作業や復興活動に従事にされていた方を講師にお招きをし、帯広市において開催されました地震防災セミナーに職員 12 名を参加させたところであり、地震に備えたまちづくりと震災からの復興の歩みなどについて、自治体職員として、また被災住民としての二つの目線からとらえた貴重な体験談をお聞きかせいただいたところでもあります。

今後とも、職員の防災意識を高めるとともに、災害時には的確な対応をすべく研修等防災教育を継続してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の 8 点目、「消防の広域化について」であります。

今や、我々は、いつ起こるとも知れない大規模地震や局地的豪雨、大型台風といった地球的規模の気象災害と隣り合わせの状態に置かれ、また、一方では大型商業施設の出現や高齢者人口の増加に伴う救急・救助需要の拡大などに対して、できる限り早期に十分な備えを身につけなくてはならない事態に迫られていると言っても過言ではありません。そんな中、消防は、災害や事故の多様化、大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後におきましても住民の生命、身体、財産を守る責務を全うすることが強く求められております。しかしながら、人口減少社会を迎え、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保に限界があることや、組織管理や財政運営面での困難さから、消防の体制として必ずしも十分かつ効果的な対応ができないという懸念が指摘されております。

また、今後の消防にとって必要不可欠であります、高機能指令センターの整備や消防救急無線のデジタル化を達成する上では、19 市町村がそれぞれ個々に整備をしていくことは、非効率な作業であり、かつ事実上、困難なことではないかと考えております。これらを克服していくためには、消防組織の広域化により、行財政上のさまざまなスケールメリットを実現することが極めて有効でありますことから、現在、十勝 19 市町村が一体となって、消防の広域化に向け、協議をしているところであり、本町といたしましては、引き続き、誠心誠意、協議に参加してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

ご質問の 9 点目、「町の地域防災計画の見直しについて」であります。

本町における防災対策につきましては、幕別町地域防災計画を基本とし、具体的な行動指針としての「防災対応マニュアル」に基づき対応するということになっております。このたびの東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故を教訓として、今後、国や道から地震、津波、原子力発電などに係るより高度な対策指針等が示されるものと思われまますので、町といたしましては、まずは、現計画の課題点などの洗い出しに着手するとともに、対策指針とも整合性を図りながら、現計画の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「今後の東日本大震災支援について」であります。

3 月 11 日の東日本大震災以降、本町としましては、被災地及び被災住民への緊急支援を実施してきたところであります。具体的には、一つ目には物資の支援として、町の災害備蓄品の中から、毛布 500 枚と非常食 1,000 食分を自衛隊の輸送経路を通じて被災者に届けるとともに、町民の皆さんからの支援物資の受付窓口となり、寄せられた食料品、生活用品、学用品などを、北海道を通じて被災地に届けたところであります。

二つ目には、人的支援として、町の消防職員 5 名を緊急消防援助隊東十勝隊として宮城県石巻市に派遣し、行方不明者の捜索などに当たりました。さらに、町職員 2 名を仙台市に派遣し、被災地危険度判定の調査業務に当たりました。

三つ目には、避難者の受け入れ支援として、町の公営住宅など 22 世帯分の受け入れ住宅を確保し、現在、1 世帯が入居している状況であります。また、幕別町で避難生活を送られることとなった避難者に対して、1 世帯当たり 10 万円の見舞金を支給することとしたところであり、一刻も早く本町で安心した日常生活を過ごせるように願っているところであります。

四つ目には被災地の皆さんへの義援金の支援として、日本赤十字社北海道支部幕別町分区を義援金の受付窓口として開設し、9 月 30 日までに取り組むとともに、本町独自の支援として 300 万円を被災地に送金したところであります。

大震災から 3 か月を経過した現時点まで、本町としましては、以上のような取り組みを実施してきたところであります。

さて、今後の支援についてであります。被災地の市町村においては、職員の不足が懸念されているところであり、本町としましては、被災地の市町村から要請があれば、可能な範囲での人的支援の協力をしてまいりたいと考えているところであります。北海道町村会を通じ、職員派遣が可能である旨を被災市町村にお伝えしているところであります。

被災地の復旧・復興は、今後、国が本格的に進めていくものと思いますので、本町といたしましては、国レベルで実施される復旧・復興に係る取り組みを見定めながら、必要に応じて随時、支援を検討していくこととしているところであります。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中ではありますが、この際、13 時まで休憩いたします。

11：49 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7 番、藤原議員より早退の申し出がありましたので、会議録署名議員に 11 番芳滝議員を追加して指名いたします。

それでは、増田議員。

○17 番（増田武夫） それでは、再質問をさせていただきます。

1 番、2 番、3 番は、共通した課題でありますので、まとめて再質問させていただきますけれども、避難所の耐震化、これは大分この耐震化、耐震診断が進んで、現在 9 カ所が診断未実施だと思っていと思うのでありますけれども、これの診断を町の職員がやるということでもありますけれども、いつまでにやろうとしているのか、またほかの公共施設の耐震化、特定公共建築物、中で町民会館と糠内中学校がまだ耐震に弱いと、そういうことでもありますけれども、今後の対処の仕方についてお聞きしておきたいのと、また公共施設の木造のものは、町職員による耐震診断を行っていくことでもありますけれども、これもいつごろをめどにやっつけようとするか、お答え願います。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 耐震診断の時期についてでありますけれども、今年度 4 月から木造の建物につきましては、町職員による一般診断というものを実施しております。これは、図面と現地で一定程度の確認をしながら進めておりまして、避難所の 9 カ所のうち木造が 5 カ所ありますけれども、この 5 カ所につきましては、今現在進めているところでありますので、それほど期間を要せずに行えるものと考えておりますが、避難所そのほかに答弁書の中でもお答えしましたけれども、まなびや相川それから駒島公民館、札内福祉センター、まあ忠類コミセンは除きますけれども、これらにつきましては、そもそもの避難所としてこのままその施設を使っていくかということも含めまして、現在、町民課のほうで、これから検討を進めていきたいと考えているところであります。

それと、町民会館と糠内中学校につきましては、これまでも議会の論議の中でも一定のその整備計画を定めるべきではないかというご質問をいただいております。整備計画を定める旨の答弁をさせ

ていただいているわけですが、やはりその施設を整備するには、それなりの財源が必要となりますことから、町では今年度5月に基本的な考え方、どのようにして進めていくというものを取りまとめたところがございます。糠内中学校につきましては、文部科学省も方針を示しておりますとおり、平成27年度中までに学校については、すべてを耐震化するというふうに文部科学省も方針を示しておりますので、町としましては、平成27年度を目途に耐震化を進めてまいりたいということで進めております。

町民会館につきましては、建設後かなりの年数がたっておりますことから、これは町民会館そのものの位置づけというものを、教育委員会とも相談をさせていただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

他の施設につきましては、木造のものにつきましては、今、前段申し上げました避難所の耐震診断を終了後に木造については、進めることはお金をかけずに町の職員の方でできるわけですが、それ以外の、例えば大きくは保育所が残っておりますが、保育所は、コンクリートブロック造でつくられておりますが、これが昭和58年に建築の基準、設計基準が見直されておまして、設計基準に現在適合していない建物ということから耐震診断そのものができる状況ではありませんので、保育所につきましては、現在進めております保育所の民営化ですとか、そういう中で進めていかざるを得ないものと考えております。

その他のRCのものも余り多くはないのですが、これらにつきましても、いずれもかなりの年数がたっておりますことから、直ちに耐震診断を実施してもそのまますぐにその改修を実施できるかどうかという問題もありますので、そういったことを総合的に勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 特に避難所となっている9カ所については、早急に診断されて、対処していただきたいというふうに思います。

3番目の民間施設、住宅の耐震化でありますけれども、答弁の中にもあったわけですが、この幕別町の耐震改修促進計画というものがつくられまして、平成21年から27年度までの計画でありますけれども、その中にも明確にされておりますように、これまでのこうした防災というものが、とかくその事が起きてからどう対処するか、それに重点が置かれた計画だったというふうに思うのです。それが阪神淡路大震災で、建物の下敷きになって、ここにも書かれておりますけれども、直接亡くなってしまったという人が、約9割がそういう人たちだと。そういうことから、この計画も自治体にも義務的に計画を立てるようにして、これが誕生したわけでありまして、この計画でも平成27年度までに9割まで耐震化を進めるのだという計画になっているわけですが、今、公共住宅については、公共の建物については、今、耐震診断をやったりいろいろ計画を立てられていくわけなのですが、民間のその住宅や建物については、町の取り組みが非常に弱いのではないかと。この促進計画そのものが、住宅の下になって亡くなる人を減らすという意味で、積極的に取り組むことを求めているにもかかわらず、町の対応としては、民間の住宅については、無料で書面での診断をすると、そこにとどまっているわけなのですが、この計画でも平成27年までに民間住宅160戸が耐震化されて、そして90%以上の耐震化率になると、こういうようなことになっているというふうに思うのですが、そういうことを実現していくためにも積極的な取り組みが求められるのですが、無料の耐震診断、先ほどのあれでは初年度に6戸の診断要請があったのみということでありまして、その辺の取り組みについては、どのようにされておるのか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 民間の耐震診断あるいは改修ということの町の姿勢ということでございますけれども、確かに言われるとおり管内の状況を見ましても、10町村が診断に対する補助あるいは改修に対する補助というのを取り組んでおります。これ全道的にも同じような約半数の市町村が取り組ん

でいるのかなということをございますけれども、うちで考えておりますのは、まず18年度に改修計画を促進法をつくったという時点で、道が無料診断というのを実施しております、その動向も見ながらということでしたのですけれども、その後、幕別町でも無料診断をまずしてみようということで発車をいたしました。それで、現状先ほど言いました10町村の中での実績ということと言いますと、診断が10町村でやっではいるのですけれども、現実には10町村のうち件数が9件あるいは改修に対する補助につきましても、10町村がやっているのですけれども4件ということでは、まだまだその周知が足りないという部分も確かにあろうかなと思いますけれども、今後その周知を進めていくことも、まず必要なかなと。

それと改修のほうの手法が進まない方法としましては、やはり規模にもよりますけれども、100万円から200万円かかるという意味では、うちのほうで診断をやった人のご意見を伺った中でも、今はその耐震に100万円も200万円もかけるのであれば、建てかえとかいう方向に物を進めたいという方が大半でありまして、実際にその6件無料診断をやった人も、その先、改修を進めるか、進めていかないかというふうにはなった人は、現在のところいないという状況でございます。

それで、今後さらに周知を図っていくという意味ではございませんけれども、今年度につきましても「住まいのハンドブック」という、いわゆる耐震に向けての皆さんに周知をさせていただきたい。あるいは北海道のほうの建築総合研究所なども共同の主催によります周知を図る方法なども今後は進めて、まずは診断をしていただくということに利点を置いて進めていきたいなというふうにございます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 私少し管内の状況を調べてみましたけれども、帯広の周りの3町では、うちだけが書面の無料診断ということで、音更は診断に3万円の補助が出ると。帯広市もそうなのですけれども、大体3市町とも同じ助成でありますけれども、20万円未満の場合、その費用の額。20万円から200万円以下の場合、20万円。200万円を超える場合は、大体30万円を限度にその10%というような、これでもやはりなかなか大いにその起こったときの事故を減らしていくという意味では、もっと思い切った助成をすべきではないかと思うわけですが、そういう形をとっている町村もあるわけですから、今回のこの東日本大震災を受けて、やっぱりみんな意識が高まっているときだというふうに思うのです。この時期にやはり診断に対する助成、それから工事費の助成というものを思い切っしてしていくべきではないかというふうに思うわけです。

そこで、経費もかかるわけなのですけれども、現在、町では、備荒資金に義務的な積み立て2億円のほかに、超過納付が2億3,000万円あるわけなのですけれども、こうしたものも2億3,000万円については、必要なときに引き出すことができることになっていることもありまして、ぜひこういう資金を活用して、思い切った助成をすべきだと。そして、やはりそのことによっていざというときの死者を減らすことにも直接つながっていくわけでありまして、そうした思い切った助成をしながら、今のこうした東日本大震災を経験した町民に、この耐震化を訴えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私どもが一番考えることは、まずはやっぱり自分の家、自分の財産でありますから、みずからがどうするかということを考えていただくのがまず第一だと思います。それに対して町ができて支援をしていくということだろうというふうに思います。人によっては、余りの高額な助成というのは、人の財産に対して、個人の財産に対して余りにも高額な助成ではないかというような指摘もあるやにも聞いております。そういった意味で、私どもは、いざ災害のときに死傷者を出したり、大きな事故にならないために必要だという判断のもとに、今そうした制度を活用するわけであり、これは設けるわけでありまして、まずは今は無料ででも、まずは最初の診断はできるわけですから、そこから取りかかっていたらというふうにはまずは思っておりますし、そういった意味では、今こういう震災の直後でありますから、いろんな面で関心も高いだろうというふうにも思っております。

す。先ほど部長が言いましたように、7月にはその「住まいのハンドブック」たるものを配布をしながら、ひとつ関心を高めていただいて、そしてまず住民の皆さんの関心の中で、新たな町としての制度、どんな制度がいろいろ考えられるのかというようなことは、検討していかなければならない問題だろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） なかなか個人の財産に云々という話がありましたけれども、この個人の住宅の耐震化というのは、個人だけの問題ではないのですよね。あの阪神淡路大震災のときにも、そうした住宅が倒壊したことによって道路をふさぎ、火災が発生し、そして交通網が遮断された結果、被害がものすごく大きくなったという、そういう側面もあるわけなのです。だから、その町そのものが震災に強いという、そういうまちづくりをしていくためには、一定のそういう援助もしながら、町全体を地震に強いづくり、震災に強い町にしていくことが、全体のその被害を減らしていくことにもつながると、そういう意味もあって、こういう耐震化促進計画が進められ、町によっては不十分だと思いますけれども、そういう耐震化に対しても診断にもそれから工事にも援助をすると、そういう道をとっているわけで、それを国が町村に義務づけたというこの耐震化促進計画の精神でもあるのではないかというふうに思うのですけれども、再度いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるとおり町自体に影響を及ぼすことは当然のことなのだろうというふうに思っておりますので、私ども先ほど言いましたのは、余りにも過大な補助ということになってくると、いろいろ問題があるのかなということ、そのこと自体を否定するものではもちろんありませんから、これからも今、先ほどお話しありましたように管内的な状況なんかも見きわめた中で、町としてのどういう制度がいいのかを検討していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） そうした点で、備荒資金などもいざというときに積んであるということでありませぬけれども、やっぱりこうしたものも超過納付の分を有効にもう少し防災のために使っていくことというのが、いざという震災が起きたときに、非常に被害を減らし人命を守っていく大きな力になるということでもありますので、ぜひその辺も含めた検討をお願いしたいというふうに思います。

時間も余りありませんので、次に行きますけれども、もう一つつけ加えますと、その耐震化工事をした場合に、所得税の控除をするだとか、固定資産税の控除、減額をするだとか、そういう制度を設けているところもありますので、その辺も参考にしてもらえたらと思います。

次に、4番目のハザードマップの関係であります。町民に対しても、こうした冊子にマップが載せられて、見せていただいているところでもありますけれども、これもこの水害、こっちのほうのあれが非常に小さいということがされておりますけれども、この「揺れやすさマップ」にしても、この「建物被害想定マップ」にしても、これも非常に虫眼鏡を使わないと見えないような状況です。これも例えば忠類市街の「揺れやすさマップ」を見せていただいても、市街全体一様な揺れをするようなマップになっているのですけれども、実際いろんな地震を経験しますと、市街でも物すごく揺れが強いところと、そうでもないところがあるのです。村の公営住宅を造成したところも谷地を埋め立ててというようなところもありますし、その近所のところは、以前の地震でもコミセンがあるあの付近というのは、非常に揺れが少なく、それこそコップが落ちて少し割れるぐらいの状態であっても、やはり部分的には家が傾いたり、食器類が全部壊れてしまったりというような地域もあるのです。そうしたことを考えますと、このマップでは忠類全体がこの同じような震度6強で揺れるようなマップになっているのですけれども、これではなかなかその役割を果たせるのかどうかという問題もあります。

また、そうした点で言えば、この建物の被害想定マップにしましても、ちょっと現実とは、これはきっと建物の建設年度をあれして、このようなことになっているのかもしれないけれども、現実とは、ちょっと合わないのではないかなというふうにも思います。そうした点で、これは実際、この国のほうの評価に基づいてつくられたものだというふうに思いますけれども、もう少し現実合ったマ

ップ、そしてその住んでいる人が見てわかりやすいようなものにできないかどうかということであり  
ますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） まず「揺れやすきマップ」そういったところなのでございますけれども、こ  
れは地震調査研究推進本部というところが、もとに建物につきましては、北海道立北方建築総合研究  
所、こういったところが総体的に調査・研究して、このようなものができたわけですが、主  
には地層的には活断層がどのように走っているかとか、そのようなデータをもとにして出しているよう  
に聞いております。ですから、一概にこの町というのは、例えば忠類栄町はこのような揺れ方をする、  
錦町はこのような揺れ方をするという細かいところまでは、なかなか推しはかれないものというの  
があるのではないかとこのように思います。

ただ、総体的にそのような断層だとかいろんなものをもとに、一定の目安として定めたというよう  
なことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） なかなか科学的にといいますか、実際にしっかりしたものを出すというのは大変  
だとは思いますが、しかし見やすく、そしてまた余りにも現実と離れたようなものであったら、  
なかなかみんなもそれを頼りに云々ということにならないのではないかとこのように思いますので、  
ぜひその辺の研究もされて、せつかくのハザードマップでありますので、ぜひともみんなが頼れるよ  
うな、有効に活用できるようなものにしていただきたいというふうに思います。

次に、自主防災組織と防災意識の向上についてであります。

お答えにもありましたけれども、現在15カ所の公区で組織がつくられているということで、平成  
18年には7カ所でありましたので、若干5年で8カ所ぐらいいふえたということでもありますけれども、  
しかしながら、ちょっと正確かどうかわかりませんが、町内には111の公区があるのではない  
かというふうに思いますが、その公区の数13.4%の自主防災組織だということで、非常になかなか  
進まない。進まないその理由には、いろいろあるのだと思いますけれども、これからどのようにこの  
組織の立ち上げに努力していくのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 公区数からいって、組織の設立が少ないのではないかとこのように思  
いますけれども、私どもも、もっともっとたくさんの組織ができていただければというふうには思っ  
ております。

毎年公区長会議なんかでもいろんなご意見が出されまして、先進の公区なんかいろんなこと  
をお聞きしてる公区長さんなんかもおられますので、今回のこの大震災を契機に、さらに増えていく  
ことが我々も期待をしておりますし、私どもも町としてできる限りのことを支援していかねばなら  
ない。そのためにいわゆる協働のまちづくりの支援事業の中でも、こうした事業を取り上げて、町と  
しての助成もしているわけですが、これは先ほども言いましたように、まずは自分たちの住んで  
いるところを自分たち協力し合って、どうこうここで防災に携わっていくかと、その辺の啓蒙から  
入っていかねばならないのかなという思いもしておりますけれども、さらに引き続き助成の分も合  
わせながら、町としての対応を一步またあたっていきたいというふうに思っております。

○町長（岡田和夫） 増田議員。

○17番（増田武夫） 今度の震災などでも経験したことだと思っておりますが、やはり一遍にいろ  
んなことが起こってしまった場合には、やはりその土地、その集落集落の組織がいかに早く働くか、それ  
から日ごろのそういうものを中心とした訓練が、いかに被害を少なくするかということは、いろ  
んな報告でできているとおりのわけで、この防災計画の中でも、この自主防災組織に求めることが  
非常に多いのだと思うのですよね。特に、やはり要支援者などをすぐ救助するだとか、そういう  
ことはやはりその地域の人たちがよく状況を把握して、どこにどういう方がおられるかという  
ようなこともきちっと把握した中で、やはり即対応するということが被害を少なくする力になる  
のだと思うのです。

この防災計画でも、そういうようなことを自主防災組織にも求めているわけですね。だから、そうした点では、この地域防災計画の中でも、やはりこの自主防災組織を育てていくことがうたわれているわけで、そうした点では、一つの防災の柱というか、幹はもちろん町のほうにあるのですけれども、もう一方の柱になるような組織として、やはり位置づけて頑張っていかなければならないと思うのです。だから、そうした点では、やはりよほど力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

そうした点で、なかなか 13.何%ということでは、この防災計画の中では、地域防災連絡協議会というようなものもつくって、その協議会が役割を果たしていくようなことにもなっているのですが、なかなかそういうものを立ち上げるほどのものにもなっていないということでは、もう少し力を入れてほしいと思います。そうした点で、さらなる努力を要請したいというふうに思います。

ちょっと時間がないので、次に行きますけれども、防災訓練、この防災訓練も、図上の訓練ということで、155人参加してやられたというようなことも報告されておりますけれども、やはりそうしたのも町民全体が訓練がいついつあって、こういう訓練の必要性があるのだというようなことも、町民の目に見えるような形できちっと発信していく必要もあるのだと思うのですよ。

そういう点では、この一番最初にできた、あかしや南町の2公区ですか、ここはもう平成7年ぐらいから防災組織ができていますけれども、そうしたところは今年も訓練をやるということで、それは非常に学んでいかなければならないと思うのですが、やはり防災訓練も町民の目に見えるような形できちっとやっていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 昨日も、芳滝議員のご質問にお答えさせていただいたのですが、かつて幕別を北と南に分けて、線路からは南側は中学校で、北側は役場庁舎の前で避難訓練を、火災訓練、そして札内は、北小学校、南小学校、東中学校と3カ所でこの訓練をやった経過があります。それが一段落したものですから、今の図上訓練等へ移っていったと。そして、防災組織ができてきたものですから、そちらの訓練に町も参加と、そういうような形態があるわけですが、おっしゃられるように、やはり町全体として防災の日もあるわけですから、そういった訓練も必要になるのだろうなというふうに思っておりますし。

実は、ことし、北海道の防災訓練が札内川の幕別側で行われる予定だったのですが、これは震災で流れてしまったわけですが、そういったこともあって、いろんな場面で訓練の必要性というものを住民の皆さんにもお話ししなければなりませんし、町としても、そういったことの計画をこれからも進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） そういうことで、町民がそうしたものに意識していかれるような、ぜひ取り組みをしていただきたいと思います。

それから、そのかなめとなる職員の教育も、引き続きよろしく願いいたしますけれども、消防の広域化についても、これから議会の中でも議論されていくと思うのですが、やはり十勝全体が一つになってということになりますと、この前も申し上げましたけれども、末端といいますか、実際の現場のなかなか指揮がどういう状況になっていくのかという心配もあります。

この広域化の問題も、無線のデジタル化を契機に、こういうようなことになってきたわけなのですが、確かにデジタル化、非常に大きな予算も必要としますし、そうした点では全体でやる必要があるわけですが、このデジタル化と、それから消防の組織というものを別に考えて、やはり現在の南十勝、東十勝というような、こうした組織はきちっと残っていくような、そのところの指揮系統がきちっと温存されるような、そうした広域化にしていただきたいと思いますというふうに思うわけですが、そうした議論は引き続きしていきたいというふうに思います。

最後に、防災計画の見直しでありますけれども、この防災計画を、非常に膨大なのでなかなか見るのも大変なのですが、やはり一つ大きく欠けているのは、先ほども申し上げましたけれども、自主防

災組織、これが防災会議だとか、そういうところに位置づけられていないということだというふうに思うのですよね。防災会議の組織を見ますと、やはりいろんな警察だとか、いろんな地方の機関でありますとか、自衛隊だとか、公共的団体などが防災会議に名を連ねているわけなのですけれども、やはり先ほども言いましたように、地域の自主防災組織が大きな役割を果たす、実際、事が起きたときにはね。そうであれば、その自主防災組織がきちんとこの防災会議の中にも、公区長になるのか、という形か、検討が必要だと思いますけれども、きちんと位置づけられるべきだというふう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 防災会議につきましては、町の条例の中で、防災会議の構成員は決められております。関係機関の人が入ってくるわけでありまして、公募委員も一部募集しておりますので、町民の方も、一般の方もこの中には、今現在では2人入っております。そういうようなことで、公募委員の中で入ってきている方の中には、公区長の方もいらっしゃいますので、そういう面では、この自主防災組織の関係した人も加わっていくというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田委員、時間になりましたので。はい。

○17番（増田武夫） 最後に、そういう公募だとかいうことでなくて、きちっとそういう町民の実質的な組織がこの防災会議の中にもきちっと位置づけられて、そして有機的な防災体制をとっていくべきだというふうなことを述べまして、終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

次に、野原恵子議員の質問を許します。

野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 通告に従いまして、次の点について質問いたします。

町民の交通手段の確保を。

日本では、1960年代後半から高度経済成長のために、国を挙げての政策としてモータリゼーション育成策がとられ、自家用車の普及率は極めて高くなっています。今日まで、自動車産業育成と自動車中心の道路建設の路線が一貫してとられてきました。

他方、近年の公共交通事業の規制緩和で、バス事業や鉄道事業の廃止が容易となり、路線廃止が相次ぎ、自家用車なしでは満足に生活できない状況になっています。そのため、自家用車を運転できなくなった高齢者、障害者など、移動制約者が増大しています。

現代生活の基本要素は、「衣食住交」とか、「教育、医療、福祉、交通」と言われるように、交通の重要性が指摘されています。交通は、日常生活の移動だけでなく、経済の発展、福祉、教育、環境分野にも貢献し、住民の生活に欠かすことのできない大切な役割を果たします。住民の生活に最終的な責任を負う自治体として、住民の移動の確保は自治体の本来的な行政サービスとして位置づけられます。

これからは、地域独自の個性や魅力を生かしたまちづくり、地域づくりが求められ、だれもが安心して、安全にいつまでも住み続けられる土台として、まちづくりと公共交通の整理を両輪で進めていくことです。

幕別でも、高齢化が進む中で「コミバス運行やタクシー代の助成を」の要望が強く、一刻も早く実施していくことが求められています。

したがって、次の点について伺います。

①コミバスは、町民の要望にこたえることが大切であり、協議会の設置はどのように行っていくのでしょうか。

1、代表者だけの協議会ではなく、移動に不自由を感じている町民や公共交通不便地域に住む町民との協議を行うこと。

2、町民アンケートなどで実態把握を行うこと。

②町民の移動の確保は、自治体の本来的な行政サービスとしてだれもが利用できる体制を。



③農村地域の対策として、スクールバスも活用していくこと。

④事業計画の実施、試行は繰り返し行い、町民の知恵を出し合ってもらい、町民要求に沿った運行にしていくこと。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「町民の交通手段の確保について」であります。

昨日もお話しいたしましたけれども、今年3月、幕別町においても、65歳以上の人口の割合が25%を超えました。これから迫りくる本格的な超高齢社会を見越した政策の実現が強く求められているものと考えております。

私は、今後4年間にわたって町政を進める上でのまちづくりに取り組む四つの基本姿勢の一つに、「安心・安全」な地域社会の実現を掲げました。

本町では、平成14年にコミュニティバスの実証実験運行を実施いたしましたが、1便当たりの利用者が4.1人と少数であったことから、当時、時期尚早と判断し、本運行を断念した経緯がありますが、近年の急速な高齢化の進展の中、検討すべき課題であると考え、内部で先進地を視察するなど、調査・研究を進めてまいりました。

高齢者や障害のある方々などが、住みなれた地域で生活を続けていくためには、「食」と「移動手段」、とりわけ生活交通手段の確保は食の確保にも影響を及ぼすものであり、今後の地域社会が活力を持ちつつ成り立っていくためには、大きな課題であると認識をいたしております。

このことから、今年度、庁舎内に、地域公共交通確保に係る検討委員会を設置し、本格的な協議に向けての調査・検討を進め、年度内には「地域公共交通確保維持改善協議会」を設立し、ご協議をいただくことを執行方針において表明させていただいたところであります。

ご質問の1点目、「協議会の設置について」であります。

国土交通省は、生活交通の存続が危機に瀕している地域などにおいて、地域の特性、実情に最適な移動手段が提供され、またバリアフリー化や、より制約の少ないシステムの導入と、移動に当たってのさまざまな障害が解消されるよう、地域公共交通の確保維持改善を支援することを目的に、地域公共交通確保維持改善事業に対する補助制度を、今年度から実施することとされたところであります。

本町でのコミュニティバスの運行の検討に当たりましたは、この補助事業の活用を計画いたしておりますが、地域公共交通確保に関する協議会につきましては、北海道、関係する交通事業者、地方運輸局、住民の代表の方々などによりまして組織することを想定いたしております。

協議会におきましては、地域の生活交通の実情やニーズを的確に把握し、最適な移動手段の提供を図るための取り組みについて、生活交通ネットワーク計画を策定することとなりますが、策定に当たりましたは、住民アンケートや実証運行の際の利用者意向調査、パブリックコメントなど、さまざまな方法の中から協議会においてご検討いただき、地域にとって必要な公共交通のあり方を把握してまいりたいと考えております。

また、協議会での協議内容や住民アンケート、利用者意向調査などの結果をはじめ、コミュニティバスを運行するとした場合の収支予測なども含めて、町民の皆さんに対しては、時期をとらえて情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「だれもが利用できる体制の整備について」であります。

コミュニティバスは、高齢者などの交通弱者にとってはなくてはならない移動手段であるとの考えのもと、いわば福祉施策として実施されている場合が多いわけですが、一部の都市部を除き、先進事例におきましては、そのほとんどが運行コストに比べ運賃収入は少なく、採算性を見込むことは非常に困難な状況に置かれております。

よって、コミュニティバスという手段のみで、すべての交通空白地帯をカバーすることは現実的な選択ではなく、外出支援サービスやスクールバスの住民利用など、多角的な視点から協議会において

ご検討をいただき、あるべき姿を見出してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「農村地域でのスクールバスの利用について」であります。

現在、本町のスクールバスは、ジャンボタクシーの2路線と大型バスの10路線の合計12路線で運行しており、すべての路線におきまして、児童生徒の乗車に支障のない範囲ではありますが、無料で住民の方々にご利用いただけるように対応いたしております。

住民の方々の利用につきましては、スクールバスの運行時間帯の登校時の上り便と下校時の下り便に限定されておりますが、年間の全路線の乗車実績を申し上げますと、平成20年度が592人、平成21年度が623人、平成22年度は高校生の利用が減少したことから258人という結果であります。一定の利用実績を得て、有効な手だてであるものと考えており、引き続きご利用いただきたいと考えております。

ご質問の4点目、「コミュニティバスの実証運行について」であります。

初めにお答えを申し上げましたように、コミュニティバスの運行に係る検討作業につきましては、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業」に対する補助制度を活用することを計画いたしております。

当該補助制度におきましては、実証運行の経費も補助対象とされておりますが、期間を3カ月と限定するなどの補助要件が設定されておりますことから、詳細につきましては、今後、内部で十分に検討を重ね、本格的な検討協議の場となります協議会での論議をいただき、実証運行を実のあるものとしてまいりたいと考えております。

終わりになりますけれども、コミュニティバスの導入で商店街のにぎわいが復活したといった事例や、コミュニティバスがコミュニティの再生に貢献したといった事例も伺っており、地域の活性化という観点からも、期待されるところであります。多くの方々のご理解、ご協力をいただき、検討事業を進めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問へのご答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） このコミュニティバスの運行は、本当に多くの高齢者の方々、それから障害のある方から要望が出されておまして、さきに2人の議員も質問されているところでもあります。

昨年は、住民からの陳情も上がっていきまして、その要望の強さが本当に大きいというふうに感じているところでもあります。

これは、コミュニティバスというのは、高齢者の足の確保ということだけではなくて、地域全体、まちづくりの一つの一環として、これからますます必要になってくると思います。

先ほども町長がお答えになっておりますけれども、高齢者の方がふえまして高齢化社会になりますし、車の運転なども制限されてきます。そうしますと、ますますまちづくりとして必要になってくると思っております。

そういう中で、今お答えいただきました、町民の方々の代表の中で、コミュニティバスの運行を計画していきたいという、北海道、それから関係する交通事業者、地方運輸局、それと住民の代表の方々の組織で検討していきたいということなのですが、この住民の代表の方々をどのようにこの中に参画していただけるか、ここがやはり大きなポイントになるのではないかと思います。というのは、そこに暮らしている人たちの声を実際に反映していくことが大事だと考えるところです。それで、どのような方々に、この代表として参加していただこうとしているのか、そここのところをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） これはまだ、現在、内部で検討中でありましてけれども、先進事例等を参考にさせていただき、内部で検討しております中には、例えば公区長の方ですとか、それから社会福祉協議会、民生委員の方、消費者協会、PTA 連合会、老人クラブ連合会、あとは身体障害者の代表の方、人数がどうしても、余り大人数になりますと検討していく上で順調に進んでいかないということもあ

りますから、大体どこも20名程度の協議会を構成しておりますので、そういったことから、このような方々を現時点では考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） さまざまな団体の方に参加していただくということと、それとやはり交通不便、交通弱者というところでは、ボランティア団体ですとか、それからさまざまな高齢者団体、そういう方々にも意見を求めていくということが大事ではないかと思えます。

それと、運行に当たりましては、やはり利用する方の要望、それがどのように反映されるかということが大事だと思いますので、その住民の代表を参加していただくというところでは、このところに本当に重点を置いて進めていくことが大事ではないかと思えます。

それと同時に、そういう協議会をつくった場合には、それをどのように町民に返していくか、そこもまた大事だと思うのです。あらあらの計画ができ上がってからということではなくて、節目節目に住民に知らせまして、情報も知らせまして、そしてそれを協議会の中で反映させていくということも必要だと考えております。そういう情報の提供は、どのようにしていくのか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） コミバスの成否は、それにいかに関心を持っていただいて、いかに多くの方が乗車していただけるかということにかかっておりますので、答弁の中でもお答えさせていただきましたとおり、折に触れまして、検討内容につきましては、広報で、あるいはホームページなどで詳細にお伝えしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 広報とホームページということでは、私は不十分ではないかなと思うのです。そこに参加いたしました団体、そういうところにもやはりわかりやすくお知らせしていくということが大事だと思ひまして、特に利用される方は、高齢者が多分多いと思うのです。そういうところでは、高齢者にもわかりやすいような情報も必要ではないかと思ひますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、利用される方を優先的にご意見を伺うということが、一番大事になると思ひますけれども、ただ協議会で決めて、はい、ある日突然決まって、これでもう終わりですということではないわけですから、先ほども言いましたように、実証運行もするわけですから、そういった中で高齢者の方や利用者の方にもぜひ実証運行に参加していただいて、その中でもまたいろいろな意見をお聞きすることもできますでしょうし、また協議会のメンバーと皆さんとの交流といいますか、意見交換なんかもできるというふうに思ひますので、今、野原議員がおっしゃられるような、そうした声が反映されるようなことを、協議会の中でも十分考えながら進めていきたいと思ひます。

これは、広報とかホームページというのは、その人だけのみならず、全町的な情報を公開するというような意味で、今申し上げたわけですが、具体的なそういう利用者の方々との接触も、当然図っていくことは可能だろうというふうに思ひしております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） まあ、わかりました。

あと、町民アンケートということでは、前のお二人の議員も質問していますので、その点は省きたいと思ひます。

次に、町民の②のところですが、だれでもが利用できるということで、今お答えの中では、主に福祉施策として他町村では実施されている場合が多いということでした。

前段でも私申しましたけれども、今は福祉だけではなくて、まちづくりの一環として、このコミバ

ス、それからさまざまな交通手段があると思うのですが、そのことがこれから大変大切になってくると思っております。やはりその交通機関が整備される、そういうことになりますと、人の交流もふえますし、経済効果ですとか、文化の発展ですとか、そういうことでは大きな力も発揮することができると思えますし、そしていつまでも住み続けられる町の土台として、この公共交通というのは非常に大事だというふうに考えております。

そういう中で、論議もされると思うのですが、高齢者だけではなくて、車を利用されない方、例えば JR ですとか、それからバス路線ですとか、そういうところの連携とか、そういうこともしっかりと利便性も考えていくことによりまして、利用する方が増えていくというふうになると思えます。そうしますと、経済効果も大変大きいものになるのではないかとこのように考えております。

こういう中で、コミバスも利用しづらい、それから外出支援サービスの対象にもならない、ちょうどそのはざまにある方々の交通手段としては、やはりタクシーの利用も考えられると思うのです。そういう中では、やはりタクシー代の助成もしてほしいという声もありますので、コミバスの対策と同時に、タクシー代の助成ということも必要ではないかというふうに考えております。

それとあと、農村のほうでは、なかなか農繁期やなんか忙しくなると、家族に送迎なんか頼めないということで、タクシーも利用する方もおまして、そういう中であっては、やはりタクシー代の助成とか、そういうことも必要ではないかというふうに考えるのです。タクシーを利用するというふうになりますと、ちょうどそのはざまにある方々は、自宅まで行くということでは、この利用も考えていくことも必要ではないかというふうに考えているところですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） タクシー利用については、今、福祉サイドのほうでは、外出支援サービスの中でタクシーを使っているというふうには、これを範囲を広げて、どなたにでもタクシーを利用しただけということになってきますと、なかなか難しい面、予算面、あるいは対象をどうしたところで絞るか、あるいは自宅からどこまでが範疇でいいのか、あるいはタクシーの助成券なるようなものを何枚か配って利用してもらおうとか、手法はいろいろあるのだろうと思えますけれども、まずは、そこまで行くために、どのようなことが検討していかなければならないか。どなたにも、例えば健常者でも、高齢なのだからその人にもタクシー代を渡したらいいのではないかと、いや、そうじゃない、あの人はまだまだ健常だし、自分でも車乗るときもあるのだから、どうなのか、いろいろこれは難しい条件的なものがあるのだろうと思えますけれども、これはお話ありましたし、以前からもそういう声もあったのですけれども、今は、とりあえず私どもは外出支援サービスの対象者の方の少し範囲といいますか、制度を拡大していく、そんなことと、それから今のコミバスに着手したところがありますので、それらも十分ご意見を承りながら、今後の検討にさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 豊頃では、タクシー代の助成も、町そのものが豊頃も二極、三極に分かれていますので、タクシー代の助成もしてるといいうふうに、制度として今あるのですね。ですから、そういうことも今後の研究課題、そして本当にはざまにある方、当面、はざまにある方々の対策として、このタクシー代の助成ということも、私は必要だというふうに考えておりますので、ぜひ検討もしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 助成、まず心配されるのは、市街地の方が駅まで行くとか、バス停まで行くというのは、そう時間的にも金額的にもかからないかもしれませんが、農家の方が幕別 JR 駅までタクシーを使うとかとなってくると、かなりの金額にもなってくるのだろうと思えますし、逆に 2,000 円や 3,000 円の券を配ったからといっても、1 回乗ればすぐ終わってしまうようなことにもなるのでしようし。

まず、今、6,800 人、65 歳以上の人口といたら、6,800 人余りいるわけですが、こういっ

た人たちの中から、それではどこまでを対象にする、あるいは敬老祝い金ではないですけれども、70歳だとか、75歳以上を対象にすると。いろんなこともあると思いますので、先ほど言いましたように、どんな方法が考えられるか、その辺から検討していかなければ、研究していかねばならないのかなという思いではあります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） ぜひ研究していただきたいということです。

あと、農村地域でのスクールバスの件なのですが、今お答えいただきましたら、平成22年度は高校生が利用されていないということで、人数が少なくなっております。ということは、まだスクールバスの利用は可能ではないかというふうな押さえでいいと思うのですね。

それで、これも農村の方からお聞きしたのですけれども、本当に忙しくなったりですとか、家族、若い方の家族がいなくなったり、自分が運転できなくなってしまうと、孤立してしまったり、本当に買い物とか、病院とか、そういうところになかなか行けないと。それで何とかコミバスの運行をという要望も、農村の方々からも大変強い要望ではあるのですね。すぐそこが制度として確立されないのであれば、スクールバスを本当に利用していただくということで、そういう点では、スクールバスの利用の状況としましては、高齢者の方がどのぐらい今利用されているのか、そのところが余り知らされていないのであれば、もっと知らせ、このスクールバスを利用していただく、こういうことも必要ではないかというふうに考えているところです。

それともう一つ、スクールバスの活用ということでは、スクールバスですから小学生以上ですよ。要望として出されていますのが、幼稚園、季節保育所やなんかに通っている保育園の子供たちを乗せることができないのでしょうかという要望もありまして、その点はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 農村部の方は、いわゆるスクールバスと、もう一つは、幕別駒畠線を町営バスが走っておりますので、これらを利用されている方もいらっしゃるのだらうと思いますけれども、スクールバスの住民利用も、かつては有料であったわけでありましてけれども、今は、いわゆる規制緩和によって自由に乗れるというようなことであります。

それと、その保育所の関係については、これはなかなか難しい。バスに乗せられないということではなくて、親のやっぱり責任で保育所までの送り迎えをしてもらわないと、何かあったときには、やはり子供というのはそこへ座ったままでバスに乗って、おりるまでいるかということ、なかなかバスが揺れたりなんだでというようなことで、これは今まで常設保育所も季節保育所もそうですけれども、子供の送迎については、親の責任でお願いしたいということでありました。もちろん親と一緒に乗っていくというようなことは、これは当然別ではありますけれども、そうでなくて、保育所の子供だけをバスに乗せてというようなことは、特に禁じているわけではないですけれども、これはやはり本来的に町としては危ないということで、乗るのなら親もというようなことを、今も進めていると思います。

あと、実績については、委員会のほうでありますか。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） スクールバスにつきましては、先ほども利用の延べ人数、報告させていただいたところであります。高校生が今まで乗っていた方が利用しなくなったことによりまして、半減以下になってしまったというような話でありました。今、実態として詳細にはとらえておりませんが、二百五、六十名のうち、ほとんどの方が高齢と言われる方というふう聞いていただいております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） それと、どのぐらいこの利用を周知しているのか。例えば、農村地域、その辺も

お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 本制度は、平成15年のときに一般の住民利用ということで、無料で開放したというふうに記憶してございます。そういう制度改革の折には、広報、その当時はホームページなかったと思いますけれども、広報等で周知したというふうに思っておりますけれども、いま一度、この制度につきましては、無料で一般の方も使えますよというような周知は、今後もしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） さまざまな形で高齢者が利用できるように周知ということも、また高齢者の足の確保としては、あるものを活用するということでは本当に大事なことだと思いますので、そのところを、また重ねて周知していただきたいと思います。

それと、保育所ですよね。これ本当に忙しいときとか、そういう遠いところから通うというときには、ぜひこのスクールバスを活用したいという要望が出ておまして、例えば補助者をスクールバスに乗せて、何というんですか、補助者をスクールバスに添乗させてもらうとか、そういう方法で活用することはできないものなのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げましたように、保育所の原則が、親が送迎するというのが、これは原則でありまして、スクールバスが走っているところは、それでは乗せるけれども、そうでないところは親が送り迎えしなさいとか、常設保育所は大体は親が送り迎えしている。ところが幼稚園はバスが迎えに来て、幼稚園バスが運行しているわけです。この辺の制度といいますか、決まりがいろいろあるわけですが、やはり我々からすると、保育所の子供をスクールバスに乗っけて、小学生、中学生と一緒にということは、なかなか難しいのかなという思いはしておりますので、何とか親の方々のご理解をいただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） わかりましたと言っちゃったら困るな。ぜひ私たちのほうも考えてみます。はい。

次、事業計画の実施ですね。

これは、本当に前回お答えもいただいておりますが、前回は4.1人利用者がということで、この轍は踏まないように、本当に利用される方が利用を十分できるような対策ということが必要だと思うのです。

それで、その事業計画が決まりましたら、きちっと点検をして、利用する方と話し合いをして、そして計画の修正をして、また話し合う、繰り返しやっていくことが必要だと思います。

この実証も3カ月の期間しかないということだったのですが、これを過ぎてでも、やはりそういう実証をきちっとやりながら、本当に利用される運行というのが大事ではないかと思うのですが。そういう中でも、やはり行政側というよりか、やっぱり町民が中心になって、利用される方が中心になって、例えば路線をどうするんですとか、バス停をどうするんですとか、そういうところを本当に町民から声を上げてもらうというのが、一番利用される運行になると思うのですね。その点もどのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 実証運行の期間の3カ月というのは、連続して3カ月ということではありませんで、芽室町もそうですけれども、芽室町の場合は、それを3回に分けて一月ずつ、一月の期間を、1回走って、またそこで検証をして、また走って検証をしてというふうにしておりますので、我が町も実施する場合には、そういう手法をとっていききたいとは考えております。

それから、協議会の中でも、いきなり、さあ、皆さんで論議してくださいといいましても、なかなか

か難しいですから、これは今、内部でこれから協議を進めていくわけですけれども、一つ一つ案とい  
いましょうか、そういうものをお示しをして、協議会の中でも協議をいただき、実証運行して、その  
利用者の方々からもご意見をいただく、あるいは先ほど町長からもご答弁いただきましたけれども、  
老人クラブの方ですとか、それから公区長の代表の方ですとか、そういう方々の意見を、さまざまな  
場を使ってお聞きした中で、一番望ましいルートというものを定めていかなければいけないと考えて  
おります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 私は、やはりそこが一番大事な部分だと思うのですね。

幕別の場合は、町が3極に分かれていますので、町民の方でも、例えば幕別でしたら、百年記念ホ  
ールの行事やなんかに行くときにも、なかなか参加することが、足が余りないので参加できないとか、  
それから忠類からこちらに来る方でも、なかなかそういうのを利用できないとか、そういう声も聞い  
ておりますので、本当にそこは町民の声を聞いて、本当に利用しやすい、例えば特別にそういう行事、  
催し物があるときには、特別にこういう路線を考えるですとか、そういう検討も必要だというふうに  
思います。

そして、そういうところに参加するときにも、やはりここもタクシーが出るのですけれども、四、  
五人で乗り合わせてタクシーで利用する場合も助成があると参加しやすいとか、そういう声もありま  
すので、ぜひ町民の声を十分にに取り上げて進めていっていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話をいただきましたことについては、十分内部での検討を加え、さらに協議会  
においても検討していただくように進めてみたいというふうに思います。

○16 番（野原恵子） はい、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、2時25分まで休憩いたします。

14：09 休憩

14：25 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10 番（谷口和弥） 通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

脱原発依存と自然エネルギーの利用拡大について。

ことし5月末、菅直人首相は、経済協力開発機構設立50周年記念行事で、原発依存度が高い現行エ  
ネルギー基本政策を見直す方針を表明しました。

太陽光など、自然エネルギーの活用を前倒しし、2020年代のできるだけ早い時期に、現行の10%程  
度から20%超に引き上げる目標を新たに掲げました。

また、19道県と某民間会社の社長が協働で、太陽光や風力による発電拡大を目指す「自然エネルギ  
ー協議会」を4月上旬に設立し、国への政策提言のほか、使われていない農地を活用した大規模太陽  
光発電所などを建設し、全国の発電に占める自然エネルギーの構成比を30%にふやすことを目標とし  
て推進することが発表されています。

東日本大地震と大津波によって、福島第一原子炉発電所で放射能が大量に漏れ出す事故が発生し、  
地球温暖化防止の視点からだけでなく、安全優先の原子力行政への転換と原発依存から抜け出すべき  
との声が広がっています。

幕別町では、2003年に、エネルギー資源の有効活用について「幕別町地域省エネルギービジョン」  
を策定、2006年には、本町の地域特性に適合した普及段階にある自然エネルギー導入の指針となる「幕

別町地域新エネルギービジョン」を策定しました。新エネルギーを推進する施策を総合的、計画的に推進し、2015年度までに二酸化炭素排出量を、年間3,900トン削減することを目標に取り組みを進めています。

そこで、以下の点について伺います。

①「幕別町地域新エネルギービジョン」の目標達成に向けた推進体制、また幕別町として行っている新エネルギー教育の推進状況や情報の提供の方法について伺います。

②新エネルギー導入可能性の高いものに、道内でもトップクラスの基礎条件を持った太陽光発電がありますが、国や町の助成制度、余剰電力の買い取り制度など、幕別町としても町民への周知を強めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

③幕別町の庁舎、公共施設における新エネルギーの導入状況や省エネに向けた対策について伺います。

④「幕別町地域新エネルギービジョン」で掲げた二酸化炭素排出量削減目標の達成状況及び新エネルギー目標の推進状況について伺います。

⑤札幌市では、「脱原発依存」の方向性を明確に打ち出し、原発に依存せず同市内の電力を賄う道筋を探る調査・研究事業を今年度、実施する予定と聞いています。幕別町においても、自然エネルギーのあらゆる導入の可能性を追求する調査・研究を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「脱原発依存と自然エネルギーの利用拡大について」であります。

ご質問の要旨にもありますように、東日本大地震と大津波により、福島第一原子力発電所が甚大な被害を受け、その終息への道筋がまだ見えず、避難を余儀なくされた方々を初め、農産物や水産物、学校生活など、広範囲にわたってさまざまな影響がもたらされております。

そのような中、国のエネルギー施策において、再生可能エネルギー、いわゆる自然エネルギーの導入促進に向けて見直す方向性が示されております。

ご質問の1点目、「幕別町地域新エネルギービジョン」の推進体制、新エネルギー教育の推進状況や情報提供の方法についてであります。

幕別町地域新エネルギービジョンは、平成18年2月に策定をいたし、現在、民生部町民課環境衛生係がその目標達成に向けた推進事務を担っております。

また、新エネルギー教育の推進状況と情報の提供の方法につきましては、同じビジョンの中で、平成22年度から平成26年度までの中期目標に位置づけ、取り組みを進めることといたしております。

新エネルギー教育の推進状況といたしましては、一例を挙げますと、平成22年に太陽光発電施設を設置いたしました白人小学校では、年間5時間程度、環境教育の授業の中で設置した太陽光発電の仕組みや、その効果などについて、また、同じく平成22年に太陽光発電施設を設置いたしました幕別中学校では、技術家庭科の授業の中で、環境エネルギーの状況や太陽光発電の効果などについて学習しているとお聞きいたしております。

また、住宅用太陽光発電システム導入補助金により設置された方には、発電等のデータ提供をお願いいたしており、今後、これらの資料をもとに、学校教育や地域並びに出前講座などで活用できる教材の研究に取り組んでまいりたいと考えております。

情報の提供につきましては、現在、1名の省エネ普及指導員を委嘱いたしており、出前講座などで情報の提供に努めており、さらに1名増員を図るべく研修に参加をいただき、研修終了後、省エネ普及指導員を委嘱させていただきたいと考えております。また、今後、町広報誌などを活用し、情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「太陽光発電に関する助成制度の周知について」であります。

毎年、町広報誌4月号におきまして、住宅用太陽光発電システム導入補助金の制度につきまして掲



載するとともに、住宅建設業者や家電販売店などでも同様の PR 活動が行われておりますことから、なお一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「庁舎、公共施設における新エネルギーの導入状況や省エネに向けた対策について」であります。

これまで、町といたしましては、新エネルギーの導入といたしまして、札内さかえ保育所や、先ほど申しあげました白人小学校、幕別中学校に太陽光発電施設の設置を行うとともに、省エネといたしましては、百年記念ホールでは地下水を利用した冷風換気システムや、旭町の幕別北ふれあい交流館では大気温と地球熱の温度差を利用した冷風換気システムの導入を行ってきたところであります。また、公用車の更新に合わせ、省エネ対応車の導入、防犯灯では LED やナトリウム灯への交換、札内福祉センターでは LED や省エネタイプの照明器具への交換と窓枠サッシの交換など、さらには役場庁舎での蛍光灯の節電、職員のエレベーター利用を控えるなど、取り組みを行ってきているところであります。

今後とも、公共施設や改修事業や公用車の更新時に合わせた新エネルギーや省エネに向けた取り組みを進めていくとともに、新庁舎建設の検討に際しましても、環境負荷を軽減する新エネルギーの導入を検討し、省エネ・省資源対策の取り組みに十分配慮してまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「幕別町地域新エネルギービジョンにおける二酸化炭素排出量削減目標の達成状況と新エネルギー目標の進捗状況について」であります。

幕別町地域省エネルギービジョンを平成 16 年 2 月に、幕別町地域新エネルギービジョンを平成 18 年 2 月にそれぞれ策定をいたし、一定の年数が経過いたしておりますことから、それぞれの目標の達成状況や進捗状況につきましての検証作業と今後の方策を検討するべく、今議会に所要の予算を計上させていただいたところであります。

ご質問の 5 点目、「自然エネルギーの導入の可能性を追求する調査・研究について」であります。

幕別町地域新エネルギービジョンは、幕別町における自然エネルギー導入の可能性についてまとめたものであります。

先ほども申しあげましたが、今年度、このビジョンの検証と今後の方策について検討していただきたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

新エネルギービジョンの目標を達成するに当たって、このビジョンの中では、重点政策として 4 点が挙げられているところでありました。

重点施策 1、全町的な新エネルギー推進体制の確立、2 は、新エネルギー教育の推進、3、新エネルギー情報の提供等による啓発。今、この一つ目の質問は、この 1 から 3 にかかわって質問させていただいたわけであります。

それで、重点施策の 1、推進体制の確立のところでありますけれども、このビジョンの中では、この推進体制については述べられておまして、そして要綱ではありますけれども、幕別町エネルギー対策推進委員会要綱、これができておまして、この省エネビジョンの中ではセンターの役割、情報の発生源の役割をするのがこの委員会ではないかなど、この要綱を見る限り、そのように感じるわけであります。

エネルギー対策推進に関するすべてのことが、ここの委員会からの発生源となり、そして教育関係者や行政関係、それから識見を有する方、さまざまな立場の方が、住民以外で委員会構成すると、このことが定められています。

しかし、今のご答弁の中では、この推進委員会のことについては一言も述べられていない。本来センターとなるべきこの委員会がどのような役割を果たしていたのか、そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ただいま町長の答弁からは、役場の事務局体制としては、民生部町民課のほうに事務局を置いてというところでもとまっておりましたけれども、今、推進計画の中にもありますように、全町的な組織としては、幕別町エネルギー対策推進委員会というようなものを設けてまして行っております。

平成20年に2回ほど委員会を開きまして、9名の方に委員をお願いをして、推進体制についての検討、またはご意見をいただいているというところでございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） そういう9人で発足させたということについてはわかりましたけれども、果たしてきた役割については、いかがだったのでしょうか。経過をお話いただきたいと、ご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 推進体制につきましては、先ほど申し上げましたように、平成20年の3月に1回目の委員会を開いて、以降2回、会議を開いているという状況でございます。

その中で主に話し合われているのは、幕別町に合った新エネルギー、これについてのご意見、それから環境宣言が行われましたので、そういったことについての議論というようなことをさせていただいております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） ご答弁の中でわかったことは、私が理解したことは、9人で発足はしたと、2回の会議を開いたと、それは平成20年代の時期、今23年で、この省エネ・新エネルギービジョンの経過の中では、しばらくこの委員会が休眠している、そういったことだと理解してよろしかったでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 休眠しているということではなくて、情報提供する部分、または情報をいただく部分について場面がなかったというところでございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 了解しました。

ご答弁の中には、情報提供の中でも、白人小学校、幕別中学校、学校の授業の中で新エネルギーについて経験をした、学習したということでもありますけれども、お聞きしていますということなのですよ。町が働きをかけたというふうな文言ではない。

私は、今のことから、この新エネルギーに対する町の姿勢は少し不十分な点もあったのではないかなと、そのように感じて、そのことをまずは訴えたいというふうに思います。そのことを踏まえた上で、さまざまというか、何点か提言もさせていただきたいというふうに思います。

それでは、二つ目なのですが、今年度、太陽光発電に関する助成でありますけれども、20件となりました。この20件ですけれども、町民からの申し込み、これは20件すべて埋まっていっているのでしょうか。もし埋まっていないのであれば、その理由はどうしてなのか、そしてその埋まっていない分があるとすれば、今後どのようなふうに穴埋めされるのか、もう打ち切られるのか、ご予定、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 平成23年度におきましては、一般住宅の太陽光発電システムに対する町の助成枠、これにつきましては、おっしゃるとおり20件ということで予算計上しております。

現時点におきまして、15件の申込みを受けております。あと残り5枠ということになりますが、これはまた随時募集ということをかけまして、そしてこれからどれぐらい出てくるかということの推移を見たいと思っております。それによりまして、果たしてその後に補正が必要かどうか、それはその募集の状況を見て判断させていただきたいと、そのように思っております。

○10 番（谷口和弥） なぜ埋まらなかったのですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） なぜ埋まらないのかということにつきましては、昨年と同じような経緯があるのですけれども、住宅建設に合わせて設置をしていくというようなことがあるものですから、春先に住宅建設を予定される方については、どうしても春先に集中して申請が行われると。秋口以降に住宅建設をされる場合については、その時期に問い合わせなどがありまして、昨年も補正をさせていただいたという経緯がありますように、昨年は上回る数、30 戸を上回る数でいきましたので、今後、秋に向けて、住宅建設に合わせてまた申請が上がってくるのではないかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 今のご答弁ですと、まだ余力があると、そして理由は、住宅建設の時期と一致しなかったということになるわけでありまして、私もこの太陽光パネルについて、帯広の業者さんでありますけれども、懇談を申し込んで、そしてお話を聞いてきました。今申し込んでいらっしゃる 15 件、その中の何件か、その事業所さんを通しての、事業所を使ってやる予定の、そんな人ももちろんまじっておりました。

わかったことというか、その中で聞かれたことは、幕別町の方は、この制度のことについてご存じないままご来店いただいていますということなのです。幕別町で助成制度をやっているということを知りませんで来ている。ただ、なぜ店に行っているか、そういうことになるかということ、ご本人がエコに対する、新エネルギーに対する意識が高く、そして来ている。そして、商談に入っていく中で、幕別町にも助成があるのですねということがわかってということなのです。

ですから、私が言わんとしていることは、この周知徹底がまだまだ十分でないのではないかなということもあるのではないかなということなわけでありまして。

それで、ちょっと二つ、自然エネルギーに対する先進的な事例ということで、よく紹介される自治体のことをお話させていただきたいと思うのです。

一つは、岩手県の葛巻町であります。これは、新エネルギービジョンの中でも、水力発電のところで写真が紹介されている、そういう自治体になりますけれども、今、私の前の質問でホームページがということがありましたけれども、少し対象が若くなるのではないか、ホームページも利用されるということでお話ししますけれども、大変わかりやすいホームページをつくってらっしゃるのですよね。ぱっと開きますと、一つ目の中にエコ紙芝居というのがあって、これを順次開いていくと、子供でもわかりやすくこのエコの重要性、この町のエコの取り組み、どんな制度があって、そんなものが出てくるわけでありまして。

そして、助成の種類も大変多くて、今、幕別町の場合は、太陽光発電設備と、それからペレットでありますけれども、太陽熱、それからクリーンエネルギー自動車購入についても、それから風力発電や小水力発電、高効率エネルギー設備エコキュートなど、こういったものにも補助を出している、そんなことがあります。

それからもう一つ、高知県の檜原町であります。これも大変多く紹介されている自治体であります。やはりホームページの中で、一つ目に、すぐクリックができるように、この新エネルギーに関するものの助成ということで見えるようにありまして、その辺のところなど、いろいろと工夫されているようであります。

幕別町の場合は、ちょっとわかりづらい、そんなことがあります。ホームページからはわかりづらい。このホームページの利用や、それから新エネルギー、省エネルギーのイベントの開催など、この制度について、私はもっと強く広めていくべき、そのように考えるのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 周知ということをございますけれども、どのような形で情報を仕入れていくのかという、地域一般住民が、そういう視点と、また私たち行政がどのように知らせていくのかとい

う部分があるのだらうというふうに思います。その中で、行政側からの発信の部分で、もっと工夫が必要だという部分については、これから研究させていただいて、いい方向性を出していきたいというふうに思います。

ただ、太陽光、こういったものを取り入れる方については2種類、2種類という言い方は悪いですね。二通りの方がおまして、一つは、既存の住宅がもう既にお持ちで、新たに取付けたいという方と、それから新築住宅に合わせて取付けたいという方といらっしゃるしまして、どちらかと申しますと、取付けたいという希望のある方については、その事業者さんとか、またはそういったところに関係している人たち、そういう人たちからのアプローチということもありますので、できるだけ周知に向けてはいろんな方向からの取り組みはしているものというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 周知については、更なる評価を求めていっていただきたいというふうに思います。

3番目、庁舎、公共施設における新エネルギーの導入状況についてでありますけれども、ご答弁の中身については納得できる、ご案内と同じようにできる、そういう中身でありました。これからも、新しい施設ができる、そのときに積極的に導入していただくことを続けていただきたいというふうに思います。

1点だけ、このところでお尋ねさせていただきたいというふうに思います。

職員の服装の軽装化、クールビズについてであります。

議会のほうは、議場内等においては、きょうから新しいルールでもってやっております。町職員のほうに当たっては、原則自由、内規もないということでありましたけれども、やはり軽装化ということにはなりづらい状況があるのだというふうに、軽装化になっていない状況があるというふうに私の中では見てとれています。

町長のクールビズに対するご意見をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） クールビズという言葉自体が、私どもが言われたクールビズというのは、大都市とか、暑い地域に住んでる人たちが、本当に冷房を少しでも節約するためにネクタイを外したり、軽装で仕事をすることがクールビズ。うちのよう冷房も何も使っていないところで、私なんかどちらかというと、少しぐらい暑くても背広も脱がないぐらいなものですから、大した気にしていないのですけれども。

ただ、決してネクタイをしろということを強制しているわけではありませぬし、中には作業服のまま仕事している者もおりますし、ノーネクタイの者もいますので、私は特別、そのクールビズに関して要綱をつくったり、職員にこうやりなさいというような周知は今のところはしていませんけれども、おっしゃられたように、人から見て恥ずかしくないような、批判を受けないような服装の中でやっていただければというふうには思っております。

もちろん、議員の皆さんがクールビズでやられることについて、我々が何も言うべきことではありませぬので、それはそれでやっていただいて結構だというふうには思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 四つ目ですけれども、幕別町地域新エネルギービジョンで掲げた二酸化炭素排出量削減目標、私は、このエネルギー政策というか、問題について質問させていただくのは2回目なのです。3年前のこの6月議会で質問をさせていただいている。そこでもこのことについてはお尋ねしているところであります。そのときには、平成19年度末で1,061トン削減で、目標の27%削減しているのだ、達成しているのだというご答弁をいただいたところでありました。

今回、その具体的な数字が何もなし。きのうのエコに対する、この辺に対する質問の中では、太陽光発電が52戸、そして3施設、公用車が6台、ペレット補助4台、これはあくまでも町のものであったり、補助金を出したものであるわけなのですけれども、そういった数字も出ていて、何らかの具体的な数字も、私は町のほうでは持っていらっしゃるのではないかなと思うのですけれども、いかがで

すか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 谷口議員が20年の6月議会でご質問されている部分については、私も承知しております。

今回、省エネビジョンについては、策定から10年、新エネルギービジョンについては、策定から5年という経過を経ておまして、私たちのほうでつかんでいる数字だけで数字を申し上げるというよりも、もう10年たっている部分がありますので、総体的に、この計画というのは行政だけの計画だけではなくて、事業者、それから町民が取り組むべきものと、このようなことがございます。ですから、それぞれにどの程度の取り組みが行われたのかということだとか、広く調査・研究をしながら、一定の数字を、推計数字を出していきたいと、そのような思いがありまして、今回、補正予算に出させていただいたというような形でございます。

ですから、この調査・研究が1年ぐらいかけて、終わりましたときは、一定の目標に対しての削減がどれくらい行われたのかと、そのような達成度などもお示しできるのかなというふうに思いますので、しばらくお時間をいただきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。了解いたしました。国の施策によって左右されるものでもあるというふうに思います。

太陽光発電で言うと、この計画、住宅用では400戸、今、補助金があってつけているところは52戸、あと何軒がそれ以前につけていたり、補助金を申請しないでつけていたりするかわからないけども、なかなか高い到達の目標を立てられたというふうに思うわけでありまして。ハイブリッド車についても、民間で680台となっておりますけれども、またこれも数のつかみづらい、実際としてはつかみづらいものであると思いますけれども、どんな状況なのか、次の新しいビジョンに大いに期待させていただきたいなというふうに思います。

5番目でありますけれども、札幌市がそういう姿勢であるということでありました。私はここで、町長がこのことについてどのようにお考えになっているのかということをお尋ねしたいと思うのです。

NHKが6月2日に放送された中身の中で、原発の防災対策に関する自治体アンケートというのがありました。道内179の市町村長にアンケート調査を出していると、164の自治体でこれに答えていらっしゃる。

町長がその中にきっと入っていらっしゃると思うのだけれども、今回の事故を受け、今後の原発の必要性について、原発の、脱原発の具体的な方向について、原発について国の、今の国の防災指針について適切かどうか、原発の防災対策としてもっとも重要なことは何か、4項目にわたっての質問でありますけれども、この項目に沿ってでなくても構いませんけれども、町長の原発の防災対策に関する思いというか、考えをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） そのようなアンケートもあったのだろうとちょっと思っていますけれども。

ただ、本当に今回の原発事故で、我々も原発というものの恐ろしさというものを身にしみて感じたというのが実感であります。それまでは、泊に、北海道の場合は原発があるのだと言いながらも、なかなか人ごとのような感じをしていたのも現実ではありますけれども、私は、原発がなくなることにはもちろんすばらしい、いいことだというふうには思います。

ただ、原発がなくなって、その分を即自然エネルギーで賄い切れるのかどうかとなってくると、またいろいろ難しい問題も出てくるのだろうと。いわゆる原発がなくて、それにかわる代替エネルギーがそれを賄ってくれるのであればいいのだろうと思いますけれども、原発がなくなった、さあ国民も皆さん、節電に協力しなさいというようなことで、今までの電気需要がますます減らされていくというようなこととなってくると、生活や役場の仕事に影響してくるようなことになってくると、また違った意味で問題があるのかなというふうに思っていますけれども、あの原発がなくなって、それこそ自

然エネルギーがそれにかわって電気量の供給がしてもらえるものであれば、それにこしたことはない  
と、私は思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 町長の考えはわかりました。

それで、やっぱり幕別町なのですけれども、自然エネルギーの宝庫ではないかと私は考えているわけ  
であります。元立命館の大学教授で、日本環境学会会長の和田武さんのちょっと文章を、短い文章  
ですのでちょっとご紹介させていただきたいと思っております。

日本ほど多様な再生可能エネルギーを持つ国は少ない。日本は山がちで、急流の河川が多く、森林  
資源は豊富で、ダムなしの中小水力発電所をつくる余地があり、太陽光も強く、太陽風力も含む莫大  
な風力資源がある。地熱は世界第3位の資源国、政策によっては原発を廃止し、再生可能エネルギー  
中心へと切りかえることは可能というふうにおっしゃっております。

それで、この新エネルギービジョンの中では、風力発電のことに触れますけれども、地上高さ 30  
メートルの地点で、年間平均秒速6メートルないと、これは採算が合わないのだよということが書か  
れています。それを新エネルギー・産業技術総合開発機構が調査した結果が書かれているわけであり  
ます。幕別町では、毎秒4メートルだからできないのだということが書かれています。

しかし、今、さっきお話ししました岩手の葛巻町も、構原町も、北海道の場合は確かに海岸線に沿  
って風の強い地域でやっておりますけれども、幕別町以上に海から離れた地域、ちょっと山間部に上  
がってきますけれども、そういった地域で風力発電を中心にエネルギーを発電させているというこ  
とが紹介されています。

構原町においては、ちょっとまた短い文章なので読ませていただきますけれども、四国ではありま  
すけれども、南国、雪が深く積もるところ、朝には道が凍結して凍りやすく、多くの歩くのが大変危  
険なところ、そこで風力発電があるわけです。風力発電機を建てて、その電力を四国電力に売ってい  
る、年間4,000余りの売電、販売収入が町財政に入ってくると。その一部を構原町の民家の屋根に太  
陽光パネルを設置する町独自の助成にしていると、1キロワット当たり20万円助成していると、最大  
4キロワットまでしていると。大体普通の民家1軒で4キロワットぐらいなのですよね。80万円、そ  
の発電の中でできると、そのように言っているわけであります。そして、その余った分の売電収入は、  
森林組合に出す間伐の助成にも使われて、さらにまた違う発電ですけれども、河川のつけかえやった  
ときに8メートルぐらいの小さなダムを設けて、小水力発電もやっている。この電力は、昼間は学校  
で使われて、夜間は町の街路灯に使われる、そういったことなどが紹介されています。地熱について  
も、ホテルに隣接した温泉大浴場では、地元の住民が地熱による温泉で憩うことができるし、温水プ  
ールも楽しめる。再生可能エネルギーに力を入れることが地域経済にもプラスになるし、エネルギー  
を100%自給できる地産地消型のエネルギーシステムと、地域経済や地域社会への発展を実現する目  
標の達成に展望を開いていますということが書かれているわけであります。

私は、この風力発電、それからもう一つ、小水力発電、これもビジョンによると、農業用水路でな  
いと手続きが大変だから、そうなるのだめだしと、農業用水路であると期間限定だからだめなのだ  
ということも書かれています。しかし、これも身近なお話ですけれども、川西農協が管理する川西発電  
所は、昭和27年の送電開始以来、現在まで60年間ずっと稼働して、地域の住民の電力を補っている  
と、そんなことなどあります。

新エネルギービジョンを見る中では、3月議会のバイオマスのこともありますけれども、コストの  
ことなど、いろいろなことの中で、できない、厳しい、難しいという言葉が出てくるのですけれど  
も、私は、ここの新しいビジョン策定に当たっては、繰り返しになりますけれども、売電の金額も変わ  
ってきていますし、施設もどんどんふえることの中で、初期投資も変わってきているのだと思うの  
です。私は、積極的に町自体が風力についても調べるなどのあれをしてもらいたいというふうに思  
うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 川西の話は、今初めて聞いたのですけれども、現実にどんな状況なのか聞いてみたいと思いますし、調査してみたいと思いますけれども、先ほど来申し上げておりますように、今回の原発事故をもとに、これから自然エネルギーがますます開発されていく、重要視されていくということは、これはもう当然だというふうに思いますし、私どももそうしたことを望むものであります。

昨日も申し上げましたように、私はやっぱりエネルギーの根っこは、もちろん国の施策の中で進められていくべきものだと思いますけれども、町村として、地方自治体としてやっていかなければならないことは、これはやっていくのは当然だというふうに思います。

恐らく今の時代ですから、これはだめだ、これはできないということはないのかもしれませんが、ただ一般的に本町の場合なんかは、風力発電なんていうことはなかなか今までからの経緯からすると、ちょっと考えられないのかなというようなこともありますけれども、これもゼロではないという今のお話もありました。そんなことも含めながら、これからそういった自然エネルギーにかかわって、町としてもやれることは当然研究もしていかなければならないのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 私の話が、ちょっと今二つの町の事例でもって少し風力に発言の傾きが行っちゃったのかもしれませんが、それもあるし、やっぱりこの幕別の条件で言うと、この新エネルギービジョンにもある太陽光発電、これを積極的に広げていく、そのことをしていただきたいなというふうに考えるわけであります。

新得町では、肉牛の牛舎に縦 20 メートル、横 70 メートルの、そういう太陽光パネルをつける農家があって、これが 6 月から稼働する、出力 110 キロワット、そのようなことも報道されています。鹿追町では、大型のは 2 台目ということになりますけれども、前のよりもさらに大きい集中型バイオガスパラント、最大出力 700 ワット、そんなものができていく、一般家庭 1,073 戸分。これも新ビジョンをつくる中での参考にしていただきたいなというふうに思います。

まさに私の思いなのですけれどもね。メガソーラー、このことも今ありますけれども、これの設置について、誘致については非常に大切なのだと思うのですけれども、やっぱりこれも国の施策で、さまざまな条件がこれから必要なのだと思うのです。そんなこともあるのだけれども、やっぱり私は、いろんなところに太陽光パネルを乗せた家が各地にある。さっきお話ししました高知の構原町は、既に 100 軒がついている、人口 4,000 の町ですから、約 2,000 戸ぐらいなのでしょうね。その中の 100 軒がついている、そういう割合になってきているのだそうです。そういった自給自足の、自分で補える、賄える、そういうまちづくりビジョンになっていくことが望ましいなということを思いとして持っているということを発言させていただいて、質問を終わらせていただきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、15 時 25 分まで休憩いたします。

15 : 07 休憩

15 : 25 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15 番（中橋友子） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

町政執行方針に対してであります。

初めに、3 月 11 日に発生いたしました東日本大震災、福島原子力発電事故により、大変多くの方の貴い命が失われました。また、たくさんの方が被災をされました。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、このような東日本の大震災と福島原子力発電事故、それらに加え、町の存亡にかかわる TPP 交渉問題や、国民の負担を増大させる社会保障と税の一体改革、長期化する経済不況など、営業も営農も暮らしも大変困難な状況のもとで、岡田町政の 4 期目のスタートとなりました。町長は、町民との協働によるまちづくりの実践で、住んでいてよかったと言えるまちづくりを進めると、決意を示されました。現状では年収 200 万円以下の町民が 5 割に上り、貧困と格差が拡大する暮らしを支え、だれもが安心して暮らすことができるよう、次の点についてお伺いいたします。

初めに、地方財政対策についてであります。

政策実現の主要な財源である普通交付税について、東日本復興財源捻出のため、地方交付税の削減案が浮上し、予断を許さない現状にあると、町長は執行方針の中で述べられました。国難ともいえる今回の震災復興について多額の費用が必要であり、国・地方挙げて救済支援に取り組むことは当然のことです。しかし、同時に全国の地方自治体の予算が削られていけば、経済不況のもとで冷え込んでいる地域経済はさらに冷え込み、暮らしも営業も、さらなる困難が予測されます。町財政はようやく公債費比率が 20% を下回る見通しとなってきましたが、このような現状ではまた逆戻りになりかねません。特別交付税については、当然被災地に重点配分されると予測されていましたが、普通交付税までとなると深刻です。

そこで、財源確保に向けての国に対する働きかけと、今後 4 年間の幕別町の財政見通しについて、可能な限りの財政指標で示していただきたいと思っております。

次に、住民自治の確立についてです。

主要施策の展開の中でコミュニティの推進、公区単位の活動支援など、住民参加のまちづくりを進めていくことが随所に示されました。住民自治の確立は行政の柱であり、地域防災の確立、高齢化社会への対応など、安全・安心のまちづくりの基本となります。しかし、基礎組織の公区の現状は、少子高齢化が進み、未加入者の増加など困難を抱えています。改善の一環として、各種の財政支援や協働のまちづくり支援事業など実施をし、さらに検討委員会などで協議が重ねられていますが、町長を先頭に、行政側からより積極的に住民側に出向く、こういうことが大変大切だと考えます。公区加入の現状や住民との積極的な懇談会の実施など、自治の確立に向けての取り組みを伺います。

3 点目、活力あるまちづくり。

雇用対策と地域経済の振興は大変重要な課題です。中でも雇用対策ではありますが、これまでも、働いても暮らしが成り立たないワーキングプアの問題をたびたび取り上げてまいりました。その中で、特に今回は官製ワーキングプアの解消を図ることを求めたいと思っております。

全国の自治体労働者のうち、非正規労働者が約 60 万人と推定されています。これは全体の約 3 割に上ります。年収は多くが 200 万円を下回り、雇用の安定と貧困の解消はまずおひざ元の役場からというのが私の求めるところです。現状と改善に向けてお伺いするものです。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「町政執行方針に対して」の質問であります。

ご質問の 1 点目、「地方財政対策について」であります。

初めに、財源確保に向けての働きかけについてであります。

国の平成 23 年度の地方財政対策につきましては、3 月の第 1 回定例会の行政報告及び本定例会における町政執行方針において申し上げましたとおり、社会保障関係経費が大幅にふえることや、起債償還に伴う公債費が依然として高い水準にあることから、地方交付税の増額などに配慮されたところであり、地方交付税総体では、前年度対比で 4,799 億円、率にして 2.8% の増となったところであり、

先般、財務省が東日本大震災の復興財源を捻出するために、地方交付税を最大 6,000 億円削減する方針を固めたと報道されたところではありますが、現在のところは財務省案ということで、政府が正式



に決定したものではないものの、仮に 6,000 億円削減された場合、前年度対比では 0.7%の減となるものであります。

ご承知のとおり、地方交付税につきましては、地方自治体の固有の財源という性格を有し、自治体間の財政力格差を調整することを目的としたものであります。したがって、地方自治体にとって、地方税とともに一般財源として大きな比率を占めているものであり、地方交付税が減額されることの影響を憂慮しているところであります。

全国町村会におきましては、「東日本大震災に関する緊急要請」と題し、補正予算を早期に成立させるとともに、激甚災害法の対象の拡大などの措置を講じ、仮設住宅の整備、児童生徒の就学の援助及び瓦れきの撤去など被災地域への支援のほか、特別立法による地方交付税総額の特例を設け、大幅に増額し、復旧・復興に対する経費を普通交付税の別枠として措置するよう、政府に要請したところであります。

前段申し上げましたとおり、本町の財政運営にとりましても、地方交付税の影響は大きいものがあるため、今後におきましても、国の動向を見きわめるのはもちろんのこと、町村会などと連携を図りながら対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、今後 4 年間の財政見通しについてであります。

私が町長に就任いたしました平成 11 年当時は、バブル経済が崩壊した後の日本経済の低迷期で、市町村財政を取り巻く環境も非常に厳しい時期であり、本町におきましても起債残高が、町長就任前の平成 10 年度に一般会計において約 227 億円と、当時の幕別町単独といたしましてはピークになっており、非常に厳しい状況でありました。

こうした状況のもと、スリムで効率的な行政運営を目指し、平成 8 年に策定いたしました第 2 次行政改革大綱、平成 18 年に策定いたしました第 3 次行政改革大綱に基づいて、財政健全化のための行財政改革を推進したところであり、具体的には職員数の適正化、自主財源の確保、起債の繰上償還などを実施してきたところであります。

平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間の財政見通しについてご説明をさせていただきますが、まず推計に当たりましては、普通交付税の交付額を、平成 22 年度決定額から、当該年度限りの特殊要素を除いた 59 億 3,900 万円をベースとして、毎年 2%ずつ減額していくものとして推計し、町税などの標準税収入につきましては、平成 21 年度と同額で推移するものとして、また、普通建設事業に充当する起債借入額につきましては、平成 23 年度は 6 億円、平成 24 年度以降は 8 億円とし、臨時財政対策債につきましては、平成 22 年度借入額をベースに、毎年 10%ずつ減額した数値を用いて算出しているところであります。

初めに、起債残高であります。平成 22 年度末に 194 億 7,000 万円となっているところでありますが、これが平成 23 年度末には 184 億円に、平成 26 年度末には 166 億円になる見込みであり、また、実質公債費比率につきましては、3 カ年平均で、平成 23 年度は 19.6%、平成 24 年度及び平成 25 年度は 18.3%、平成 26 年度には 17.9%と徐々に下がっていき、起債の発行において国の許可が不要となる 18%未満となるものと見込んでいるところであります。

また、経常収支比率につきましては、平成 23 年度は 79.2%で、平成 24 年度から平成 26 年度は 79.8%となり、ほぼ横ばいであると推計をいたしているところであります。

今後におきましても、各種事業の実施に際しては安易に起債に財源を求めることなく、町全体の経費節減や自主財源の確保、起債借入額を抑制することなどにより、実質公債費比率の引き下げに努め、引き続き財政健全化の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、今回ご説明いたしました推計につきましては、普通交付税の交付額など、毎年の国の地方財政対策の動向により変動するものであり、あくまでも現時点での見込みであることをご理解いただきたいと思います。

ご質問の 2 点目、「住民自治の確立について」であります。

我が国を取り巻く社会環境は、高度経済成長期を経て都市化が進展する中で、地域共同体の崩壊を

招くとともに、大家族から核家族、単身世帯へと家族のありようを変え、地域や家族の互助的な機能を低下させ、この結果、個人を単位とした社会への変換がなされ、人々は社会的な共通価値よりも、自分の価値を優先するようになったと言われております。

ご質問の「公区加入の状況」についてであります。本町におきましては、行政区として設置しております「公区」の名のもとに、住民の方々の自治組織を設けている場合と、「町内会」として設けている場合とが混在しているわけであります。いずれも、地域住民の自治組織であり、いわゆる町内会活動に賛同する方々によって構成されておりますが、公区長からの報告に基づいて集計いたしました加入率につきましては、平成 21 年度は 88.5%、22 年度は 88.7%、23 年度は 87.2%であり、今年度の地域別の加入率は、幕別本町地区の市街地は 95.5%、札内地区の市街地は 83.1%、幕別農村地区は 94.4%、忠類地区は 97.8%という状況であります。

次に、住民自治の確立についてであります。

近年、少子高齢化や変貌する社会経済状況の中にあつて、地方分権の進展、住民ニーズの多様化、住民自治の充実への要請、自助・共助・公助の必要性などを背景に、よりよい地域社会を実現するために、住民と行政とが互いに知恵と力を出し合いながら、地域課題をみずからの力で解決するという、協働によるまちづくりが全国の自治体において重要視されております。

本町におきましても、第 5 期幕別町総合計画において、「町民参加・町民との協働」を基本姿勢の一つに掲げるとともに、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」を基本目標に、その方策として「住民参加のまちづくりの推進」を位置づけており、町民の皆さんとの協働によるまちづくりを実効性のあるものにしていくことが肝要であろうと認識いたしております。

地域における自治活動につきましては、基本的には地域の発想と責任により行うことが、住民ニーズに的確かつ柔軟に対応していくことが可能となるとの考えから、住民活動と行政との役割を分担した上で、公区活動運営費交付金を始め、公区行事での活動中の事故に対する見舞金の支給、近隣センター運営交付金により自主的な住民活動への支援を行うとともに、協働のまちづくり支援事業を通じて、地域コミュニティの醸成に努めてまいりました。

協働のまちづくり支援事業のあり方に関しましては、公区長 12 名による検討委員会で協議・検討をいただき、事業内容を適宜見直しており、本年度からは公園管理への支援の大幅な増額を行ったところであります。

また、平成 14 年度から実施いたしておりますまちづくり出前講座は、昨年度は保健・医療など 66 回、延べ 2,596 人の参加をいただいたところであり、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

このような中、平成 19 年度からの公園里親制度による公園見守り隊など、公区を始め老人クラブやボランティア団体など、地域を支える多様な力がまちづくりへ参加されるようになり、住民参加に広がりが見られるようになってまいりました。

一方で、住民の方々の行政への参画の手段といたしまして、平成 12 年に「幕別町まちづくり町民参加条例」を制定し、審議会等の附属機関の委員に町民公募による委員の参加をいただき、町民の方々の豊かな社会経験を町の意思形成過程に反映いただけてきたところであります。

また、忠類地区におきましては、平成 18 年の合併を期に忠類地域の住民の意向を行政に反映させ、行政と地域住民が協働して地域づくりを推進していくため、忠類地域住民会議を設置し、これまで二度にわたり、忠類地域の振興に関する提言をいただき、町政の執行に反映させていただいてきたところであります。

今年度からは、地域のさまざまな団体の連携組織として「忠類魅力づくり会議」が設立され、一層の地域の活性化に向けた取り組みがなされるものと期待いたしております。

今後におきましても、住民自治の確立に向け、住民と行政とのお互いの理解と尊重の上に、情報の共有、行政活動への住民参加、住民と行政の協働を進めるとともに、私を先頭に、職員が住民に対して積極的に寄り添っていくことにより、住民みずからが主体的にかかわる自治意識の醸成と、住民感

覚を身につけた職員の意識改革を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「活力あるまちづくりについて」であります、「非正規職員の現状と改善に向けて」というご質問内容であります。

初めに、非正規職員の現状についてであります、平成23年4月1日現在、271名を任用しているところであり、いずれも地方公務員法第22条第5項に基づく臨時的任用であります。

内訳といたしましては、月額賃金を支給している嘱託職員は、19職種で34名任用しており、主な職種といたしましては、わかば幼稚園園長、生涯学習推進アドバイザー、交通安全推進員のほか、町税嘱託徴収員や公営住宅使用料嘱託徴収員などです。

また、日額賃金を支給している臨時職員は、19職種で237名任用しており、主な職種といたしましては、一般の事務補助48名、臨時の保育士29名、代替保育士39名、学童保育所指導員19名、給食センター調理員17名、特別教育支援員16名、僻地保育所保育士16名などという状況です。

これら職員の平成22年度の年間賃金支給額につきましては、嘱託職員については平均約224万円、臨時職員については平均約108万円、全体で平均約119万円という実態ですが、賃金のほか、対象者には通勤手当等も支給しているところでもあります。

次に、「改善に向けて」というご質問についてであります、臨時的任用職員につきましては、地方公務員法第22条に緊急又は臨時の職に関する場合に任用できることとなっており、任用期間は6カ月で、1回に限って更新することができるもので、再度更新することはできないことと定められております。

本町におきましては、特定の事務事業が一定期間多忙となる場合に任用することとしており、長期にわたる継続的な任用を前提としたものではなく、あくまでも正職員の業務の補助的な仕事に従事していただいているところでもあります。

また、賃金につきましては、北海道最低賃金や二省協定労務単価、さらには他市町村の同一職種の賃金などを参考として決定しているところであり、現行制度における任用の形態等を考慮いたしますと、適正なものと考えているところでもあります。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） それでは、財政問題から再質問させていただきます。

初めに、地方交付税の今回の震災とのかかわりでお尋ねするところなのですが、今回は徐々に交付税がふえまして初年度で約5,000億円ということで、ちょっと息がつけるかなという思いを、町長の執行方針を3月に伺ったときに感じました。

しかし、今回の6,000億円削減ということになりますと、それを上回る削減ということでもありますから、これは大変なことだというふうに思いまして、質問の第一に挙げさせていただいたところです。

全国町村会で運動をされて、別枠で求められるということでもありますから、私もこの別枠というのが本当に大事だというふうに思います。

これまでも、後段の質問の中にもふれるようになるのですが、この間、幕別町の財政問題の中で、いろいろ理由はあるのですが、交付税の削減による困難さというのがずっと続いてきたように思うのです。特に三位一体改革の3年間、04年から06年の3年間については、本当に総額で4兆7,000億円、実際に町村に移譲されたのは3兆円ということですから、差し引きすると1年間で5,000億円を超える削減がされてしまったと。そういうことがいろんな意味で疲弊を招いたということがありました。

手法としてちょっと伺いたいのですが、特別立法を求めて別枠ということなのですか。ですから、これがどんな手順でといいますか、国に働きかけていく以外にないのだと思うのですが、大変急がれる課題だと思いますので、町長自身はこの町村会でどんな議論をされて、さらに要請書を提出された後の働きかけなどはどんなふうに行われているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私ども一地方自治体におきましては、直接政府なり財務省と話し合いをするというようなことは当然あり得ませんので、我々の代表が国あるいは政府との話し合い、要望を行うのでしようけれども、具体的にはこれから国が、今、言われておりますように第2次、第3次の補正予算を組んでいく中において、いわゆる復興財源をどこに求めていくかということにかかってくるのだろうというふうに思っております。

したがいまして、今6,000億円交付税をカットしようとしているのを、それをやめて、今まで従前どおり、それは市町村に交付をしなさい。しかし、復興財源は復興財源として必要なものは別の財源手当をしていただきたい。そういうような要請をしているわけですから、それが届くか届かないかは、財務省が、政府が編成する補正予算の中に出てくるのだろうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） わかりました。別枠でというのは本当にそのとおりでと思います。今までの国の赤字はたくさんあるのですけれども、国債を発行した残りが。ですが、この震災復興は絶対やらなければならない課題ですから、私たちも特別枠で震災復興のための国債を発行するなり、それも借りても、今までの国債とまぜるのではなくて、きちっと日本の中にゆとりのあるところもあるわけですから、そこを補っていただくということを求めているところです。これはぜひ注意をして、引き続き力を入れていただきたいと思います。

4年間の財政見通しにかかわって伺います。

初めに、町長が平成11年に就任されてから今まで、当時227億円の起債があったものが、平成22年度末では194億円ということですから、実に33億円の減額ということで、これはある意味では本当に借金返済の12年間であったというふうにも私は思うのですけれども、しかしこれはこれとして健全な財政に向けていくことと同時に、限られた財源であっても有効に町民の施策に生かしていくということは、非常に町の大事な仕事だというふうに思います。

そこで、財政見通しの中で、町長はこれから毎年、特殊状況を除いてまず2%ずつの交付税の減額、今年度の約60億円から2%ずつ下げていくということなのですが、これは当然見積もりをするときには多く来ることなどはやってはならないことですから、少しでも堅実な、かたく見積もって入ってくることを考えて、予算を立てるといのが常道だと思うのです。そういう意味の2%なのかというふうにも思うのですが、人口減も心配されるところでありますから、まずこの根拠について伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 4年間の財政見通しということのご質問だったものですから、こういう数値を使わせてもらったのですけれども、正直なところ、来年の交付税も何%になるかと言われてもわからないのが現実であります。

そういった中で、おっしゃるとおり、2%ずつぐらいのマイナスでかたく見ていくことがいいのかなというようなことで、こういう推計をさせていただいたということでありまして、具体的に固まったもの、あるいは何が根拠だというようなものではないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） わかりました。

続いて起債の残高であります。194億7,000万円、今現在それが町の借金なわけですが、これを平成26年度までに166億円にしていくということでありまして。この起債の中の動きには、当然町長が今回政策に示された事業が全部織り込まれていくことと思っておりますし、それから今、私たちの重要な課題にもなる庁舎の建設、あるいは従来から示されてきました土地開発公社を廃止することによるその負債を引き受ける、そういうことでまた多額の負債がこの中に含まれてくると思うのですが、これら全部含まれて今の示された中身と押さえてよろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今おっしゃられたとおり、庁舎建設の問題をこれから議論いただくわけですから

ども、これらと、今、土地開発公社が仮に解散して町が債務を受け継ぐと、12億円ぐらいになるのでしょうか。そういったものはこれには入っていません。これ最初から庁舎がまだどうなるかわからない中で、それを計算することはどうかというふうに思ってもおりますけれども、先ほども言いましたように、単純にこれは今、大体6億円から8億円のベースで起債を借り入れすると。起債の元金が16億円から17億円。1年に大体10億から十何億円減っていくというような計算でこの起債残高を計算していますから、今、言う庁舎ですとか、そういう公社の部分が新たな財政需要として入ってきた場合には、これに含めていくということにはなっていくというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 当然決まっていなかったから入れられないというのも、そういうお答えなのですが、しかし町長が私は4年間どんな財政運用をしていくのだということは、町長の4年間のまちづくりの思いも含めて、財政はこうなるということを当然示されると思う。そうすると、4年間の中には庁舎も考えておられるというふうに思ったものですから、それでお尋ねしたのです。

もしそういうものが入るとこの数字はどう変わっていくのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） またこれはちょっと仮定の話ですが、庁舎の話はこれから進めていただくわけですが、今の計画は、庁舎は合併特例債の最後ということになってきますと、恐らく借り入れするのは私がいなくなった後、私の任期が切れた後というようなことになりまして、4年間の中には恐らく入ってこないだろう。27年がいわゆる合併特例債の最終ですから、この時期がいわゆる借り入れの時期になってくるのだろうというふうになりますと、今、言う4年間の中には入ってこないということになるかというふうに思いますし、もちろんいろんなことをこれから想定していかなければならないのだろうと思いますけれども、先ほど来言いますように、国がどんなこれからの動きをするかによっても大きく交付税も変わってきますし、先ほど言いました臨時財政特例債を10%ずつカットしていくのだというふうに計画は持ちましたけれども、本当にそれがそのとおりにいくかどうかというようなことなどについても、まだまだ不透明であるということはあるというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） わかりました。私はこれ読みまして、大変思い切った数字を出されたなと実は思ったのです。というのは、今22年度末で196億円の起債が残っていて、これからの6年間返して行って、制限比率18%まで持っていきたいのだということで、では幾ら返していくのかという計算しましたら、28億7,000万円になるのですよね。町長12年間で返されたのが33億円だったのですよ。これから4年間で28億7,000万円、かなりきつい計算の仕方だなという。もちろん根拠があって出されていると思いますので、その辺もちょっとお伺いしたいと思うのですが、私はこれまでずっと十数年間、幕別町の財政を見てきまして、十勝で一番借金の多い町だと。これは十勝だけでなく、全道の中でも高いランクだと。それは全国の中でもそうだったのですが、原因があってそうなったわけですが、これを少しずつ減らして健全に向けると。これはやっぱり大事なことでありますから、どうしても借金を返す割合が多いと、それだけ政策に回るお金が少なくなりますから、ですからそうは思ってきたのです。

ただ、先ほども言いましたように、町長もいつもおっしゃられるように、なかなか計画どおりにいかない。三位一体改革などがなくて順調に交付税が入れば、もっともっと早い段階で少なくなったのだと思うのですけれども、でもならなかったということで、結果としては33億円を返されて今日まで来たわけですね。

ですから、私は一定の財政の起債を下げていくということは大事なことのだけれども、同時に町民政策をしっかりやっていくということを思えば、そんなにそんなに無理な、一定今23.9%が23.3%になり、やがて今度は26年度で17.9、ここでやっと国の許可がなくてもいいところまでいくわけですが、しかしそのことによっていろいろな政策が削られるというようなことは、逆にあっては

ならないなという思いもありまして、この28億7,000万円削減される見通しといたしますか、その背景というか、根拠を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、今、大体予算でいきますと、歳出の公債費で元金が22億円ぐらいはことし償還します。借りるのが8億円、あるいは6億円だとすると、1年で十何億円元金が減っていくという計算になります。今までなかなか減らなかったのは、繰上償還だとかいろいろなことをして元金を償還していきますけれども、逆に借りるのも相変わらず10億円から12億円の借り入れをやってきましたから、その差が今言う5億円だとか6億円、7億円、これは10年たっても70億円。今1年に十何億円減ってきますから、5年で逆に言えば半分でこれだけの数字が減っていくのではないかと、そういう見通しを今回出ささせていただいたということでありまして。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） それでは、ちょっと先ほどにも戻ってしまいますが、この数字は今のような根拠のもとに示された。庁舎のことはその後になるから置きまして、土地開発公社のほうはこの4年間の中で入ってくる可能性というのはどうですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 土地開発公社の最終年といたしますか、解散の期限が平成25年ですから、その時点で公社の債務がどの程度あるか。それによって当然これにプラス、いわゆる入ってくる可能性は十分あるわけでありまして。

昨日の質問にもありましたように、幾らかでもこれを減らしていくためには、ことしも補正予算の段階で、町が必要とするものは幾らか公社から町が買い戻しをしたりとか、あるいは売買をして、少しずつ減らしていくというような方法をとっていますので、もちろん最終的に何億円になるかは別として、この中で一般財源だけではちょっと対応し切れない部分については、起債の借り入れを起さざるを得ないだろうというふうには思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 大方の姿がわかりました。目標としては、平成26年度までに起債比率は18%を切る見通しだと。ただし、土地開発公社の債務の大きさによって、ここが変わってくる可能性はあるという4年間の見通しというふうには押さえたいと思います。もし違っていればお答えください。

時間が限られますので、やはり財政問題は、本当に繰り返しお話ししますようにまちづくりの根幹になってまいりますから、引き続き健全財政と同時に町民の必要な施策をきちっと進めるという観点で位置づけて4年間を取り組んでいただきたい、このように思います。

次に質問の住民自治の確立であります。私、町長の執行方針を伺ってしまして、今回は随分踏み込んだ発言をされているなというふうには思いました。それは特にまちづくりにおいて町民と協働のまちづくりを進めるのだという観点から、四つの重点課題ももちろんそうなのですが、「ともに考えともに創る活力あるまち」、これはよく聞きますけれども、しかし住民の目線に立つとか、あるいはいろんな意味で言葉だけでなく、住民参加のまちづくりのための財政支援、公園の管理とか近隣センターの運営・管理とか、細かいことをおっしゃっておられましたが、そういうことをやりながら、住民とともに町をつくっていくのだということが随所に語られていまして、このこと自体は本当になし遂げていただきたいというふうには心から思いました。

同時に、住民側からすると、そういったまちづくりの中で、今、行政の一番小さな単位は公区ということで、これもたびたびお尋ねしてきたことですが、この公区活動、町と公区というのが一つの住民とつながる大事な役割を果たすのですが、この公区の加入がどんどん加入率が下がって困難を来しているということでもあります。

それで、今お答えの中では、平成21年度公区の加入率は88.5云々というふうには3年間示していただいたのですが、昨年の8月の30日から開かれた決算審査、平成21年度のときのお答えでは、平成21年度は83.5%、22年度は81.9%と、たしかお答えいただいているのですよね。今回随分数字が5

ポイントほど上がっているのですが、これどういう違いだったのでしょうか。これ実際に今回の数字が正しいということを期待したいのですけれども、そのところのご説明をいただきたいのと、それからこれはあくまでも平均でありまして、公区によっては非常に加入率が少ないところもあると聞いております。この少ないところ、一番低いところは何%でしょうか。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 昨年お答えいたしました数値というのは、昨年の段階では住民基本台帳の世帯数を分母に出したものでございまして、より実態に近づけるために、平成 21 年から公区長の報告をいただいております公区に入っている方、それから入っていない方という数字を報告いただいておりますので、今回お示しをしました 21 年、22 年、23 年につきましては、公区長から報告をいただいた世帯数をもとに算出したものであります。というのは、住民基本台帳上は、先ほどの質疑の中にもありましたとおり、外形上は一つの世帯であっても、世帯分離しているケースとかもありますので、そういうことから、今回はより実態に近いといいましょうか、そういう点から、公区長からの報告をもとに作成した数字をお知らせさせていただきました。

それで、一番低いところはというところでございますけれども、市街地の中でも幕別はまだ割りかし高いわけですけれども、札内の市街地におきましては、一番低い公区で 51.76%です。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） より今回の数字が実態に近いということでありますので、これを基準に考えていきたいというふうに思います。

一番低いところが 51.76、約半分ですね。ここで協働の町をつくっていくとか、いろんなことをやられるのだけれども、どうしても地域はやっぱり公区単位です。そうすると、そこに加わらない方が半分いらっしゃるといのは、本当に悲しいことなのですけれども、現実なのですよね。地元公区も本当にご苦労されています。お訪ねしたり、いろんな行事に呼びかけたり、中には子供さんが小さい方たちには、公園の遊具をふやして、何とか外に出させていただいて公区と接点を持とうとか、本当に頑張っている。しかし、現実はこのようなのですよね。

でも、ずっときのうからの質問にもあるように、防災にしても高齢化にしても、やっぱり原点はこの地域、住民自治、ここが確立されることによって解消されていく、築かれていくというふうに、これは本当に大事なことだと思うのです。だから、この公区にもっともっと加入してもらおうような努力は公区はするのですけれども、やっぱり行政の末端機関として町が位置づけている以上は、町も頑張りたいということ、たくさん予算措置をされたことはもちろんそうなのですが、私はここで今回、ぜひ町長みずから、そして職員の方、公区に入っていっていただきたいということを求めさせていただきました。

町長お答えの中で、積極的に寄り添っていくというお答えでありますから、具体的に考えていらっしゃることがありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 公区のあり方については全くおっしゃるとおりでありまして、まずは自分たちの住んでいるところに、同じ共有の悩みや、地域をよくしていこうという思いがある人たちがその公区にいるわけですから、自分のところをよくしていかなければ町がよくなっていかないのだということは、私も行くたびにいろんなところでお話をさせていただきました。

つい先日も公区へ行きましたら、何ほ言っても入ってくれない。入ったって何もメリットがないのでないか。葬式も今は公区にお世話にならなくたって、葬祭場で金出せば全部やってくれると。ごみだって決して迷惑かけないで、自分は自分で出している。本当は迷惑をかけているはずだし、地域がなければ自分がないのだというふうに思うのですけれども、公区長さんもどうしてももうそんなのは相手にしたくない。いわゆる広報誌もお知らせも何も配らない。こういう関係になってだんだん離れていくというのが今の状況なものですから、私どもも、お話ありましたように、公区に出かけて公区

の皆さんと話をするといったって、やっぱりそういう人たちはそこにも出てはこないわけでありまして、大変つらい思いをしていますし、公区長さんにも迷惑をかけているなというふうに思うのですけれども、なかなかそれこそこれをやればそれでは公区に入ってくれるのかというような特効薬的なものないのでしょうかけれども、公区長さんは今おっしゃられたようにいろんな行事をやったり、いろんなことをしながら、声をかけていただいているわけですが、厳しい状況にあるなというふうに思います。

ただ、今回新たなこととなるかどうかはしれませんけれども、かつては町長がみずからではないですけども、ごぎを持って、青空懇談会だとかといって真っ昼間に公園でやったりとか、いろんなことがありました。今回、今ちょっと企画なんかで話しているのは、今年からまた町民見学会を復活させて、公区単位でも町内見学をしようと。そういったときに、私もみずからそういったところに参加して、お話し合いをするような機会を持てればなというふうには考えておりますし、先ほどお話ありましたように、どっちかという縦割りで、きょうは商工会と会談するとか、農業団体と会談する、話をするということはあるのですけれども、なかなか横断的なものはないのですけれども、それともう一つ、さっきもちょっと話に出たのですけれども、今、札内地区は西幕公区長連絡協議会。忠類も昨年できました、忠類地区の公区長の連絡協議会。そして、南幕はもとから南幕の公区連絡協議会。今こっこの幕別の中央のほうが新たに今できそうだということなので、そういう意味では公区長の連絡網というのはかなりできてきているのかなというふうに思っていますので、そういったところでもまたいろいろな面のお話をさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） スタートの段階でありますから、問題がそういう状況にあるということを経験しながら、お互いに知恵があれば出し合って、できることから取り組むと。それがこの51.76ですか、ちょっと衝撃的な数字ですが、ここが少しでも上がっていくように、それぞれの責任を果たせるように、町長にもぜひ精力的に取り組んでいただくよう求めたいと思います。

最後の質問であります。活気あるまちづくりの点で、もちろんこれまでこの町を4年間どうしていくかという中で、大変な暮らしの現状をお伝えしながら、そこをきちっと底上げして、そしてだれもが安心して暮らせる町にしてほしいということはずっと求めてまいりました。

そのためには定住対策ですとか、それから働く場所の確保、商業の振興だとか経済振興は欠かせませんよね。もちろんそういうこと全体をこれから取り組んでいただくことを描きながら、でもやっぱり困難な状況にある年収200万円以下という方たちが、もう給与収入で49%を超えたというのが昨年の決算のときの数字でありました。こういうことを引き上げることも大事だと。町に求める場合には、やはり町の直接雇用している非正規職員の方たちの状況を改善できることは改善すべきだと。そのことがやはり町民の所得を、暮らしていらっしゃる方の所得を増やしていくことになるというふうに思って、今回ここに絞ってお尋ねしたわけです。

ですから、ここのお答えにあるように、改善を求められたと。しかし、労基法どおりにやっているのだよと、改善の必要はないよというお答えなのですが、私も文章足らずだったのだと思うのですが、町としてワーキングプア解消の一環として非正規労働者の実態を見てほしいのだと、このことをお尋ねしたかったわけです。

それで、お答えの中では、現実には271名いらっしゃるということでありました。昨年の4月の段階では244名でありましたから、増えております。正職員が昨年の段階では248名ですから、この正職員は恐らく減っておられると思うので、逆転して非正規労働者のほうが多いのではないかとこのように思います。違ったら言ってください。

それで、私はもちろんここに書かれているように、臨時的な仕事をお願いをして、そして行政の仕事をしっかり進めていくと。これを否定するものではなくありません。それはそれで必要なことだと思います。問題にしたいのは、全国で自治体労働者の3割が非正規雇用になっていっているという中で、本来であれば臨時ではない常雇なのに臨時になる。常時仕事をしているのに臨時的なものになっ



てしまう。あるいは正規の仕事をしているのに非正規になるというような、そういったことで全体的に随分問題になり出しました。

ここで昨年、今、私が申し上げた数字は、2008年の6月に全日本自治団体労働組合、自治労が調査した数字なのです。60万人の非正規職員がいるよということと、それから自治労自身もこの問題を大変重く受けとめて、今まで臨時職員あるいは常雇職員、非常雇職員という呼び方をしていたけれども、しかしこれは法律で定められているからそういう呼び方をしてきたのだけれども、だけど実際はそれはふさわしくないと。さっき言ったように、臨時的な仕事でないのに臨時と言われている、常時働いているのに非正規と言われるというようないろいろなことがありまして、全部押しなべて正職員のことを正規職員、そうではない方を非正規職員というふうに分けるのだということから、実態の調査に入っています。

ここでも年収200万円以下ということで、これで暮らすのは本当に大変だろうなというふうに思いました。幕別の今のお答えですと100万円ちょっとですよ。本当に厳しいなというふうに思うのです。

それで、私問題にするのは、常時仕事に携わる。つまり1日6時間以上、1カ月15日以上になると思うのですが、そういった方はこの271人中にどのぐらいの割合でいらっしゃいますでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 常時いらっしゃる方ということになりますけれども、常時いらっしゃらない方をちょっと差し引かせていただきますけれども、常時いらっしゃらない方が代替保育士、この方たちが39名いらっしゃいます。あといじめ問題相談員の方、この方も時間で半日だとかいう形でいらっしゃっております。そういうような方が2名いらっしゃいます。これら合わせまして41名の方を引きますと、190人余りということになります。

○15番（中橋友子） そんなに多くないのではないですか。

○総務課長（田村修一） ただ、1日ということでお話しさせていただきますと、常時いらっしゃらない方がこういう方なのですけれども、年間通してということになりますと、この先ほど言いました237名の平均の任用期間が9.7カ月になっております。ですから、必ずしも全員の方が1年間びっしり朝から晩までいらっしゃるという状況ではないと。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ここで219職種で237名というふうに数字を書いていますけれども、これは4月1日現在で押さえてこれだけがいると。ですから、先ほど言いましたように、代替保育士は用事があるときだけ出てくる代替でありますし、それからことは4月は選挙がありましたから、4月1日現在に選挙にかかわる臨時職員がこの中に、何十人とは言いませんけれども、何人か含まれている。さらに緊急雇用対策で特別教育支援員ですとか、僻地保育所に支援員を張りつけて…、これは4月ではないから入ってはいないか。要するにそういったことが例年から比べると、先ほど言いましたように、昨年より多いという要因の一つが、今そういったことになっているのかなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 6時間以上働いていらっしゃる方がどのぐらいなのかということ、一つには全国的に6時間以上1日働いて毎日出勤する人は常雇だろうという位置づけで、それなりの待遇が必要だということでもあります。ですから、この幕別町の正職の中に、そういう待遇の人は、そういう勤務の仕方をされている方はどのぐらいいらっしゃるのかということをお聞きしたかったのです。

それと同時に、そういったことを、やはりそれでよしとこれからもしていくのかどうかというところ。今日の貧困の非正規職員が全体にも若者は3人に1人になってきているということが、幕別町も年間収入200万円以下が5割なんていう数字につながってきているわけですよ。そのことが町の景気も冷える。景気が冷えれば税収も入らない。税収が入らなければ町も大変というような、いわゆる悪循環の構図というのはちょっと極端ですけども。

私はやはりきちっと行政の責任ある仕事を、保育士さんなんかはそうだと思うのです。きちっとや

っていただいている以上は、それなりの待遇をやはりきちっと町として、改善ではないのですけれども、改善をして、そして全体の水準を上げる。そのことが民間にも波及するということが望まれるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 非正規職員と言われる方々の待遇を改善していく。このことはもちろん否定するものではありませんけれども、ただ現に例えば保育士で働いている人たちを、それではすべて正職員にできるかとなると、またこれ難しい問題も当然あるわけですし、また今言う国が定める一つの二省協定の賃金ですとか、いわゆる最低賃金の上昇ですとか、あるいは我が町もそうですけれども、町全体、地方自治体全体の中でレベルアップを図っていくというようなことが、これから求められてくるのだろうというふうに思いますけれども、そうかといって特別我が町だけが、今の段階ですよ、低いわけではもちろんないわけですし、逆に一番先にはるか2位以下を引き離してトップになったということになれば一番いいのかもしれませんが、そういったこともなく、全体的な平均だとか、あと動向を見ながら進めていかなければならないというふうに思いますし、一般事務補助なんかもいつとも言われますように、本当に忙しいときの3カ月、6カ月の事務補助というのが本来であって、1年も続いて事務補助が要るのなら、それは正職にしたらいいのではないかと出てくるのは、これは当然だというふうに思いますので、今回たまたま機構の見直しも今やりますけれども、そういったことも含めた中で、私もその自治労の実態調査のお話は聞きました。そういったことも参考にしながら、我々も努力していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 期待したいと思います。町長は執行方針の結びに、「町民の皆さんの協働によるまちづくりを実践していく中で、前例にとらわれることなく」とおっしゃられました。私ここは本当に気に入りました。ここをやっぱり本当に実践で示していただきたい、このように思います。

終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月20日午前10時からであります。

16：24 散会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成23年第2回幕別町議会定例会  
(平成23年6月20日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
12 田口 廣之      13 前川 雅志      14 成田 年雄  
(諸般の報告)
- 日程第2 報告第2号 平成22年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
日程第3 報告第3号 国民保護計画の変更について  
日程第4 議案第39号 幕別町南幕別老人交流館条例を廃止する条例  
日程第5 議案第40号 幕別町辺地総合整備計画の変更について  
日程第6 議案第42号 中川郡幕別町と河西郡更別村との境界変更に伴う課税権の承継に関する協議について  
日程第7 議案第43号 平成23年度幕別町一般会計補正予算（第2号）  
日程第8 議案第44号 平成23年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）  
日程第9 議案第45号 平成23年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第10 議案第46号 財産の取得について  
日程第11 議案第47号 財産の取得について  
日程第12 議案第48号 財産の取得について  
日程第13 陳情第6号 「泊原発の防災対策強化と自然エネルギーへの計画的転換等を求める意見書」の提出を求める陳情書の取下げ  
日程第14 陳情第9号 「泊原発の防災対策強化と自然エネルギーへの計画的転換等を求める意見書」の提出を求める陳情書

# 会議録

平成23年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年6月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月20日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 小川純文      2 寺林俊幸      3 東口隆弘      4 藤谷謹至      5 小島智恵  
6 岡本眞利子    7 藤原 孟      8 乾 邦廣      9 牧野茂敏      10 谷口和弥  
11 芳滝 仁      12 田口廣之      13 前川雅志      14 成田年雄      15 中橋友子  
16 野原恵子      17 増田武夫      18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
教 育 長 金子隆司      教 育 委 員 長 沖田道子  
代表監査委員 柏本和成      農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満  
総 務 部 長 増子一馬      経 済 部 長 飯田晴義  
会 計 管 理 者 新屋敷清志      企 画 室 長 堂前芳昭  
民 生 部 長 菅 好弘      建 設 部 長 高橋政雄  
札 内 支 所 長 飛田 栄      忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一  
教 育 部 長 佐藤昌親      総 務 課 長 田村修一  
地 域 振 興 課 長 佐藤和良      企 画 室 参 事 伊藤博明  
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄      こ ど も 課 長 森 範康  
福 祉 課 長 横山義嗣      農 林 課 長 菅野勇次  
都 市 計 画 課 長 田井啓一      税 務 課 長 姉崎二三男  
商 工 観 光 課 長 八代芳雄      学 校 教 育 課 長 羽磨知成  
生 涯 学 習 課 長 中川輝彦      経 済 建 設 課 長 細澤正典
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 米川伸宜      課長 仲上雄治      係長 金田恭之
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
12 田口 廣之      13 前川 雅志      14 成田 年雄

# 議事の経過

(平成23年6月20日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

きょうも非常に暑くなりそうですので、上着は適時外していただいて結構かと思えます。

## [議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番田口議員、13番前川議員、14番成田議員を指名いたします。

## [報告]

○議長(古川 稔) 日程第2、報告第2号、平成22年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 報告第2号、平成22年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思えます。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものについては、地方自治法第213条の規定によりまして、翌年度に繰り越しをして使用することができるものであります。

翌年度に繰り越しをしました当該経費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額及び繰越財源の内訳について、繰越計算書を翌年度の5月31日までに調整し、次の議会において報告しなければならないものとされております。

今回、報告をいたしますのは、総務費のきめ細かな交付金事業、以下10事業であり、これらの事業につきましては、事業の一部が冬期間に入り年度内に完了することができないことから翌年度に繰り越しとなったもの、あるいは国の補正予算の決定時期が年度の後半となったことから事業の実施が翌年度に繰り越しとなったものでございます。

事業ごとの繰越額につきましては、さきの3月定例会で議決をいただいたとおりであり、11事業の繰越額の合計は17億3,239万1,000円であります。

なお、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長(古川 稔) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

## [報告]

○議長(古川 稔) 日程第3、報告第3号、幕別町国民保護計画の変更についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第3号、幕別町国民保護計画の変更につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の2ページ及び別にお配りをいたしました資料をごらんいただきたいと思います。

幕別町国民保護計画につきましては、平成16年に成立いたしました「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、通称「国民保護法」の施行を受けまして、幕別町国民保護協議会への諮問等を経て、平成19年3月に決定、議会への報告をさせていただいたところであります。

このたび、国の「国民の保護に関する基本指針」及び「北海道国民保護計画」が変更されたことに伴い、幕別町国民保護計画の一部について変更が必要となりましたことから、平成23年3月に幕別町国民保護協議会への諮問及び北海道との協議を経て計画を変更したものであり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、議会へ報告するものであります。

変更内容の概要につきましては、資料をごらんいただきたいと思います。国の基本指針の変更及び災害時における道内市町村との相互応援協定の再締結に伴う北海道国民保護計画の変更による変更、その他文言の整理を行っております。

なお、今回の変更後の幕別町国民保護計画をお配りしておりますので、参考にしていただければと思います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号を終わります。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第4、議案第39号から日程第13、陳情第6号の取り下げまでの10議件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第39号から日程第13、陳情第6号の取り下げまでの10議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第39号、幕別町南幕別老人交流館条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第39号、幕別町南幕別老人交流館条例を廃止する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

幕別町南幕別老人交流館は、平成11年1月8日、地域の65歳以上の方が自由に利用できる入浴施設を備えた高齢者の健康増進施設としてオープンし、地域の方にご利用をいただいておりますが、平成13年度の年間利用者数853人をピークに、年々利用者が減少し、平成21年度は317人、平成22年度は326人と、この10年間でピーク時の約40パーセントを下回ることとなりました。

こうした現状を踏まえ、今後の施設のあり方等について、平成 22 年 10 月、関係する公区長及び単位老人クラブの方々にご相談申し上げ、本年 3 月、南幕別老人交流館の設置目的がおおよそ達成されたことから、廃止についての地域の合意を得ることができましたので、8 月 31 日をもって廃止するものであります。

なお、施設廃止後につきましては、月 2 回水曜日に運行しております駒島・美川線福祉バスにて、依田の老人福祉センターに送迎するものであります。

また、廃止後の施設利用につきましては、地域活動に寄与する施設となるよう地域の方々と協議をさせていただいているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 39 号、幕別町南幕別老人交流館条例を廃止する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 40 号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 40 号、幕別町辺地総合整備計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 10 ページをお開きいただきたいと思います。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、駒島辺地にかかわります総合整備計画を変更するものでございます。

11 ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

既に議決をいただいております平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 カ年の駒島辺地の計画を変更するもので、括弧内が変更後の金額であります。

産業農道であります。3 月開催の予算審査特別委員会でもご説明申しましたとおり、主要幹線への接続路線であります駒島 6 線の農道を整備し、駒島地区の農畜産物等の輸送効率を高め、流通機能の向上等を図るため、事業の追加を行うものであります。

なお、この計画により事業を実施いたしますと、辺地対策事業債の対象となり、その元利償還金の 8 割が普通交付税で措置されることとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 42 号、中川郡幕別町と河西郡更別村との境界変更に伴う課税権の承継についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

- 副町長（高橋平明） 議案第 42 号、中川郡幕別町と河西郡更別村との境界変更に伴う課税権の承継につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 22 ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、地方税法第 8 条の 3 第 1 項ただし書きの規定により、幕別町と更別村との境界変更に伴う固定資産税にかかわります課税権の承継を 23 ページ別紙協議書のとおりとすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

幕別町と更別村との境界変更につきましては、昨年の 12 月定例会並びに本年 3 月の道議会において承認をいただき、本年 6 月 1 日、総務省において正式に決定されたものであります。

この決定によりまして、境界変更地の固定資産への課税権については、地方税法第 8 条の 3 第 1 項の規定に基づき、幕別町から更別村へ承継されたこととなりますが、この境界変更地にかかわります納税義務者の方々が、両町村の法定納期限が異なるなどの影響から混乱を招かないようにするため、平成 23 年度分に限り、同条第 1 項のただし書き規定を適用し、両町村の協議により課税権の承継はしないとするものであります。

なお、境界変更地の課税権の承継に関します課税対象となっております固定資産の内容等につきましては、議案説明資料の 5 ページに記載をしておりますので、ご参考いただきますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

- 議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 43 号、平成 23 年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

- 副町長（高橋平明） 議案第 43 号、平成 23 年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 4,740 万 5,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 137 億 979 万 1,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、5 ページをごらんいただきたいと思います。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

追加でございますが、忠類コミセン耐震化事業及び糠内小学校改築事業の 2 事業について、限度額 1 億 2,110 万円を追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げます。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費 3,196 万 6,000 円の追加でございます。

4 節共済費であります。地方議会議員年金制度の廃止に伴いまして、年金給付等に必要な財源は、



毎年度、現職議員の標準報酬総額に応じて各地方公共団体が公費で負担することとされましたことから、議員共済費を追加するものであります。

なお、この公費負担につきましては、毎年度、普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目近隣センター管理費 242 万 6,000 円の追加でございます。

13 節委託料であります。忠類コミセン耐震改修にかかわります実施設計委託料であります。

次に、11 目企画費 35 万 8,000 円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金であります。幕別町地域公共交通確保維持改善協議会におきまして、地域の公共交通の確保維持に関する協議を開始いたしますことから、当該協議会への運営経費を補助しようとするものであります。

次に、15 目交通防災費 298 万円の追加でございます。

11 節、細節 7 の防災対策消耗品費につきましては、本年 3 月に東日本大震災の被災者支援のため、本町の災害用備蓄品、アルファ米 1,000 食、毛布 500 枚を提供しておりますことから、このたび本町の備蓄品を補充するために追加しようとするものであります。

次に、20 目総合支所費 76 万 8,000 円の追加でございます。

町長の執行方針でも申し上げたところでありますが、忠類地域におきましては、地域活性化に向けた住民主体の活動が展開されてきているところであり、町はこれら住民活動に対し、側面的な支援を行ってきたところであります。

また、今年度は「忠類魅力づくり会議」の設立により、さらに一体となった活動の展開が期待される所であり、町といたしましても、一層の活動の活性化に資するよう、財政支援に取り組むこととし、8 節報償費から 16 節原材料費に、所要の補正を行うものであります。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、11 目保健福祉センター管理費 48 万 6,000 円の追加でございます。保健福祉センター内において、社会福祉協議会が運営しておりますデイサービスルームの防寒対策といたしまして、入口に間仕切り等を設置するための費用を追加するものであります。

次に、2 項児童福祉費、2 目児童医療費 2,570 万 5,000 円の追加でございます。

11 節需用費から 20 節扶助費につきましては、本年 10 月からの実施に向け、乳幼児等医療費を小学校卒業まで無料化するため、費用を追加するものであります。

11 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 24 万円の追加でございます。

19 節、細節 10 の公衆浴場確保対策事業補助金であります。町内で公衆浴場法に基づき経営を行っております事業者に対しまして、町の「公衆浴場設備整備事業費補助金交付要綱」に基づく施設改修に係る補助金を追加するものであります。

次に、5 目環境衛生費 578 万 9,000 円の追加でございます。

13 節委託料につきましては、省エネルギービジョンの目標年度が到来いたしましたことから、実施状況の検証及び再評価を行うとともに、新エネルギービジョンの実施状況の中間検証を行うものであります。

28 節繰出金につきましては、個別排水処理特別会計への繰出金を追加するものであります。

5 款労働費、1 項労働諸費、2 目雇用対策費 1,544 万 9,000 円の追加でございます。

4 節共済費及び 7 節賃金につきましては、主に北海道の緊急雇用創出事業補助金を受けて実施するものであります。小中学校等の特別支援教育支援員 7 名分及び保育所の特別支援に係る保育士 3 名分の雇用にかかわる経費等を追加するものであります。

12 ページになります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 777 万 5,000 円の追加でございます。

11 節及び 12 節につきましては、19 節、細節 27 の環境保全型農業直接支払交付金にかかわります事

務費であります。

19 節、細節 17 の農業振興公社運営費補助金であります。北海道土地改良事業団体連合会が提供しております地図情報等を管理する水土里情報システムの利用につきましては、農業振興公社において加入をし、その利用料を負担することとしておりましたが、町として加入する必要が生じたことから、予算を組み替えるため同補助金を減額するものであります。

細節 27 環境保全型農業直接支払交付金につきましては、国の制度に基づく事業であります。有機農業など化学肥料、化学合成農薬の低減により、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対する交付金であります。農業者の取り組み面積に応じた支援といたしまして、50 ヘクタール分を計上するものであります。

なお、財源につきましては、北海道の環境保全型農業直接支払交付金を受けて実施するものであり、さらに町負担分の 85%が地方交付税で措置されることとなっております。

細節 28 水土里情報システム利用負担金につきましては、細節 17 でご説明いたしましたが、予算の組み替えによる追加であります。

細節 29 消費・安全対策事業補助金につきましては、JA 幕別町及び JA さつないが実施するカボチャの残留農薬検査等に係る補助であり、北海道からの間接補助事業であります。

21 節貸付金であります。本年度、農業ゆとりみらい総合資金貸付金の要望額が予算を上回る見込みでありますことから、必要な貸し付けを実施すべく、所要の補正を行うものであります。

次に、5 目畜産業費 403 万 5,000 円の追加でございます。

19 節、細節 21 の粗飼料生産基盤向上対策事業補助金につきましては、酪農業、畜産業を営む農業者が耕作する町内の草地更新に係る費用の一部を補助するものであります。

次に、8 目土地改良事業費 500 万円の追加でございます。新たに事業を行います中里地区 654.1 ヘクタールを事業エリアといたします道営畑総事業の負担金であります。本年度は計画樹立調査に係る負担金を追加するものであります。

なお、計画樹立調査に係る町の負担率は 50%となっております。

2 項林業費、1 目林業総務費 206 万 9,000 円の追加でございます。森林法の改正によりまして、市町村森林整備計画の抜本的な見直しが必要となりましたことから、所要の補正を行うものであります。

13 ページにかけてでございますが、9 節旅費及び 12 節役務費につきましては、計画の変更に伴います事務費、13 節委託料につきましては、計画の変更に不可欠となります「森林情報システム」の整備に係る費用を追加するものであります。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費 5,000 万円の追加でございます。

19 節につきましては、地域経済の活性化を目的として、商工会が実施いたしますプレミアム商品券発行事業の一部を支援するものであります。

21 節、細節 1 の中小企業融資運用資金貸付金につきましては、金融機関に資金を預託し、その 3 倍までを貸付枠としているところであります。要望額が貸付枠を上回る見込みでありますことから、必要な融資を実施すべく、所要の補正を行うものであります。

次に、3 目観光費 109 万円の追加でございます。

13 節委託料につきましては、「アルコ 236、道の駅・忠類」の指定管理業務にかかわりますリスク分担の精算であります。

「アルコ 236、道の駅・忠類」につきましては、指定管理者による管理運営を行っておりますが、その管理に関する基本協定書により、リスク分担についての取り決めがなされているところであります。このたびのリスク分担につきましては、A 重油の物価変動及び施設、設備等の修繕について精算を行うものであります。

14 ページになります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費 9,017 万 4,000 円の追加でございます。

13 節委託料につきましては、次年度以降の道路整備にかかわります 9 路線の調査設計委託料であり

ます。

15 節工事請負費につきましては、町道歩道バリアフリー化のための段差解消工事のほか、15 ページにかけてありますが、5 路線の整備工事であります。

22 節補償補填及び賠償金につきましては、道路整備工事におきまして、水道管等の移設が必要となりますことから、移設補償費を追加するものであります。

4 目橋梁維持費 640 万円の追加でございます。

13 節委託料につきましては、今後老朽化する橋梁の増加に対応するため、橋梁長寿命化修繕計画の策定に係る委託料を追加するものであります。本年度は、橋梁 169 橋のうち橋梁全長 15 メートル以上の 83 橋について実施するものであります。

次に、3 項都市計画費、3 目街路事業費 1,500 万円の追加でございます。

13 節委託料につきましては、公園事業と一体的に整備を行う札内西大通及び札内 2 線に係る道路調査設計委託料、15 節につきましては、公園事業と一体的に整備を行う千住 3 線ほか 2 路線に係る大型案内標識の設置工事を追加するものであります。

4 目公園整備費 4,500 万円の追加でございます。

13 節につきましては、街区公園 11 カ所分の遊具等改築に係る調査設計委託料を追加するものであります。

16 ページになりますが、15 節、細節 1 の都市公園遊具等改築工事につきましては、街区公園 6 カ所の遊具等改築工事及び街区公園 17 カ所の老朽化した遊具等の撤去工事、細節 2 の都市公園等整備工事につきましては、街区公園 1 カ所の遊具等整備工事を追加するものであります。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 14 万 4,000 円の追加でございます。

19 節につきましては、奨学資金交付金の認定者の増加に伴い、所要の補正を行うものであります。

6 目学校給食センター管理費 270 万 3,000 円の追加でございます。

18 節備品購入費につきましては、機器の更新や衛生管理基準の変更に係る対応のため、厨房機器等を購入するものであります。

2 項小学校費、3 目糠内小学校改築事業費 1 億 6,980 万 6,000 円の追加でございます。本目は、糠内小学校の東側校舎の改築工事及び西側校舎の大規模改造工事に係る事業費を予算に計上するため、目を新設するものでございます。

9 節旅費につきましては、補助事業の事前協議に係る特別旅費、13 節、細節 5 の工事監理委託料につきましては、改築工事に係る委託料、細節 6 の実施設計委託料につきましては、大規模改造に係る委託料、15 節工事請負費につきましては、改築工事及び暖房機器設置工事を追加するものであります。

17 ページになります。

5 項社会教育費、2 目公民館費 5,541 万 6,000 円の追加でございます。昭和 57 年に建設した糠内公民館の施設改修に係る補正であります。13 節につきましては工事設計監理委託料、15 節につきましては改修工事、18 節につきましてはテーブルなどの管理用備品の購入に要する費用を追加するものであります。

3 目保健体育費 642 万 6,000 円の追加でございます。

15 節につきましては、平成 5 年に建設したクマガラハウスの改修工事に係る費用を追加するものであります。

次に、11 目百年記念ホール管理費 20 万円の追加でございます。

13 節委託料につきましては、百年記念ホールの指定管理業務にかかわりますリスク分担の精算であります。百年記念ホールにつきましては、指定管理者による管理運営を行っておりますが、その管理に関する基本協定書により、リスク分担についての取り決めがなされているところであります。このたびのリスク分担につきましては、A 重油の物価変動について精算を行うものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。6 ページまでお戻りいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 313 万 6,000 円の追加でございます。

現年課税分の追加であります。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税 6,500 万円の追加でございます。

普通交付税を追加するものでございます。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目土木費補助金 4,604 万円の追加でございます。

歳出でもご説明申し上げましたが、1 節道路橋梁費補助金につきましては、細節 3 は道路改良事業、細節 7 は橋梁長寿命化修繕計画策定に係る交付金であります。

2 節都市計画費補助金につきまして、細節 3 は公園遊具等改築事業、細節 4 は公園事業と一体的に整備を行う道路整備事業に係る交付金であります。

5 目教育費補助金 4,199 万 7,000 円の追加でございます。糠内小学校の改築事業に係る交付金であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、3 目衛生費補助金 150 万円の追加でございます。省エネ・新エネビジョンの実施状況検証事業に係る交付金であります。

次に、4 目労働費補助金 1,463 万 2,000 円の追加でございます。緊急雇用創出事業に係る補助金であります。

5 目農林業費補助金 270 万円の追加でございます。

1 節農業費補助金につきまして、細節 9 は環境保全型農業直接支払事業、細節 10 は消費・安全対策事業に係る補助金、4 節林業費補助金につきましては、市町村森林整備計画の変更に係る補助金であります。

8 目教育費補助金 630 万円の追加でございます。糠内小学校の改築事業にかかわる交付金であります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目財政調整基金繰入金 2 億円の追加でございます。財源調整のため財政調整基金から繰り入れるものでございます。

21 款諸収入、3 項貸付金元利収入、7 目中小企業貸付金元利収入 4,500 万円の追加でございます。中小企業融資運用資金貸付金の追加に伴います貸付金元利収入の補正であります。

22 款町債、1 項町債、1 目総務債 230 万円の追加、7 目教育債 1 億 1,880 万円の追加でございます。忠類コミセン耐震化事業及び糠内小学校改築事業に伴います町債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15 番（中橋友子） 11 ページ、5 款労働費、2 雇用対策費 1,463 万円の補正で、事前にご説明いただいたのは、教育委員会の分野であるとか、臨時的な職員を雇用し、雇用対策の推進を図るということでありましたが、もっと具体的にどこの分野でどういう人たちがどのぐらい増えていくのか、賃金補償はどのぐらいなのか、伺います。

次に、商工費の 3 観光費、委託料におきまして、アルコ 236 云々のリスク分担分、後ろのほうの百年記念のホールのところでも出てくるのですが、これリスクの分担の割合はどのぐらいになっているのか。

それから 15 ページ、8 款土木費、15 工事請負費の 1 都市計画道路整備工事、案内板の大型を設置されるということですが、この事業の中身についても詳しくご説明ください。

○議長（古川 稔） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） ただいまの百年記念ホールのリスク負担分の部分なのですが、当初の基準額と比較しまして、5%を超える部分を今回出したものでございます。

○議長（古川 稔） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） アルコ 236 のリスク分担でございますが、これは単体の経費が全体に占める 10%を超える単品の部分のその費用の増減が 3%を超える部分に関して負担するものでありま

す。

○議長（古川 稔） 都市計画課長。

○都市計画課長（田井啓一） 街路事業費の工事請負費の関係でございますが、スマイルパークへの案内標識ということでございまして、千住3線におきましては、駐車場の入り口のところ、あと東11号につきましても、施設に入る取りつけ道路のところ、あと東11号の国道の交差点付近に3カ所予定しております。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（森 範康） 緊急雇用創出事業の関係ですけれども、副町長ご説明しました保育所3人というのは、常設保育所に1名、へき地保育所に2名の雇用を予定しているところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 緊急雇用対策事業の関係でございます。

当初から支援員の配置につきましては、各学校から要望があるところがございますが、教育費全体の中のバランスも考えながら配置いたしておりまして、なかなか行き届かなかった面もありました。

また、4月1日以降新たに支援を必要とする児童も出てきましたことから、今回この事業を活用いたしまして、7名の支援員を配置するものであります。2学期からの雇用になりますので、1人当たり大体100万円から120万円ぐらいの支給額になるかと考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） リスク分担のほうは、つまり百年ホールについては5%までは指定管理者のほうですけれども、それを越えた分ということですね。

それから、アルコのほうは10%を超えた分の中の経費の10%を超えてさらに3%を超える。要するに、リスクの分担というふうになれば、普通は契約において、それぞれ対等な関係であれば半分半分なのかなというふうにも思うのですけれども、ただし、きちっと経営に責任を持っていただくということでありますから、極力請け負っていただいたところで解消していただくということが筋だと思うのですよね。そういう点では、特別大きな金額というふうにも思いませんけれども、負担の割合の根拠といいますか、そういうのがどこにあるのかなというふうに思いました。お答えいただければお願いいたします。

次に、スマイルパークの関係だったのですね。あそこの百年記念ホール一帯、スマイルパークも含めまして、随分年数たってきました。そして、周りの木が大変大きくなってきてまして、国道からはほとんど見えないような状況になってきています。地元の人たちはもちろん3線裏道をわかっておりますから、そういったところに標識があれば、それはそれで不自由なく利用しているということはあると思います。しかし、あそこの公園全体をもっと広くアピールして使っていただくというふうになれば、案内板のあり方というのでも考えていかなければならないのではないかなというふうに思います。たしか、百年記念ホールについても、あの建物そのものは大変デザイン的にもよくて評価をいただいたものであったのだと思うのですけれども、本当に国道からはもう見えないのですね、離れたところに小さくぼんとあるという感じで。それで全体の運営の中では、特に百年記念ホールのもっと大きな看板があって、もっと全体にアピールできるものが必要ではないかという声もありまして、そういったことも含めてスマイルパーク全体の案内の標識のあり方は検討していく必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

労働費のほうはわかりました。支援員と保育ということでもあります。これからですから、半年以上はありますね。半年以上の中で100万円。どんな勤務体系なのでしょう。日給にしたらどのぐらいで、どのぐらい1週間に勤務できてこの金額になっていくのか、伺います。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 初めに、支援員の勤務体系のほうについて申し上げます。

1日当たり子供と直接対応するというところで6時間、時給としてはこれまでの支援員と同様 1,100

円、子供がいるとき、学業がある日になりますので、平日は月曜から金曜日までの勤務ということになります。

以上です。

○議長（古川 稔） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） リスク分担のパーセントの考え方であります。

物価変動に伴う経費は、協定書の中では原則として指定管理者の負担という形にしているところですが、先ほど申しましたように、単品の経費が総体の経費の10%を超える部分、要するに大きな割合を占めまして物価の変動によって大きく経営を左右してしまうものについては、リスク分担として、計画策定時の単価の3%を上限した場合についてリスク分担するというようにしたものであります。平成19年に協定を締結した際に、おおよそプラスマイナス3%が適当であろうということでの協定をしたところであります。通常予想し得ないような大きな物価変動があった場合には、この管理料に限らず、町が締結している他の委託契約、請負契約を含めた全体の中で検討するとしたところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 先ほど5%との関係なのですけれども、当初平成19年度に額を決めたときに、他町村の動向だとか、世論を勘案して決めたというふうに伺っております。

その中で、いろいろな5%というところもあれば、全くそういうのを設けないところもあるような形で聞いております。その中で、5%がいいだろうということで、その5%を超える部分についてはもしマイナスであれば、町側で補てんしましょうと。プラスの部分であれば、その5%を超える部分については返していただきましょうと、そういう形でやっているものでございます。それについては百年記念ホールの場合は、電気料とA重油の燃料費と、そういう形になっております。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） スマイルパークの案内板の関係でございますけれども、確かに議員言われるように、スマイルパーク開業して平成8年ですから15年ほどたって、ともに国道10号、11号、3線、支障木ものが、街路樹そのものが大きくなってきて見えない部分もあります。それで、昨年、10号あたりにつきましては、支障木の枝払いをして見やすくしたということもございますけれども、昨年来、木が大きくなってきたということでは、他町村から来られる方の百年ホールへの入り口、駐車場等が見づらいというお声ございまして、15年もたって、支障木が支障になるところもございまして、今年やろうというのは、国道からの案内入り口、11号から入るところ、3線から入るという案内板を設置するという、今、予算を見させていただいておりますけれども、言われるとおり、総合的にサイン計画としてどういうふうな形で導いていくのがいいのかということもあわせまして、計画を持ってまいりたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） ほかにありますか。質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第44号、平成23年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）及び日程第9、議案第45号、平成23年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 44 号、平成 23 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,340 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,164 万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

4 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

変更であります、個別排水処理施設整備事業につきまして、事業費の追加に伴います起債の借入額について変更を行うものであります、補正前の限度額に 1,890 万円を追加し、5,610 万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、初めに、歳出からご説明申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 2,340 万円の追加でございます。

15 節、細節 1 の排水処理施設整備工事であります、合併浄化槽の整備に係る申請が予算を上回る申し込みでありますことから、必要な整備を実施すべく、所要の補正を行うものであります。

歳入をご説明申し上げます。

5 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 175 万 6,000 円の追加でございます。合併浄化槽の整備にかかわります受益者負担金であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 274 万 4,000 円の追加でございます。工事請負費の追加にかかわります一般会計からの繰入金であります。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 1,890 万円の追加でございます。歳出でもご説明いたしましたが、排水処理施設整備工事の追加に伴います町債であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 45 号、平成 23 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算第 2 条でございますが、第 4 条予算であります資本的収入及び支出の予定額に対します補正でございます。

収入であります、第 1 款資本的収入、既決予定額 2,943 万 5,000 円に補正予定額 500 万円を追加し、3,443 万 5,000 円と定めるものでございます。

支出であります、第 1 款資本的支出、既決予定額 2 億 319 万円に補正予定額 500 万円を追加し、2 億 819 万円と定めるものでございます。

初めに、資本的支出からご説明申し上げます。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 500 万円の追加でございます。

26 節工事請負費につきましては、札内中央東 1 号通及び油槽所東通 2 号の道路整備工事に伴います水道管移設工事であります。

次に、資本的収入をご説明申し上げます。

8 ページをごらんいただきたいと思います。

1 款資本的収入、6 項負担金、1 目負担金 500 万円の追加でございます。水道管移設に係る一般会計からの負担金収入であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
議案第 44 号、平成 23 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。  
したがって、本件は原案のとおり可決されました。  
次に、お諮りいたします。  
議案第 45 号、平成 23 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。  
したがって、本件は原案のとおり可決されました。  
日程第 10、議案第 46 号、財産の取得についてを議題といたします。  
説明を求めます。  
高橋副町長。
- 副町長（高橋平明） 議案第 46 号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。  
追加してお配りをいたしました議案書の 1 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思えます。  
今回、取得いたします財産は、除雪ドーザー13 トン級車輪式 1 台であります。  
現在、札内暁町、青葉町、みずほ町、春日町、中央町、東工業団地の除雪は町道 134 路線、除雪延長 24 キロメートルを除雪ドーザー 4 台をもって除雪している状況でありましたが、さらなる時間短縮を目指し、本年度、合併特例債により 1 台を購入し、計 5 台とする増強を行うものであります。  
前部に汎用プラウを装着しておりますことから、車道及び交差点の雪処理も迅速に行えるものであり、これにより冬場の安全な車道の確保を図ってまいりたいと考えております。  
取得の方法、取得金額、取得の相手についてであります。平成 23 年 6 月 8 日、キャタピラーイーストジャパン株式会社北海道カンパニー道東本店、北海道川重建機株式会社、コマツ道東株式会社、日立建機株式会社帯広営業所、北海道 TCM 株式会社帯広支店の 5 社により競争入札を執行いたしましたところ、1,414 万 8,750 円をもちまして北海道 TCM 株式会社帯広支店が落札することとなりましたので、同社の代表であります河西郡芽室町東芽室基線 7 番 26 号、北海道 TCM 株式会社帯広支店、支店長、米田正行氏を相手方として取得しようとするものであります。  
なお、納期につきましては、平成 23 年 12 月 30 日までを予定しております。  
以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- 議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
（なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。  
したがって、本件は原案のとおり可決されました。  
日程第 11、議案第 47 号、財産の取得についてを議題といたします。  
説明を求めます。



高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 47 号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

追加議案書の 2 ページ、説明資料の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

今回、取得いたします財産は、小型除雪車 1 台及び草刈り装置一式であります。

この小型除雪車につきましては、忠類地域で使用しております小型除雪車の更新を行うためのもの  
であります。

現在、使用しております小型除雪車は、平成 5 年度に補助事業により購入したものでありまして、  
既に 18 年を経過し、走行距離 3 万 3,600 キロメートル、稼働時間 5,300 時間に達しており、馬力の低  
下に加え修理費も年々増加しておりますことから、本年度、建設機械整備費補助事業により更新を行  
うものであります。

前部にオーガーを装着した車両となっており、冬場の安全な歩道の確保と夏場におきましては草刈  
り装置を装着し路肩の草刈りを行い、より効果的な活用を図ってまいりたいと考えております。

取得の方法、取得金額、取得の相手についてであります。平成 23 年 6 月 8 日、ナラサキ産業株  
会社道東支店及び株式会社中島自工の 2 社によります競争入札を執行いたしましたところ、2,483 万  
2,500 円をもちまして、株式会社中島自工が落札することとなりましたので、同社の代表であります  
帯広市西 20 条北 1 丁目 3 番 32 号、株式会社中島自工、代表取締役中島慎司氏を相手方として取得し  
ようとするものであります。

なお、納期につきましては、平成 23 年 12 月 30 日までを予定いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 48 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 48 号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

追加議案書の 3 ページ、説明資料も 3 ページをお開きいただきたいと思います。

今回、購入いたします財産は、総合行政情報システムであります。

住民基本台帳、国保、町税、選挙、収納管理など幅広く活用している総合行政情報システムについ  
て、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用し、更新整備を進めるものであります。

初めに、このたびの事務の流れにつきまして、ご説明を申し上げます。

本町が備荒資金組合から委任を受けて取得事務全般を行うこととなりますが、機種を選定、選定先  
などの契約事務を進め、契約の相手方が決定後に備荒資金組合と契約の相手方との売買契約を経て、  
本町へ物品の納入、引き渡しがなされ、その後に備荒資金組合から相手方に購入代金が支払われ、町  
は 5 年間で元利償還金を備荒資金組合に支払うというものであります。

4 月から更新事務を進めてまいりましたが、このたび導入業者、取得金額が確定いたしましたこと  
から、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、「財  
産の取得」についてご提案するものであります。

本システムの内容につきましては、説明資料にお示ししてありますが、基本的には行政が扱う情報  
を総合的に処理する電算システム一式であります。

今回の更新につきましては、平成 18 年 2 月の合併を機に購入したものが本年 2 月で 5 年を経過し、ハードウェアの製品寿命、ソフトウェアのサポート終了などから平成 23 年度に更新を行い、平成 24 年 4 月から本格稼働を目途に本システムを更新するものであります。

導入業者の選定に当たりましては、システム内容が専門的かつ特殊性を有しており、行政全般に精通していることが必要であること、導入後の保守業務と一体性を有していることから、入札によらず総合評価方式による随意契約としたところであります。

今回のシステムの更新に際しましては、現行システムの評価作業を行い、より充実させたシステムへの更新を図っていく検討を進めて、本年 4 月 18 日に、町職員 19 名により構成する「電子計算システム更新業者選定委員会」を設置し、システムの仕様書の決定、システム更新候補者の選定を行ったところであります。

候補者の選定に当たりましては、町の入札資格者名簿に登録済みで十勝管内に事務所を有し、管内自治体への導入実績があることを考慮し、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャ、中央コンピュータサービス株式会社十勝営業所の 3 社を選定いたしました。

3 社に対しまして、システム仕様書に基づく提案書の提出を依頼しましたが、株式会社ズコーシャ並びに中央コンピュータサービス株式会社十勝営業所の辞退を受け、アートシステム株式会社帯広支店 1 社による提案説明会を 5 月 17 日に実施したところであります。

総合評価の実施に当たりましては、さきにご説明いたしました「電子計算システム更新業者選定委員会」によりシステム提案書及び提案説明会の内容をもとに、一つ目には個別仕様対応状況、二つ目に導入経費及び導入後の保守経費の見積金額、三つ目として更新スケジュール、四つ目、サポート体制、五つ目、セキュリティに対する考え方の観点から評価を行い、満足できる内容でありましたことから、アートシステム株式会社帯広支店に決定したところであります。

以上のことから、北海道市町村備荒資金組合とアートシステム株式会社帯広支店との売買契約締結に先立ちまして、納入先であります幕別町の財産取得につきまして、議決をいただくとするものであります。

議案書をごらんいただきたいと思いますが、財産の名称及び数量は、総合行政情報システムであります。

取得の方法は、随意契約であります。

取得金額は、1 億 6,905 万円となります。

なお、来年 3 月から償還が開始となりますが、平成 28 年 3 月までに支払う利子につきましては、今年度の借入利率 0.5% で計算され 1 億 6,905 万円の元金に対し、193 万 8,845 円となるものであります。

取得の相手方ではありますが、札幌市中央区北 4 条西 6 丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長、寺島光一郎氏であります。

北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西 20 条南 6 丁目 3 番 20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長、澤見正興氏であります。

なお、取得するシステムの納入期限につきましては、平成 24 年 2 月 29 日までとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15 番（中橋友子） 直接アートシステムと我が幕別町ということではなくて、市町村備荒資金組合を契約の相手とするということで、今るるご説明をいただきました。

たしか過去にも学校のコンピューターシステム、コンピューターを購入するときに同じような手法をとられていたかと思います。

そこでなのですが、備荒資金には幕別町では要請されている責任の積立金とその倍額の超過金を金額でおよそ 2 億 3,000 万円ほど積んでいられると思います。

これ、たしか 1 度お尋ねしたときに、金利はかなり有利といいますが、高かったのではないかと思

うのですが、まず金利がどのぐらいついているのか。

そして、借りて買うわけですから、単純に考えまして、超過の分の2億3,000万円をおろしてこの1億6,900万円に充てれば、借りなくても済むのではないかというような思いをします。しかし、そうでない方法を選ばれているわけですから、その辺は金利のことも影響はあるでしょうから、ご説明ください。

もう一つ、5年を経過したから更新するということでありました。これ、合併のときに総合システムになったと。以前はたしかズコーシャさんだったのでしょか。それぞれいろんな不具合が出てきたときには、一つずつ更新をするといいますか、手当てをされて、情報システム、処理をされてきたように思うのですが、一括になって金額も張ってということなので、これは5年というのがやはり一つの消耗期間というのでしょうか、そういうものなのでしょうか。まず、そこをお伺いします。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 初めに、備荒資金の金利の関係、ご説明させていただきたいと思います。

まず、超過分と普通納付分とありますけれども、普通納付分につきましては、預けておきますと、平成22年度は1.19%の金利がつくことになっております。これは配分額という言い方で市町村に配分されることとなりますけれども、超過分につきましては、同じく22年度は0.85%の金利がつくこととなります。このため、先ほど副町長がご説明申し上げましたとおり、今回この事業にのりまして、事業導入、コンピューターを買いますと、0.5%の金利となるということでございますので、預けておいたほうが有利だということで、こういう選択をしております。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 5年を経過したので更新するということであります。

実際には、今年度も使っておりますので、丸6年使うということになります。コンピューターにつきましては、家庭でお使いになっているパソコンもそうですけれども、磁気装置を使っているということから、摩耗する、一般的に大型、我々のような自治体を使う場合には5年とされております。総務省のほうの補助の処分制限期間も、パソコンで4年、それからそれ以外のコンピューターで5年とされておまして、今回6年を使うわけですけれども、消耗してきているということに加えて、やはりデータの量が毎年毎年ふえますので、例えば税の処理を行うときなどにあっても、処理速度がかなり要しているという状況もございますので、このたび更新をさせていただきたいと考えているものであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 備荒資金のほうは0.35%有利だということになりますので、そういう手法ということで理解したいと思います。

5年の更新ということではありますが、これはこの更新によって、いわゆる能力といいますか、処理量がどんどん増えているということでもありますから、現在使用されているものよりもかなり能力は高くなっていくのでしょうか。

もう一つなのですが、まだまだ確定の話ではない、しかし4年間の最重要課題として位置づけられて示されました本庁舎の改築計画の中で、設備にかかわっては先日いただいた資料では5億円程度というような数字が示されておりました。そうすると、これは今こういった1億6,900万円をかけて、計画がもし実施されれば、庁舎そのものが移動していくわけですけれども、こういうものが無駄になってしまうのかということなのですから、新しくなった場合には、また新しく更新しなければならないものなのか、どうしても今必要なものなのかということも含めて、容量とその5年というものの目安、今後の計画に照らして、今決断することが絶対必要なのかというようなところをわかりやすくご説明ください。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） まず、1点目の能力でありますけれども、これは皆さんもご家庭でお使いになっているパソコンも、私も今年更新したのですけれども、8年間使っております、もうかなり

ストレスを感じておりましたが、更新した結果、ストレスなく、当然電波のネット環境にもよりますけれども、8年というのは使い過ぎなのですから、今回6年使うわけですから、そういう意味では能力は格段に向上いたします。

それともう一つ、仮に庁舎の建設計画が予定どおりに進んだ場合に無駄になるのではないかとということでもあります。

基本的には、電算システムというのは生きているものでありますので、仮に庁舎を引っ越す場合でも、新たな電算システムを別のところに置いておいて、そこで動かすのではなくて、今使っているものを夜中になりますか、休みになるかわかりませんが、そっくり動かすというほうが不具合が起こりづらいといいたいでしょうか、ということから、私たちもそこら辺は検討しております。平成27年度を今目途としておりますから、そうしますと、微妙な時期ではあるのですけれども、その時期には今の段階におきましては、そのまま引っ越せるだろうと、今回も6年使いましたので、6年使うとすれば、持っていけるだろうという考え方としております。それとは別に、やはり現行システムの寿命自体がやはり5年から6年と言われておりますので、今回更新するというのが必要だというのが大前提にあります。

以上です。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） では、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情取り下げ]

○議長（古川 稔） 日程第13、陳情第6号、「泊原発の防災対策強化と自然エネルギーへの計画的転換等を求める意見書」の提出を求める陳情書の取り下げについてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第6号については、お手元に配付した取り下げ書のとおり、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号の取り下げは、許可することに決定いたしました。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第14、陳情第9号、「泊原発の防災対策強化と自然エネルギーへの計画的転換等を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第9号、「泊原発の防災対策強化と自然エネルギーへの計画的転換等を求める意見書」の提出を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明21日は、休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、6月21日は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程を全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月22日午前10時からであります。

11:13 散会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成23年第2回幕別町議会定例会  
(平成23年6月22日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
15 中橋 友子      16 野原 恵子      17 増田 武夫  
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第38号 幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例  
(民生常任委員会報告)
- 日程第3 議案第41号 帯広市との定住自立圏形成協定の締結について  
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第4 陳情第4号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第5 陳情第5号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書  
(以上、総務文教常任委員会報告)
- 日程第6 陳情第7号 「原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第7 陳情第9号 「泊原発の防災対策強化と自然エネルギーへの計画的転換等を求める意見書」の提出を求める陳情書  
(以上、産業建設常任委員会報告)
- 日程第7の2 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第7の3 発議第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書
- 日程第7の4 発議第6号 原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書
- 日程第7の5 発議第7号 泊原発の防災対策強化と自然エネルギーへの計画的転換等を求める意見書
- 日程第8 幕別町農業委員会委員の推薦について
- 日程第9 議員の派遣について
- 日程第10 閉会中の継続審査の申出  
(議会運営委員会、庁舎建設に関する調査特別委員会)
- 日程第11 閉会中の継続調査の申出  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

# 会議録

平成23年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年6月22日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月22日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議長 古川 稔  
副議長 千葉幹雄  
1 小川純文      2 寺林俊幸      3 東口隆弘      4 藤谷謹至      5 小島智恵  
6 岡本眞利子    7 藤原 孟      8 乾 邦廣      9 牧野茂敏      10 谷口和弥  
11 芳滝 仁      12 田口廣之    13 前川雅志    14 成田年雄      15 中橋友子  
16 野原恵子      17 増田武夫      18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      副 町 長 高橋平明  
教 育 長 金子隆司      教 育 委 員 長 沖田道子  
農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満      総 務 部 長 増子一馬  
経 済 部 長 飯田晴義      会 計 管 理 者 新屋敷清志  
企 画 室 長 堂前芳昭      民 生 部 長 菅 好弘  
建 設 部 長 高橋政雄      忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一  
教 育 部 長 佐藤昌親      総 務 課 長 田村修一  
地 域 振 興 課 長 佐藤和良      企 画 室 参 事 伊藤博明  
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 米川伸宜      課長 仲上雄治      係長 金田恭之
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
15 中橋 友子      16 野原 恵子      17 増田 武夫

# 議事の経過

(平成23年6月22日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

本日も、最初から蒸し暑いようですので、上着を外される方は外されて結構かと思えます。

## [議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、15番中橋議員、16番野原議員、17番増田議員を指名いたします。

諸般の報告はありません。

## [派遣職員の紹介]

○議長（古川 稔） 次に、理事者より発言を求められていますので、これを許します。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 本年6月1日付で、北海道より派遣されました職員についてご紹介をさせていただきますと思います。

経済部観光振興担当参事として、併任発令をいたしました伊藤雅実であります。

○参事（伊藤雅実） 伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（高橋平明） なお、伊藤参事につきましては、平成25年3月31日までの2年間の任期となっております。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

## [発言の取り消しの申し出]

○議長（古川 稔） この際お諮りいたします。

東口議員から、6月16日の会議における新規就農者についての発言の中で、不適切な部分がありましたので、お詫び申し上げますとともに、その部分の発言について会議規則第64条の規定によって取り消したいとの申し出がありました。

この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

したがって、東口議員からの発言取り消しの申し出は許可することに決定いたしました。

## [委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第2、議案第38号、「幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） 報告をいたします。

平成23年6月22日。

幕別町議会議長古川稔様。



民生常任委員長芳滝仁。

民生常任委員会報告書。

平成 23 年 6 月 2 日本委員会に付託された事件(議案第 38 号)を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日

平成 23 年 6 月 2 日 (1 日間)

2、審査事件

議案第 38 号幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査にあたっては、改正する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論をみた。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長(古川 稔) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 38 号「幕別町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例」に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(古川 稔) 日程第 3、議案第 41 号、「帯広市との定住自立圏形成協定の締結について」を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長牧野茂敏議員。

○9 番(牧野茂敏)

平成 23 年 6 月 22 日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成 23 年 6 月 2 日本委員会に付託された事件(議案第 41 号)を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日

平成 23 年 6 月 15 日 (1 日間)

2、審査事件

議案第 41 号

3、審査の経過

審査にあたっては、協定の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論をみた。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 41 号、「帯広市との定住自立圏形成協定の締結について」に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[一括議題・委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第 4、陳情第 4 号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書及び日程第 5、陳情第 5 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元 30 人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2012 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書」の 2 議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長牧野茂敏議員。

○ 9 番（牧野茂敏）

平成 23 年 6 月 22 日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成 23 年 6 月 2 日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

#### 1、委員会開催日

平成 23 年 6 月 15 日（1 日間）

#### 2、審査事件

陳情第 4 号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書

#### 3、陳情の趣旨

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受け、今後は自治体を中心となった復興が求められます。

また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

2012 年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011 年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2012 年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、地方財政の充実・強化を求めます。

#### 4、審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

#### 5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

平成 23 年 6 月 22 日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成 23 年 6 月 2 日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

#### 1、委員会開催日

平成 23 年 6 月 15 日（1 日間）

#### 2、審査事件

陳情第 5 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、30 人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2012 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書

#### 3、陳情の趣旨

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、今後も、義務教育費国庫負担制度堅持の取り組みを進めていくことが重要です。

また、教職員定数削減は、学校現場における多忙化を助長させており、学校現場においては、教職員数の拡充は喫緊の課題となっています。さらに、教育現場においては、給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担が依然として存在しています。

これらのことから、国においては義務教育費国庫負担制度の堅持、負担率 1/2 への復元など教育予算の確保・拡充をするよう求めます。

#### 4、審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

#### 5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第 4 号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第 5 号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、30 人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2012 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

[一括議題・委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第6、陳情第7号「原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書」の提出を求める陳情書、及び日程第7、陳情第9号「泊原発の防災対策強化と自然エネルギーへの計画的転換等を求める意見書」の提出を求める陳情書の2議件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 朗読をもって報告いたします。

平成23年6月22日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長増田武夫。

産業建設常任委員会報告書。

平成23年6月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日

平成23年6月2日（1日間）

2、審査事件

陳情第7号「原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

3月11日に発生した東日本大震災によって、福島第一原子力発電所において大量の放射能がもれだす重大事故が発生した。

ひとたび事故を起こせば、深刻な被曝を発生させ、何十年、あるいはそれ以上の長きにわたって人々の生活・生存に影響を与え、地域社会の存亡に関わるのが原子力発電です。原子力発電依存のエネルギー政策を改め、自然エネルギー活用への計画的転換を図ることを求めます。

4、審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

平成23年6月22日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長増田武夫。

産業建設常任委員会報告書。

平成23年6月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日

平成23年6月20日（1日間）

2、審査事件

陳情第9号「泊原発の防災対策強化と自然エネルギーへの計画的転換等を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

3月11日に発生した東日本大震災によって、福島第一原子力発電所において大量の放射能がもれだす重大事故が発生しました。

今度の重大事故は、北海道においてもエネルギー政策のあり方が問われ、見直しが求められています。

ひとたび事故を起こせば、何十年、あるいはそれ以上の長きにわたって人々の生活・生存に影響を与え、地域社会の存亡に関わるのが原子力発電です。泊原発の総点検を実施し、防災対策の強化に努めるとともに、北海道においても原子力発電依存を改め、自然エネルギー活用への転換を図ることを求めます。

#### 4、審査の経過

審査にあたっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

#### 5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第7号、「原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第9号、「泊原発の防災対策強化と自然エネルギーへの計画的転換等を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

10：20 休憩

10：21 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、審議いたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、審議することに決定いたしました。

日程第7の2、発議第4号、「地方財政の充実・強化を求める意見書案」から日程7の5、発議第7号「泊原発の防災対策強化と自然エネルギー活用への計画的転換等を求める意見書案」までの4議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本、意見書案については、先に報告のありました、総務文教常任委員会、及び産業建設常任委員会

報告の、陳情の要旨と同じ様な内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、提案者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号、「地方財政の充実・強化を求める意見書案」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第5号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書案」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第6号、「原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書案」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第7号、「泊原発の防災対策強化と自然エネルギーへの計画的転換等を求める意見書案」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、幕別町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

推薦の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦により4名の方を推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって指名推薦によることに決定いたしました。

指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって指名は議長がすることに決定いたしました。

それでは、指名いたします。幕別町農業委員に白木孝和氏、西川廣幸氏、杉本義昭氏、岡崎稔氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました、白木孝和氏、西川廣幸氏、杉本義昭氏、岡崎稔氏の四名を幕別町農業

委員に推薦することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしました、4名の方を推薦することに決定いたしました。

[議員の派遣]

○議長(古川 稔) 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る、7月5日、札幌市で開催される、北海道町村議会議員研修会に全議員を、7月11日、釧路市で開催される、新任議員研修会に、新任議員等8名を、8月18日、札幌市で開催される議会広報研修会に、議会広報特別委員全員を派遣いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、7月5日、札幌市で開催される、北海道町村議会議員研修会に全議員を、7月11日、釧路市で開催される、新任議員研修会に8名を、8月18日、札幌市で開催される議会広報研修会に、議会広報特別委員全員を派遣することに決定いたしました。

[閉会中の継続審査の申出]

○議長(古川 稔) 日程第10、閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

議会運営委員長、及び庁舎建設に関する調査特別委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次にお諮りします。

庁舎建設に関する調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、庁舎建設に関する調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査申出]

○議長(古川 稔) 日程第11、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成23年第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

10：29 閉会